

令和2年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

令和2年9月1日

| 日次 | 月 日 | 曜日 | 開議時刻 | 内 容 |
|----|-------|----|---------|---|
| 1 | 9月 1日 | 火 | 午前10時 | ○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計決算案詳細説明) ・監査報告 |
| 2 | 9月 2日 | 水 | | ○休 会 (一般質問通告午前11時まで) |
| 3 | 9月 3日 | 木 | | ○休 会 |
| 4 | 9月 4日 | 金 | | ○休 会 |
| 5 | 9月 5日 | 土 | | ○休 会 |
| 6 | 9月 6日 | 日 | | ○休 会 |
| 7 | 9月 7日 | 月 | | ○休 会 |
| 8 | 9月 8日 | 火 | 午前9時 | ○本会議 ・一般質問 |
| 9 | 9月 9日 | 水 | 午前9時 | ○本会議 ・一般質問 |
| 10 | 9月10日 | 木 | 午前9時 | ○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託 |
| 11 | 9月11日 | 金 | 午前9時30分 | ○委員会 ・総務産業、社会文教 |
| 12 | 9月12日 | 土 | | ○休 会 |
| 13 | 9月13日 | 日 | | ○休 会 |
| 14 | 9月14日 | 月 | 午前9時30分 | ○委員会 ・総務産業、社会文教 |
| 15 | 9月15日 | 火 | | ○休 会 |
| 16 | 9月16日 | 水 | | ○休 会 |
| 17 | 9月17日 | 木 | | ○休 会 |
| 18 | 9月18日 | 金 | 午前10時 | ○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決 |

付議事件及び審議結果

9月1日上程

| | | | |
|---------|----------------------------------|-------|----|
| 報告第 2号 | 町長の専決処分事項の報告について | 9月 1日 | 承認 |
| 議案第 34号 | 坂城町名誉町民の推挙について | 9月 1日 | 可決 |
| 議案第 35号 | 坂城町教育委員会委員の任命について | 9月 1日 | 同意 |
| 議案第 36号 | 坂城町教育委員会委員の任命について | 9月 1日 | 同意 |
| 議案第 37号 | 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について | 9月 1日 | 同意 |
| 請願第 1号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求めることについて | 9月18日 | 採択 |
| 請願第 2号 | 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求めることについて | 9月18日 | 採択 |
| 議案第 38号 | 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について | 9月18日 | 認定 |
| 議案第 39号 | 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 9月18日 | 認定 |
| 議案第 40号 | 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 9月18日 | 認定 |
| 議案第 41号 | 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 9月18日 | 認定 |
| 議案第 42号 | 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 9月18日 | 認定 |
| 議案第 43号 | 上田地域広域連合規約の変更について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第 44号 | 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第 45号 | 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第 46号 | 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第 47号 | 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第 48号 | 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第 49号 | 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | 9月18日 | 可決 |

9月18日上程

| | | | |
|--------|--|-------|----|
| 議案第50号 | 令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について | 9月18日 | 可決 |
| 議案第51号 | 令和2年度坂城町一般会計補正予算(第9号)について | 9月18日 | 可決 |
| 発委第4号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について | 9月18日 | 可決 |
| 発委第5号 | 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について | 9月18日 | 可決 |
| 発委第6号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について | 9月18日 | 可決 |

令和2年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月1日(火)

| | |
|---|----|
| ○議事日程 | 18 |
| ○会議録署名議員の指名 | 19 |
| ○会期の決定 | 19 |
| ○町長招集あいさつ | 19 |
| ○人権擁護委員の推薦、報告第2号、議案第34号～議案第37号の上程、提案理由の説明、質疑、採決 | 27 |
| ○議案第38号～議案第49号の上程、提案理由の説明、詳細説明 | 30 |
| ○監査報告 | 54 |

第2日 9月8日(火)

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 62 |
| ○一般質問 中島 新一 議員 | 62 |
| 山城 峻一 議員 | 71 |
| 朝倉 国勝 議員 | 80 |
| 小宮山定彦 議員 | 89 |
| 栗田 隆 議員 | 101 |

第3日 9月9日(水)

| | |
|----------------|-----|
| ○議事日程 | 118 |
| ○一般質問 吉川まゆみ 議員 | 118 |
| 祢津 明子 議員 | 132 |
| 玉川 清史 議員 | 143 |
| 大日向進也 議員 | 155 |
| 塩野入 猛 議員 | 163 |

第4日 9月10日(木)

| | |
|--------------------|-----|
| ○議事日程 | 180 |
| ○一般質問 中嶋 登 議員 | 180 |
| 大森 茂彦 議員 | 192 |
| 滝沢 幸映 議員 | 204 |
| ○一般会計決算案総括質疑、委員会付託 | 219 |
| ○特別会計決算案総括質疑、委員会付託 | 226 |

第5日 9月18日(金)

| | |
|-------------------------------------|-----|
| ○議事日程 | 230 |
| ○請願採決 | 231 |
| ○議案第38号～議案第42号の委員長報告、質疑、討論、採決 | 232 |
| ○議案第43号～議案第49号の質疑、討論、採決 | 260 |
| ○追加議案上程、提案理由の説明 | 271 |
| ○議案第50号～議案第51号、発委第4号～発委第6号の質疑、討論、採決 | 274 |
| ○町長閉会あいさつ | 276 |

令和2年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年9月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 " | 小宮山 定彦 君 | 9 " | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 " | 山 城 峻 一 君 | 10 " | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 " | 祢 津 明 子 君 | 11 " | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 " | 中 島 新 一 君 | 12 " | 塩野入 猛 君 |
| 6 " | 大日向 進 也 君 | 13 " | 中 嶋 登 君 |
| 7 " | 栗 田 隆 君 | 14 " | 大 森 茂 彦 君 |
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 優 子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 聡 子 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 大 橋 房 夫 君 |
9. 職務のため出席した者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 あかね 君 |

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 報告第 2 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 7 議案第 3 4 号 坂城町名誉町民の推挙について
- 第 8 議案第 3 5 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 3 6 号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 1 0 議案第 3 7 号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 1 議案第 3 8 号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 議案第 3 9 号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 議案第 4 0 号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 4 議案第 4 1 号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 5 議案第 4 2 号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 議案第 4 3 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 1 7 議案第 4 4 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 1 8 議案第 4 5 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 1 9 議案第 4 6 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 0 議案第 4 7 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 1 議案第 4 8 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 2 議案第 4 9 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（西沢さん） 会議規則第127条の規定により、14番 大森茂彦君、2番 小宮山定彦君、3番 山城峻一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

また、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、令和2年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、8月28日、安倍晋三首相から体調悪化による辞任の表明があり大変驚きました。2012年12月から政権運営がなされたところですが、約7年8か月にて終止符が打たれます。

国においては早期に体制を整えていただき、新型コロナウイルス感染症対策、経済対策などの課題対応と、さらなる地方自治の振興政策をお願いするところでございます。

さて、昨年12月、中国武漢市で初めて確認された新型コロナウイルスにつきましては、各国の様々な対策に関わらず全世界の新規感染者数は、いまだ毎日数十万人単位で増え続けております。累計の感染者数はおよそ2,500万人に達し、長引く感染の拡大は人々の生活や経済に甚大な影響を及ぼしております。日本国内においても7月以降新規感染者が急増している状況で、長野県でも連日、新たな感染者の報告がなされています。

これまでの県内の感染動向を見ますと、今年2月に初めて県内で感染者が確認され、2月は2例、3月は6例、緊急事態宣言が発令された4月は58例、5月は10例、6月は1例と一旦は収束に向かうかに思いましたが、7月に入ると34例、8月は昨日の発表分までで145例と再び増加に転じ、大変厳しい感染状況になっております。

こうした状況から、県では8月25日、当町を含む長野圏域及び佐久圏域について、県独自の感染警戒レベルを2から3に引き上げ、新型コロナウイルス警報を発令いたしました。さらに、28日にはクラスターの発生などで特に感染者が多数発生している隣接の上田圏域について、感染警戒レベルを3から4に引き上げ、新型コロナウイルス特別警報を発令いたしました。

当町においても、8月中旬に4例の感染が確認されましたが、感染された方や接触のあった方はもとより、町民の皆様の適切な行動により町内で感染が拡大することはありませんでした。しかしながら、近隣地域を含む感染状況を見ると危機感を持って感染防止に向けた取り組みを進めていく必要があると考えております。

今、各国においてワクチンや治療薬の研究、開発が急がれているところですが、感染の収束につながるにはもうしばらく時間を要するものと考えられ、町民の皆様には引き続き基本的な感染防止策や3密の回避を徹底するとともに、新しい生活様式に沿って、うつらない、うつさない、広げない行動をお願いいたします。

また、大変暑い日が続いておりますが、適切な冷房の使用や水分の補給のほか、人との距離が十分に取れる場合はマスクを一時的に外すなど、熱中症への対策も併せてお願いいたします。

小中学校では、例年より短い夏休みを終えて8月18日から2学期が始まり、久しぶりに学校中に子ども達の元気な笑顔があふれました。夏休み後の暑さは大変厳しく、昨年整備した教室のエアコンを活用し、また、いつでも水分補給できるよう水筒を用意して熱中症対策も行いながらのスタートとなりました。

全国で感染症の拡大が続いておりますが、引き続き感染予防を学校全体で取り組み、学校生活の継続に努めるとともに、この新型コロナウイルス感染症は注意していても感染してしまう場合があることから、学校や家庭において不当な差別や偏見、いじめが生じることのないよう啓発をまいります。

続きまして、この新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業でございますが、小規模事業者等持続化応援支援金につきましては、感染症の影響が続いているため支援金の対象期間を12月まで延長することとし、また、従業員等の雇用の維持を図るための国の雇用調整助成金等の申請支援に係る補助制度も進めています。

また、4月20日から受付を開始しました町の制度資金「経営安定特別資金」は約4か月で132件、5億2,400万円の申込がありました。引き続き大きな影響を受けている町内事業所の経営活動と事業継続など支えるため、国や県の補助、助成制度などの情報収集も行い周知するとともに町内事業者が必要とする支援策等を講じてまいりたいと考えております。

また、町では感染症の影響により親元を離れ、不安な時期を過ごされている学生さんに8月1日から学生リフレッシュ応援事業を実施し、これまで67件の交付をしております。お贈りする応援券を活用し帰省された際には、ふるさと坂城で心身ともにリフレッシュをされ、また、帰省がかなわない場合には、ご家族にて町の特産品などお送りいただき生まれ育った故郷に思いを寄せて、それぞれの夢や目標に向かって勉学に励んでいただきたいと思います。

特別定額給付金につきましては、5月以降申請を受け付け、8月25日にて受付が終了しました。この間、広報や防災行政無線での周知や未申請者への再度の申請案内などの事務を進め、8月末の給付率はほぼ完了となる99.6%となっております。

続いて、経済情勢であります。世界中に広がる新型コロナウイルスによる不況は深刻さを増し、日本総研などによりますと、アメリカでは個人消費や設備投資が大幅に減少し、4～6月の実質GDPは前期比年率マイナス32.9%と歴史的なマイナス成長に、ヨーロッパでは、ユーロ圏の4～6月の実質GDPは前期比年率マイナス40.3%と統計開始以来最大の減少となっております。また、中国においては工業生産が増加し4～6月期の実質GDP成長率が前年同期比3.2%とプラスに転じ、経済活動は回復傾向が伺われるところでございます。

次に国内の状況であります。内閣府による8月公表の4～6月期の実質GDPは、前期比年率マイナス27.8%とリーマンショック後の17.8%を超えて、戦後最悪のマイナス成長となっております。

長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が7月に発表した金融経済動向では公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「長野県経済は新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しい状況が続いている」としております。

当町におきましては、7月に実施いたしました町内の主な製造業20社の4～6月期経営状況調査の結果では、生産量は3か月前の比較でプラスとした企業が2社、マイナス13社、変わらない2社、売上げについてもほぼ同様で大変厳しい状況が伺われます。

一方、雇用については、4～6月の実績が総計でプラス42人と、前回調査の15人から増加し、来年4月の雇用予定は1社が予定なし、3社が未定、その他企業は増員または減員分の補充

を予定しており、全体では12人増員予定で、雇用情勢もやや不安定な様相となっております。

世界経済が大きく減速して、今後の先行きや町内企業の影響など大変懸念されますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と経済の回復を願うところであります。

さて、令和元年度の決算状況について申し上げます。

まず、歳入につきまして、町民税は、平成30年度と比較いたしますと、個人分はプラス2.0%、約1,500万円の増収となっておりますが、法人分は一部企業の収益の減収等によりマイナス9.9%、約6,200万円の減、固定資産税はマイナス0.7%、約900万円の減であり、町税全体では前年度対比マイナス2.0%、約5,700万円の減収であります。

また、地方交付税につきましては、東日本台風災害による費用が特別交付税において算定されて増額となったものの、普通交付税においては、算定基礎となる基準財政収入額が増額算定され交付額が約7千万円の減となり、地方交付税全体で、前年度対比マイナス0.8%、約800万円の減額となっております。

財政力指数につきましては、3か年の平均値が前年度から0.006ポイントの減となる0.704であり、県内における順位につきましては、昨年と同様77市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次いで第3位であります。

地方特例交付金につきましては、令和元年10月からの幼児教育、保育の無償化実施により、前年度対比プラス約4,200万円の大幅な増額、分担金及び負担金につきましても、保育負担金が前年度より約2,200万円の減額となりましたが、葛尾組合焼却施設延長による長野広域連合負担金が約6,200万円の大幅な増額となり、プラス44.4%、約3,800万円の増額となりました。

国庫支出金につきましては、道路橋梁災害復旧事業などにより、プラス4.3%、県支出金につきましても、介護老人福祉施設整備事業補助金などにより、プラス9.5%となっております。

また、寄附金ではふるさと寄附金として多くの皆さんからご寄附いただき、前年度対比79.9%、約6,700万円の増額、財産収入につきましては、普通財産売払収入の減などにより約6,500万円の減額、町債につきましては、災害復旧事業に係る借入れなどにより、前年度対比約7,600万円の増額となっております。

以上、歳入全体の決算額は、前年度対比マイナス0.6%となる69億6,154万円であります。

一方、歳出につきましては、普通建設事業として、若草橋架替工事による町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業、役場庁舎の非常用発電機更新事業、小中学校普通教室空調設備整備事業、旧給食センター解体工事などを実施するとともに、東日本台風により被災した昭和橋や町運動公園等の災害復旧事業を施工し、投資的経費につきましては、前年度対比プラス14%の約8億2千万円でございます。

また、義務的経費につきましては、扶助費が前年度対比プラス0.4%、人件費につきましてはプラス0.2%、公債費については地方債の償還額の減少等に伴いマイナス4.6%という状況であります。

その他経費につきましては、補助費等で前年度対比マイナス21.3%、積立金につきましてはプラス25.9%となっており、その他経費全体としてはマイナス2.3%、約8,300万円の減額であります。

以上、歳出全体の決算額は、前年度対比マイナス0.1%となる68億1,399万1千円の決算となっております。

なお、令和元年度決算を受けての財政健全化法による財政指標であります実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、ともに一般会計及び全ての特別会計において黒字であります。また、起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率については、3か年平均で前年からプラス0.3ポイントの9.1%となっております。

公債費等の将来負担の重さを表す将来負担比率につきましては、将来の債務負担である一般会計の地方債残高が減少したことなどにより、前年度対比2.1ポイント減のマイナス2.3%となっております。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準及び財政再生基準に比べ健全な状況で推移をしており、引き続き、将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、6月定例会以降の事業の状況及び本議会に上程いたします主な内容について述べさせていただきます。

令和3年度からの10か年のまちづくり全般の最上位計画である「第6次長期総合計画」につきましては、現行計画の検証結果を踏まえる中で、長野大学のご協力をいただき計画の素案づくりを進めております。今後は、総合計画審議会による審議を経て基本構想及び基本計画の答申をいただく中で、策定作業を進めてまいります。

また、長期総合計画同様、今年度最終年度を迎える「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、外部有識者による検証委員会を開催し、今期の検証作業を進めております。今後は、長期総合計画との整合を図りながら、次期戦略の素案の策定を進め、検証委員会、策定懇話会等でご審議いただき、年度末の策定に向けて作業を進めてまいります。

また、令和3年度から10年間の公共施設の整備方針となる「公共施設個別施設計画」につきましては、各課横断的な調整を進めるとともに、有識者の皆様による策定委員会を開催し、計画の概要や構成などご審議いただき、素案の策定を進めております。

いずれの計画も有識者の皆さんや町民の皆さんのご意見をお聞きしながら、時代に合った夢のある計画にしてまいりたいと考えております。

さて、新工業団地の進捗につきましては、事業用地となる約3.6ヘクタールの農業振興地域

除外について、坂城町農業振興地域整備促進協議会の審議を経て長野地域振興局に事前協議書を提出いたしました。諸手続を経て、年内には同意をいただけるものと考えております。

また、A09号線道路改良事業と併せて、令和3年度末の完成に向けて事業を進めてまいります。

さて、8月12日、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、町内事業者の売上げの向上と消費喚起、新しい生活様式を進めている地域の皆さんを元気づけることを目的に、株式会社まちづくり坂城による「チア・アップ！さかき2020！」を町と商工会の共催により開催いたしました。昼間はマスクの着用による来場制限や、検温、手指の消毒などを徹底し、感染防止に努めながら盆花や農産物などの販売を行い、夜にはテクノさかき工業団地組合の協賛により、疫病・コロナ退散、五穀豊穰などの願いを込めた花火を、ご自宅付近からでもご覧いただけるように町内3か所から打ち上げをいたしました。

また、さかき地場産直売所「あいさい」においても、8月11日と12日に3密回避などの対策の下、お花市を開催いたしました。朝早くから大勢の方にご来場いただき、出荷された盆花が完売するなど盛況でありました。

また、8月30日には防災関係機関と地域住民が相互に連携し、広く防災意識の普及高揚を図ることを目的に、町総合防災訓練を村上小学校で開催いたしました。本年は、新型コロナウイルス感染症対策を考慮し、村上地区の自主防災会や町消防団、婦人消防隊、民生児童委員、千曲坂城消防本部、千曲警察署、日赤奉仕団等の皆様方約160名と参加者を限定し、また、例年、大地震等の災害に備えた訓練を実施していましたが、令和元年東日本台風を踏まえ、大雨による水害に訓練想定を変え実施したところでございます。

訓練前半は、千曲川氾濫を想定し、警戒レベルごとに同報系及び移動系デジタル防災行政無線を活用して、町と各自主防災会の連携や町民への情報伝達を行い、有事の際に対応した実践的な訓練を行いました。また、後半では、中核避難所にもなる村上小学校にて新型コロナウイルス感染拡大下における開設を念頭においての避難所運営訓練や負傷者の応急手当訓練を、また、グラウンドでは消防団の水防訓練を、また同時に、昨年の災害時の避難所における情報収集が困難だったことも踏まえまして、災害時公衆無線LAN開設訓練も実施いたしました。

災害の未然防止、被害の軽減を図るためには、住民の皆様の日頃からの災害に対する備えが重要であります。コロナ禍ではありますが、今後も家庭や地域、行政、関係機関が連携し、有事の際に対応できるよう、防災意識の高揚と防災対策に努め、安心・安全で災害に強いまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、9月21日の敬老の日を迎えるにあたりまして、町では長寿のお祝いと敬老の意を表し、米寿、白寿の方々、及び100歳以上の皆様を対象として敬老祝い金をお送りします。例年、私自ら全員の方を訪問しお祝いをしておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡

大防止の観点から、訪問は99歳以上の方を対象として9月5日土曜日に行い、88歳の米寿の方にはお祝いのメッセージを添えて郵送により対応させていただくことといたしました。なお、今年度の対象者は9月1日現在、米寿の方が120名、99歳の白寿の方が8名、100歳以上の方が13名で合計141名の方が対象となり、最高齢は大正3年生まれの105歳の方でございます。

また、本年度、坂城駅前葡萄酒祭につきましては、5月から秋に延期しての開催を検討してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、今年度の開催は中止することといたしました。

葡萄酒祭は、町内外から大勢の方が訪れ、坂城産ワインとともに町の魅力を発信し、参加された皆さんが交流できる大きなイベントとして期待されておりますので、新型コロナウイルスの状況を見ながら改めて来年度以降、適切な時期に開催を計画してまいりたいと考えております。

また、10月に町国際交流協会、町議会の皆さんと予定していたポーランド、ツェレスティヌフ郡への訪問交流事業につきましても、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、今年度の訪問を中止することといたしました。

先方と連絡を取り合う中では、感染症拡大が収まった段階での、改めての訪問についてお誘いをいただいているところであり、今後の訪問を含めた交流の進め方について協議を行ってまいりたいと考えております。

また、国道18号バイパスでございますが、先般、8月18日に県及び長野国道事務所に小宮山副議長さんとともに、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の要望活動を行ってまいりました。

今年度におきましては、国から6億7千万円の予算が配分され、引き続き網掛地区の工事用道路の整備を予定しているとのことでございます。一日も早く完成できますよう、今後も積極的に要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、主要地方道坂城インター線の延伸事業では、しなの鉄道の跨線橋工事で500トンの大型クレーンによりコンクリート桁の設置が施工されました。本事業により、工業団地から坂城インターへの利便性が向上し、団地周辺の混雑解消やテクノさかき駅周辺の円滑な道路交通の確保を図ることができますので、早期完成に向け引き続き関係機関の働きかけを行ってまいります。

また、町道A01号線道路改良事業酒玉工区につきましては、皆様方のご協力により若草橋が完成いたしました。今年度は若草橋南北の歩道の道路改良工事を実施し、次年度若草橋南側の道路改良事業を実施してまいります。

公共下水道事業は新地、鼠地区と中之条及び村上地区の居住地域で未整備区間の工事を実施する予定でございます。

町民の皆様、関係の皆様には工事中ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

す。

次に、今議会に上程する主な内容でございますが、まず、犯罪被害者等支援条例の制定議案でございます。

当町で5月に、若い2人の命が奪われる痛ましい事件が発生いたしました。犠牲になられたお二人のご冥福を改めてお祈りいたしますとともに、ご家族の皆様にご心からお見舞いを申し上げますところでもあります。

これまで町には、そうした犯罪に巻き込まれた方に対する支援についての定めがなかったことを受け、今回の事件を機に、長野県警察本部などにもご相談する中で、県内で初めてとなる坂城町犯罪被害者等支援条例と関連予算を上程したところでございます。

本条例におきまして、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることで、犯罪の被害に遭われた方やご家族の被害の軽減や回復を支援し、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現につながればと考えているところであります。

なお、見舞金につきましては、要綱を別途定めて、本年4月から適用する方向で考えております。

次に、補正予算についてでございます。

坂城駅周辺のにぎわいの創出と活性化のため、「鐵のほそ道」西側に隣接する土地の取得費を計上いたしました。観光商業の拠点として、また、地域住民の憩いの場としてさらに、有事の際には地域の防災拠点としての利活用を進めてまいりたいと考えております。

次に、特殊詐欺等につきましては、オレオレ詐欺から警察官や公務員等を名乗ったいわゆる預貯金詐欺へ、また、その手口が複雑化、巧妙化しており、その前兆事案が隣接市では増加傾向で、当町に入り込んでいる可能性も高いことから、特殊詐欺防止電話装置の助成を行うことといたしました。

満65歳以上の方で、特殊詐欺等対策機能付き電話機の購入や固定電話に接続する装置に係る経費の一部を助成するものでございます。

また、千曲川沿線の佐久穂町から飯山市までの12市町による令和元年東日本台風災害復興の花火事業の提案が長野市と長野市商工関係団体からありました。

花火を通じて台風災害から1年を迎える県内被災地をつなげ、復興に向けた希望の象徴とするとともに、災害復旧・復興に継続的に関わっているボランティアへの感謝の気持ちを表すとともに、併せて、新型コロナウイルス感染症に対する医療従事者への感謝と打撃を受ける地域経済と住民へのマインドの回復に向けた発信を趣旨としており、当町といたしましても、協調してまいりたいことから必要な経費を予算に計上いたしました。

最後に、今議会には高見澤正氏の名誉町民推挙に係る議案を上程しております。

坂城町で事業を起こし、食材自体を自己発熱させる、ジュール加熱殺菌システムなどの技術開

発を進め、業界初の発酵ジャムを商品化させて、全国そして海外にも事業展開を拡大されております。

また、同氏は、永年にわたり多額の私財を寄附していただき、まちづくりや産業、教育文化の振興と発展にも寄与するなど、名誉町民にふさわしい方でございます。

以上、新型コロナウイルス感染症対応と令和元年度の決算状況、そして、本年度の事業の進捗状況並びに本議会上程の主な内容について申し上げましたが、今議会にお諮りする案件は、専決報告が1件、人事案件が5件、一般会計・特別会計の令和元年度決算の認定5件、規約の変更1件、条例制定1件、補正予算5件、計18件でございます。

よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人さかきテクノセンター及び株式会社坂城町振興公社、味ロジック株式会社に係る令和2年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれお手元に配付のとおりであります。

次に、請願について申し上げます。本日までに受理した請願は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（西沢さん） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第10「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの6件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、日程第5から議案の37号まで続けてご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年12月31日をもって、3年間の任期が満了となる小山みつ江氏に代わり、中村清子氏に人権擁護委員としてご尽力いただきたく法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

中村氏は、長年、町職員として勤務され福祉健康課長、会計管理者などの経験をされております。

す。人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

小山氏には、1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきましたことに心より御礼申し上げます。

次に、専決第20号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第7号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ326万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億2,105万4千円といたしましたものであります。

歳入につきましては、県支出金38万円、財政調整基金からの繰入金288万9千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務に係る経費として10万4千円、7月の豪雨により崩落した林道農山線の復旧工事費等300万円を増額し、GIGAスクール構想推進事業において予算の組替えを行ったもので、急を要することから専決いたしましたものでございます。

次に、議案第34号「坂城町名誉町民の推挙について」ご説明申し上げます。

本案は、当町上平出身の高見澤正さんを、産業の発展と本町及び国家の繁栄進展に貢献された実績が極めて顕著でありますので、坂城町名誉町民条例に基づき、町名誉町民に推挙するものであります。お手元の議案資料に詳細を記載させていただいておりますが、高見澤さんは、昭和45年に自身の生まれ育った上平で同僚の技術者らとともに、業務用ジャムなどの果実加工品の製造販売を行う、デイリーフーズ株式会社を設立されました。それから、半世紀にわたり常に消費者の食の安心安全と健康にこだわり、業界の第一線においてご活躍され、この間、ジュール加熱殺菌システムなど独自の技術の研究開発にも努め、発酵ジャムなど付加価値の高い製品作りを求め続けられております。

また、町内工場が現在、製造部門の主力として稼働する中で、町民をはじめ近隣の多くの住民を従業員として雇用し、地域の雇用の安定と労働力の確保にご貢献いただいている点も顕著であると考えているところであります。

一方で、町政に対しては永年にわたり多額の私財を寄附していただき、まちづくりや産業、教育文化の振興など、これまで町の発展にも寄与されているところでございます。

今後さらにご健勝であられ、時により、町政に対してご提言やご助言を賜りたく名誉町民としてご推挙申し上げます。

続きまして、議案第35号「坂城町教育委員会委員の任命について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって三井有奈委員の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く、長年保育現場での活動など経験豊富で子育ても実践されている同氏を教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和2年10月1日から4年間です。

続きまして、議案第36号「坂城町教育委員会委員の任命」についてご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって高松陽子委員の任期が満了となりますが、引き続き、識見が高く、長年幼児教育に携わるなど経験豊富で子育ても実践されている同氏を教育委員会委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和2年10月1日から4年間です。

最後に、議案第37号「坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案は、9月30日をもって玉木守二委員の3年間の任期が満了となりますが、引き続き、地域の信望が厚く経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。なお、任期は令和2年10月1日から3年間です。

以上、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時42分～再開 午前10時52分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎日程第6「報告第2号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第20号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第7号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第7「議案第34号 坂城町名誉町民の推挙について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第35号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第9「議案第36号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第10「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第11「議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第22「議案第49号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」までの12件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会議務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第38号から49号までご説明申し上げます。

まず、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額69億6,154万円、歳出総額68億1,399万1千円、歳入歳出差引額1億4,754万9千円となりました。

実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から事業の実施時期や工期の関係で令和2年度へ繰り越した移動系防災行政無線整備事業や農地・橋梁・消防施設等災害復旧事業、介護老人福祉施設整備事業などの繰越事業の充当財源となる5,682万1千円を除いた9,072万8千円であります。この実質収支額から4,600万円を財政調整基金に繰り入れた残額の4,472万8千円が令和2年度への繰越金であります。

歳入の主な内容について申し上げますと、町税のうち個人町民税につきましては、平成30年度と比較しプラス2.0%、約1,500万円の増収となったものの、法人町民税におきましてはマイナス9.9%、約6,200万円の減収となりました。その他、固定資産税、町たばこ税、入湯税ともにマイナスとなり、町税全体ではマイナス2.0%、約5,700万円の減収であります。

また、地方特別交付金につきましては、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化により交付されたこども・子育て支援臨時交付金により約4,200万円の増額となっております。

地方交付税につきましては、災害復旧に係る費用が特別交付税に算定されたことなどにより約6,200万円の増額となったものの、普通交付税においては算定基盤となる基準財政収入額が前年度より増額算定となったことから交付額は減額となり、特別交付税を含めた全体では、前年度比マイナス0.8%、約800万円の減額であります。

分担金及び交付金につきましては、葛尾組合焼却施設稼働延長による長野広域連合からの負担金の増額等により約3,800万円の増額、寄附金につきましては、ふるさと寄附金が増えたこと等により約6,700万円の増額となりました。

一方で、財産収入につきましては、普通財産売却収入の減などにより約6,500万円の減額、繰入金につきましては30年度において同報系防災行政無線整備事業として繰り入れた有線放送特別会計からの繰入分の減額や、基金繰入金の減少等により約2億3,900万円の減額となりました。

また、町債につきましては、災害復旧事業に係る借入等により約7,600万円の増額であり、歳入全体では前年度比マイナス0.6%、4,356万6千円の減額となったところであります。

次に、歳出につきましては、性質別に主な内容を申し上げます。

はじめに、投資的経費につきましては、普通建設事業として町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業の継続事業のほか、旧給食センター解体工事、役場庁舎非常用発電機更新事業などを実施し、前年度と比較しますと、普通建設事業費全体でマイナス2.9%、約2,100万円の減額となりましたが、東日本台風により被災した昭和橋等の災害復旧事業を実施したことにより、投資的経費全体ではプラス14.0%、約1億円の増額となりました。

義務的経費につきましては、公債費が地方債償還額の減少などにより、前年度比マイナス4.6%、扶助費プラス0.4%、人件費プラス0.2%となっており、義務的経費全体ではマイナス1.0%、約2,500万円の減額となりました。

その他経費につきましては、物件費で前年度比プラス7.6%、積立金でプラス25.9%となっておりますが、補助費等でマイナス21.3%となったこと等から、その他経費全体といたしますとマイナス2.3%、約8,300万円の減額であり、歳出全体では、前年度比マイナス0.1%、金額で767万円の減額となったところであります。

詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りしました主要施策の成果及び実績報告書のとおりであります。また、内容の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

続きまして、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億9,545万2千円、歳出総額14億9,381万7千円で、歳入歳出差引残額は163万5千円、このうち85万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの78万5千円を令和2年度に繰り越しをいたしたところであります。

歳入の主な内容は、国民健康保険税2億9,211万5千円、県支出金10億7,507万4千円、一般会計繰入金8,414万6千円であります。

歳出の主な内容は、保険給付費10億5,416万9千円、事業費納付金4億314万1千円、保健事業費1,721万9千円であります。

療養給付費、療養費、高額療養費を合わせた支払額を前年度と比較いたしますと、全体では5.5%の増となっており、制度別の医療費の内訳では、一般被保険者分で6.5%の増、退職被保

険者分では86.4%との減となっております。

次に、議案第40号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

公共下水道の整備は、南条地区の整備により、令和元年度末で供用面積は542ヘクタールに達し、整備面積の進捗率は87%となりました。

令和元年度の決算につきましては、歳入総額14億1,137万円、歳出総額13億6,066万4千円で、繰越明許費繰越額の4,998万5千円を除いた72万1千円が実質収支額となりました。

歳入の主な内容としましては、受益者負担金8,208万6千円、下水道使用料1億6,345万5千円、国からの交付金2億3,881万7千円、一般会計からの繰入金3億円、町債5億6,340万円であります。

歳出の主な内容としては、上流処理区維持管理負担金7,165万2千円、下水道管渠工事費7億270万2千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金2,176万1千円、長期債元利償還金3億7,457万7千円であります。

次に、議案第41号「令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億82万4千円、歳出総額13億7,243万8千円で、歳入歳出差引残額は2,838万6千円となり、このうち400万円を支払準備基金に積み立て、2,438万6千円を令和2年度に繰越しをいたしたところであります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料3億1,924万2千円、国庫支出金3億2,323万9千円、支払基金交付金3億4,567万4千円、県支出金1億9,942万5千円、繰入金1億8,772万2千円であります。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費12億4,632万4千円、基金積立金3,289万4千円、地域支援事業費5,430万2千円であります。

前年度と比較し、保険給付費は0.2%の増、地域支援事業費は7.3%の減でありました。

次に、議案第42号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

令和元年度本特別会計歳入歳出決算は、歳入総額2億2,119万6千円、歳出総額2億2,118万6千円で、歳入歳出差引残額は1万円で、全額を令和2年度に繰り越したところであります。

歳入の主な内容としましては、後期高齢者医療保険料1億7,842万5千円、一般会計繰入金4,270万9千円あります。

歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,019万3千円、事務

費等総務費 99万3千円であります。

次に、議案第43号「上田地域広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本案は、上田地域広域連合が設置するごみ処理施設において、川西保健衛生施設組合の構成団体であった旧北御牧村地域の可燃ごみを事務委託により受け入れ、これまで焼却処理が行われてきましたが、この組合による可燃ごみの処理事務自体が終了することに伴い、広域連合の処理事務となることから、上田地域広域連合規約の一部を変更するものであります。

次に、議案第44号「坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について」ご説明申し上げます。

誰もが、ある日突然自分の意思にかかわらず、犯罪などの被害者になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされるといった直接的な被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって、間接的にも苦しめられることがあります。このため、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目標に、本条例を制定するものであります。

続きまして、議案第45号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,233万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億6,339万3千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税3億1,572万円、国庫支出金1,377万5千円、前年度繰越金3,472万8千円、臨時財政対策債などの町債1億2,717万2千円をそれぞれ増額し、基金繰入金を4億5,798万9千円減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、スマートエネルギー設備設置補助金300万円、特殊詐欺防止装置取付費補助金10万円、社会保障・税番号制度対応のための戸籍等システム改修委託料951万9千円、犯罪被害者等見舞金100万円、未熟児養育医療給付費488万円、中心市街地活性化を目的とした用地購入費等3,105万6千円、私立幼稚園への施設型給付補助金449万8千円をそれぞれ増額するものであります。また併せて、人件費について現在の職員配置に合わせた調整等を行うものであります。

次に、議案第46号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,009万円とするものであります。

歳入につきましては、前年度繰越金28万4千円、諸収入950万8千円を増額するものであります。

歳出につきましては、保険給付費等交付金返還金979万2千円を増額するものであります。

次に、議案第47号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について」ご

説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,757万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億1,428万7千円とするものであります。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金960万円、公共下水道事業債870万円を減額し、繰越金72万1千円を増額するものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業管渠工事費2,409万6千円を減額し、職員人件費539万5千円、一般会計繰出金72万1千円を増額するものであります。

次に、議案第48号「令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,089万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億9,880万6千円とするものであります。

歳出の主な内容につきましては、基金繰入金367万7千円を減額し、前年度繰越金2,438万5千円を増額するものであります。

歳出につきましては、国庫支出金返還金1,259万4千円、支払基金交付金返還金9万4千円、県費支出金返還金820万9千円を増額するものであります。

最後に、議案第49号「令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,973万5千円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金9千円を増額し、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金9千円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 続いて、各課長等に議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（細田さん） 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、歳入全般について、決算書の事項別明細書及び資料、主要施策の成果及び実績報告書3ページ、4ページの内訳表により、款別にご説明申し上げます。

決算書、事項別明細書の13ページ、款1町税につきましては、収入総額が27億7,435万9千円で、前年度と比較いたしまして、率にしてマイナス2%、金額で5,684万9千円の減収となりました。

内訳でございますが、町民税につきましては、個人分では前年度対比プラス2%、法人分では

企業収益の減収等によりマイナス9.9%となり、町民税全体では、マイナス3.5%、4,739万6千円の減という状況でございます。

固定資産税につきましては、マイナス0.7%、軽自動車税はプラス3.9%、町たばこ税はマイナス1.9%、入湯税につきましてはマイナス1.4%という状況でございます。

続いて、14ページにかけての款2地方譲与税でございます。森林整備が喫緊の課題であることから、令和6年度からの森林環境税賦課に先立ち、国の特別会計における借入金により前倒しで交付された森林環境譲与税が追加されたこと等により増額となり、決算額は6,484万9千円、前年度対比プラス2.2%でございます。

14ページからの交付金関係では、款3利子割交付金につきましては、決算額173万8千円で前年度に対し204万6千円の減、款4配当割交付金は、決算額764万8千円で122万2千円の増、款5株式等譲渡所得割交付金は、決算額439万2千円で99万8千円の減となっております。

款6地方消費税交付金につきましては、決算額が2億8,967万4千円で、前年度に対しマイナス5.3%、1,613万3千円の減でございます。消費税は、昨年10月から税率が8%から10%となったことに伴い、地方分についても1.7%から2.2%に引き上げられたところですが、国の収入から町への交付までにタイムラグがあるため、税率改正の影響は令和2年度以降になると思われま。

続きまして、款7自動車取得税交付金につきましては、自動車購入時に賦課されていた自動車取得税が令和元年9月末で廃止となり、10月1日から環境性能割が導入されたことにより、自動車取得税交付金に代わり、新たに環境性能割交付金が追加されております。

なお、環境性能割については、臨時的に1%の軽減措置がされていること等から、自動車取得税交付金と合わせた決算額は前年度対比マイナス26.6%、400万2千円の減の1,102万5千円でございます。

次に、款8地方特例交付金につきましては、住宅借入金等税額控除に係る地方公共団体の減収を補填する交付金で、先ほどの環境性能割交付金の減収分も含まれ、また、令和元年10月1日からの保育料無料化等による減収分として、子ども・子育て支援臨時交付金も併せて交付されたことから、決算額は5,166万8千円、前年度に対し4,249万5千円の大幅増となっております。

続きまして、款9地方交付税でございます。元年度の普通交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定となったことから交付額が減額となり、前年度対比マイナス7%、7,073万7千円の減でございます。

また、特別交付税につきましては、災害復旧に関する費用等の増額により、前年度に対し6,206万7千円の増となり、地方交付税全体では、決算額11億1,311万3千円で、前年度

対比マイナス0.8%、867万円の減額となっております。

款10交通安全対策特別交付金につきましては、決算額159万2千円で、前年度に対し4万6千円の減といった状況でございます。

次に、16ページの款11分担金及び負担金につきましては、長野広域連合からの葛尾組合焼却施設稼働延長によるごみ処理費負担金の増額などにより、決算額1億2,394万2千円、前年度に対し3,809万7千円の増、19ページにかけての款12使用料及び手数料につきましては、決算額7,290万6千円、前年度に対し11万円の減でございます。

続きまして、19ページから22ページまでの款13国庫支出金につきましては、道路橋梁等の災害復旧事業に係る補助金等の増額により、前年度に対し2,438万5千円の増、決算額は5億9,715万9千円となりました。

次に、22ページから27ページにかけての款14県支出金につきましては、決算額3億5,144万5千円で、介護老人福祉施設整備事業や子ども・子育て支援事業の補助金の交付などにより、前年度に比べプラス9.5%、3,038万9千円の増でございます。

28ページにかけての款15財産収入につきましては、普通財産の貸付けや公有財産の土地の売払い、また、基金積立金利子が主なものであり、決算額は1,995万5千円で、前年度に比べ土地売払収入の減額等により、6,528万5千円の減となっております。

続きまして、款16寄附金につきましては、教育関係及びふるさと寄附金としてご寄附をいただいたもので、ふるさと寄附金が大幅に増加したこと等により、決算額は1億5,072万2千円、前年度より6,693万円の増額となっております。

次に、28ページにかけての款17繰入金につきましては、特別会計からの繰入れやふるさとまちづくり基金や広域行政事業基金など特定目的基金からの繰入れが主なもので、決算額は1億3,332万1千円で、前年度に比べ2億3,941万9千円の減、款18繰越金につきましては、決算額は1億4,244万6千円で、前年度に比べ1億323万2千円の増となっております。

28ページから31ページにかけての款19諸収入につきましては、決算額4億8,187万3千円で、前年度対比6.6%の減となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等でございます。

歳入の最後になりますが、31ページから32ページにかけての款20町債でございます。決算額は5億6,771万3千円で、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債、緊急防災・減債事業債、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債などの起債発行を行いました。また、元年度においては、東日本台風被害による復旧事業に係る借入れを行ったこと等により、前年度と比較し15.5%、7,613万円の増額となっております。

以上、歳入総額は69億6,154万876円で、前年度と比較してマイナス0.6%、金額

で4,356万6千円の減額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で96.9%でございます。

以上で、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 次に、歳出について説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（柳澤君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、令和元年度主要施策の成果及び実績報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、決算書36ページを御覧ください。36ページから39ページの款2総務費項1総務管理費目1一般管理費は、特別職及び職員の人件費等経常的経費でございます。38ページ、健康スクリーニング検診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員が受診しており、職員が何らかの検診を受けるよう健康管理に努めているところでございます。職員研修事業といたしましては、人事評価制度業務の委託及び接遇窓口対応研修などを実施いたしました。

39ページ、目2文書費は、役場全体の文書発送用の通信費、コピー機の賃借料、例規集のデータベースシステム等使用料が主なものでございます。

40ページにかけての目3財政管理費は、積立金については財政調整基金、減債基金等への積立てでございます。

なお、決算状況につきましては広報さかきに掲載し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（池上君） 40ページ、目4会計管理費につきましては、需用費のうち印刷製本費は決算書、封筒などの印刷、役務費については公金収入、派出業務等の手数料が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続いて、目5財産管理費でございます。町の普通財産の管理等に係る経費のほか、公共施設やインフラの総合的な管理を推進するため、節13にて公共施設グランドデザインの策定及び個別施設計画策定に向けた調査を行いました。また、節15にて町有地の有効活用を図るため、未利用建物の除却工事を実施しました。

次に、目6企画費ですが、企画政策推進経費では41ページ、節19にて長野・上田両広域連合への負担金、町の移住・定住人口の増加を目指して町内に住宅を新築された方などに対し、移住定住促進事業補助金を交付いたしました。なお、高校生タイ国研修につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止といたしたところでございます。

42ページにかけての温泉管理事業につきましては、節15にてびんぐし湯さん館の施設維持補修工事、節19では町民優待券等の利用実績に応じた割引入館料の負担、節25では施設設備

の更新、リニューアルに向けて基金への積立てを行いました。

続いて、総合計画策定事業につきましては、節13にて次期長期総合計画策定に向けた町民アンケート調査を行いました。

43ページにかけてのまちづくり推進事業では、節1にて行政協力員の報酬、節13にて文書配付等の行政事務委託など、節19では地域づくり活動支援として地域が行うコミュニティ活動に助成を行いました。また、節25にてふるさと納税による信州さかきふるさと寄附金などを基金として積み立てました。

続いて、国際交流事業につきましては、節19で町国際交流協会への補助金を交付いたしました。

スマートタウン構想事業では、節13にて中核避難所への蓄電池設備導入に係る調査を実施するとともに、節19において住宅用太陽光発電システムのほか、家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用エネルギー管理システムなどを対象に、エネルギーの効率的な利用促進に向けて補助を行いました。

続いて、ふるさと納税事業につきましては、節8にて信州さかきふるさと寄附の際のお礼の品の代金支払い、また、節13にてインターネットの活用など業務委託により、全国から寄附を受けやすい体制を整え、寄附者への利便性を図るとともに、当町の魅力を発信し、地域の産業の振興を図りました。

44ページにかけての目7広報広聴費ですが、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境保持等に係る経費で、主なものは節13インターネット系のサーバーとシステムの保守に係る委託料のほか、節14これらハードウェアのリース料と回線の使用料などでございます。

広報発行事業につきましては、広報さかきの印刷が主なものでございます。

電子自治体事業につきましては、国の施策として、行政情報の提供や申請、届出手続の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築されています。これに係る経費として、節14ではデータセンター使用料、ネットワーク基地賃借料、節19では県へのネットワーク負担金の支出が主なものでございます。

45ページにかけての目8電算費につきましては、窓口業務等に係る電算化の主たる経費の支出でございます。

節13において機器などの保守料、節14ではソフトウェアの使用料、ハードウェアのリース料、節19では社会保障・税番号制度運用に必要な中間サーバーに係る負担金の支出を行いました。

総務課長（柳澤君） 45ページから46ページにかけての目10業務管理費は、役場庁舎全般に係る光熱水費、冷暖房空調機械設備等の保守点検料、修繕料、総務課管理の庁用車に係る燃料費

等でございます。

また、工事請負費にて役場の非常用発電機の更新を、備品購入費については庁用車の更新等を行いました。

46ページ、繰越事業の工事請負費につきましては、健康増進法の改正により、役場庁舎の屋外に2か所の喫煙所を設置したものでございます。

住民環境課長（関君） 目11防犯対策費でございますが、節11需用費の主なものは、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。節19は更埴防犯協会連合会など関係団体への負担金、補助金でございます。

47ページ、目12交通安全対策費の主なものは、節1交通指導員の報酬のほか、節11需用費のうち、毎年新入学児童に配布しております交通安全ヘルメット等の消耗品、節19の千曲交通安全協会坂城支部に対する補助金等のほか、自動車急発進防止装置取付補助金を創設し、高齢者に対する事故防止対策を実施しました。

続きまして、目13消費生活費の主なものは、節1消費生活指導員の報酬のほか、節19消費者の会に対する補助金でございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、目14男女共同参画推進費の主なものは、節1にて女性専門相談員の報酬、節8にて女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかきの講師謝礼、節19において女性団体連絡会、男女共同みんなの会への活動補助を行いました。

収納対策推進幹（長崎さん） 続きまして、48ページから49ページにかけての、項2徴税費目1税務総務費につきましては、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費等経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

今後、滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

50ページにかけての目2賦課徴収費につきましては、町税に係る申告書及び納税通知書等の印刷製本費、住民税申告書及び町税の納税通知書等の送付に係る通信運搬費、委託料は住民税、固定資産税等の課税に関わる電算委託費と、令和3年度の評価替えに向けての固定資産評価基礎資料整備委託等でございます。

また、節23償還金利子及び割引料は、町税の還付金及び還付加算金でございます。

住民環境課長（関君） 50ページから51ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費目1住民戸籍基本台帳費の主なものは、職員の人件費等経常的経費でございます。

そのほか、節13委託料は、住民基本台帳システム、総合戸籍システム等の保守に係る委託料、節14は同機器に係る使用料でございます。

総務課長（柳澤君） 51ページから54ページは、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員の報酬が主なものでございます。目3参議院議員選挙費につきましては、昨年7月21日に実施した参議院議員選挙の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に

係る委託費等でございます。

52ページ、目6県議会議員選挙費につきましては、昨年4月7日に実施した県議会議員選挙に要した経費で、職員手当等が主なものでございます。

53ページ、目7町長町議会議員選挙費につきましては、昨年4月21日に実施した町長町議会議員選挙の経費で、内容は職員手当、ポスター掲示場の設置に係る委託費等でございます。

企画政策課長（臼井君） 54ページ、項5統計調査費目1統計調査総務費、統計一般経費につきましては、県民手帳の購入費でございます。

55ページにかけての目2委託統計調査費につきましては、工業統計調査、学校基本調査、世界農林業センサス、経済センサス基礎調査、全国家計構造調査を実施するとともに、今年度を実施される国勢調査の準備作業を行いました。

総務課長（柳澤君） 同じく55ページの項6監査委員費目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、款3民生費項1社会福祉費目1社会福祉総務費でございますが、56ページから57ページにかけての社会福祉一般経費は、職員の人件費や福祉委員の報酬のほか、民生委員活動費交付金など福祉関係団体への補助金、負担金を交付いたしました。

社会福祉協議会補助事業は、社会福祉協議会が地域福祉推進のために実施する事業への補助金が主なものでございます。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定負担金など、国保特別会計への繰り出しを行ったものでございます。

住民環境課長（関君） 57ページから58ページにかけての目2国民年金事務費でございますが、主なものは節11需用費のうち印刷製本費で、成人者への啓発物品を作成し、啓発いたしました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、58ページからの目3老人福祉費でございます。

老人福祉一般経費は、長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブへの負担金、補助金のほか、町内の地域密着型特別養護老人ホームの増床に対して補助を行ったもので、令和元年度におきましては施設備品等に係る開設準備経費として755万1千円を交付し、建設に係る補助については今年度に繰り越して実施することといたしております。

老人福祉町単事業は、各地区での高齢者祝賀行事への補助、敬老祝い金事業が主なものでございます。

58ページから59ページにかけての高齢者生活支援事業は、移動が困難な高齢者等の医療機関等への送迎などの外出支援サービスに要した経費でございます。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険の給付に係る町の負担分や、住民税非課税世帯である第1段階から第3段階の被保険者の保険税軽減に係る公費負担分などを特別会計へ繰り出したものでございます。

後期高齢者医療保険事業は、医療費等に係る長野県後期高齢者医療広域連合への負担金、保険料軽減に係る特別会計への繰出金などでございます。

60ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費で、施設管理に係る委託経費のほか、燃料費、光熱水費が主なものでございます。

次に、目4心身障害者福祉費でございます。

60ページの、心身障がい者福祉一般経費は、障がい支援区分の認定審査会に係る長野広域連合負担金、障がい者の就労支援を行う福祉施設の自主製品販路拡大等の事業に係る補助金などを交付いたしました。

重度障がい者介護慰労金支給事業では、65歳未満の重度障がいがある方を在宅で介護されているご家族の方などに慰労金を支給したものでございます。

61ページの福祉タクシー委託事業では、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付したものでございます。

心身障がい者町単事業は、腎臓機能障がい者の通院費や障がい施設等への通所費の補助、重度心身障がい者の福祉年金など、町単独で実施した事業経費でございます。

61ページから62ページにかけての福祉医療給付事業は、福祉医療費の給付に係る国保連等への審査委託、重度障がい者への福祉医療費の給付が主なものでございます。

自立支援給付一般事業費は、障がい者の自立支援給付に係る審査手数料やシステム委託などの事務的な経費でございます。

介護訓練等給付事業費は、障がい者の居宅介護や生活介護、また就労移行や就労継続に係る支援など、法定の障がい福祉サービス給付が主なものでございます。

自立支援医療事業費では、身体障がい者の障がいの除去、軽減を図るための更生医療や、18歳未満の子どもに対する育成医療などについて、自己負担分に対する給付を行ったものでございます。

63ページにかけての補装具支給等支援事業費は、車椅子や補聴器等身体機能を補う装具についての給付や修理費の交付を行ったものでございます。

63ページから64ページにかけての地域生活支援事業費は、障害者総合支援法に基づき、市町村が実施することとされている地域活動支援センターの運営委託や日常生活用具の支給など、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むための支援を行ったものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、64ページ、目5人権同和推進費につきましては、節13では同和対策集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付のほか、節17にて隣保館の近接地を駐車場用地として購入し、節15において整備工事を行いました。

65ページにかけての目6隣保館運営費ですが、職員の人件費と隣保館の運営に係る経常的な経費の支出でございます。

この中で、福祉の向上と人権啓発拠点としての窓口相談、各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルなど交流事業を実施したほか、節15にて大会議室のエアコン更新工事を行いました。

議長（西沢さん） 詳細説明の途中ですが、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時53分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を求めます。

福祉健康課長（伊達君） 午前に引き続き、款3民生費項1社会福祉費のうち、決算書66ページの目7高齢者対策費からご説明を申し上げます。

目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、目8地域包括支援センター費でございますが、地域包括支援センター一般経費は、臨時職員の賃金、介護予防に係るケアマネジメント業務の委託が主な経費でございます。67ページの老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託したものでございます。高齢者在宅生活支援事業では、高齢者の寝たきりや認知症予防のためのいきがい活動支援通所事業や、判断能力の十分でない高齢者の権利擁護のための成年後見支援センターの運営を社協に委託して実施いたしました。

家族介護支援事業では、在宅介護者の支援として介護慰労金の支給をはじめ、訪問理美容サービスの委託、おむつなどの介護用品購入費の補助などを行い、福祉の向上に努めたところでございます。67ページから68ページにかけての緊急通報体制整備事業では、ひとり暮らし老人訪問員の報酬、あんしん電話の保守委託料などのほか、水道メーターによる見守りシステムの運用に要した経費が主なものでございます。

次に、項2児童福祉費目1児童福祉総務費でございます。68ページの児童手当は、中学校卒業までの子どもを養育している保護者等に、児童手当の支給をしたものでございます。子ども医療給付事業は、18歳までの子どもの医療費の自己負担分について助成をするもので、現在は医療機関の窓口で一旦自己負担分を支払わなくて済む現物給付方式が導入されております。

出産祝金事業は出産のお祝いとして、親御さんに対し町の商品券を支給したものでございます。

ながの子育て家庭優待パスポート事業は、優待パスポートカード及び多子世帯用のプレミアムパスポートカードがこの4月から更新になったことに伴う、新規カードの交付にかかった経費でございます。

68ページから69ページにかけての障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費が主なものでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、同じく目1児童福祉総務費のうち、子ども・子育て支

援事業でございます。これは子ども・子育て支援に関わる事業の概要や支援対策について、今年度からの5か年分を計画する内容のもので、第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に関する委託料が主な内容でございます。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、目2母子・父子等福祉費でございますが、母子・父子等福祉事業費では、母子家庭、父子家庭等の児童生徒に対し、小中学校の入学時、中学校の卒業時に激励祝金の支給などを行ったものでございます。

母子・父子医療給付事業は、母子・父子家庭等の医療費について、福祉医療費を給付したものでございます。

子ども支援室長（鳴海さん） 続きまして、69ページから71ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主に保育に関わる人件費関係、給食の賄材料費及び給食調理業務の委託料でございます。また節19負担金補助及び交付金は、他市町村への広域入所に関わる負担金が主なものでございます。

71ページから75ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に関わる経常的な経費で、園児の教材や施設の衛生用品などの消耗品費、暖房用あるいは給食調理用の燃料費、電気・水道の光熱水費、保育園管理に関わる委託料でございます。また、通常保育のほか特別保育事業といたしまして障がい児保育や一時預かり保育の実施、また地域活動として未就園児に保育園を開放したり、地域の高齢者との交流を図る世代間交流事業を実施いたしました。

75ページから76ページにかけまして、目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に関わる経費で、館長、支援員の人件費等経常的な経費が主なものでございます。また、施設改修工事や備品の購入を行い、各児童館において児童が健全に過ごせるよう環境を整え、生活、遊びの場を提供いたしました。

76ページから77ページにかけまして、目10子育て支援センター事業費につきましては、臨床心理士や家庭児童相談員などへの報酬や賃金、子育て支援センターの事業運営に関わる経常的な経費で、相談事業や子育て世代の支援の充実に努めてまいりました。

福祉健康課長（伊達君） 続きまして、77ページから78ページにかけての項3災害救助費目1災害救助費は、令和元年台風19号災害で罹災された方への見舞金の支給や備蓄食料経費、非常用毛布のクリーニング費用のほか、住家に一定以上の被害のあった1軒に対し被災者生活再建支援金の支給をいたしております。

保健センター所長（竹内さん） 続きまして、款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費でございます。78ページから79ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。79ページの精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室の開催に係る経費、自殺防止パンフレットの印刷などが主なものでございます。

次に、目2予防費でございます。80ページにかけての予防費一般経費では、休日における在宅当番医療体制を千曲医師会等へ委託するとともに、二次救急医療体制として、長野地域において輪番制病院運営事業を実施いたしました。また、上田地域と共同で行う上田市内科・小児科初期救急センター並びに信州上田医療センター医師確保事業負担金などがございます。

80ページの結核関係一般経費は、結核の感染予防を図るため、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施したものでございます。

81ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診に係る経費として節7栄養士等賃金、節12乳幼児健診医師手数料などがございます。また、妊婦及び産婦を対象にした妊産婦健康診査の委託料、不妊治療等を受けたご夫婦に治療費を助成する不妊・不育症治療費助成金が主なものでございます。

82ページにかけての予防接種事業は、感染の発生及び蔓延を予防するため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施したもので、ワクチン等の購入に係る医薬材料費、医療機関への予防接種委託料が主なものでございます。

次に、目4健康増進事業費でございます。82ページの健康増進事業は、疾病の予防と早期発見を目的に行った一般健康診査及び各種がん検診、歯周疾患健診などの委託料が主なものでございます。

83ページにかけての後期高齢者健康推進事業では、75歳以上の高齢者を対象に一般健康診査の実施及び人間ドックの費用への助成を実施し、健康増進に努めました。

83ページの食育・健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき食育や健康づくりのための教室などを開催したものでございます。

83ページの目5保健センター管理費は、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（関君） 83ページの目6環境衛生費の主なものでございますが、環境衛生一般経費では、節1環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、節13家庭用浄化槽の汚泥収集、中間処理、堆肥化の委託、84ページの自治区環境整備補助事業は、節19で各自治区の環境浄化整備事業に対する補助、不法投棄ごみ撤去事業は、節13主要道路、河川、山林等の公共用地における不法投棄防止パトロール及びごみ撤去委託、狂犬病予防事業は、節13獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料でございます。

目8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費の主なものは、節13町内の主要河川等及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。

建設課長（大井君） 続きまして、目10合併処理浄化槽設置費は、合併処理浄化槽の普及促進及び維持管理の適正化を図るため県内市町村で組織された、長野県浄化槽推進協議会への負担金でございます。

住民環境課長（関君） 84ページから85ページにかけての項2清掃費目1清掃総務費でございますが、清掃総務費一般経費の主なものは、節11需用費の印刷製本費は、毎年全戸配布しております、ごみ・資源物分別収集カレンダーの印刷製本費、節12はごみ指定袋あっせんに伴う自治区への手数料、ごみ危険物収集所整備補助事業は、節19で区が実施しましたごみ収集所の整備に対する補助金でございます。

続きまして、86ページにかけての目2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費の節11需用費は可燃ごみ・不燃ごみ・事業系ごみの指定袋の購入であります。節13は可燃ごみ・不燃ごみ・資源物の収集運搬処理や台風19号に伴う災害ごみ処理に係る委託料、節19は長野広域連合及び葛尾組合の負担金でございます。資源物回収奨励事業は、節8報償費で、PTA等非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金でございます。ごみ減量化容器等設置補助事業につきましては、節19で個人で購入した生ごみ処理機等に対する補助でございます。

目3し尿処理費のし尿処理一般経費は、節19で千曲衛生施設組合の負担金、し尿の投入手数料に係る負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、86ページからの款5労働費項1労働諸費目1労政費でございます。87ページにかけての労政一般経費では、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への補助が主なものでございます。

移住定住・就職支援事業の主なものは、節13で町内在住者や町内企業に勤務されている従業員の交流事業を、テクノハート坂城協同組合に委託したものでございます。

勤労者福祉対策事業では、節19で更埴地域勤労者共済会への補助金、節21の貸付金は勤労者生活資金の貸付預託金として、県労働金庫に500万円を預託したものが主なものでございます。また、勤労者総合福祉センター管理一般経費では、施設管理を更埴地域勤労者共済会に委託し、節15では同センター西側駐車場の舗装の改修工事を実施いたしました。

次に、款6農林水産業費項1農業費目1農業委員会費でございます。88ページから89ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員及び推進委員15名分の報酬と職員の人件費が主なものでございます。また、農業者年金事業では加入手続等の事務及び加入推進のための経費でございます。

次に、目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費などの経常経費でございます。

90ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節19で入横尾、上平島、小野沢の3集落を対象とした中山間地域直接支払事業の実施や50歳未満の新規就農対策として農業次世代人材投資資金を3名の方に交付、また、新規就農者支援補助金として4名の方への補助、農産物災害対策事業補助金で台風19号被害における緊急対策として、苗木や農業用資材の購入費補助が主なものでございます。

91ページにかけての地域営農推進事業では、節13で農機具保管庫の管理を農業支援セン

ターに委託し、節19で農業支援センターへの補助、また、さかき地場産直売所への補助を行いました。

需給調整推進対策事業につきましては、国が行う稲作から加工米や野菜などへの作付転換を図るため、直接支払推進事業費補助金により現地確認や台帳作成などの事務を坂城町農業再生協議会が行い、農家へ転作推進補助金を交付いたしました。また、農振地域整備促進事業では、農振地域整備促進協議会を開催した際の委員報酬が主なもので、農地銀行活動促進事業は、町内6か所のファミリー農園の用地借上料でございます。

92ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費などの施設管理費が主なもので、さかきブランド推進事業では、町のマスコットキャラクターねずこんによる情報発信の経費や、節19のさかきブランドづくり事業、ねずみ大根まつり実行委員会への補助金などを交付いたしました。

93ページにかけてのさかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインの情報発信とブランド化に向けた取り組みを行ったものでございます。内容は、節19で千曲川ワインバレー特区連絡協議会への負担金のほか、初めての取り組みとして開催された坂城駅前葡萄酒祭や銀座NAGANOでのワインプロモーション、住民向けのワインセミナー開催に対しての補助金交付を行いました。

有害鳥獣対策事業では、節13で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、節16で網掛区と上平区へ侵入防止柵等の資材を支給し、節19では農産物を守る電気柵等の設置補助金などを交付いたしました。

94ページにかけての目5農地費、農地一般経費では、節19でこれまでに実施した土地改良事業に係る農林漁業資金の償還負担金を土地改良事業償還負担金として、また六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金などを支出いたしました。

農道等基盤整備町単事業では、町内6か所の水路等の改修工事のほか、地域発元気づくり支援金事業を活用し、地域住民が農道の舗装、補修を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、また町単補助事業では自治区からの要望を受け、原材料の支給や工事に対する補助を行い、16地区の整備を実施いたしました。

95ページにかけての多面的機能支払交付金事業では、上平緑の里、南条中之条農業資源維持向上管理機構など合計6団体が行う農地、農業用水の保全管理や、水路・農道等の長寿命化のための補修・更新活動に対し補助金を交付いたしました。

次に、96ページにかけての項2林業費目1林業総務費、林業総務一般経費では、職員の人件費のほか、節13において森林環境譲与税を活用した間伐などの箇所選定に係る調査のほか、里山の防災減災に向けた整備方針策定のための各種資料を作成いたしました。

目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、総合的な松くい虫防除対策として伐倒駆除及び

枯損木処理、有人及び無人のヘリコプターによる薬剤散布を実施いたしました。また、空中散布を実施するにあたり、住民説明会などの開催などリスクコミュニケーションの実施や薬剤の安全確認調査を行ってまいりました。

97ページにかけての町有林管理事業は、林業委員の報酬や下草刈り、除伐・間伐作業に係る賃金が主なもので、特用林産振興事業では、五里ヶ峯トンネル横坑前の特用林産物生産施設に係る光熱費のほか、お～い原木会への補助金を交付いたしました。

98ページにかけての目3林道事業費、林道事業一般経費は、林道の維持管理に伴う作業員賃金のほか、節14及び節16では地域発元気づくり支援金を活用し、地域住民が林道の舗装・補修等を行う際の重機借上料や補修用材料の支援を行い、節15では林道等の補修工事を実施いたしました。

次に、款7商工費項1商工費目1商工総務費の商工総務一般経費ですが、主なものは職員の人件費で、そのほか節19において中小企業能力開発学院への補助、また職員を派遣していただきましたさかきテクノセンターに補助金を交付いたしました。

99ページの目2商工振興費、商工振興一般経費の主なものは、節19で商工業振興補助金を26社に、また商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助、それから商業店舗リフォーム補助を4件に対し交付をいたしました。

また、中小企業対策事業では、節19で融資に係る保証料の補給を25件実施したほか、町内企業の受注機会・販路の拡大などを行うため、坂城町出品者協会に補助金を交付いたしました。また、節21の貸付金では、中小企業振興資金の貸付預託金3億5千万円を町内金融機関4行に支出し、令和元年度の融資実績といたしましては、県及び町制度資金を合わせて26件、約1億4,500万円の融資を実行いたしました。

100ページの中心市街地活性化事業は、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーター施設に係る維持管理費や、節13でコミュニティセンターの管理業務を株式会社まちづくり坂城に委託し、その委託料が主なものでございます。

101ページにかけてのプレミアム付商品券事業は、消費税引上げの影響緩和と地域における消費喚起を目的に、住民税が非課税の方と3歳児までの子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を販売したもので、臨時職員の賃金のほか節11で商品券の印刷、節19で町商工会に商品券プレミアム分を補助いたしました。また、繰越プレミアム付商品券事業は、平成30年度からの繰越事業で事業に係る電算システム改修委託が主なものでございます。

102ページにかけての目3観光費、観光一般経費では観光案内用の表示板を4か所に整備したほか、葛尾城遊歩道など4か所の遊歩道整備を地元区などへ委託、節19においては、各種観光団体等へ負担金を支出いたしました。また、町民まつり事業では、町民まつり運営のため実行委員会へ補助を行いました。

103ページにかけての目4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費の支出のほか、節15の工事請負費においてB. Iプラザの電柱キュービクル移設工事を実施し、節19では工業関係の各種団体への負担金・補助金を交付いたしました。

工業団地整備事業では、主なものとして節13で新たな工業団地及びA09号線道路整備に向けて、農振除外申請図面の作成や道路予備設計を委託したほか、節25で工業振興施設等設備基金への積立てを行いました。

また、坂城テクノセンター支援事業では、同センターの運営の補助や試験機器等の整備のため、3Dプリンターのリース代や測定機器の校正点検に係る補助、また、同センターの空調設備改修への補助を実施いたしました。

104ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経費のほか、「新作日本刀展」、「平成の名刀・名工店」などの特別展や企画展などの開催に係る経費を支出いたしました。また、節13の委託料の主なものは、株式会社まちづくり坂城に施設管理の業務委託を行ったものでございます。

建設課長（大井君） 続きまして、104ページからの款8土木費項1土木管理費目1土木総務費は、職員の人件費のほか、節17公有財産購入費の坂城インター線先線に接続する町道の拡幅に係る用地代などが主なものでございます。

106ページの項2道路橋梁費目1道路橋梁総務費の道路橋梁総務一般経費は、道路橋梁の照明灯の電気料、道路改良や町道認定に伴う道路台帳の整備に係る委託料が主なものでございます。町単補助工事につきましては、町内21区が実施した土木工事に係る補助で、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵などの交通安全施設9か所の整備に要した経費でございます。

107ページにかけての目2道路維持費は、節13委託料において町道の街路樹の剪定、除草、町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布の委託、節15の道路、側溝等の維持補修工事、節16の道路補修用材料や冬季の融雪剤などの原材料の購入が主なものでございます。

次に、目3道路新設改良費の道路改良事業（A01号線）につきましては、節13の保地地区の概略設計の委託、節15若草橋周辺道路改良工事が主なものでございます。

道路新設改良一般事業は、県道長野上田線から月見へ通ずるA06号線の道路改良に係る工事費及び用地代でございます。また、道路改良事業舗装修繕は、A01号線四ツ屋地区の舗装修繕の設計委託でございます。

108ページにかけての繰越道路改良事業（A01号線）は、酒玉工区若草橋周辺の道路改良工事費が主なものでございます。

続きまして、108ページの目4橋梁新設改良費、橋梁修繕事業の節13委託料は、しなの鉄道に係る跨線橋の詳細調査設計委託、節15は昭和橋、鼠橋の橋梁修繕工事費でございます。繰越橋梁修繕事業につきましては、大望橋、64号橋の橋梁修繕に係る設計業務の委託料でござい

ます。

次に、項3河川費目1河川総務費は、河川愛護を行う18団体への補助金、目2河川改良費の主なものは、節15の水路しゅんせつ工事7か所、水路改良工事5件、名沢川の河畔林整備事業にかかった経費でございます。

109ページにかけての項4住宅費目1住宅管理費の住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕が主な経費でございます。

110ページにかけての空き家活用事業では、坂城町空き家情報バンクの専用ホームページの保守委託料、空き家の片づけ及びリフォームに要する経費の一部を補助する空き家バンク利用促進補助金を5件交付いたしました。

次に、目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業では、県の建築士事務所協会へ耐震診断士の派遣を委託し、合計4件の耐震診断を行い、住宅リフォーム補助事業では住環境の向上を図るため、21件に住宅リフォーム補助金を交付いたしました。

続きまして、項5都市計画費目1都市計画総務費は、職員の人件費が主なもので、111ページの目3下水道費では、下水道事業特別会計において長期債及び利子の償還を行うための繰出金でございます。

112ページにかけての目4公園管理費の公園管理一般経費は、都市公園などの公園緑地の管理経費で、主なものは節13でびんぐしの里公園、和平公園の管理業務を指定管理者の株式会社坂城町振興公社に、また各公園の遊具や和平公園の貯水槽の保守点検などの委託を行い、節15のびんぐしの里公園、和平公園の遊具等の修繕工事、節25の公園整備基金への積立金でございます。

112ページの花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と公園緑化事業が主なもので、節13においてバラ公園及び町内のバラを植栽した花壇等の管理委託、節15ではバラ公園の階段整備や芝の張替え工事を、節19はばら祭りの開催に係る実行委員会等への補助を実施いたしました。

113ページにかけての項6高速交通対策費目1高速交通総務費の主なものは、節13の坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務や循環バスの運行業務の委託、節14は循環バス2台分の賃借料などで、節15では169系電車のロールスクリーンの交換工事や、バリアフリー化工事として中之条地区のA01号線の歩道のインターロッキングの修繕工事などを実施いたしました。

目2高速交通対策整備事業費の湧水対策事業の主なものは、節11の町内8か所の湧水対策用井戸ポンプの電気代でございます。

114ページにかけての項7地籍調査費目1地籍調査事業費の主なものは、節13の御所沢地区の約11ヘクタールの地籍調査に係る経費でございます。

住民環境課長（関君） 款9消防費項1消防費目1常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災

航空隊の負担金でございます。

115ページにかけての目2非常備消防費でございますが、節8は消防団員の退職報償金、節19は埴科消防協会など関係団体への負担金、消防団員退職報償金支給責任共済等の共済負担金のほか、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、消防団員出動交付金などが主なものでございます。

続きまして、115ページから117ページにかけての目3消防施設費でございますが、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽・消火栓の維持管理等に関する経費でございます。主なものとしましては、節15ではラッパ分団詰所水回りの改修工事、節18は各分団の更新用として消防用ホース、また第11分団の軽四輪積載車等を購入しました。節19は新設1基、修繕2基の消火栓工事負担金でございます。なお、移動系防災行政無線に係る委託料、工事請負費につきましては、次年度へ繰り越しし、7月31日に竣工となっております。

建設課長（大井君） 続きまして、目4水防費は、土のう袋や砂などの水防用備蓄材の購入費が主なものでございます。

企画政策課長（臼井君） 続きまして、目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運営に係る支出でございます。主なものは、節15にて住民の異動などに伴う戸別受信機等設置工事費を支出したほか、節11の修繕料において台風19号で被害のありました中之条水位計の修繕を行いました。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、118ページにかけての款10教育費項1教育総務費目1教育委員会費は、教育委員の報酬をはじめ、委員会を運営するための経常的経費でございます。

119ページにかけての目2事務局費の事務局一般経費は、特別職、一般職の人件費のほか、教育支援委員会の運営、教育相談に係る教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーの人件費のほか、公務用パソコン等の設定業務委託と使用料、児童・生徒が加入する災害共済掛金等の負担金、そして文教施設整備基金への積立が主なものでございます。

120ページにかけての教育振興事業は、町奨学金、クラブ活動補助金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

小中学生国際交流事業では、当町と友好関係にある中国上海市実験小学校からの教育訪問団の受入れを行い、教育・文化交流事業を行い、親善を深めたところでございます。なお、新規事業として企画し、準備を進めておりました中学生海外派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、中止といたしました。

私立幼稚園補助事業は、4月から9月までは私立幼稚園に通う園児の就園奨励としての補助事業等を実施し、10月からは国の幼児教育・保育の無償化に伴い、町内外の私立幼稚園へ通う3歳から5歳児までの園児に対し、6か月分の保育料等の給付を行いました。

教員住宅管理事業は、教員住宅の維持管理に要する経費でございます。

121ページにかけての学力向上事業では、小学2年生以上中学3年生までの児童生徒を対象に相対評価テストを実施し、テスト結果を分析する中で、学力向上を図りました。また、小学4年生以上の体力テストを実施し、クラスの状況を分析し、バランスのよい体力づくりの指導等を行いました。

大峰教室等自立支援事業は、登校が困難な小中学生を対象として大峰教室に指導員や補助指導員を配置し、学習支援、相談事業などを行いました。

児童生徒支援事業は、各小中学校の状況に合わせ、教室で授業を受けることが困難な児童生徒などへの支援を行いました。

前年度からの繰越事業であります小中学校空調設備整備事業につきましては、小中学校4校の普通教室と65教室に空調設備の整備を行いました。

続きまして、122ページ、項2小学校費目1小学校総務費は、図書館司書の人件費のほか、外国語指導講師の委託料等、校務支援システムのリース料等のほか、坂城小学校昇降口タイル改修工事等を行いました。

123ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。主なものは学校医、薬剤師の報酬、燃料費、光熱水費など校舎管理に関わる経費、そして、警備業務委託、電気保安等の設備管理や学校庁務業務委託等でございます。

124ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教育振興費につきましても、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、南条小学校で説明させていただきます。教育振興費は、教科学習に関わる費用が主なもので、体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、教科学習用消耗品などの購入、理科実験用などの教材用備品の購入、そして就学援助費等でございます。

128ページまで進みまして、項3中学校費目1中学校総務費は、外国語指導講師に係る委託料のほか、校務支援システムのリース料等が主なものでございます。

129ページにかけての目2学校管理費は、小学校同様中学校の運営、校舎設備管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費など経常経費、委託料として設備等管理委託、学校庁務の業務委託等が主なものでございます。

目3教育振興費は、教科学習の消耗品の購入や教材備品の修理等が主なもので、そのほか各教科で使用する教材用備品等の購入、就学援助費等でございます。

続きまして、131ページにかけて、項4社会教育費目1社会教育総務費は、職員の人件費ほか社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、文化協会など各団体への補助のほか、文化センター東側駐車場用地について、土地開発公社より買戻しを行いました。文化の館事業は、光熱水費などの経常的経費、施設の警備委託料などでございます。

132ページにかけて、目2公民館費、公民館一般経費では、公民館長、副館長、分館役員の

報酬、分館活動費の補助が主なものでございます。

133ページにかけて、各種公民館事業は、公民館講座の講師謝礼等で、文化講座をはじめ納涼音楽会、文化祭の開催や町民運動会などの各種事業を開催いたしました。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の改修・修繕に関わる補助を行いました。

134ページにかけて目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長の報酬、臨時職員の賃金のほか、「としょかん講座」等に係る講師等謝礼、館内清掃等委託や電気保安点検等施設の維持管理に関わるもの、そして図書の購入費が主なものでございます。図書館ネットワークシステム事業は、ネットワークシステムの保守委託、共通経費の負担が主なもので、2市2町1村1大学の図書館及び学校図書館との連携により、図書の検索、予約、貸出し等の充実を図りました。

135ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費は、文化財保護審議会委員の報酬、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助が主なものでございます。

136ページの坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るもので、村上義清や坂木宿を主体とした常設展示や「第5回坂城のお雛さま展」を開催いたしました。

137ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業は、開発行為等に伴う立会い調査、試掘調査を行い、遺跡の保存に努めるとともに、青木下遺跡で出土された金属遺物の保存処理を行いました。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に関わる経費が主なもので、格致学校東面の壁、屋根修繕工事を行いました。

138ページにかけての目6文化センター管理費は、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターへの委託料等が主なもので、文化センターの維持管理に係る経費でございます。

目7青少年育成費は、青少年を育む町民会議への補助が主なものでございます。

139ページにかけての目9生涯学習振興費では、さかきふれあい大学を運営し生涯学習の推進に努め、専門講座の講師等謝礼、ライフステージエコー、ふれあい大学教養講座の開催に関わる経費などが主なものでございます。

項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、スポーツ推進委員等への報酬や、競技審判員、競技役員への謝礼、町体育協会、スポーツ少年団等への補助を行いました。

140ページにかけての各種スポーツ教室開設事業では、キッズスポーツ教室、スキー・スノーボード教室などの指導員の謝礼が主なものでございます。体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託、体育施設用地の借上げが主なもので、節17公有財産購入費は、坂城町運動公園の一部賃借してきた土地について取得したものでございます。

141ページ、目2武道館管理費は、施設の管理に関わるもので、指導員賃金のほか光熱水費など経常的な維持管理経費が主なものとなっております。

143ページにかけての目3食育・給食センター運営費につきましては、安心・安全な学校給

食の提供を図るとともに、児童生徒に栄養バランスの取れた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力及び学力の向上を図りました。主に職員の人件費のほか、賄材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送委託、そして旧給食センター解体工事を実施いたしました。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、143ページからの款11災害復旧費につきましては、令和元年東日本台風災害による被災箇所の復旧に係る経費でございます。項1農林水産業施設災害復旧費目2農業施設災害復旧事業費では、被災農地の状況確認のため航空写真を撮影したほか、国庫補助事業の基準を満たさなかった用水路に堆積した土砂の撤去や破損した用水路の復旧に要した経費でございます。また、目3農地災害復旧事業費では、国庫補助事業により河川敷内の果樹園を早期に復旧したほか、農地災害復旧工事の前払い金を支出いたしました。

建設課長（大井君） 続きまして、項2公共土木施設等災害復旧費目1道路等災害復旧費は、倒木の処理の委託及び被災した町道7路線の復旧に係る測量設計委託並びに工事費でございます。次に、目2道路橋梁災害復旧費は、千曲川が増水し昭和橋の国道側から3番目の橋脚が洗掘されたため、根固めブロックを設置するための測量設計及び工事費でございます。

続きまして、144ページにかけての目3河川等災害復旧費は、河川に堆積した土砂のしゅんせつ工事2か所及び護岸が被災した河川の復旧工事1か所に要した経費でございます。次に、144ページの目4公園施設災害復旧費は、さかき千曲川バラ公園の千曲川河川敷内の駐車場の復旧に係る測量設計及び工事費でございます。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、項3公共施設等災害復旧費目2教育施設災害復旧費は、坂城中学校屋根瓦の修繕工事を実施いたしました。目3運動公園災害復旧費は、上五明の坂城町運動公園及び鼠マレットゴルフ場の復旧工事を実施いたしました。

住民環境課長（関君） 続きまして、目4消防施設災害復旧費は、消防ポンプ操法訓練場の移転による復旧事業で、鼠橋運動場内に復旧し、全額翌年度へ繰越しを行い、本年4月30日に竣工となっております。

建設課長（大井君） 続きまして、項4その他施設災害復旧費目1被災住宅災害復興費は、住宅2軒の応急修理に要した経費でございます。

財政係長（細田さん） 続きまして、145ページにかけての款12公債費についてでございますが、これは長期債の償還元金とその利子の支出でございます。

款14予備費につきましては、元年度において支出はございませんでした。

続きまして、主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしております地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標であります財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。令和元年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計において、いずれも黒字のため数値は入っておりませんが、参考として括弧書きで黒字を示すマイナスの比率をお示ししてございます。

次に、町の標準財政規模の額に占める町が負担する一部事務組合等が起こした起債等を含めた一般会計等が負担する元利償還金の割合について表す実質公債費比率につきましては、3か年平均で前年からプラス0.3ポイントの9.1%となっております。

続きまして、一般会計等の借入金や負担等の将来支払っていく可能性のある負担等の重さを表す将来負担比率につきましては、昨年に引き続きマイナスとなったことから、町の財政健全化判断の基準となる4つの指標につきましては、いずれの指標も健全な状況で推移いたしているところでございます。

また、下水道事業に係る資金不足比率については、資金が充足されているため、こちらも数値は入っておりません。

以上、歳出総額は68億1,399万1,832円で、前年度対比マイナス0.1%、767万円の減となっております。なお、予算に対する執行率は、全体で93.1%でございます。

以上で、令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） 会議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分～再開 午後 2時34分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、日程第11「議案第38号」から日程第15「議案第42号」までの5件は、令和元年度一般会計及び各特別会計の決算認定案であります。

これらについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、過日、実施いたしました決算審査の結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されております、令和元年度坂城町一般会計・特別会計決算及び財政健全化判断比率に関する審査意見書として取りまとめてあります。

なお、この意見書は、昨日、地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長に報告し、議長に提出しております。

まず、審査の概要についてです。審査の期間は7月22日から8月4日までと、8月18日に坂城町役場庁舎内において実施いたしました。審査の対象ですが、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和元年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。

記載されております5つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

また、決算審査に併せまして、次の監査も実施いたしました。地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況、地方自治法第199条第5項の規定による令和元年度に施工した工事、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は、坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院の令和元年度歳入歳出決算を取り上げました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率の審査は、8月18日に実施しております。

審査の対象となる資料は、法律及び政令で定める決算附属書類として記載のとおりであります。歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金の運用状況に関する資料、令和元年度施工した工事に関する資料、地方公共団体の財政健全化判断比率の算定書類であります。

審査の方法は、歳入歳出決算書類を基に、会計管理者所管の関係諸帳簿等を照合するとともに計数の正確性を確認し、関係各課等より主要施策の成果及び実施報告書を基に事業内容について説明を聴取し、審査を行いました。

基金の運用状況の審査につきましては、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。なお、例月監査においても毎月の基金残高を確認しているところでもあります。

また、町が補助金を交付している団体として、坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院につきましても関係書類を持参いただき、担当者から説明を聴取し、町が補助している金額について、その用途を確認し、全体の運営状況について審査いたしました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる資料——これ、大変な量なんです——を基に計数の正確性を確認し、担当課から説明を聴取し、実施いたしました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されておりまして、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。坂城町商工会及び坂城町中小企業能力開発学院につきましても、正確に処理されており適正であると認めました。

また、財政健全化判断比率及び算定書類は、関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であると認めました。

以上が審査の概要と結果の報告であります。

次に、決算の内容について、監査委員の目から、監査委員の視点から見て取りまとめて、適宜意見を添えながら説明をさせていただきます。

監査の概要という形になるわけですが、まず、総括として、令和元年度の決算について、一般会計と特別会計をまとめて表示されております。一般会計は、歳入総額が69億6,

154万876円、歳出総額が68億1,399万1,832円になっております。歳入歳出差引残高は1億4,754万9,044円であります。

一方、特別会計は、4会計の合計額をもって記載されております。歳入決算額及び歳出決算額は、その年度の事業規模を表示いたします。本年度の一般会計は前年度と比較して縮小にありましたが、特別会計は、逆に増加にありました。全会計の歳入歳出残高の合計額につきましても、前年度と比較して2,749万3,177円の減少で、2億2,828万7,278円となっています。

この金額に基金残高を加えて資金残高が見えるわけなんですけど、基金の残高は本年度も増加しております。前述の歳入歳出差引残高が前年と比較して減少しているわけですけども、町全体の資金残高は増加しているという結果になっております。加えて、借入金の残高が前年より減少しておりますので、財政状態は健全な状態にあると認められます。

今後の見通しとして、厳しい経済環境が見込まれます。この財政状態を維持できることを期待しております。

4ページになるわけですが、財政指標について取りまとめました。主要な4つの指標であります。いずれも比率をもって評価するものであり、一つの目安として受け止めていただければいい数値かなと思っております。

まず、経常収支比率です。86.8%。比率が高いほど財政の硬直化が進んでいるという見方になります。数値は前年と比較してやや悪くなっております。分母になる町税、とりわけ法人町民税の収入、また分子となる経費、通常経費の数値が大きな要因となってきます。引き続き、経費の抑制に十分な配慮をお願いするところであります。

次に、財政力指数であります。0.704です。財政需要額を自力の財政収入額で賄えるかどうかという基準であります。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。また、普通交付税の算定の基礎にもなっております。坂城町においては、水準は高いですが、引き続き、この水準を維持し財政健全化に向けて努めていただきたいと思いますと思っております。

次、公債費比率は6.1%、実質公債費比率は9.1%であります。公債費比率は地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合です。なお、当町では実施しておりませんが、繰上償還分は除かれることになっております。また、実質公債費比率は下水道会計をも含めて計算した数値であります。それぞれの数値は財政に負担のない償還と判断いたしております。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加し、財政に対する負担割合が増す関係にあります。運用には財政規模との均衡を保ちながら、引き続き留意する必要があるかと思っております。

次に、一般会計の詳細について検証しました。

決算額については、繰り返しになりますが、歳入総額69億6,154万876円、歳出総額が68億1,399万1,832円、歳入歳出差引残高は1億4,754万9,044円となり、

このうち4,600万円を地方自治法第233条の2の規定によって基金として積み立て、残高の1億154万9,044円を翌年度へ繰り越すとしております。

収入の状況につきましては、収入済額は前年に比較して4,356万5,667円の減となっております。

その次の表ですけれども、収入状況を款別の表にしてしております。項目として予算現額、調定額、収入済額、収入未済額、収入率、構成比について記載のとおりであります。

次、6ページになりますが、歳入の中で町税の状況についてまとめてみました。

まず、税目別に区別しますと、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税、それぞれの収入状況となっております。

収入済額は27億7,435万9,125円で、前年度と比較して2.0%の減となっております。中でも町民税の収入済額に着目しまして、町民税の収入済額は13億1,864万1,030円で、前年度と比較して3.5%の減となっております。そのうち、個人町民税は2.0%の増加ですが、法人町民税は5億6,914万8,500円で、前年より9.9%の減となりました。

一方、収入率につきましては、

町全体としては93.7%で、前年に比べ横ばいではありますが、分子となる収入済額、分母となる調定額がともに減少した結果であるかなと感じております。なお、収入率の現年課税分については99.4%ではありますが、収入未済額の残高は1,533万4,241円とあり、前年より210万7,194円増加している状態です。

また、町全体の収入未済額につきましても、残高で前年と比較して396万9,954円の減少ではありますが、不納欠損処理の結果で減少しているものと判断いたします。引き続き、徴収率の向上に努めていただきたいと思います。未納額の解消には大変ご苦勞されていることは監査委員としても分かっておりますが、そういう中で、より回収に努めていただきたいと思います。

なお、不納欠損の処理につきましては、地方税法の規定に基づくものでありまして、やむを得ないものとして認めました。

一方、8ページの歳出の状況ですけれども、前年度と比較しまして766万9,159円の減となっております。

支出状況を款別の表にしてあります。項目として、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額、執行率、構成比について記載のとおりであります。執行率の低いもの、不用額の大きいもの、繰越しの大きいものがありますが、それぞれ確認いたしました。

また、令和元年度の主な事業を聞き取りしたものをまとめてあります。各事務事業について誠意取り組まれていると感じております。引き続き、住民、企業、行政が連携して活力ある地域づくりに取り組まれ、適切かつ効率的な予算の執行に取り組んでいただきたいと思います。

次に、特別会計の詳細ですが、各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。各会計ごとに収入の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明を省略させていただきます。

ページ飛びまして、11ページになります。実質収支に関する調書についてご報告いたします。

決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますので、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてであります。一般会計に16基金、特別会計に2基金となっております。基金の積立は適正な方法により積み立て、基金の取崩しは、一般会計においては、基金名で言いますと、文教施設整備基金、広域行政事務基金、ふるさとまちづくり基金、公園整備基金等々、また、特別会計においては国民健康保険基金について、それぞれ適正な取崩しと認めました。

8月4日ですが、本年度施工された工事のうち、14ページに記載の4か所について巡見いたしました。中には災害復旧工事も含まれております。工事等検査箇所調書としてまとめてあるところですが、いずれも計画どおり執行されていることと確認しております。

次に、指摘事項でございます。

まとめ方として、一般会計について各課ごとに、また、特別会計については会計ごとにまとめてあります。過日の決算審査において関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識しているものについて取りまとめました。

各課におかれましては、実現に向けて取り組んでいただきたいと思っております。なお、この記述に至らなかった指摘事項につきましては、その場でその都度口頭にて検討をお願いしております。

また、財政援助団体につきましては、監査の折にその内容を伝えてあります。個々の内容については省略させていただきます。お目通しいただきたいと思っております。

財政健全化法に基づく健全化判断比率であります。既にそれぞれの立場で報告されているところではありますが、書面に記載されておりますので、沿ってご説明いたします。

この法律は、地方公共団体の財政状況について客観的に算定し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められております。法律の立法趣旨からして、かなり厳しい算定基準が設けられていると認識しております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも決算が赤字の場合に限り数値が表示されますので、当町においては数値が入りません。

実質公債費比率は、前段で説明したとおりでありまして、9.1%になりましたが、早期健全化の基準が25%でありますので、健全な財政運営がなされていると言えます。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高のほかに葛尾組合等の一部事務組合、また広域連合

などが抱える債務のうち、坂城町が負担する部分を含めた債務をその標準財政規模で割った比率であります。この債務額が充当額との比較になりますので、充当額が債務額を上回る場合には、数値が入りません。当町においては、本年度は、地方債残高の減少と基金積立残高の増加という効果がありましたので、数値が入らない結果となりました。

資金不足比率は、公営企業会計としての下水道事業の資金が充足されておりますので、これも数値が入りません。

坂城町の数値は全てにおいて早期健全化を必要とされる基準値の範囲内にあります。引き続き、将来に向けて健全な財政運営を期待しております。

巻末になりますが、坂城町監査基準がつづられております。地方自治法等の一部を改正する法律によって、今年の4月から、監査基準を定め公表することになりました。全国町村監査委員協議会という組織があるんですが、この会の意向に沿って、当町においても監査基準を作成し公表いたしました。ご一読いただきまして、ご理解を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で、令和元年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（西沢さん） 以上で、提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から9月7日までの6日間は、議案調査等のため休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から9月7日までの6日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、9月8日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時06分)

9月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) with コロナの時代を迎えてほか | 中 島 新 一 議員 |
| (2) 学生支援についてほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (3) 新型コロナウイルス感染症対策の支援事業について | 朝 倉 国 勝 議員 |
| (4) 避難情報についてほか | 小宮山 定 彦 議員 |
| (5) 新型コロナウイルス対策ほか | 栗 田 隆 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

また、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 「一般質問」

議長（西沢さん） 質問者は、お手元に配付したとおり13名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段の協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、PCR検査陽性者の方々にお見舞いを申し上げます。一日も早い回復をお祈りいたします。

また、医療従事者をはじめ新型コロナ感染症対策に、それぞれのお立場からご尽力なされている方々に対しまして、感謝と敬意を表する次第でございます。

先月12日のまちづくり坂城主催の「チア・アップ! さかき2020!」の開催日に行われました、テクノさかき工業団地組合の皆様の協賛を得ましての、千曲川3か所での夜の打ち上げ花火は大変迫力あるものでございました。

開催の趣旨どおり「元気出して頑張る」という気持ちになったかと思います。町民の皆様から「毎年打ち上げてもらいたい」との声も主催者側には届いているのではないのでしょうか。

さて、9月に入りまして、気温もまだ30度を超える暑い日が続き、熱中症や、これからは勢力の強い台風にも警戒が必要な時期でもございます。そして、雨の多かった7月、猛暑の8月と気候の影響もあり、野菜なども高騰し家計を圧迫しています。

それに加えて体調管理が大変の中、引き続きの新型コロナウイルス感染症対策と、本当に生活していく上でも大変な時代を迎えております。

先日、上田圏域にも新型コロナウイルス特別警報が発令され、町内でも新型コロナウイルス感染症の患者さんが出てきている中、この身近になった新型コロナウイルスを町民の皆様とともに、しっかり正しく理解して考えていくことが大切であり、コロナ禍での生活様式、経済復興につながるよう、町民と民間が協力しながら取り組んでいかなければなりません。

時間がたつにつれ、この新型コロナウイルスも徐々に解明されつつあり、レムデシビルといった国内初の新型コロナウイルスの承認薬も発表されました。また、PCR検査につきましても、これから政府は1日20万件の検査能力を確保するとしています。

そのような対策がとられる中ではございますが、とある自治体では希望者全員に検査をすることで、最初は希望者全員に検査を実施していたが、今は、濃厚接触者や熱が3日間下がらないなどの人に検査をと訂正した自治体もあり、見解や対応がそれぞれ異なっているところが出てきているのも現状でございます。

それでは質問に入ります。

1、withコロナの時代を迎えてということで、(イ)の事業所への支援についてです。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しのつかない中、各事業所の経営も本当に苦しい状況が続いております。受注の減少により休業を増やすところや、就業時間の短縮など、各事業所においても企業努力をしながら様々な対応をしておられます。

それと、その影響で休んでおられる従業員の方々も不安な日々を過ごしているのも現状でございます。

さらに、事業所では、その従業員の方々や、お客様の安心・安全を守ることに対する新型コロナウイルス感染症対策での設備投資、また、売上げが減少している中でも月々来る家賃の支払いなど、多くの悩みを抱えている事業所がございます。

そのような事業所へのこれまでの支援策、また、今後の支援策についてお聞きいたします。

次に、(ロ)といたしまして、日常生活での新しい生活様式についてでございます。

日常生活におきましても新しい生活様式として、多様な施策や対応策、また、お知らせなどがされております。

この地域にも身近になった新型コロナウイルス感染症、町民の皆様にも本当に正しく理解していただく

ことが、この新型コロナウイルス感染症に対する地域の対応や、中傷などをなくす上でも大切なことだと考えます。

そのための対策の強化は、また、新型コロナウイルス感染症対策に加えて、これからはインフルエンザ、また、ノロウイルスといった流行期を迎える中で、町民の皆様に対しても注意喚起が必要となりますが、その対策は。

以上、(イ) (ロ) についてお聞きいたします。

町長(山村君) おはようございます。

ただいま、中島新一議員さんから1としまして、withコロナ時代を迎えてのご質問いただきました。

私からは、(ロ)の日常生活での新しい生活様式についてお答えいたしまして、(イ)の事業所への支援については担当課長より答弁いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況でありますけども、3月下旬から4月にかけての感染者の増加を受け、国では4月7日に7都府県に対し、緊急事態宣言を発出した後、同16日には宣言を全国に拡大、5月25日に全面解除となるまでの間、外出や移動の自粛、店舗の休業要請等、様々な制限下で社会生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしました。

国を挙げてのこうした取り組みにより、6月には、新規感染者が大幅に減少し、徐々に社会経済活動が再開されてきたところであります。一方で、人の移動や接触機会が増えたということもあり、7月以降再び新規感染者が増加しはじめ、特に、7月下旬から8月中旬にかけての全国の新規感染者数は、連日千人を超えるなど感染の再拡大が大変心配な状況になっております。

長野県内におきましても、7月中旬以降、毎日のように新規感染者が発生し、検査による陽性確定ベースで申し上げますと、2月から6月までが77例であったのに対し、7月の発生は34例で、同月終了時点の累計が111例、さらに8月は一月だけで、それまでの累計上回る150例が発生し、8月末時点の累計感染者数は、261例という状況となり、9月7日現在では計290例となりました。

また、当町におきましても、8月に4例の感染が確認され、隣接する上田圏域においては、クラスターの発生などにより感染者が急増しております。

町では、坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置しまして、国や県の動向を踏まえながら、これまでも町のホームページや広報さかき、防災行政無線などを通じて、町民の皆様にご感染防止対策のお知らせやお願いをまいりました。

特に、感染を防止しながら社会経済活動を継続していけるよう、感染防止対策を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」の実践をお願いしているところであります。

町民の皆様には「身体的距離の確保」、「人混みの中や会話の際のマスクの着用」、「手洗い・手指消毒」といった3つの基本の徹底と、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間

近で会話や発声をする密接場面の3つの密を回避していただき、引き続き、一人一人が感染防止対策を行っていただくよう、改めてお願いしたいと思っております。

また、先般、広報9月号に併せて、県が作成しました「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」を全戸に配布いたしました。この手帳は、ウイルスの特徴や感染予防、症状が出た場合の対応、人権への配慮や相談窓口などがコンパクトにまとめられた小冊子になっており、新型コロナウイルスを正しく理解し、対応するためにご活用いただきたいと思っております。

さて、まだまだ連日暑い日が続く、新型コロナウイルスの対策とともに熱中症への備えも必要となっております。

町では新しい生活様式を実践しつつも屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、適宜、マスクを外したり、マスクをしたまま強い負荷がかかる作業や運動は避け、小まめに水分補給や換気を行うといった熱中症対策にも重点を置き、防災行政無線、メール等で広く注意喚起をしております。

これまでも行ってまいりましたが、今後におきましても必要な情報は速やかに町民の皆様にお知らせし、注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

また、これからはインフルエンザやノロウイルスが流行する季節となってまいります。新型コロナウイルス感染症同様、インフルエンザやノロウイルスもウイルスが引き起こす感染症でありますので、先ほども申し上げました3つの基本、身体的距離の確保、人混みの中や会話の際のマスクの着用、手洗いや手指消毒や新しい生活様式の実践は、こうしたウイルスの感染防止にも大変有効であり、町でも、今後、ホームページや広報さかき等で適時、適切な情報の発信を行ってまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） （イ）の事業所への支援についてお答えをいたします。

緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除されて以降、制約や制限が徐々に緩和され、経済活動は再び動き出したところでございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、一旦は落ち着いたものの、県内では8月に入りクラスターが発生するなど感染者が増加傾向となっており、回復をしていない地域経済にも大きな影響を与えているところでございます。

当町におきましては、町内事業所で感染者が確認されるなど、身近なところでの感染も発生していることから企業にもご協力をいただく中で、新しい生活様式に添った新型コロナウイルス感染予防対策の強化を進めております。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内事業所への支援を行うため、国や県、町においては、様々な支援や取り組みに努めてまいりました。

国においては、新型コロナウイルスによる事業所への影響を緩和し、企業を支援するための施策として、持続化給付金や雇用調整助成金、家賃支援給付金などの施策を整備拡充をしてまいり

ました。

持続化給付金は感染症拡大による営業自粛等で、大きな影響を受けている資本金が10億円未満の中堅企業や中小企業、個人事業者に対して、事業の継続を支援するため運転資金や設備資金など事業全般に使える給付金で、売上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象として、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に支給される制度であります。

次に、雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされたことに対して、一時的な休業により従業員の雇用維持を図ろうとする事業主に対して休業手当などの一部を助成するもので、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しないことから、令和2年4月1日から9月30日までとしていた緊急対応期間を12月末まで延長することとしています。

さらに、当町では、この国の雇用調整助成金の助成を受けるため、その申請書作成や報告に係る業務を社会保険労務士に委託した場合について、支払った経費に対して補助をする新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金を創設し、町内事業者の雇用維持と事務軽減への支援を行っており、補助金額10万円を上限に国の雇用調整助成金と併せて、12月末までを補助対象期間として実施しております。

また、国の第2次補正予算により創設された家賃支援給付金につきましては、企業等の事業継続を支えるため、地代や家賃の負担を軽減することを目的に給付金が給付される制度でございます。

給付金の対象は、資本金が10億円未満の中堅企業、中小企業、個人事業者を対象とするほか、医療法人、NPO法人、社会福祉法人など会社以外の法人も幅広く対象としており、今年の5月から12月の単月のいずれかで、売上が前年同月と比べ、50%以上減少するか連続する3か月の合計で、前年同月比30%以上減少したことが条件となっております。

給付額は国の基準により、法人は最大600万円、個人事業主は最大300万円で申請受付は7月14日から開始され、令和3年1月15日までの申請期限となっております。

また、当町においても、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の事業認可を受けながら、企業ニーズや状況などを確認し、様々な補助制度や支援策などを整えてまいりました。

中小企業等の資金繰りを支えるため、4月末に新設した経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）は、事業を継続する上で必要な運転資金500万円を限度として貸付けする資金で、貸付後5年間の全額利子補給と保証料を全額補給を行い、借入者の負担軽減を図っております。

8月末の資金のあっせん申込件数は140件で、合計約5億5千万円のあっせん金額となっております。多くの中小企業者、個人事業者の支援につながっているものと考えているところでございます。

次に、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金は、長野県から緊急事態宣言がございました4月24日から5月6日までの全期間で、休業等の要請に協力した事業者に対し県と町が協力金を支給する事業で、8月末に県の審査が終了し、当町においては28事業者に支給されました。

次に、新たにテイクアウトやデリバリーなどサービス活動を行う飲食事業者を支援する新サービス創出応援補助金でございます。

対象者を町内の飲食事業者として、補助限度額を20万円、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施したところでございます。申請件数は13件、交付決定総額254万円で、今後、申請者の実績報告に基づき、随時、補助金を交付してまいります。

次に、小規模事業者の事業継続や経営の安定を図る小規模事業者等持続化応援支援金でございます。

この支援金は、事業全般に広く使え、従業員数が20人以下の製造業や5人以下の商業、サービス業を営む事業者を対象として、令和2年2月から12月までのいずれか1か月の売上げが前年同月比で30%以上、50%未満減少しており、前年同期と比較して20万円以上減少した場合に一律20万円を支給するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、対象とする期間を12月末まで延長し、現在までの実績は、申請43件で総額860万円の給付を行いました。

次に、商工会と連携して実施いたしましたスタンプラリー消費回復応援事業につきましては、町内の商業店舗やサービス業を営む事業所の経営回復と事業継続を図り、地域における消費喚起を促すことを目的に実施いたしました。

町内店舗で千円以上の買い物を5店舗でしていただき、スタンプ5つを集めると千円分の坂城商品券を進呈するというものでございますが、6月と7月の2回の実施において、総数865人の方に参加をいただきました。

また、町商工会で実施しております「坂城町飲食系応援プロジェクト クラウドファンディング2020」につきましては、インターネットを介して不特定多数の方から資金を調達するクラウドファンディング事業を通じて、町内飲食系事業所を応援する取り組みを行っております。

応援する方法は、登録店舗の応援チケットを購入、商品を購入、リターンなしの応援金といった3通りの方法となっております。

申込み受付期間は、9月15日までとなっておりますので、大勢の皆さんにご協力とご支援をいただきたいと思っております。

次に、地域応援活性化事業でございますが、株式会社まちづくり坂城が主催し、8月12日に開催した「チア・アップ! さかき2020!」を共催し、花卉生産者や小売業者などの販売促進と売上げの向上を図るとともに地域の皆さんの元気が溢れるよう、願いを込めた花火を打ち上げ

ました。

花火の打ち上げについては、テクノさかき工業団地組合の協賛をいただき、3密の回避の面から町内河川敷の離れた3か所から花火を打ち上げ、町民の皆さんが自宅周辺から鑑賞いただけるよう実施いたしました。町民の皆さんからは、直接、楽しめたとお声をかけていただいたり、SNSにコメントを投稿していただいたり、大変好評をいただいたところでございます。

最後に、今後の支援策についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も長引くことが予想され経済動向も先行き不透明で、今後の状況も予測がつかないところでございますが、引き続き、国や県、関係機関から情報収集と共有を図るとともに、町内事業所等からのご意見も伺う中で、必要なときに必要な支援ができるよう、町、商工会やテクノセンターなどと連携を図り、新型コロナウイルスによる影響から、早期に回復が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より詳細にお答えいただきました。

まず、事業所の支援につきましては、3月、6月とそれ以降様々な支援策がとられており、小規模事業者等持続化応援資金は4月末の締切りを12月末まで延長していただき、現時点では43件860万円の利用、また、県の緊急事態宣言中に県の休業要請に協力してくれたお店に支払われる、県と市町村連携の新型コロナウイルス拡大防止協力金は、営業時間等いろいろと制約ございましたが、町内では28件の協力店に支払いがされたということで、感染症対策に協力されている、また、苦慮なされている事業所の皆様へ支援が行われたということです。

その支援の中でも、国の雇用調整助成金を申請するときに必要な書類作成、業務等を委託した際に係る費用を町で補助するという、町独自の制度を利用された製造業の事業主様からは、「きめ細かい支援等も考えてもらって本当に助かっています」とのお声もありますが、ただ、「コロナ感染症対策への対応は、まだまだ終わりではないので長期で支援策を考えてもらえないか、何とかお願いしたい」との声もいただきました。

また、先ほどの支援に対しましても、これから響いてくる業種も必ずあるとの考えの中で、期限の延長が対応されている支援策がありますが、条例または規約などの制約も柔軟に考えていただきながら、引き続きの支援をお願いしたいところでございます。

そして、日常生活での新しい生活様式に関しましては、コロナ禍において講習会や勉強会また研修会なども自粛される中でもあり、町民の皆様幅広く周知等をされる場が減ってきているのが現状だと思います。

町長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を中心に、ホームページや同報系防災行政無線などで連日お知らせや注意喚起がなされておりますが、このコロナ禍におきましては、外で作業または農作業などをされている方もおられますので、自助・共助の観点から広報車での周知活動も考えていただければと思います。

町民の皆様には重ねてお願いになりますが、引き続き、手洗い、マスクの着用、咳エチケットはもとより3密の回避、そして、ソーシャルディスタンス、いわゆる安心・安全な距離を保っていただきながら、健康チェック、接触確認アプリ等の活用など新しい生活様式を実践していただきながらも、ここ最近ではアルコール消毒等での事故も増えてきておりますので気をつけていただきながら、日頃の生活を送っていただきたいと思います。

そして、インフルエンザ、これから流行期に入りますインフルエンザ、ノロウイルスの対応ですが、新型コロナウイルスの感染者とこれから流行期のインフルエンザを、命を守るという視点で数字の面から、某情報研究所の検証によりますと、新型コロナウイルス感染症におきまして、5月の非常事態宣言中には、感染者1万2,080名に対し、重症者数は328名、重症化率が0.027%、それが8月17日時点の感染者数1万3,320名に対し、重症者数は243名、重症化率が0.018%と、非常事態宣言中に比べますと感染者は増加していますが、重症者数が減少しているという状態でございます。

また、インフルエンザによりお亡くなりになった方が、厚生労働省の調べによりますと、全国で2017年には2,566名、2018年には3,323名、2019年には3,412名の方がお亡くなりになっております。

7月7日時点での新型コロナ感染症で国内でお亡くなりになった方が、1,363名と、2019年で比較しますとインフルエンザのほうが2.5倍の死者数となっております。

まさに、これから流行期になるインフルエンザへの予防もしっかり呼びかけていかなければなりません。現時点の数字ではございますが、インフルエンザのように予防接種や薬などの対応がなされていても、このような現状があるということがわかります。

食中毒に関しましても、県より現在まで5回の食中毒注意報が発令されており、令和2年度3月31日までの県内の食中毒発生数は16件、患者さんの数が811名となっております、中でもノロウイルスの患者さんが4件、543名と断トツの要因となっております。

ノロウイルスの人から人、飲食物から人へと感染していくものでございます。家庭内でも食品の取扱い、熱を加える物は中までしっかりと加えるなどの対応をお願いしながら食中毒の3原則「つけない・ふやさない・やっつける」を念頭に置いていただき、引き続きの手洗いなどをしていく中で対策をとっていただけたらなあと思います。

それでは、2、焼却施設についての質問に移りたいと思います。

(イ)のB焼却施設についてです。

中之条地籍に昭和54年3月に竣工された現在の焼却施設ですが、老朽化により平成17年に千曲市ごみ焼却施設建設地検討委員会が設立され、千曲市に建設される計画になりました。

最近、地域の住民の方から、千曲市の焼却施設はどんな感じで進んでいるのか聞かれることが多くなってまいりました。

そこで、千曲市に建設中のB焼却施設の進捗状況と稼働は、いつ頃になるのか、以上、(イ)についてお聞きいたします。

住民環境課長(関君) 焼却炉についての(イ)B焼却施設についてお答えします。

当町を含む長野地域のごみ処理につきましては、平成12年にごみ処理広域化基本計画が策定され、各市町村等で個別に行っている可燃ごみの処理の施設を集約することで事業の効率化を図ることとされました。

可燃ごみの焼却施設は、長野市にA施設、千曲市にB施設、須坂市に最終処分場の建設が決定され、長野市のA施設につきましては、長野市松岡地区に平成31年3月からながの環境エネルギーセンターとして、焼却炉が日量405トン、灰溶融炉が日量44トンの施設として供用開始されています。

当町を含む千曲市及び長野市の一部の可燃ごみ処理を行うB焼却施設につきましては、平成21年に千曲市が建設候補地を決定しまして、公表して以来、度重なる交渉を重ねていただきまして、平成29年には地元と建設に係る基本協定が締結されまして、千曲市屋代地区に施設の規模としましては、焼却炉が日量100トン、灰溶融炉が日量10トンで計画されまして、令和3年3月までの工期で、翌年4月から当町を含むごみの全量受入れを予定していたところでございます。

しかし、昨年の令和元年東日本台風の影響で、工事現場が浸水しまして、工事が一時中断となりまして、遅延が生じたことから工期の延長を余儀なくされました。

被災の影響から工程の見直しをする中で、本年2月1日、「新ごみ焼却施設整備に係る町民説明会」これを坂城テクノセンターで開催しまして、工程の遅れからごみの全量受入れが6か月遅れてしまうこと、それから工事延長の期間中は、葛尾組合焼却施設のごみの受入れを引き続き行いたい旨の説明を行い、了解をいただいたところでございます。

B焼却施設の現在の工事の状況でございますが、工程見直し後につきましては予定どおり進捗しており、現在は、工場棟1階、躯体コンクリート工事のほか管理棟などの基礎工事を進めている状況だということでございます。

今後の予定としまして、プラント設備工事に着手し、来月以降、焼却炉や灰溶融炉関連の工事に進んでいきます。

B焼却施設の本稼働は、令和4年4月からではございますが、半年前の令和3年10月の試運転の段階から可燃ごみの全量受入れを行うとしている工事につきましては、おかげさまで順調に進んでいるとのことでございます。

今後におきましても、予定どおり進むことを期待しているところでございますが、当町としましても、葛尾組合からB焼却施設へ移行する準備を千曲市などの自治体等とともに進めていきたいと考えているところでございます。

5番（中島君） 担当課長より詳細に答弁いただきました。

昨年の災害により工期の遅れはあるということでしたが、計画どおりに進んでいるということなので、今年は、災害もなく順調に進んでもらいたいところでもございます。

最後です。

まとめとしまして、9月中旬より感染症の落ち着いてきた地域から農林水産省所管のGo To Eatキャンペーンが始まります。今、町内飲食店では新型コロナ感染症に対しまして、このような県より出されている推進シール、推進宣言シールなど、ポスターなどがあります。

この新型コロナ対策推進の店という形で、店舗の対策推進をアピールしながら、お客様に安心とサービスを提供している事業所に創設されている制度でございます。

対人距離の確保、消毒設備の設置、施設の換気など様々な対策に対し対応しているお店でございます。町内の商業店舗ご利用の際には、一つの目安として皆様には認識していただければと思います。

また、対応されていない商業店舗の事業主様には、施設のコロナ対策に取り組んでいただき、町の商工会にて新型コロナ対策推進宣言をしていただきますと、このシール、先ほどのこのシールとポスターをもらうことができますので、この制度に参加していただいて、少しでも売上げアップにつなげていただけたらと思います。

加えて、8月には新型コロナ感染症の影響により、事業収入が減少している中小企業等に対して、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における固定資産税の軽減の対策が発表されました。令和3年度の課税分が軽減されるということなので、事業主の方々には、総務課の税務係か商工会などに相談していただき、ぜひ、申請していただきたいと思います。

いずれにしましても、新型コロナ感染症に対し、世間の不安をあおる情報より、皆様には町の感染症対策本部の情報や注意喚起等をお聞きいただきながら、また、各関係機関には、町民の皆様の生活の安心・安全と安定の確保、また、町内事業所の経営と経済の一日も早い正常化を目指し、一丸となって考え押し進めていきましょう。

これで私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間、休憩いたします。

（休憩 午前 9時39分～再開 午前 9時49分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、1. 学生支援についてです。

（イ）、現状について。

6月の定例会において、同僚議員の意見を参考に県外に在住の町出身の学生に何らかの支援ができないかと提案させていただきました。その後、7月末の臨時議会において、町から坂城町学生リフレッシュ応援事業を含む補正予算案が提出され、またそれが可決し、本事業は8月1日より申込みが始まりました。私自身、提案した者の一人として、この事業が真に学生のためになってほしい、また、より多くの学生がこの事業を利用してほしいと思っています。

この事業は現在進行形であり、9月30日まで申請を受け付けているわけですが、この議会の場において、改めてこの事業の目的、そしてどういった方が対象となるかをお伺いいたします。

また、今も申し上げましたが、申請の受付開始から1か月がたちましたが、現在の申請状況はどのようになっているのか、そしてこの事業に対しての学生本人からの意見や感想があるとは思いますが、本人からの声、意見は寄せられているかをお伺いいたします。

町長（山村君） ただいま山城議員から、学生リフレッシュ応援事業のご質問をいただきました。お答え申し上げます。

現在も全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症につきましては、7月下旬以降、都市部を中心に感染者が急増し、また、8月に入ってから、県内においても感染のクラスターが発生するなど、第2波とも捉えられる状況が続いております。

国の緊急事態宣言は解除されましたが、町では感染拡大防止のため、感染者が多数発生している地域との往来などについて、十分注意していただくよう様々な媒体を通じて発信しており、町民の皆様のご理解とご協力に対して深く感謝申し上げます。

町といたしましては、日々状況が変化する中、国・県の対策・支援の届いていない範囲や、より影響が深刻であると思われる方に必要な支援が届くよう、町独自の対策や支援策を迅速に打ち出し、実施しているところであります。

ご質問の学生リフレッシュ応援事業はそうした取り組みの一つとして、緊急事態宣言が出されている間、町に帰省ができなかったり、新型コロナウイルスの影響で学校に行けない、アルバイトもできないなど、不安な時期を過ごされた学生の応援事業として、多くの大学等の夏休みの開始に合わせ、8月1日から実施しているところでございます。

お渡しする応援券は、びんぐし湯さん館の贈湯券——お湯の券、坂城商品券、私の応援メッセージをセットにしたもので、親元を離れて頑張っている学生が、この夏休みや年末年始などに坂城町に帰省した際に、ご家族や同級生らとお互いの無事を祝い、心身ともにリフレッシュを図っていただくとともに、地元のお店を利用して特産品を購入するなど、ふるさと坂城の良いところを再認識する機会としていただければと思っています。

また、離れた地で頑張っている学生を坂城町が常に応援しているという気持ちをメッセージにより伝えたいという思いも込めた事業であります。

対象者といたしましては、親元を離れ町外で生活する大学や短大、専門学校などに在学する学

生で、町内に親御さんなど保護者が居住し、帰省する先がある方としております。

申請期間といたしましては、多くの大学等の夏休み期間と合わせて8月1日から9月30日までとしているところがございますが、7月下旬以降、都市部を中心とした感染者の急増を受け、まだ申請のタイミングの様子を見ている状態の学生もおられると聞いております。9月7日現在で81件の申請をいただいている状況でございます。

また、応援券は、夏休みは帰省しないが、年末年始に帰省しようと考えている学生さんにもご利用いただけるよう、町内に住む親御さんに申請いただくことも可能としているところであります。

なお、本事業において応援券をお渡しする際に、受け取った学生の意見や感想をお寄せいただけるよう案内を同封しておりますが、これまでに3件、応援券に対する感謝の気持ちとリフレッシュに使いますという声のほか、「帰省はできないがぶどうを送ってもらい、町の自慢をしながら友人と食べたい」といった大変うれしい声をいただいているところがございます。学生の皆さんには、この応援事業を是非ご活用いただき、帰省された際には、ふるさと坂城で心身ともにリフレッシュしていただき、帰省がかなわない場合はご家族を通じて、町の特産品などをお送りいただくなど、生まれ育った故郷に思いをはせていただきながら、夢や目標に向かって、勉学に励んでいただくとともに、感染予防に万全を期し、元気に生活されることをお祈りしております。

せっかくでございますので、先ほど紹介しなかった3名のコメントもちょっと申し上げますと、こんなことを書いていただいております。「感謝、リフレッシュに使います」「感謝、季節になったらぶどうを送ってもらおう予定。帰ったら湯さん館に行くことが楽しみ」それから「感謝、授業も学祭もオンライン。友人と遊ぶことも難しく寂しい思いも。不安もあるが頑張りたい」との声が寄せられております。

3番（山城君） 今、町長から力強い答弁を頂きました。応援メッセージについては町長のお考えもあり、私も6月議会において町長のメッセージを入れてほしいということをお願いをいたしました。やはり、町の顔である町長の思いをどんな形でもいいので学生自身に伝えてほしいという思いはありましたので、それをかなえていただきまして、その結果、3名、その人数というのが多いと見るか少ないと見るか、それはそれぞれの考えだと思いますが、今、町長から頂いたメッセージ、やはり感謝という言葉が一番最初に来るとするのは、本当に学生本人からの本当の思いなのかなと思います。やはりその声は今この議会という場で伝えていただいたこと、私は本当にうれしく思いますし、私も議員の一人としてというのもありますし、坂城に住む一人として、坂城は胸を張って頑張っているんだよと。また、もちろんほかの地域もそうですし、日本全体もそうですし、世界全体もコロナに対して一生懸命挑んでいるんだよというメッセージも、メッセージというか思いも込めていければなあと思います。

坂城町において、町外に住む学生に帰省してもらい、リフレッシュしてほしいとの思いで、本

事業を実施していることが、今の町長の答弁で改めてわかったわけでございます。

しかし、この新型コロナウイルス感染症については現時点でなかなか収束の見通しが立たない状況であるかとは私は思っております。非常事態宣言は出されてはいなくても、学生の住む場所の感染状況であったり、長野県や坂城町の感染状況によっては、帰省できるという状況であっても帰省をためらったり、または帰省をしにくいという状況があったりする場合があります。もしくは起きていられるかもしれません。そのことを考えれば、今後においてまだまだ状況によってですが、学生に対する支援というのは必要になるような気もすると思っております。その場合、今回は代理申請も可ということではありますが、町外の学生でも直接申請ができる仕組みを整えたりだとか、そういう受け取りができるオンライン申請を含めた仕組みを整えたりと、または学生を直接支援する方法であったり、または新型コロナウイルス感染収束後を見据え、学生が卒業後や就職、あるいはUターン支援も絡めて、町として取り組むということも必要ではないかと考えております。

新型コロナウイルス感染症により、これまで以上にオンライン化が進むと思われまます。直接人と人が顔と顔を会わせて手続を行うという方法も、もちろん大事ではあります。

しかし、この新型コロナウイルス感染症を契機に、そういったオンライン化の申請も含めて、離れていても、例え坂城からちょっと離れていても、申請ができる方法というのをより進めていただきたいと思っております。

続いて、2としまして、新型コロナウイルスと人権についてというテーマで質問させていただきます。

(イ) 感染者の情報についてということですが。

毎日テレビや新聞を含めたメディアが、その日の感染者数を報じています。長野県においても、4月半ば過ぎまでは感染者の発表について、一部を除き保健所単位の発表となっておりました。それ以降は、市町村単位の発表に変わり、感染者の様々な情報は県の総合サイトにまとめられています。

感染症の情報、特に感染者数の情報が多くの方が関心を持っていることと思っております。先月8月、町内においても感染者が確認されております。感染者の情報が市町村単位の発表となっているわけですが、町が感染者の情報を得た後、その情報はどのような過程を経て発表をしているのか、また、発表するにあたり配慮していることは何かということをお伺いいたします。

そして、(ロ) 人権を守る取り組みについてということですが。

新型コロナウイルス感染症の何が怖いのかといえば、もちろん感染症そのものも怖いものと思っておりますが、まだその正体が解明されていないことだと思っております。例えば、根本的な治療がないことや感染症に効くワクチンがまだ完成していないことも、その怖さの理由ではないかと思っております。

見えない敵、ウイルスへの不安が特定の対象に見える敵とみなして、嫌悪の対象とし、嫌悪の対象を偏見、差別し、遠ざけることで、つかの間の安心感が得られるということが、日本赤十字社のホームページに掲載されておりました。

8月中旬以降、長野県において感染者数が増加している状況にあり、今後、秋から冬になるにあたり、インフルエンザの流行もそうですが、新型コロナウイルス感染症がさらに流行する、併せて流行する恐れもあると考えられます。

県内においても、新型コロナウイルスに感染した方に対する不理解などから、感染者やその家族、または勤務先への誹謗中傷事案というのも発生しているとの報道があります。

では、町内において、感染者などがそのような不理解から差別など受けてしまった場合の相談窓口、安心して相談を受けられる窓口はどうなっているのかをお伺いいたします。

また、今現在も感染者などに対する配慮の呼びかけは、防災無線などを通じて行っていることは承知をしております。新型コロナウイルス感染症がさらに流行する可能性もあることから、呼びかけのさらなる強化などの予定はあるかも、併せてお伺いいたします。

そして、町内全体への注意喚起は必要ではありますが、学校現場においても、子ども達が新型コロナウイルス感染症に関する差別が絶対にあってはならないと思っております。学校現場においては、日頃から様々な人権教育がされているとは思っておりますが、新型コロナ感染症においても、どのように取り組んでいるかをお伺いいたします。

以上で、1回目の質問です。

福祉健康課長（伊達君） 2. 新型コロナウイルスと人権について、私からは（イ）の感染者の情報についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症は、7月以降全国的に再拡大をし、県内も同様に7月、8月と感染者が急増いたしました。町内におきましても、8月7日に初めてとなる感染者の確認が県より発表され、町内では8月中に4名の感染が確認されました。

感染者や濃厚接触者等に係る一切の情報については、県が一元的に管理していることから、町も、県から提供される情報により感染者の発生を知ることとなるわけですが、情報の提供を受けるタイミングも、県の記者会見とほぼ同じタイミングということでございます。

また、提供される内容につきましても、県によるプレスリリースと同様となっており、氏名や住所などの個人情報が町にも開示はされておられません。

このように、限られた情報ではありますが、感染の発生については、その都度、対策本部内で情報の共有を図り、町内での感染動向を正確に把握するとともに、町民の皆様に対しても、町のホームページ、防災行政無線、すぐメール等により、感染が発生した事実、感染防止の取り組みのお願いと注意喚起、人権への配慮を内容とした情報を速やかにお知らせしております。

加えて、感染された方に関する年代や性別、職業、症状、経過、行動歴、濃厚接触者などの情

報については、県のホームページでも公表されておりますが、町においても同様の内容を町ホームページに掲載し、町民の皆様が様々な機会を通じて情報にアクセスできるようにしております。

また、情報をお伝えするにあたっては、ホームページやメール配信による文字でのお知らせとともに、防災行政無線による音声でのお知らせを基本として、正確な情報を迅速かつ適切に、あらゆる皆様に幅広くお届けできるよう配慮をしているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは（ロ）の人権を守る取り組みについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、8月以降、県内の感染者が急増する中、当町でも感染者が確認されましたが、感染者や接触のあった方はもとより、町民の皆様の適切な行動により、町内で感染が拡大することはありませんでした。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染された方やそのご家族に対する誹謗中傷や、治療に従事する医療関係者に対する不当な差別的取扱等が懸念される場所であり、帰省した方への不当な差別やクラスターが発生した店舗等への誹謗中傷など、様々な事案が報道されております。

町におきましては、感染症防止に係る注意喚起や正確な情報提供等に加えて、人権に関する啓発についても、県と一体となって早い段階から取り組んでいるところでございます。

これまで県におきましては、不当な差別的取扱等をしないことや、他者の人権を尊重し、一丸となって新型コロナウイルス感染症に立ち向かっていくことなどについて、県のホームページへの新型コロナウイルス感染症対策総合サイトの設置や県人権大使によるメッセージ動画の放映など、様々な方法により周知を図っているところであります。

当町におきましても、町ホームページや同報系防災行政無線、すぐメールの配信等により、新型コロナウイルス感染症の情報提供や注意喚起に合わせて、誤った知識や不確かな情報により、感染した方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族などに対して、不当な差別や偏見、いじめなどが行われないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いしているところです。

続いて、新型コロナウイルスに感染したことによる相談窓口についてでございますが、町内では、定期的に開催される心配ごと相談、法律相談でご相談をお受けするほか、日常におきましては隣保館内の人権・男女共生係がご相談をお受けしており、相談をお聞きした上で、内容に応じたより専門的に対応できる相談窓口が必要であればご案内しております。

また、県や法務局等におきましては、従前より窓口や電話による人権相談やみんなの人権110番、子どもの人権110番、外国語人権相談ダイヤルなどにより、人権に関する困り事などに対する各種相談を実施しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者等への誹謗中傷などが全国的な課題となっておりますことから、県では、先月26日から電話による新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口を開設し、被害者の早急な支援を図るよう努めているところであり、町ホームページにお

いても、そうした人権に関わる様々な相談窓口についてご案内をしているところでございます。

次に、感染者などに対する配慮の呼び掛けの強化はとのご質問であります。先ほども申し上げましたとおり、町におきましては、町ホームページや同報系防災行政無線、すぐメール等において、感染症に関連する人権への配慮について啓発を実施しております。

特に、今般の新型コロナウイルス感染症につきましては、注意していても誰にでも感染の可能性があることを認識していただき、県や町が発信する正確な情報に基づいて冷静な対応と行動を取っていただくよう、改めてお知らせするとともに、引き続き県等とも連携し、感染された方などに対する配慮について、当町ならではの多様な媒体を活用して継続的に啓発、情報発信に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

教育文化課長（堀内君） 私からは（ロ）人権を守る取り組みについて、学校現場でのコロナ禍における人権教育の取り組みについてお答えいたします。

人権教育につきましては、坂城町教育大綱におきましても、「生きる力と感性豊かな子どもを育む学校教育」及び「人権教育の推進」について、基本方針として示しております。この基本指針の中で、学校における人権教育につきましては、「相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現することができる子どもの育成」として示されてもおります。

これら基本指針を受け、小中学校で定める学校基本計画の中で、人権教育について定め、全教育活動の場を通じて日常生活の中にある差別や偏見を取り除くため、差別に気づき、差別を許さず、差別をしない確かな人権感覚を持った子どもの育成に努めております。

今回のコロナ禍におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の取り組みについて、保育園、小中学校の臨時休業等の対応について、保護者をはじめ、町民の皆さんに向け、ホームページや通知等で複数回お知らせをさせていただいてまいりました。

その新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みについて、お知らせ等をする際には、その都度、不当な差別や偏見、いじめなどがなく、啓発をしてまいったところでございます。

国におきましても、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けてといった、文部科学大臣からのメッセージが8月25日付で発出されたところでございます。このメッセージは、児童生徒等学生の皆さんへ、教職員をはじめ学校関係者の皆様へ、そして保護者や地域の皆様へと対象を3つに分け発表されており、町におきましても、文部科学省ホームページにリンクを貼り、町ホームページにおいて紹介しているところでございます。

また、県教育委員会におきましても、9月1日付で、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見防止に関する取り組みについて、プレスリリースがされたところでございます。その具体的な取り組みといたしますと、1つ目として、児童生徒等のための新型コロナ差別・偏見等相談専用ダイヤルの設置、2つ目として、感染者が確認された学校に対する支援として、養護教諭、スクールカウンセラー、指導主事等で構成するサポートチームの派遣、新型コロナウイルス感染

症に関するチェック票の作成と配布、そして3つ目として、差別・偏見を防ぐための取り組みの好事例等の紹介が上げられ、誹謗中傷等を抑止し県民の絆を守ることが県の新たな重点項目として示され、町内小中学校へも周知したところでございます。

そして、町内小中学校におきましても、オンラインで行う全校集会での校長講話や学校だより等の中で、誰もが感染する可能性があること、感染による不当な差別や偏見、いじめなどがないよう、児童生徒及びその保護者に対して、継続した周知、啓発に努めているところでございます。

また、今回の新型コロナウイルスにおける差別につきましては、子ども達がウイルスに対して正しい知識を持っておらず、過度に不安や恐れを抱いてしまい、相手を傷つける言動が起きやすいといったことも推察されることから、坂城中学校では、病院の医師により作成された、新型コロナウイルス感染を乗り越えるための説明書といった、子ども達にも分かりやすい資料をホームページに掲載し、啓発を図っているところであり、町校長会において各小学校へも紹介し、児童生徒向けの啓発資料としたところでもございます。

このような啓発活動を行うとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症とともに生きていくウイズコロナによる新しい生活様式を取り入れた教育現場での対応を行いながら、感染リスクがゼロにはならないということを受け入れた上で、学校、家庭と連携し、さらには地域の皆様のご理解とご協力を頂く中で、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら、学校教育活動を継続してまいりたいと考えています。

3番（山城君） これは8月31日付ですか、町長よりメッセージが発信されております。やはり、町内で感染が確認されたという情報のほかに、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性がありますという町長の言葉がありました。

また、感染された方やそのご家族、今、担当課長からありましたように、感染された方や、そのご家族など、関係される方への差別、偏見、いじめなどの行為は許されることではありませんので、このようなことが決して起こることがないように、町民の皆様には正確な情報に基づいた冷静な対応と行動を併せてお願いいたしますという言葉に、私は力強さを感じたわけであります。

やはり、この議会において改めて、町長から、繰り返になってしまうのかもしれませんが、改めて町民に向けて、力強いメッセージを頂けたらと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（西沢さん） 質問ではないですね。

3番（山城君） 町長からぜひお願いをしたいんですけど、そういうことできないでしょうか、お願いいたします。

町長（山村君） 今、山城議員さんから、人権ということについてお話ありました。

坂城町で8月に入って、残念ながら感染者が出たということで、真っ先にその感染された方に対する配慮というのをしなきゃいけないなということを言われました。そのメッセージを繰り返すことはしませんけれど、これから事あるごとに、そのお話は、メッセージは、防災行政無線で

すとか、ホームページで続けていきたいと思っております。

このメッセージは、私どものほうから発出したことによって、よくそういう発言をしてくれたという感謝の言葉も、別途頂いておりますので、それに関心を持たれている方たくさんいらっしゃると思いますので、常に配慮してメッセージを出し続けたいというふうに思っております。

以上です。

3番（山城君） 今、町長から改めて言葉をいただいたことで、私自身も安心したわけでありまして、町民の皆様にとっても、本当に誰もがかかる、ここまでくれば市中感染も起きていると見てもおかしくないと思います。

もちろんこれまでの感染予防対策はするということは、当然必要でしょうし、そうはいつでも、町内に住まれる方においては、町内だけでなく、町外においても様々な活動、お仕事をされているわけでありまして。どんなに予防をしたとしても、あるいはどんなに対策を講じたとしても、防ぎ切る、完全に防げるということは難しくなっているのかもしれない。

つまり何を言いたいかといえば、意識を高めるには、町長からいただいた人権に関しても意識を高める、そこが大事なんではないかと思っています。もちろん意識ばかり高めても、気が休まらないと、そういうこともあるかと思えます。

しかし、再三になりますが、その意識を高めるということが、今、この町にも求められているのではないかと思っております。いささか唐突な再質問というか、町長からのメッセージを求めたわけではあります、そろそろまとめに入りたいと思うんですが、新型コロナウイルス感染症によって、世界は大きく変わったと、そして変わろうとしていると、私は思っているわけでありまして。

もちろんこれまでどおりのものも多くあるでしょうし、変わってはいけないものも多く存在すると思っております。

しかし、コロナウイルス感染症の収束、終わりがいつになるのかというのは、人によって意見は様々であります。先ほどの学生支援もそうです。国としても、また県としても、町としても、様々な学生支援をしていただいている、してもらっているということは承知をしておりますが、これからの未来を担う学生にとって、通常の授業ができないとか、先々不安になる、それは卒業後の就職に関してもそうだと思います。

コロナに関しては、町だけでなく、県や国、全世界に影響を及ぼしているわけでありまして、就職の時期になったときに、坂城に戻ってきたいと思えるように、やはり今から準備をしていたきたいと、最初の学生支援のところに戻ってしまうんですが、とにかくコロナの収束が1年以上と答える人も多いという状況は、私の耳にも入ってきております。

これは感覚のことではありますので、実際終息が本当にいつになるのかというのは、全く見通しが立ちません。

それまでの間、コロナの収束が図られるまでの間、6月議会でも述べましたが、これまでにないほどの柔軟な対応、柔軟な考え方が、これまで以上に必要になってくるのかと思っています。

町長をはじめ、町職員の方々には日々大変なご努力、そしてご苦勞が多くあるかと思っております。私たち議会としても、そして私一人の議員としても、町民の声をたくさん聞き、そして何か実現できるものがあれば、できるだけ早く実現をし、そして一歩でも二歩でも不安の解消となり、その不安の解消がさらなる経済活性にもつながったりだとか、あるいはコロナの収束に向けての準備になればと思っております。

こういうときだからこそ、結束して連携して、知恵を出し合うということが必要ではないかと思っております。この状況乗り越えるには、そういった結束、連携、団結が必要だということ述べさせていただきまして、以上で、これで私の一般質問は終わりにしたいと思います。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時26分～再開 午前10時36分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） ただいま、議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

冒頭、お断りを申し上げたいんですが、今9月議会では新型コロナウイルス関連の質問が11名に及んでおります。同じ質問が重複するようなことがあろうかと思っておりますけれども、答弁につきましては十分ご配慮をお願いするようお願いをしたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

さて、昨年末、中国の武漢で発生を見ました新型コロナウイルスによるパンデミックは、瞬く間に全世界に感染の拡大をもたらし、命を守ることに各国が懸命な対応を、今も世界の指導者や医学界の方々が努力を傾注されておられます。そのために、それぞれの国の経済活動が突然停止の状態に陥り、現在は大変な状況にあるということは、私が説明をするまでもございません。

9月議会につきましては、コロナ禍に伴う感染予防と経済活動の両立をする中で、社会生活ができる限り通常の状態に戻すウイズコロナの考え方に立って質問をしたいと考えております。

新型コロナウイルスが我が国に感染拡大を始めた当初は、治療方法、治療薬等、全く未知の世界で、重篤者が多く発生し、致死率も通常のインフルエンザ以上の被害の想定がされ、緊急事態宣言を発出する中で、業界によっては休業、働き方の変更、国民の皆様には外出の自粛要請を行い、感染の発生の防止に国を挙げて対応を図り、感染拡大が一定程度の形に抑え込むことができたのではないかと考えております。

諸外国に比し、感染者数、死亡者数、重篤者数、それぞれにおいても、医学界、医療従事者、関係機関の皆様が現在の数字に表れていることに敬意を表したいという思いでございます。

さて、当坂城町におきましても、この新型コロナウイルスを早期に、早急に乗り切れるように様々な企画をなされております。特に8月12日、疫病コロナ退散五穀豊穡の願いを込めた花火がテクノさかき工業団地組合の協賛により実施をされました。今の生活実態の中では、大変うっとうしい状態が続いている中ではありますけれども、それを打ち破るための見事な花火は、私どもを元気づける大きな一助となってまいりました。関係者の皆様に、この場を借りて感謝を申し上げたいと思います。

さらに明るいニュースとして、今議会で私の同郷の大先輩であります高見澤正氏が今までの社会貢献が認められ、名誉町民に満場一致でご推挙されました。これまでのご活躍に対して心から敬意を申し上げますとともに、ご壮健でますますのご活躍をお祈り申し上げたいと考えております。

また、坂城町におきましては、今年5月に若い2人が貴い命を亡くされた事故が発生いたしました。改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、このような犯罪に巻き込まれた方々に対する支援の定めがなく、今事件を契機に坂城町犯罪被害者等支援条例が今議会に提案を見ました。今議会の中において、他市町村に先駆けた条例の制定が求められているものと考えております。ぜひ、今議会で満場一致で成立をさせたいという思いであります。併せて、二度と痛ましいこのような事件が再発しないことを願いたいと思っております。

さて、9月議会におきましては新型コロナウイルス感染症についても、7月、8月に入って、感染症が全国あるいは地元の坂城、上田地域でも増えていることは事実でございますが、これから私が提起する理論については、ちょっと飛躍した考え方ではないかという批判がおりかと思っておりますけれども、昨年の暮れから今日までの時間の経過の中で、専門家が科学的に分析をした理論に基づいて、私もその考えに共鳴をいたしましたので、その理論を通じてお話をさせていただきたいというふうに考えます。

時間の経過とともに科学的な解明も進んでまいりまして、一抹の明かりが見え始めたと考えてもいい状況ではないかと思っております。

今月発売された雑誌の中で、ある専門家の学者の論文で、新型コロナウイルスには、S型、K型、G型、およそ、大きく分けて3区分されまして、S型は無症状の感染者、K型は従来からあります夏風邪の状況、G型は欧米で猛威を振るった中等症または重篤者と分類され、我が国におきましては、入国制限が始まる前に、諸外国からS型、K型が入り込み、それによりK型細胞免疫が形成されましたために、コロナウイルスが弱毒化が進行し、中等症や重篤者が諸外国に比して、数字上でも大幅な違いを呈しております。これは、中国から2月末までに入国した数字が184万人に上っているわけです。その数字からも、このことが当てはまるというふうに考えております。

また、昨年暮れから始まった新しいコロナウイルス対応についても、医学のスキルアップや研

究の進展により、抑制にはもうしばらくの辛抱で乗り切れるところまでできていると考えてもよいのではないかというふうに考えております。

医学界でも科学的に分析をする中で、一言にまとめると、私が今まで述べたような形が論文に掲載されている理論でございます。

そのようなときでありますから、私は基本的に、全く感染防止の対策をしなくていいということじゃなくて、基本的には感染防止対策を、今やっているマスク、うがい、手指消毒、それからソーシャルディスタンスは確実に実行しながら、感染防止を実施しながら、経済活動のV字回復に向けてどうするかということを考えていくことが、今の時点では大変重要なことではないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、現在、町として積極的にいろんな事業を展開している中でございますけれども、私は支援事業、6事業について具体的にどのような状況になっているか、展開にあたっては問題点があるのかどうか伺いたいと思います。

イ、1として、特別定額給付金について8月末で事業が完了いたしました。結果と課題について伺いたいと思います。

次に、2として小規模事業者持続化応援事業については、事業継続を支え、再起の糧としていただく事業でございます。大変厳しい現実を希望に変えられる事業でございます。具体的な状況について伺いたいと思います。

3として、新サービス創出応援補助金事業でございます。町内の飲食業者の困窮を支援する事業です。現状について伺いたいと思います。

4として経営安定特別資金事業についてでございます。新型コロナウイルスの関係で仕事量が激減している企業の事業支援です。現況について伺いたいと思います。

5については、雇用調整助成金申請支援事業についてでございます。経済の減速を受けて雇用の維持は社会的にも大変重要なことでございます。利用状況について伺いたいと思います。

6としては、先ほど同僚議員からも質問がございましたけれども、坂城町学生リフレッシュ応援事業であります。これにつきましては、私の支援者から坂城町出身の学生たちがコロナ禍の影響でアルバイト先の縮小や高齢者への感染防止のため、通常ですと学年末や5月連休あるいは8月の盆休み等も郷里の坂城に帰って、おじいちゃんや家族と団らんすることが子ども達の癒しにつながるわけでございますけれども、このコロナのためにどうしても自分の町外で生活しなきゃいけないという、大変苦しい状況を強いられております。そんなことから生活実感としては大変苦しい状況であろうかというふうに考えるわけです。この学生たちに元気を地元の坂城町から情報発信して、特に、今年卒業して就職をする子ども達にとっては、大変厳しい環境の中で頑張っているわけでございます。そのような学生たちに温かいメッセージを送る中で、元気な生活をしていただきたいということで、事業の取組について町長に陳情をお願いし、早速事業化に取り

組んでいただき、この場をお借りして感謝を申し上げる次第であります。

現在、担当課の課長さんといろいろミーティングする中におきましては、分母がつかめないということで、推進についてもどの程度できているかということについては、なかなか把握が難しいという実態もあるわけでございますが、状況についてどのようになっておるか伺いたいと思います。

以上、質問をいたします。

口につきましては、近隣の上田地域での感染が8月に入りまして急増をしております。今後の感染防止対策について、先ほど町長から中島議員の質問に対して回答がありましたけれども、どのような考え方があるか伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから、1番、一つとしまして新型コロナウイルス感染症対策の支援事業で（イ）、（ロ）、細かくご質問をいただきました。いずれにしても、冒頭、お話をありましたように、新薬等の開発あるいは新型コロナウイルスそのものの分析等も少しずつ進んでおります。その中で、ウイズコロナの中で、我々はどう生きていくかということだと思っております。

私からは（ロ）の上田地域での感染者急増に係る今後の感染防止策の考え方についてお答えしまして、（イ）の質問につきましては、それぞれ担当課長から答弁をさせます。

さて、長野県では、上田市、東御市、長和町、青木村を範囲とする上田圏域につきましては、8月21日から27日の1週間の新規感染者が33名を超え、10万人当たり換算すると17.18人と、県内でも突出した状況になったことから、同圏域に対しまして、8月28日に新型コロナウイルス特別警報を発出いたしました。

特別警報は、県が独自に設定する6段階の感染警戒レベルのうちのレベル4にあたり、感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態とされており、県では上田圏域におけるクラスター対策の徹底や一定地域でのPCR等の検査の集中的な実施、圏域内での宿泊療養施設の運用開始、他圏域からの保健所への応援派遣など、感染症対策の強化を図っております。

上田圏域につきましては、飲食店でのクラスターの発生などで、8月中旬ころから感染者の発生が連日確認され、感染拡大が大変危惧されていたところで、県の特別警戒発出前の8月25日夕方に、緊急の上田地域広域連合正副連合長会が招集され、上田圏域の4市町村長さんに、私と県の上田地域振興局長も加わり、現状の確認と意見交換をしたところで、今後も上田地域広域連合事務局を中心に情報の共有を図っていくこととしております。

ここ最近の県内の感染発生動向を見ますと、上田圏域での事例をはじめ、飲食店での会食などの機会を通じて感染が広がっている事例が大変多くなっており、県では、先ほど申し上げました対策強化の一環として、上田圏域の事業者に対し、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの徹底とともに、利用者にも、ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう、新型インフルエ

ンザ対策等特別措置法に基づく要請をしております。

当町におきましても、上田圏域は通勤や通学で多くの町民の皆様の生活圏にもなっていることから、こうした情報を防災行政無線やホームページ、すぐメールでお知らせし、町民の皆様への注意喚起を行っているところでございます。

多くの人の接触機会がある事業所や飲食店などにおける感染防止策の徹底は、今後の感染拡大抑止に向けて大きな課題であります。県でも今後の対応方針について、各地域振興局にガイドライン周知・推進チームを設置し、市町村や関係団体と連携しながら、個別の事業者への感染拡大予防ガイドラインの浸透を図ることとしております。

県の感染警戒レベルが3で、新型コロナウイルス警報が発令されている当町を含む長野圏域につきましても、長野市の飲食店においてクラスターが発生するなど、予断を許さない状況で、8月26日には長野地域振興局と管内市町村の連絡会議がテレビ会議形式で実施され、長野地域のガイドライン周知・推進チームの活動についての説明を受けたところであります。

当町としましても、町内で感染が発生していることや、長野圏域内での感染発生状況、隣接の上田圏域における感染の拡大といった状況を踏まえ、長野地域振興局にご相談をし、管内でいち早くこの周知・推進チームの活動の取り組みを実施することといたしました。

去る9月4日には、ながの食品衛生協会坂城支部の役員会において、町からガイドラインの内容について説明を行ったほか、現在、県及び町、商工会が連携しまして、幾つかのチームをつくり、明日、9月9日、午後、長野地域振興局長さんも参加されて、町内の飲食店を中心に訪問を行うよう調整を進めているところでございます。

新型コロナウイルスにつきましては、有効性のあるワクチンが実用化されるまでの間、社会活動や経済活動が活発化する中で、個々の人々や社会全体で適切な感染予防対策を行いながら共存をしていく必要があり、今後も引き続き、町民や事業者の皆様にもご協力をいただきながら、様々な手段を講じ、感染予防、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

総務課長（柳澤君） 1、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業について、イ、新型コロナ感染症対策として実施している事業についてのうち、特別定額給付金についてお答えします。

国内における新型コロナウイルス感染拡大を受けて、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を行い、全都道府県を対象として、生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛や人と人との接触の最大限の削減を要請したところであります。

こうした外出の自粛や移動の制限などは、家計への影響を及ぼすことから、その迅速かつ的確な支援が必要であるとして、政府は今年4月20日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を閣議決定したところでございます。

その中の一つとして、国民全員に1人10万円を給付する、特別定額給付金事業が設けられた

ところであり、国全体の事業費としましては、事務費も含め、約1兆2千800億円に上る規模でありました。

当町におきましても、4月末に約15億円の補正予算を専決処分し、できる限り早く町民の皆さんに給付できるよう、システム改修や申請書類の封入、郵送作業など、多くの職員がかかわる中で進めたところでございます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、3密を回避するために原則郵送による申請をお願いしたところではありますが、申請期間中の一定期間は文化センターに申請窓口を開設し、直接申請していただける対応をとったところでもございます。

8月25日に、当町における申請受付を終了したところではありますが、9月2日現在の給付実績としましては、給付対象者のうち99.78%に当たる1万4,839人分、1億4,390万円の給付を行ったところでございます。

申請期間中におきましては、申請期限までに忘れずに申請していただくように、広報やホームページ、防災行政無線において随時お知らせするとともに、未申請の方に対しては再勧奨の通知を行い、また、職員が直接ご自宅に訪問し、申請期限をお伝えするなどの対応を図ってきたところでございます。

最終的な未申請者のほとんどは、住民基本台帳上、町内に登録されているものの、何らかのご事情により、実際は住んでおられないものと考えられるところでございます。

事業にあたっての問題点といたしましては、4月の閣議決定後、全国一斉に準備作業に追われたことなどから、当初、システムの対応や郵送の手続などに時間を要し、申請書の発送が若干遅れてしまったことや、マイナンバーカードによる受付手続も可能でございましたが、オンライン申請が少なかったことなどが挙げられるところであります。

商工農林課長（竹内君） イの新型コロナウイルス感染症対策として実施している事業についてのうち、商工業関連の町内事業所向けに実施をしております支援事業についてお答えをさせていただきます。

最初に、小規模事業者等持続化応援支援金でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けた町内小規模事業者等の事業継続を支えるため、事業所の経営に係る経費や設備の導入、更新など事業全般に広くご利用いただける支援金となっております。

支給対象者といたしましては、町内に主たる事業所を有する法人または個人事業者が対象で、製造業や飲食サービス業、小売業のほか、建設業、農業、福祉、医療など、町内で事業を営む様々な業種を対象として、従業員数につきましては、常時使用する従業員が製造業及びその他事業については20人以下、商業やサービス業については5人以下を対象要件としております。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、本支援金の対象期間を12月末まで延長し、令和2年2月から12月までのいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少していることと、同期間内で前年同月比が30%以上50%未満減少してい

る月を含む連続する任意の5か月の総売上げまたは同期間のうちいずれか1か月の売上げが前年同期間と比較して20万円以上減少した場合に支援金を給付していることとしております。

支援金の額は、一律20万円で、申請受付期限は令和3年1月29日までとし、1事業者につき1回申請できることとしております。

8月末までの申請状況といたしましては43件の申請がございまして、総額860万円を給付いたしました。

次に、新サービス創出応援補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛要請等の影響を受け売上げが減少した町内飲食事業者が新たなサービスとして、テイクアウトやデリバリーなど経営の多角化や売上げを確保する取り組みを行った場合に、その初期経費を補助するものでございます。

対象者は町内で飲食事業を営む法人、個人事業者で、4月1日以降にテイクアウトまたはデリバリー事業を開始し、テイクアウト用の包装容器や宣伝広告用のチラシやポスター、インターネット等に掲載する広告料、配達用の保冷、保温ボックスや真空パック機など、新たな事業展開に必要な経費を補助対象としております。

本事業の補助金の額は20万円を限度とし、補助対象経費の10分の10を補助するもので、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施をいたしました。申請件数等の状況でございますが、申請件数13件、交付申請総額254万円について交付決定を行っており、今後、申請者の実績報告に基づき、随時補助金の確定、給付を行ってまいります。

続きまして、町の制度資金として4月に新たに創設いたしました経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）について、ご説明申し上げます。

この制度資金は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある町内中小企業、小規模事業者等の資金繰りを支えるため、貸付限度額が500万円、貸付利率を年0.8%と低く設定し、据置期間も2年以内に延長するなど、事業者の方の負担が少なく利用できる制度となっております。さらに、貸付後5年以内は金利負担をなくし、保証料を全額補給することとしておりますので、中小企業等の経営安定と事業継続を図る上では、非常に有効な支援策であると考えております。

4月末からの融資あっせん開始後、8月末までのあっせん申込件数は140件で、総額約5億5千万円のあっせん額となっており、多くの事業者にご利用いただいておりますが、取扱期間を来年3月31日までとしておりますので、引き続き、町内の事業者の資金繰りなど資金需要に応じられるよう取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金につきましては、この補助制度は町内事業者が従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の助成を受けようとする場合に、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に

委託する際に要する経費に対して補助を行うものでございます。

対象者は、町内の事業所の事業主としており、休業期間が令和2年4月1日から12月末までとする国の緊急対応期間を補助対象としております。

補助金の額は10万円を限度とし、補助対象経費の10分の10を補助するもので、1事業者につき1回申請できることとしております。事業実績につきましては、8月1日から受付を開始しておりますが、現在までに2件、補助申請総額20万円の申請がございました。引き続き、事業所の皆様への周知に努めてまいりたいと考えております。

ご質問をいただきました町内事業所に対する支援事業の状況につきましては、以上のとおりでございますけれども、課題や問題点としましては、それぞれの事業の利用件数の大小はございますが、それぞれの事業所に必要な支援をさせていただき、事業の継続と雇用の維持を図る上で一定の効果があったものと考えております。

今後も町内企業等の状況やニーズを得る中で、経済活動が一刻も早く回復するよう、支援団体、機関と連携し、引き続き、町内事業所の支援策を講じてまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） イの新型コロナウイルス感染症対策として実施している事業についてのうち、坂城町学生リフレッシュ応援事業の状況についてお答えいたします。

今年4月に緊急事態宣言が発出され、学校も休校になり、アルバイトにも行けず、帰省することもできなかった学生の皆さんは、親元を離れ生活する中、大変不安な時期を過ごしたと思います。

学生リフレッシュ応援事業につきましては、そういった学生への応援として、多くの大学等の夏休みの期間に合わせ、8月1日から9月30日までを申請期間として実施しているところでございます。

現状におきましては、お住いの地域ごとの感染拡大状況を注視し、慎重な判断の上でということになりますが、親元を離れて頑張っている学生が、この夏休みもしくは冬休みなど、坂城町へ帰省した際に、家族や同級生らと互いの無事を祝い、心身ともにリフレッシュを図っていただくとともに、地元のお店を利用したり、特産品を購入するなどして、ふるさと坂城の良いところを再認識する機会としていただけるように、びんぐし湯さん館の贈湯券、坂城商品券をお贈りするとともに、坂城町は常に学生の皆さんを応援しているという町長からのメッセージも添えております。

申請状況といたしましては、9月7日現在で81件の申請をいただいている状況でございます。こちらについては、夏休みは帰省しないが、年末年始に帰省をしようと考えている学生にも応援券を使用してリフレッシュしていただけるよう、坂城町にいる親御さん等に申請いただくことも可能としているところでございます。

そのため、夏休みも年末年始も帰省する予定がないという学生に対しましては、町内にいる親

御さん等に申請いただいた後、受け取った商品券で町の特産品など、学生の希望する品をご購入いただき、お送りいただくことも可能な制度としております。

制度の周知といたしましては、町ホームページから申請書をダウンロードしていただけるよう事業の案内を掲載するとともに、広報さかき8月号の発送に合わせて、全戸に当事業のチラシ兼申請用紙をお配りいたしました。

しかしながら、この事業の対象となる学生が何人いらっしゃって、どこにお住まいなのかという部分につきまして、町では把握が困難であり、学生宛てに直接ご案内することが難しい状況がございますことから、9月に入ってから、対象となる学生もしくはそのご家族に向けて、申請忘れがないよう、同報系防災行政無線やすぐメール、ツイッターなどを活用し、改めて周知を図っているところでございます。

学生の皆様には、ぜひこの応援事業をご活用いただき、生まれ育った故郷に思いを寄せていただきながら、それぞれの夢や目標に向かって勉学に励んでいただきたいと思います。と思っております。

10番（朝倉君） ただいま、6事業についてお答えをいただきました。いずれにしても精力的に支援事業を展開させていただいていることに敬意を表したいというふうに思っております。

今日の新聞報道を見ますと、GoToキャンペーン、それから今、先ほど私申し上げたように無症状の感染しているS型、それから夏風邪に等しいようなK型についての対応がどうも9月の半ばぐらいになると、新しい方針が出て動きがあるような感じもいたします。イベントについても開催する収容人員についても、変更、検討が進んでいるような状況を目にしておるわけでございます。いずれにしても、もうしばらく頑張れば、ワクチンや治療薬そしてコロナのウイルスも大分弱毒、集団感染をしているという状況も科学的に確認できているというふうな論文もございますので、様子が変わってくるような気がするんです。そういう意味において、やっぱり今までみたいに経済を本当に止めてしまうと、例えば、ANAやJALやそれからJRが赤字になって困るというようなことは誰も想像しないような社会的なことは考えていないような状態が起きているわけでございます。それを一日も早く正常な姿に戻していかなきゃいけないということで、支援事業についてはもう一度いろんな角度から皆様のご支援をお願いしたいと。

それと、あと、先ほど同僚議員からもちょっとお話ありましたが、情報発信については、デジタル無線を通じたり、いろいろ積極的にやっていたらいいんですけども、広報車を使ってアナログでやるということも、一つの大きなPRになるような気がいたしますので、この辺についても一考をお願いできればと考えております。

特に状況も、私の言った考え方とそれからこの上田圏域での発生状況というのは、ちょっと乖離している部分はありますけれども、いずれにしても専門家の考え方でありまして、もうちょっと我慢で将来が見えるというふうな状況になってきていると思いますので、十分感染対策には万全を期して、その日を待っていきたいというふうに思っております。

まとめといたしましては、今議会ではコロナ禍での事業支援について伺いました。大変多岐にわたり支援を展開していただいております。ぼちぼち先に見える気配を感じます。今後の社会生活を通常に戻すことを考えながら、諸施策の展開が重要となってくると思います。そのために企業や自営業者の方々は、コロナ禍が一定のめどができたときに、体力を温存して一気に本業に飛び出せる環境づくりに私ども町を挙げて努力をしていかなければいけないというふう考えております。

GDPの落ち込みも過去になく大変な数字を呈した時期もございましたけれども、その後、回復傾向にきているという報道もありますので、もうちょっとの我慢であろうかというふうに思っております。

経済学者のお話ですと、リーマンショックあるいは東日本大震災があったときというのは、リーマンショックのときは、金融のインフラがめちゃくちゃに壊れちゃった、東日本大震災のときは津波と、いわゆる放射能の二重苦で、本当にインフラが大きな地域で暴れたわけでございます。そういう意味において、再起には相当な時間がかかったわけでございますけれども、今回のコロナ禍における状態は、先ほど私が申しましたように、一時的にコロナの感染防止ということで経済を止めてしまったという状況でございますので、これの見通しがつければ、一生懸命V字回復できるかというふうに言っておる学者もおります。そういう意味において、GoToキャンペーンについても、大変、地域の経済を活性するにも重要な起爆剤の要素を持っておりますので、これらについても、もうしばらく辛抱の中で、私どもも一生懸命取組んで急いで平常な社会生活に戻りたいと、こんな思いで今日は質問させていただきました。終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(休憩 午前11時18分～再開 午後 1時00分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

先月号の、広報さかき8月号のことですが、「防災特集号」と言ってもいいほど、多岐にわたる防災関連の情報が要領よくコンパクトにまとめられていました。「ざっと見て終わり」ではなく、多くの方が保存版として手元に取って必要なときに利用してほしいと思います。

また、8月30日には町総合防災訓練が実施されました。コロナ禍のために参加者は限定されていて、私自身は参加できず残念でありましたが、中止の市町村が多い中、よくぞ実施できたものだと思います。

例年と異なり水害を想定した訓練は、対象は村上地区ということもあり、「有益だった」と参加した方から聞きました。その他、地区ごと区長さんに集まってもらって、防災についての説明

会を行ったそうですし、今後、各区の公民館に出かけていく計画もあると聞いております。

これら、防災に関する積極的な取り組みを素直に高く評価したいと思います。また、今後も継続されることを希望いたします。

さて、今回も避難情報や避難行動についてをテーマに一般質問をします。

災害に際し、避難の必要な人がスムーズに避難できる形ができることを願うのであります。

質問に入ります。

1、避難情報について、イ、避難勧告等の発令について、2点お聞きします。

まず、水害の警戒レベルに応じた避難勧告等の具体的な発令基準と判断材料は、ということです。

このところ、水害の際の避難に関わる情報が多数あって混乱ごみです。大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報、降水短時間予報、降水ナウキャスト、土砂災害警戒情報、氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報、大雨警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布などなど、一々調べないと何のことか全く分かりませんでした。

そこで、当町のことですが、数年前の消防庁のアンケートに答えて、当町は判断材料に河川の水位だけを挙げていました。昨年の台風19号を踏まえ、今後、避難情報を発令する際、何を判断材料にどんな発令基準を用いるのか、お聞きします。

2点目は、最近の報道によると、警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示」の一本化が図られるようですが、これはどういうことか、また、その見通しについてお聞きします。

次に、ロのハザードマップについて、やはり2点お聞きします。

1点目は、現行の「さかきまち防災ハザードマップ」と、旧版といいますか、「坂城町洪水土砂災害ハザードマップ」、これですが、これが現行で、これが昔の、旧版のものであります。このハザードマップの違いは。

2点目といたしまして、千年に一度の大雨を想定した洪水・浸水想定区域を基につくったこのハザードマップをどのように利活用したらよいか。

以上、1回目の質問をいたします。

町長（山村君） 小宮山議員さんから、1としまして、「避難情報」についてということでご質問いただきました。

私からは、「避難情報について」全般的なお答えを申し上げまして、それぞれ詳細につきましては、各担当課長からお答え申し上げます。

先ほどお話がありましたけども、去る8月30日、村上地区を対象に、村上小学校において町の総合防災訓練を実施いたしました。

今回の防災訓練は、これまで実施してきました大型地震の想定とは異なり、昨年の東日本台風

を踏まえた大雨による水害を想定し、また、新型コロナウイルス感染防止の観点から参加者数を限定する中で、各地区の自主防災会の皆さんをはじめ、消防団、関係機関、ご来賓の方々を含め約160名の参加により開催いたしました。直近の台風10号などの状況などを見るにつけて、新型コロナ禍の中で有意義な防災訓練ができたものと感じております。

訓練では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営訓練をはじめ、消防署職員から搬送の際のコロナ対策についての紹介や応急手当等の各種訓練、消防団の水防訓練も実施いたしました。前半では、ご質問の避難情報の伝達に関する訓練も実施したところでございます。

一昨年より運用を開始しました同報系の防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機からの一斉放送、あるいはすぐメール、あるいはケーブルテレビのL字放送などを活用し、町から全町に訓練開始をお知らせし、災害への注意喚起や警戒レベル3、これは、まず高齢者など避難してくださいというレベル3及び警戒レベル4、これは、全員避難ですよという避難情報の発令などの情報伝達訓練を実施いたしました。

特に、同報系防災行政無線につきましては、町内の地区ごとに千曲川の浸水想定区域とそれ以外の区域などに分類し、それぞれの区分の状況に合わせた避難情報の伝達訓練も実施したところであります。

併せて、同じく同報系防災行政無線を使い、地区の自主防災会から区民の皆さんへの地区別の情報伝達訓練も実施していただきました。

さらに、今年度から運用を開始しました移動系の防災行政無線を活用した情報伝達訓練では、各地区の自主防災会から町災害対策本部への被害情報や自主避難所開設情報の伝達訓練、消防署の警戒・巡視・避難指導指示などの情報伝達訓練も実施したところであります。

そのほか、災害時に中核避難所を開設した際の災害時公衆無線LAN開設訓練も行いました。これは、避難者が災害時の情報収集や安否確認の連絡等を行うことも目的の一つとし、町内の各中核避難所において、災害時には無料でWi-Fiに接続することができる環境を整えております。

また、有事の際に備えて、信越総合通信局や上田ケーブルビジョンと連携して、災害発生時に臨時的に放送局を開設し、FMラジオ放送で災害情報等を放送する臨時災害放送局の開設訓練も実施しております。

町としましては、新たに整備した同報系や移動系の防災行政無線をはじめ、様々な手段を使い、より迅速な、より正確な避難情報などの伝達ができるよう努めているところでございます。

今後とも「自分たちの命・地域は自分達で守ると」という町民の皆様の高い防災意識とともに、町としましても「安全で住みよい災害に強いまちづくり」を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

総務課長（柳澤君） 1、避難情報について、イ、避難勧告等の発令についてのうち、避難勧告等

の具体的な発令基準、判断材料は、についてお答えいたします。

令和元年、東日本台風を経験し、その対応などを役場の全部署において検証したところであり、その中で見えてきた課題対応策をまとめたところでございます。

この対応策のうち、特に地域や自主防災会と関係することについて、地域に出向いて説明することを計画していたところでありますが、新型コロナウイルスの感染防止を図ることから、まずは応急避難所を管理する全区長に対し、地区ごとに4日間に分けて説明をさせていただいたところでございます。

避難情報は、町民のより迅速な避難行動を促す重要な情報伝達となることから、その発令のタイミングの在り方についても、説明の中に含めてお話をさせていただきました。

避難情報の発令については、必要な情報を集め、それらを総合的に検討して判断することとしております。

参考とする情報としましては、気象庁による大雨・洪水などの警報や、当町及び千曲川上流の上田・佐久地域の降雨量、そして、同じく気象庁による当町と上流の千曲川氾濫危険情報と千曲川河川事務所による上田市生田観測所の水位、また、河川事務所や町防災ウェブによるライブカメラでの河川増水状況などでございます。

この中で、一定の客観的な指標として避難情報発令の判断の目安としているものが、千曲川の上流にある上田市生田観測所の氾濫水位や気象庁が出す千曲川の氾濫警戒情報などでございます。

具体的に申し上げますと、警戒レベル3相当の「避難準備と、高齢者等移動が困難な方の避難開始」の目安としましては、生田観測所の水位が氾濫注意水位である1.9メートルを超え、それ以降、避難判断水位である4.5メートルを超えることが見込まれる場合には、観測水位が2.5メートルから3メートルに達し、気象庁からも氾濫警戒情報が出されている場合などを発令のタイミングとしております。

また、警戒レベル4相当の「避難勧告」発令の目安としましては、生田観測所の水位が避難判断水位を超えることが見込まれ、観測水位が3メートルから3.5メートルに達し、気象庁からも氾濫危険情報が、千曲川の氾濫危険情報が出されている場合などをそのタイミングとしているところでございます。

さらに、「避難指示」の発令の目安としましては、生田観測所の水位が氾濫危険水位である5メートルを超えることが見込まれ、観測水位が3.5メートルから4メートルに達し、気象庁からも氾濫危険情報が出されている場合などを想定したところでございます。

ただ、過日、9月1日から、千曲川河川事務所において、生田観測所を含む3地点での千曲川氾濫に関する氾濫水位の見直しがなされ、避難判断水位が3.1メートルに、氾濫危険水位が4メートルに引き下げられました。

台風19号災害の検証では、避難判断や氾濫危険水位の到達を見込んで、やや早めの段階での

生田観測所の水位を避難情報発令の判断の目安としておりましたが、今回、避難判断や危険水位が下げられたことにより、そうした余裕がなくなり、より早い段階で判断をしなければならないこととなります。

今回の引下げは、検証委員会で検討した目安の範囲内であり、検討内容と大きくかけ離れるものではございませんので、新たな基準に基づいて、判断のタイミングの目安としてまいりたいと存じます。

住民環境課長（関君） 避難勧告等の発令についてのうち、警戒レベル4の避難勧告と避難指示の一本化の見通しは、についてお答えします。

政府は、一昨年7月の西日本豪雨災害を教訓として、水害や土砂災害の避難のタイミングを数字で直感的に認識できるよう、昨年より災害の危険度の情報発信を5段階の警戒レベルを用いて行なうことといたしました。

その中で、市町村長が発令することになっております警戒レベル3から5のうち、危険度が高い上から2番目の警戒レベル4であります「危険な場所から全員避難」につきましては、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2つが位置づけられているところでございます。

そもそも、「避難勧告」は、安全な場所に移動する、移動に必要な時間を考慮して前もって発令するものでありまして、「危険な場所から避難を開始すべきタイミングとして速やかに避難する」段階で発令するものでございます。

また、「避難指示（緊急）」は、災害発生が切迫している場合に重ねて避難を促すことが目的として発令されるものでありまして、「身の安全に配慮しつつ速やかに避難する」段階とされているところでありまして、発令されない場合もでございます。

しかし、警戒レベル4について内閣府が行った、昨年10月の東日本台風の被災市町村の住民を対象としたアンケートでは、「警戒レベルにより情報が分かりやすくなった」という意見が7割ある一方で、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2つの情報を正しく理解していた人は全体の2割弱にとどまっており、両者の違いが十分に理解されておらず、適切な避難行動につながられなかった可能性があると言われました。

また、同じく内閣府が全国の自治体にアンケートを実施したところ「警戒レベル4に「勧告」と「指示」の両方が位置づけられており、住民にとって分かりにくい」という回答が7割に上りました。

さらに、避難のタイミングを「避難指示が出たとき」とした人が40%と、避難勧告の26.4%を上回ったというアンケート結果もあり、「避難勧告」と「避難指示」の2段階に分かれていることで、「勧告」が発令されても、次の段階の「指示」が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」により逃げ遅れる人がいるとの指摘があったところでございます。

併せて、市町村に行った避難情報の改善に関するアンケートでは、「警戒レベル4の中に「避

避難勧告」と「避難指示」の両方が位置づけられており分かりにくい」、「現行の制度では、避難のタイミングが2つあるようで分かりづらい」との意見の一方で、警戒レベルを開始したばかりでありますので、制度変更をしますと「住民が混乱する」などの理由から、今までどおり2段階にするべきではないか、「警戒レベル5が有効に機能されていない」など様々な意見が出されたところでございます。

中央防災会議の作業部会は、これらの意見や水害等が激甚化する状況を踏まえまして、避難すべきタイミングが明確になるよう、「避難勧告」を廃止して、「避難指示」に一本化することを基本とし、災害発生を把握した場合には、可能な範囲で発令される警戒レベル5の「災害発生情報」につきましても、「緊急に安全を確保するよう促す情報」に変更し、警戒レベル4で求める「避難」という用語は用いないとすることなどを主なものとする「中間とりまとめ」を先月公表したところでございます。

現段階では、制度改正前の詳細は検討段階も含め未確定部分もあるとのことですが、避難勧告が避難指示に一本化されることにより、避難指示の発令の判断がよりの確に求められるようになることも考えられるところでございます。

また、避難所の開設準備をより早める必要なども含め、今後、政府の改正についての動きを注視しているところでございますが、運用は来年の梅雨シーズン前からを想定しております。今年の台風シーズンは、引き続き警戒レベル4で「避難勧告」と「避難指示（緊急）」がありますので、有事の際は状況に応じて発令されます。

制度の改正がされるまでの間は、8月号の広報でもお知らせしましたように発令しますし、制度が改正された際には、住民の皆様にも、適切な避難行動がとれるよう、広報等で周知してまいりたいと考えておるところでございます。

建設課長（大井君） 1、避難情報について、ロのハザードマップについてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、平成28年度に策定されました「さかきまち防災ハザードマップ」と、平成21年度に策定した「坂城町洪水・土砂災害避難地図」、いわゆるハザードマップとの違いでございますが、平成28年度に策定した「さかきまち防災ハザードマップ」は、県の事業を活用し、平成27年度に改訂に向けた事業に着手し、翌年の28年度に全戸配布をいたしましたものでございます。

また、平成21年度に策定した「防災ハザードマップ」は、当時の水防法により「河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨」、おおむね100年に1回程度予測される降雨による浸水想定区域を示したものに、土砂災害警戒区域と中核避難所や応急避難所などを加え記載したものでございます。

次に、平成28年度に策定した防災ハザードマップは、土砂災害警戒区域に加え、平成28年に指定された地滑り警戒区域や、ため池決壊による浸水想定区域などを取り込んだ、防災ハザード

ドマップとなっております。

また、千曲川が氾濫した場合を想定した「千曲川・犀川浸水想定区域図」の見直しを千曲川河川事務所が行い、平成28年5月に新たな浸水想定区域を公表しましたことから、この浸水想定区域図を取り込んだ防災ハザードマップとなっております。

新たな千曲川の浸水想定区域は、水防法において想定し得る最大規模の降雨を想定して作成することとされており、いわゆる千年に一度の確率で起こり得る水害を想定しております。

そのため、平成28年度に策定した「さかきまち防災ハザードマップ」は従来の浸水想定区域をはるかに上回る広範囲の区域が浸水想定区域となっており、浸水する深さもより深くなっている状況でございます。

続きまして、防災ハザードマップの利活用についてお答えいたします。

防災ハザードマップは、ご承知のとおり、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所などの防災関係施設の位置などを表示した地図となっております。

当然、当町のものにも、土砂災害、水害、ため池決壊などの被害想定区域や、もしものときに備え避難場所、避難施設等が記載されており、また、いろいろな災害の基礎知識や、避難の心得及び非常時の持ち出し品等について、非常に重要な情報が記載されております。

防災ハザードマップの利活用につきましては、ご自宅や職場など、日頃の身近な場所が被害想定区域なのかを確認していただき、いざというときはどこへ避難すればよいかなど、避難場所や避難経路について、日頃から話し合いや備えにご活用いただきたいと思いますと考えております。

また、最近では逃げ遅れを防ぐことを目的として、市町村などから避難情報が発令される前に自主的に避難行動を起こすマイ・タイムラインの必要性も重要視されてきております。

いつ避難すればいいのか、避難のタイミングが重要となりますので、ご自身やご家族などの避難行動の計画にお役立ていただければと思います。

いつ発生するか分からない災害に対し、「避難とは難を避けること」また、「自らの命は自らが守る」ことができるよう、自分から安全確保の行動の判断ができるように、「さかきまち防災ハザードマップ」をご活用いただければと考えております。

2番（小宮山君） 避難勧告等発令の基準、そのために何を判断材料にするかということで、一番は、とにかく千曲川の上田市生田の水位観測所の水位だというふうに理解しました。

そして、今お話にあった水位の基準が下げられたということ、この9月1日から下げられたということについての影響といいますか、それについてお聞きしたいと思います。

今回の引き下げで、4メートルが警戒レベル4の避難勧告発令基準である判断危険水位となりました、4メートルが、昨年は、4.5メートルがレベル3の避難準備、高齢者等避難開始を発令する基準である避難判断水位でありました。ということは、この引き下げは大きいと思います。5メートルから、判断危険水位が5メートルから4メートルに1メートル下がったということで

すから、かなりの引き下げ幅だと思います。それはそれとして、ということは避難勧告の——今後です、例えばですけれども、レベル4の避難勧告の発令基準そのものが実質的には引き下げられるということになると思うのですが、そういうことでしょうか。お尋ねします。

総務課長（柳澤君） 再質問にお答えさせていただきます。

今回、千曲川の避難判断水位、それから、氾濫危険水位が見直されましたが、避難判断水位の3.1メートルで避難勧告の発令をするのかというところにつきましては、一律に避難勧告を発令をするという考え方ではないと思っております。避難判断水位のほかに、気象庁の警報、あるいは当町や上流の降雨量、また、千曲川の氾濫警戒情報、今後の降雨量の見込みなど、総合的に発令の判断を行うというところであります。一旦は、その基準で判断はいたしますけれども、発令をするかどうかというところまでは至っていないということでございます。

2番（小宮山君） 分かりました。だけど、実際問題として、生田の水位が、危険水位が5メートルが4メートルに下げられたということは、4メートルのときに危険水位に達した、その危険水位というのが、これは避難勧告を発令する一番の、何と言うのかな、一番の要因になるというふうに理解しておるんですが、そういうことじゃないんでしょうか。

別なお聞き方します。避難勧告が出しやすく、この水位の引き下げということで、避難勧告が出やすくなる、あるいはその頻度が多くなるということはないでしょうか。お聞きします。

総務課長（柳澤君） 頻度が多くなるかどうかというところでございます。この部分につきましては、これまでの千曲川の生田の水位がどれくらいのところまで上がったのかというところを、過去10年というようなところで調べてみたところでございます。去年は、やはりこの避難判断水位の3.1メートルは当然超えまして、5メートルを超えているような状況でございましたが、今回の避難判断水位の3.1を超えたのは、過去10年間で、去年も入れまして4回です。4メートルを超えたのは昨年1回だけとなっております。

ですので、そういったところの過去の状況も踏まえながら、判断につきましては、出しやすくなるというよりは、本当に判断が必要なのかどうなのかというところを見据えながら避難勧告の発令をしていきたいと考えております。

2番（小宮山君） もう一つ、ハザードマップに関して2回目の質問をいたします。

簡単に言うと、前のやつというのは——この青いやつですけども、前のやつというのは、これが、河川整備計画をつくる上で、その計画をつくる上で、約100年に一度の大雨を想定して作ったものだ。それが前の版で、今回の版は、これは想定最大規模の降雨、千年に一度と言われているんですけど、千年に一度の大雨を想定して作ったハザードマップだと。その違いが徹底的にあるということが、先ほどご答弁にありました。

それで、避難勧告が、あるいは避難準備、高齢者避難でもいいんですけども、レベル4の避難勧告でちょっとお話ししたいと思っておりますけど。

避難勧告が出ました。出て、それで、そうすると今度危険な場所から全員避難ということになっております。去年のでは、ただ全員避難ということで非常に分かりにくかったのですが、今年のやつでは危険な場所から全員避難、この「危険な場所から」と入ったのが、非常に大事だと思うんですけども。その危険な場所というのをその住民は、どうやって知るのか。そこにハザードマップが有効なツールだというふうに言われています。私もそう思います。基本、私もそう思いますが、ただ、この2つのハザードマップでどちらのハザードマップを用いて自分の危険度を知ったらいいかというのは——相当な違いがあります、あると思います。

例えばの例ですが、この新しいハザードマップでは、この役場庁舎、ここに災害対策本部を設置すること自体どうなのかなというぐらいの5メートルから10メートルの浸水想定区域にここがなっております。100年に一度の場合には、全く浸水想定区域にはなっていません。あるいは、村上地区で県道よりも県道を越えたほうまで、新しいハザードマップでは浸水がかなりあると——エリアだけが広がったんじゃないなくて、先ほども課長さんが申しておりましたが、深さ自体が変わってありますから、危険度は全然話にならないです。だから、こっちの見て、こっちの基準にしたときの自分の家なり自分の勤めの危険度と、こちらを見たときの危険度というのは、これ違っちゃっているんです。そりゃそうだと思います。こっちのほうは想定最大規模の降雨ですから、千年に一度の。それだと、千曲川213.5キロですか、そのうちの466か所の堤防が全部破壊されて、堤防が決壊して、それで氾濫して浸水した。そのときの想定がこれです。

もちろん、想定し得る一番の降雨があった場合どうなるかということを知っておくことは、それはそれで意味があることだとは思いますが。ただ、実際問題として、避難勧告が発令されて、住民はこれに従って危険な場所からの避難という対応を取ると、例えば、村上の方の大半の人たちが避難するということになってしまいます。

一言で言うと、ちょっとはこっちのほうが現実的じゃないんじゃないかと、100年に一度のこちらのほうがずっと現実的じゃないかと思えます。

ただ、そうはいってもこの2つを時と場合に依じて、両方うまく活用していただけるのが、それが、もちろん一番いいことじゃないかと思えます。こちらは前のだからもうだめだ、こっちに、というんじゃないなくて、これを、両方を使って自らの危険度も知って、適切な避難行動につなげるということが大事だと思えます。

この2つを使ってやるということに関しては、どうお考えか。あくまで、もう新しいこっちのほうで、これからのあれは進めていくんだということなのか、両方で使っていられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

建設課長（大井君） 再質問でハザードマップ、いずれかを使うのか、についてご答弁を申し上げます。

議員さんのほうからもご指摘ございましたように、水害、この水害に関しましては、いわゆる

100年に一度を想定した浸水想定エリア、それから、千年に一度を想定した浸水想定エリア、また浸水深（深さ）をそれぞれ分けているところがございますけれども、こちらについては、それぞれどういったリスクがあるのかということは、片方だけをお知らせするのではなくて、住民の皆様にはそれぞれのリスクというものをご理解いただいて、我々のほうでも、出していく避難情報の発令に対して対応をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

他方において、それ以外の土砂災害ですとか、ため池の決壊ですとか、そちらについては28年度版が最新のものを載せておりますので、そちらについては、28年度版を参考にさせていただきたいと考えておりますけれども、水害、この水害に関しては、両方を活用して我々も判断をしてみたいと考えております。

2番（小宮山君） よく分かりました。水害に関しては、その千曲川の氾濫に関してはどうか、それはその両方を、両方を使ってやっていくということで、私は納得しました。

ただ、これはもうほとんどないんですよね。これは、住民の皆さんもほとんどないと聞いています。だから、この100年に一度をどこのハザードマップ、これ自体を参考にするということはできないんで、これを、それは、もう一回刷り直してみんなに配るべきだということを、私申し上げ、そこまで申し上げるつもりはないんですが、ただ、千曲川の河川事務所のウェブサイトには、これは見ることでできます。

それから、つい最近知ったんですけど、兵庫県立大学で開発した防災アプリ大賞というのを受賞した「ハザードチェッカー」というのが、そういうアプリがありまして、非常に簡単、操作は私みたいな者でも簡単にできたんですが、それでもやっぱり、この内容が、まあ、坂城町だけじゃないんですけども、全国ですけれども、この内容は簡単に見ることができる。それをぜひ、これから地区へ行って説明するときにご紹介していただければありがたいと、そう思います。

最初のテーマについては、この辺にしておきます。

2つ目、2として地域づくり活動支援事業についてに移ります。

これ、実は、私、今年の4月にいただいた実施計画を見て、それでこの地域づくり活動支援事業のところが今年は360万——事業費がです——来年令和3年が50万、令和4年が50万というふうになっていて、早とちりといえば早とちりなんですけど、これ地域づくり活動支援事業っていうの、これ縮小していくのかなあていうふうに疑問に思いました。

私としては、この地域づくり活動支援事業っていうのは、非常にいい事業だっていうふうに思っております、地元区でも、私も率先して協力してそれに申請をするようにしていますもんで……。その後、縮小っていうことではないんだってことを担当課の窓口で聞いて一安心はしているんですが、この際、この地域づくり活動支援事業っていうことについて基本的なところを確認しておきたいと思ひまして、質問いたします。

まず、イの申請数の推移について。事業開始から今までの年度別申請数は、これ、任意団体の

分と自治区の分とがありますが、自治区の分だけで結構です。それと、その主な活動内容は、この2点教えてください。

それから、今後の事業展開についてということ、その申請に対して補助金の額ってというのはどのようにして決まるのか。選考委員会ってというのがあって、何かポイントをつけてっていうような、そのポイントに応じて補助金の額が、その割合が決まっていきたいな、そういうことも聞いたことはあるんですが、その辺、もう一度分かりやすく教えてもらいたい。

それから、今後もこの事業ってというのは継続していつてもらいたいし継続していくと思うんですが、何か今後の改善点とか変化っていうのは、今どんなことを想定されているのか。

以上をお聞きいたしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 地域づくり活動支援事業に係るご質問にお答えいたします。

町では、創意工夫により、自治区や任意団体が自主的に進める地域づくりの活動・事業に対し助成を行うことにより、住民参加のまちづくりの推進を図るため、平成17年度に地域づくり活動支援事業を創設し、これまで、自治区等の実施する様々なコミュニティ活動への支援を行ってまいりました。

ご質問の、自治区による事業開始から今までの年度別申請数につきましては、制度を創設した平成17年から順に申し上げますと、平成17年度が10区、18年度が13区、19年度が11区、20年度が14区、21年度が14区、22年度が15区、23年度が12区、24年度が12区、25年度が15区、26年度が18区、27年度が16区、28年度が15区、29年度が17区、30年度が11区、令和元年度が16区、今年度が18区となっております。

制度創設以来16年間の年間の平均申請区数は約14区となっており、近年では平成30年度が申請11区と平均を下回っているものの、そのほかの年は平均を上回っており、申請件数は増加傾向にあり、自治区への浸透が徐々に進んでいるものと捉えているところであります。

続いて、本事業における主な活動内容についてであります。本事業は、単なる備品購入や物品を買い換えるだけの事業、建設業者による工事や業務委託のように、単に頼んで終わるような事業は対象外としているものの、コミュニティ活動の活性化に資する取り組みであれば、その内容や規模を限定せず、地域の自由な発想で行う幅広い事業にご活用いただけるものであります。

こういった本事業の特性上、申請される事業の内容は多岐にわたっており、広場や遊歩道の整備、花木の植栽などの美化活動、遊休農地の活用、地域の伝統・文化を継承するための活動、また、子どもから高齢者までの世代間交流をより活性化するための工夫を凝らしたイベント開催など、これまで様々な事業について申請をいただいております。

また、近年では、地域での防災訓練の実施や、地域における危険箇所や災害時の集合場所等をまとめた防災マップ作り、また、災害時の地域住民相互の助け合いをより円滑に進めるための「支え合いマップ」の作成といった、自主防災に関する事業の申請が多くなっており、多発する

災害に対する地域の防災意識の高まりを感じるところであります。

次に、補助金の決定方法について、申請から補助金の交付決定までの流れをご説明させていただきます。

まず、各自治区の新たな区長さんの決定を受けて、毎年2月に開催されます、区長会におきまして、本事業についての説明や事例紹介等を実施し、各自治区からの申請受付を開始いたします。

その後、個別の相談等に応じながら申請書類をご提出いただき、全ての申請が出そろった4月に地域づくり活動支援事業選考会を開催いたします。

選考会は、行政協力委員会の会長・副会長の5名と、町公民館長、長野大学の教員の計7名に選考委員をお願いし、各自治区から提出された申請書の内容とともに、選考会当日に、全申請区から選考委員に対してプレゼンテーションを行っていただく中で、公益性、自主性、発展性、地域性、独創性の5つの項目それぞれに2つずつの視点で採点をいただきます。

また、平成27年度からは、「高齢者等のバリアフリー化」、「防災・減災のための事業」、「ごみの減量化」、「安心・安全なまちづくり」の4つのテーマのいずれかに該当する場合、加点を行う「重点項目」といった配点項目もプラスし、各選考委員による採点結果の平均を基に順位と得点が決定されます。

決定された結果を基に、支援額の上限30万円の範囲内で交付額の決定を行っているところでございます。

最後に、本事業の今後の方向性についてであります。本事業は平成17年度の制度創設当初、3年間の期間限定事業として開始されたものであります。その後、自治区からの強い要望をいただく中で、3年ごとに事業期間を延長するとともに、一部対象費目の拡大や、重点項目の設定など、制度の見直しも図ってまいりました。

今年度は、この3年ごとの事業期間の最終年度に当たり、次年度以降の展開を検討する年となっております。

社会情勢的には、近年多発する大規模災害等により、地域における自主防災活動や、地域住民相互の助け合いによる「共助」の力が今まで以上に重要性を増しているところであり、地域の防災・減災に関する活動の充実のみならず、いざというときに共助の力を最大限に発揮するためには、平時からの交流やコミュニティ活動などを通じた、顔の見える地域づくりが重要であると考えているところでもあります。

こうした情勢を鑑みの中で、地域活動の活性化と住民参加のまちづくりの実践において、本事業の果たす役割は大きなものであると考えており、より効果的な制度の在り方などについて来年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（小宮山君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

ますますこの事業っていうのが、申請数からしてみても充実してきている、おおむねそうだと

いうふうに理解いたしました。

ただ、ちょっと自分がつてわけじゃないんですが、いろいろ人に言われたことを代わりに質問するわけですが、今年はコロナ禍ということもあって、プレゼンテーションというのがなく、書類だけの選考だったと聞いてます。それで、プレゼンテーションは必要なのかと、それがなかったらもっと申請しやすいんだなっていう、そういう声がございます。それについてはいかがでしょうか。

企画政策課長（臼井君） 選考会の中でプレゼンテーションが必要なのかどうかというご質問であったと思いますけれども、プレゼンテーションにつきましては、申請区の事業にかける熱意や思い、事業の実効性や計画性などを伺える大切な機会であるというふうに考えているところでございます。

発表者についても、必ず区長さんがやってくださいというふうに限ったものではなく、他の発表者や候補者と一緒にご出席をいただくこともできるという仕組みにしております。

プレゼンが必須であることが、必ずしも申請の妨げになるということは考えてはいない状況であります。

また、例年、選考会には、申請をされていない自治区の出席も受け付けておりますので、申請をされていない区が、他区の取り組みについての情報を得ることで、自分の地域の今後の取り組みに参考にしていただけるもの場としても、選考会を考えているところでありますので、申請区を増加する、そういった取り組みといたしましても、選考会の中のプレゼンテーションは、できればやっていただきたいというふうに思っているところでございます。

2番（小宮山君） 先ほどの360万、50万、50万ということで、その50万っていうのは、自治会活動保険の掛金に使う、それに使うっていうふう聞いて、実質的には310万円はこのところ変わらない予算だと、事業費だと、そういうことで……。ただ、これ、まだ年によっては結構余ってる年もありますんで、参加してない区や申請のない区やなんかに対する働きかけもこれからお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 1時59分～再開 午後 2時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行っていききたいと思います。

1番で、新型コロナウイルスの対策ということで上げときましたけれど、私が今一番危惧していることというのは、実は、町のほうでどういう対策を取る、こういうのをやる、ああいうのを

やる、もうそれは、ほかの方も随分聞いておられるし、それはそれで行政側としては、そうするしかないんだと思うんですけども、私の身の周りで今年大学を出る人、それから短大、専門学校、その他出る——私の教えた子も多くいますけれども、ほとんどが就職のほうが、雇い止めというのか、入れないと、そもそも会社がちゃんとやっていないとか、非常に会社あるいは社会生活があまりにも混乱してしまっているということで、その原因というのは一体何なのかと考えると、毎日毎日マスコミの報道で、毎朝毎朝、感染者数何人出たというようなマスコミの報道の仕方、まるで欣喜雀躍のごとくに、それを放送して、皆さんに恐怖をあおるというようなことで、このままいくと、本当に今の若い人たちの生活が壊されてしまう、そういう危惧を持っているわけですね。

1997年、橋本内閣のときに消費税を3%から5%に上げて、1年で自殺者が5千人増えて、3万人を超えると。3万人を超えるということは、1日に100人ずつ自殺していってしまうということなんですよね。特に若い人、それから一番家庭を背負う40代、50代が毎年毎年3万人ずつ自殺していて、ところが最近、2019年のを見ると、初めて2万人を切ったんですよね。そこまでは、まあまあ結構うまく回っていたと。もちろん、消費税の10%とかあるいは緊縮財政とかで、大変普通の国民の生活はどんどん苦しくはなってきたわけですけど、自殺者の数あるいは失業者の数というのは、そういう形でどんどん減っていった。だけど、この2020年には——まだ終わっていないから分からないわけですけども——どのくらいの方が自ら命を取っていくか、それも非常に危惧しているところなわけです。

それで、ここのところ新聞なんかを読んでいると、コロナに感染したということで私は負け組になってしまったとか、非常に悲観的な記事やあるいは信毎なんかだと社説にもそういうのが載っていましたね。だけど、マスコミのその騒ぎ方あるいはあおり方と現実のほうはどうなっているか。

ただ、これ、数字だけ私は並べてちょっと見てみたいわけですけど、去年2019年の日本全国の死亡者数というのは、137万6千人おられるわけです。この方々の平均の死亡年齢は78歳。コロナで死亡された方は1,363人。もちろん少ないとは言いません。けれども、この方々の——全国平均はないんで東京都ですけども、79歳と。年が上だからいいだろうとか、そんな話をしているんじゃないんですね。普通に考えて、こういう実体はどうなんだろうと。137万人、毎年何らかの形で死んでいく。もちろん、老衰の方もいます。その中で、1,363名の方が半年でお亡くなりになられた。

それで、今の若い人たちがどんどん仕事に就けなくなってく、これでいいんだろうか。これがまず1つありますね。

それから、これからはいろいろと検査をどんどんしなくちゃいけないというような話が出ると思いますけれども、その検査についてですね。これもやっぱり、医療の検査というものの落とし

穴というのがやはりあって、これもちよっとだけ紹介しておきますと、お医者さんになるときに最後に受ける国家試験、医者になるための国家試験に出た統計の問題なんですけれども、この検査では9割の方の確率でその人が病気であることがきちっと判定できる。それで1万人の方にその検査をやる。本当にその病気になっている人は、0.1%の10名ということで、じゃあ、その検査をしてどれだけの陽性者が出るか、そしてその陽性者のうち、本当に病気にかかっている方はどのくらいの割合でいるか、これが国家試験の問題だったわけですね。そのいろいろな計算——大した計算でもないんですけど——ここでは一々言いませんが、回答は0.45%、陽性と判定された人の0.45%が本当に病気であると。だから検査は意味がないとか、そんなことを言っているわけじゃないんです。そのぐらいの、非常にこういう確度の高い、精度の高い検査であっても、その陽性であるかどうかということになると、そのぐらいの正確さしかないということはお医者さんたちはみんな知っているわけですね。

だから、これから、例えば町のほうでどんどんPCR検査をやるということになったとき、もちろんPCR検査と今私が言った検査とは全く違って、その精度なりというものは、かなりPCRのほうが落ちるわけですけども。それが現実起こっていること、そして、現実の数字というものですよね。

そういう中で一番大変なのが医療関係者と、それからこの町の役場の方々の出た人に対する対応だと思います。

そこで1番として、もし町の関連の施設で——湯さん館とかいろいろなどがあると思いますが——役場もそうですけれども——そこで集団感染が発生したような場合、どのような対策がとられるのか。

そして、今言いましたように、PCR検査というものは私は無制限にやるのは反対なわけですけども、どのようにお考えになっているか。

それと口で、そのコロナウイルス感染症で陽性というふうに判明してしまった場合、これは人権に配慮してとか、もちろんいろいろなことが言われますけれども、いじめ、中傷は絶対に駄目とか言いますが、結局のところ、その人たちの正常な社会生活というものは、かなりの制肘を食うということになると思いますんで、その辺の対策、町の対応のほうはどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 1、新型コロナウイルス対策についてお答えをいたします。

まず（イ）としまして、町関連施設で集団感染が発生した場合の対策はということでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、特に7月下旬以降、長野県内でもほぼ毎日感染者が確認され、特に最近では、飲食店などでの集団的な感染も発生するなど、感染が再拡大しているという状況でございます。

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、保健所による疫学調査が実施され、この調査による感染源の推定や接触者の探索を通して、適切な感染拡大防止策が講じられていくこととなります。

また、国立感染症研究所感染症疫学センターが作成いたしました、新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領によりますと、特に、2次感染の発生の可能性が高い医療機関や福祉施設、職場、学校等では、接触の有無など丁寧に積極的症例探索を行うこととされており、感染発生時には、こうした疫学調査の結果に基づき、接触者の自宅待機や健康観察、あるいは感染者の行動を踏まえた施設の消毒等、施設と保健所が連携して必要な対策が行われてまいります。

しかしながら、事業所ですとか施設におきましては、人が多く集まり、クラスターの発生しやすいという状況にありますので、町としましても、まずは感染が発生しないよう、町内の事業所に対して、感染拡大予防ガイドラインを参考に、日頃から職場内の感染予防対策をお願いしているところであります。

また、役場内におきましても、職員に対して、感染予防対策を徹底するよう周知するとともに、感染が疑われる状況での速やかな報告など、感染の拡大防止に係る取り組みをマニュアル化しているところでございます。

さて、新型コロナウイルスへの感染の有無につきましては、PCR検査を主とする検査により陽性、陰性の判断がなされます。感染が国内に徐々に広がり始めた当初は、必ず保健所を通して検査が実施されていましたが、現在は検査体制が拡充され、かかりつけ医の判断で県内各地に設けられた外来・検査センターでの検体採取も実施されておりますが、いずれも行政検査として、基本的には医師による検査の必要性の判断を基に実施をされているという状況でございます。

一方、県では、感染者が急増している上田圏域におきまして、この一部地域で希望者に無料で検査を行ったということがございました。

これにつきましては、感染の広がりを疑う状況があるなど、検査前に考えられる陽性率、いわゆる検査前確率が高く、クラスター連鎖が生じやすいとの判断から実施されたものと考えられ、そうした意味では、感染の拡大防止に資する対応と理解をしているところでございます。

政府が設置いたします「新型コロナウイルス感染症対策分科会」専門家会議でありますけれども、こちらの分科会が7月16日に提言した「検査体制の基本的な考え・戦略」というものがございまして、それにおきましても、まず検査対象として①「有症状者」、②のaとして「感染リスクや検査前確率が高い無症状者」、②のbとして「感染リスクや検査前確率が低い無症状者」の категорияにおける検査について、カテゴリー①有症状者、②のa 感染リスクや検査前確率が高い無症状者、この検査を優先することが前提という見解を示したところであります。

新型コロナウイルスの検査につきましては、何種類かの方法がありますが、特に一番感度が高

いとされるPCR検査につきましては、資器材やコストのほか、一定のスキルを持った人材も必要になってまいります。こうした点を踏まえますと、真に必要な方に的確なタイミングで検査を実施できるよう、効果的、効率的な運用を図っていくことが重要ではないかと考えているところでございます。

次に、（ロ）コロナウイルス感染症で陽性と判明した人への町の対応はについてお答えいたします。

午前中の山城議員さんのご質問でもお答えしたとおり、感染された方や濃厚接触者の方、勤務先等の情報については、県で一元的に管理されており、町にも提供されていないことから、感染されたご本人やご家族、勤務先等への個別の対応ができないのが現状でございます。町といたしましては、町民の皆様への注意喚起や感染防止の取り組みのお願い、感染された方などへの差別や偏見が決して起きることのないよう、防災行政無線やホームページ等で呼びかけを行っているところであります。

このような状況もありまして、感染されたご本人や濃厚接触者への直接的なアプローチというものはできませんが、今後の状況によっては、町の保健師も県の保健所に応援に行き、管内住民からの電話相談に対応するといったことも想定されます。実際、上田圏域はそんな状況になっておりますけれども、その際には、積極的な協力をする中で地域全体の感染予防あるいは感染拡大防止に貢献をしてみたいと考えているところでございます。

7番（栗田君） 先ほども申しましたとおり、私が一番危惧しているのは、今の学校卒業したぐらいの人あるいは——大学でもほとんど授業がテレワークのような形になっているということで、行われていないということなんですけど、そういう若い人たちの将来があまりにも暗くならないようにというのが私の危惧であって、今まで3月、4月、5月ぐらいまでは、ウイルスとの共生はもう人類の課題であるというような話を聞いたり、横文字で「withコロナ」と言ってみたり、せっかくこのウイルスとの共存というのは、これは生物にとっては絶対に——生物が誕生して以来、ウイルスとは共存していたわけなんですけども、今のこのマスコミのやり方を見ると、まるでウイルスの1匹も許さんぞという感じで、これはいかななものかという感じで、そんなような状況の中で町のほうの対応も大変だろうということでお聞きしました。

では2番目に、教育についてですけれども、ICTの教育とかで1人に1台の端末を持たせるということ——このコロナのときに学校が休校になった間にそれもみんなに持てるようにすればもう少しよかったかとは思いますが、2023年目標だったのをもっと前倒して、この際みんなに1人に1台の端末を、タブレットを渡すということが予算で決まったと思います。それで、これからそのICTを使った教育の在り方というものをお聞きしたいわけですが、まず最初にイとして、私のほうでは、その通信環境が全ての子どもに格差なく行き渡るということ、それが一番大切なことだというふうに考えて、その町のそれに対しての取り組みはどのよう

なものかと。

それから口として、それを進める上で予算措置としてどのようにしたか。これは、かなり私のほうで調べて、全体でかかる費用が1億8,200万ほど。国からの補助が5,500万ほどでまだそこで足りないんですが、町の財源としては2千万が来ると。そして、あと残り1億ちよつとですけれども、それはこの国からの感染症対応事業費第2次分の中から、1億700万来るということになったと思います。それについて、このところは1億700万なんですけれども、第2次分の感染症対応事業費としては、町に来るのが総額で1億7,300万ぐらいですので、結構、子どもに対しての教育にお金が随分割かれたということで、こういうことを進めたほうがいいと思っている、賛成している私としては大変喜ばしいことだと思いますが、その予算について、町のほうの認識と見解を問うと。

それからハとしては、これからはそういうICT教育なんかを活用した授業も進めていくわけですが、今、休校から従来の形に戻って、対面式の授業と、そのICT活用授業と、リモートで勉強もできると、そういうことの組合せですね。どれだけ組合せの最適化を図れるか、その取り組みについて、もう一つそれをお伺いしたい。

町長（山村君） ただいま、栗田議員さんから、これからの教育についてということで、イ、ロ、ハ全般につきまして、かなり細かくご質問をいただきました。

私からは全般的なお答えを申し上げまして、特にハの詳細につきましては、教育長からお答えするということにさせていただきたいと思っております。

今、お話にもありました、GIGAスクール構想とは昨年——令和元年ですけれども——末に文部科学省から発表されたもので、小中学校の児童生徒に1人1台端末を実現することや、全国の学校にクラウド使用を前提とした高速大容量の通信ネットワークを整備するということが盛り込まれた施策でございます。

GIGAというのは、「Global and Innovation Gateway for All」という略で、「全ての人にグローバルで革新的な導入を」ということだと思います。つまり、「誰一人取り残すことなく、子ども達一人一人に個別最適化された創造性を育む教育ICT環境の実現」を目指した施策であるとされています。

この施策は、国内の約950万人の小中学生に1人1台の端末を整備する大事業のため、当初は——先ほどお話ありましたけれども——学年ごとに導入時期を少しずつしながら、2023年度までに実現させるという5か年の計画でありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業などを受けて、計画は大幅に前倒しされて、今年度やるという自治体については、今年度中の導入をしてくださいということで、坂城町は手を挙げて今年度中にやろうということにいたしました。

町といたしましても、このGIGAスクール構想に基づきまして、学習用として活用できるよ

うにするためのシステムと1人1台の端末、そしてオンライン学習を可能とするために必要な大容量に対応した校内ネットワークを整備することとしております。

また、インターネット環境の整っていない場合にも対応できる、貸出し用のモバイルルーターなどの整備を進めておりますので、インターネット環境のないお子さんでも家庭でそれを使えばインターネットができると、eラーニングができるということでもあります。このようなハード整備の進んでいるところでございます。

私も個人的には、このeラーニングあるいはモバイル学習については、十数年前に専門的に研究し、実施していたわけでありまして。十数年前、日本で世界中の調査をしますと、日本は圧倒的に遅れておりました。じゃあ、この十数年間はどうかということ、さらに遅れていたという状況でありました。

従いまして、この新型コロナウイルス、大変な状況ですけども、幸か不幸か、文科省はやっとeラーニングあるいはディスタンスラーニングについての価値を認めざるを得ないという状況になりました。

それで、坂城町では、先ほど申し上げたように、年度内に全てのハードウェア、ソフトウェア、それからインフラ関係システムを全部整備しようということで議会のご理解もいただいて発注をしているというところでございます。

先日、9月4日ですけども、坂城町の校長会——これは、小学校、中学校の校長先生の会ですけども——そこにも参加させていただいて、私の思いも伝えまして、年度内に全ての環境が整うから、あとは先生方の腕の見せどころと、頑張ってくださいと、坂城町町政に対する支援をして、日本で一番すばらしい環境を作っていくというふうをお願いをしました。先生方も非常に意欲的だと思いましたので、私も大変期待しているというところであります。

以上であります。

すみません。全体が終わったのかと思いました。

続きまして——私が全部答えることになっているんですね。失礼しました。

次は、ロのGIGAスクール構想推進事業の予算措置についてお答えします。

町における新型コロナウイルス感染症への対応事業につきましては、国の地方創生臨時交付金の配分決定以前から、感染拡大の影響により厳しい環境にある中小企業等の資金繰りの支援を目的として、町内事業所の皆さんへの融資枠の拡大とともに、利子補給ですとか、保証料補給などについていち早く予算化いたしました。

また、定額給付金の予算化に合わせて、小中学校の臨時休業などにより影響が大きい子育て世帯への支援として、子育て応援給付金や子供応援図書カードの配布などについても予算化したところであります。

その間、国において新型コロナウイルスの感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けてい

る地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目指して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設され、当町に関しましては、1次分として6,646万9千円、2次分として1億7,388万円が交付限度額として示されたところであります。

交付金の配分額の決定を受けまして、町の実情に即した様々の事業を段階的に展開したところであり、1次分につきましては、国の持続化給付金の対象にならない事業者への独自支援や町民スタンプラリー消費回復応援事業のほか、地域や町の防疫用品、防災用品の確保、公共施設におけるオンライン環境の整備などを予算化したところであります。

そこで、ご質問のGIGAスクール構想推進事業につきましては、2次分の配分に合わせ、医療機関や介護保険事業所、在宅介護者などへの支援、学生リフレッシュ応援事業、中小企業などへの利子補給基金の積立てなどの事業とともに予算化したところであります。

国の交付金や補助金を活用した事業を含めた、これまでの当町の新型コロナウイルスに係る事業費は、定額給付金15億300万円を除き、約4億4,800万円となっており、そのうちGIGAスクール構想推進事業の事業費は約1億8,200万円であります。

GIGAスクール構想推進事業につきましては、遠隔・オンライン学習の環境整備、GIGAスクール構想への支援事業として交付金の対象になる具体的事例として国の事例集にも掲載されております。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実際に小中学校の臨時休業の対応を行った当町といたしましては、長期化するコロナ禍におけるオンライン学習や子ども達の学びの環境を維持するとともに、町内小中学校の児童生徒にいち早く最先端のICT環境での学習を提供するために大変重要な事業であると認識しているところであります。

国の補助金に加えまして、臨時交付金も活用する中でGIGAスクール構想の早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、これからの教育の（ハ）、従来の対面授業とICT活用授業の組合せの最適化への取り組みはについてでございます。

この取り組みにつきましては、大きく2つの場面が想定されているところでございます。

1つ目は、学校の授業が通常どおり行われる場合でございます。この場合は、対面授業が主になりますが、今までと違うことは、1人1台の端末を活用できるという点であります。従って、対面学習の中にあっても、課題を設定する場面、情報を収集する場面、自分の考えや方法を紹介する場面、まとめるの場面など、学習過程の様々な場面において、ICTの活用を組み込むことが考えられます。また、デジタル教材を活用しますと、一人一人の学習状況に応じた個別学習も可能となります。いずれも、一人一人の反応や考えを把握しながら双方向的に学習を進めたり、学習進捗状況を見ながらきめ細かな対応を行ったりすることが大切になってまいります。

2つ目としましては、緊急の臨時休業等で学校での授業が長期間行えなくなった場合でござい

ます。これは、今回経験した臨時休業時のように、「いかに学びを止めない」といった課題が想定されます。

この「学び」というのは、単なる教科学習だけでなく、生活リズムをつくって健康に生活することなどの健康保障や、教員と子ども、子どもと子どものつながりを持つことも含めての「学び」であります。

このようなときに、ICT機器の遠隔機能を活用しオンライン学習を工夫して進めることによって、大切な学びを継続することが可能になると考えております。

今まで、対面学習で核となってきた、教員と子どものコミュニケーションを絶たないようにしながら、対面学習の中でのICT活用、緊急の臨時休業等におけるオンライン学習といった「学び」がこれからの学習スタイルになるのではないかと考えております。

また一方で、ICT環境整備のハード面、デジタルコンテンツなどのソフト面の充実と併せ、システム等を扱う側である、学校の教員のスキルの向上がICTを教育の中で効果を発揮するために必要であると考えております。

町といたしましては、今後、教員を対象としたICT関係の研修や専門的、指導的な立場の教員の育成を学校と連携しながら支援をしてみたいと考えており、先日も——先ほど申し上げました——町の校長会においても、坂城町のGIGAスクール構想推進事業の取り組みについて説明をさせていただいたところでございます。

いずれにしましても、オンラインも活用しつつ、教員と子どものコミュニケーションを絶たない、「学びを止めないよう」、ハード、ソフトの両面において、積極的に支援してみたいと考えております。

教育長（清水君） これからの教育についてのうち、ハ、従来の対面授業とICT活用授業の組み合わせの最適化への取り組みはについてお答えいたします。

新学習指導要領が小学校では今年度から実施されており、中学校では来年度から実施される予定で、いずれも「これからの社会がどんなに変化して予測困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしい」という願いが込められております。

これまで大切にされてきた、子ども達の「生きる力」を育む、という目標は変わることはありませんが、社会の変化を見据えた新しい時代の学びを目指していくこととされております。

その中で、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が明記されております。

これまでの我が国の教育実践の蓄積の上に最先端のICT教育を取り入れ、これまでの実践とICTとのバランスのよりよい組み合わせを図り、社会を生き抜く力を育み、一人一人の子どもの可能性を広げていこうというものであります。

GIGAスクール構想の1人1台端末の環境によって、一斉授業では、教員は授業中でも子ども一人一人の反応を踏まえた、きめ細かな指導等、双方向型の授業展開が可能となります。

また、個別学習では、子どもが各自同時に別々の内容を学習することができ、一人一人の教育的ニーズ、理解度に応じた個別学習や個に応じた指導が可能となるなど、学びの深化や学びの転換が期待されております。

これらを実現するためには、ICT環境整備のハード面、デジタルコンテンツなどのソフト面の充実のほかに、日常的にICTを活用できる教員の指導体制が必要であります。これを整えまないと、ICTは有効に活用されないままになってしまうおそれがあります。

現在、教員のICTスキルの状況として、教員間にその差がある、オンライン学習の経験が不足している、リーダーとなる教員の育成が必要であるなどの課題がありますので、今後は学校と連携しながら、教員研修を充実させる取り組みをしていきたいと考えております。

6月には、日本オープンオンライン教育推進協議会主催で、教員を対象としたセミナーがございましたので、各学校に紹介し、オンラインで視聴したところでございます。

また、町の教職員会では、新しい学びのスタイルの確立にあたって、この夏休み中にICT研修会を自主的に行ったところでございます。

これは、県教育委員会学びの改革支援課主催の「オンライン学習 やってみよう 出前講座」を活用し、「オンラインを利用した教材の配布や授業動画撮影から配信のノウハウ」と「オンライン会議システムを利用した双方向コミュニケーションの体験」をテーマにした研修でございました。

この中で、ICTスキルの向上に向けて、各自の習熟度を4段階に設定された習熟度レベルに照らし合わせてチェックし、学校の実態に応じた研修を進めていくという、レベル向上の方策も示されておりました。

町といたしましても、教員がそれぞれのレベルを認識し、目標を設定して、誰もが一定のレベルまで到達できるよう、研修の機会を支援していきたいと考えております。

さらに、学校の臨時休業の際に坂城中学校の3学年では、校内の教科会のメンバーで協力しながらオンライン学習の教材を作り、配信した経緯がありますので、そのノウハウも各学校で生かしていけるようにし、子どもの学びを止めないことと、オンラインでも対面授業と同じに教員と子どものコミュニケーションをとることを大切にし、教育の質を高めていきたいと考えております。

7番(栗田君) 今、清水教育長が言われた言葉の中に「子どもの幸せ」という言葉があったんですけど、一番最近のユニセフのほうの調査がありまして、これは38か国で子どもの幸福度を数値化して、38か国どういうふうになるか、日本の場合は総合38か国中20位だったわけですけども、こういうユニセフとか国際機関なんかでやっている、例えば大学のランキングとか、

はっきり言ってほとんど信用できないという感じが私はしているんですけども、それにしても、今回、ユニセフのほうから出された、総合20位はそれはそれでいいとして、いろいろな幸せ、幸福度というのがあって、身体的幸福度、それから知力、学力における幸福度、精神的な幸福度、それから経済的な幸福度というふうに分かれていて、日本は何と、身体的幸福度は38か国中第1位なんですよね。それで、精神的幸福度、これは生活にどのぐらい満足しているか、プラスその国の子ども達の自殺率などなどを組み合わせて精神的な幸福度をはかると。そうしたら、38か国中37位なんですよね。この身体は第1位で、精神的には、その自分の生活に満足していない、あるいは、これは、もう、今までずっと、それ、よく聞いてきたんですけど、日本の子どもには自分を肯定する、自己肯定感が非常に弱い、そういうことも言われてきました。そして、自殺率については、一番少ないのがギリシャの10万人当たり1.4なんですけど、日本の場合はその5倍あって、38か国中37位、後ろから2番目ということになります。経済的にも貧困率としては18.8%、つまりほぼ5人に1人の子どもが貧困ではないかと、日本の貧困率の中では18.8%。平均が20%だったから、少しいかなというような判定もありましたけれどもね。

いじめ、それから、ひきこもり、不登校、いろいろな問題を考えると、学校に行きたくないとか、学校がある意味子どもの幸せというものを——こうっては申し訳ないんですけど——やっぱり、かなりそういうものに影響を与えていたかなという感じはするんですよね。

それで、私はどうしても、この教育問題について言いたいのは、その従来の学校の在り方で完全に成功していたかという問いを立てられた場合、やっぱりちょっとまずい点多々あったんじゃないかと。そういう中で、今度は一人一人、オンラインでの教育も併せてやる、こうするとかなり一人一人の自由度が広がるという感じがするわけですね。特に、今まで引き籠もっていた子どもなんか、ものすごい勉強始めちゃうかもしれないし、幸せ感を持てるようになるかもしれない。それと、学校の努力とそれから個々の先生たちの力量というものは、やはり大きく作用するとは思いますが、何かその教育については、このICTのこういうハード面が整ったということで、これからはソフト面でやろうということで、私はかなりプラスのほうにいくんじゃないかというふうに思っています。

それから、3番目に、じゃあ最後になりますけど、いつものとおりごみの問題について。

今、いろいろと皆さんがごみの処理をやっておられるんですけども、どうも、今のように遠くまでごみを出しに行く、そういうことがだんだん、高齢化が進んできて、できなくなってしまっている。

それで、私が知っている範囲でも、かなりの方が、親戚の方がその人の家に来て、自分の家にごみを持ち帰って、そして自分のところで出すとか、あるいは、近所の方が片づけてくれたり、いろいろな大変な苦勞の中でやってるわけですけども、私は最終的には、この可燃物について

は、戸別収集をしたらどうかと。最終的には、戸別収集という形になるんじゃないだろうか、それについて今、町の取り組みはどのようになされているか。それがイですね。

それから、口として、今度資源ごみのほうとしては、私は、リサイクルっていうもの全般的に反対しているわけではなくて、無理やりに、できもしないものを多額の税金を使ってやるっていうようなことには、反対してるんであって、アルミ缶とかスチール缶などのようなものは、リサイクルとしても十分に可能なものもあるわけですね。ただ、そういうものはですね、今のようない形じゃなくて常設ステーションのようなものを設置してやってはどうかと。こんなところが最終的なごみ処理の姿ではないかと思うんですけど、もちろん役場の皆さんとですね、いろいろな意見を交換しながら、どういうのが理想的かを考えていきたいと思っておりますけれども。

今回は、この2点についてお伺いいたします。

住民環境課長（関君） ごみ問題について。イ、可燃ごみの戸別収集への町の取り組みはから、順次、お答えします。

当町のごみ、資源物処理事業につきましては、昭和44年に可燃ごみの葛尾組合への搬入を開始して以来、昭和46年には不燃物の回収、また平成6年からは可燃ごみの指定袋の導入、平成22年には一般廃棄物処理の有料化を開始、現在に至っております。

各地区にごみ収集所や資源物収集所を設置し、日頃は地域の皆様のご協力の下適正な廃棄物処理ができております。この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、廃棄物収集の方法は、各市町村で様々ではございますが、可燃ごみを収集する方法の一つとして、戸別収集もその選択肢として考えられるところであり、玄関前にごみを出していただくと、業者が回収してまいりますので、利便性は向上すると考えられる一方で、当町の場合、収集箇所が現在131か所から全戸に増えることから収集・運搬に係る時間や人員、コストも大幅に増大することが見込まれます。

さらに、プライバシーに係わる情報が多く混入している家庭系の廃棄物を回収するまでの間、家の前に長時間放置することへの抵抗感、そういったものも懸念されるところでございます。

当町といたしましては、引き続き、地域の皆様のご協力の下、可燃ごみ収集所での収集を行うことで、収集時間の短縮と費用の抑制につなげてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、高齢化に伴うごみ収集についてであります。我が国の65歳以上の高齢化率、令和元年10月1日現在でございますが、28.4%でありまして、今後、総人口が減少し高齢者が増加することにより、高齢化率は上昇を続け、令和18年には33.3%となることが予想されておりました。国民の3人に1人が65歳以上の高齢者になると推測されております。

対しまして、当町の高齢化率は、同じ令和元年10月1日現在でございますが、35.4%となっておりまして、国の平均を上回っている状況ということで、このように、社会の高齢化や核家族化が進むことによって、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれ、ご質問にもございま

したように、ごみを収集所に持ち込むことが困難であると感じる方の増加が予想されているところでございます。

これは、全国的な課題となっておりまして、環境省におきましても、平成30年度に全市町村を対象に、高齢者を対象としたごみ出し支援制度の実態調査、これを実施してございます。

この実態調査では、高齢者のごみ出しに何らかの支援制度があると回答したのは全体で2割余りだということで、規模の小さな自治体ほど制度の導入率が低いという実態が明らかになっております。

こうした状況を踏まえまして、環境省では、各市町村が地域の実情に応じて、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制を構築することができるように、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた検討作業というものを現在進めているところでございます。

この検討作業におきまして、戸別収集等の高齢化社会に対応したごみ収集・運搬システム等についての調査、分析、実際に自治体における制度設計や高齢者ごみ出し支援をテスト的に行うモデル事業を実施するなど行いまして、令和2年度中に、自治体の規模や地理条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた収集運搬等の制度設計のためのガイドラインを作成される予定となっているところでございます。

なお、ごみ出しが困難な高齢者の方は、ごみ出し以外にも生活上の困難を抱えている場合も多いことから、坂城町では、社会福祉協議会で「社協たすけあいサービス」というものを利用して、現在約10名の方が買い物代行などの生活上の援助とともに、ごみ出しのサービスを利用しています。

町としましては、高齢者を対象とした戸別収集を含め、今後ニーズが増すと予測されるごみ出し支援につきましては、支援の対象世帯また収集方法など、課題が多いことから、今後国から示されると言われているガイドライン、こういったものを参考にしたりですとか、既に取り組んでいる他の市町村の事例も参考に、関係する課と連携する中で研究してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ロの資源ごみの分別収集の簡素化と常設ステーションの設置の取り組みはについてお答えさせていただきます。

まず、資源ごみの分別収集の簡素化についてでございますが、当町の分別収集につきましては、平成3年度に新聞、雑誌、段ボール、平成8年度にびん、缶、9年度にペットボトルの分別収集を開始しまして、平成15年度にはプラスチック製容器包装及び紙製容器包装等の分別収集を開始しました。その後、平成26年には紙類の分別について見直しを行いまして、それまで紙製容器包装として分別していたものを、「雑がみ」に統合して簡略化を行ったところでございます。

現在、びんについては、色別に透明、茶色、その他の3区分、紙は、紙質ごとに新聞、チラシ、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみの6区分で収集しております。

こうした分類は、再生原料としての品質を維持して、限りある資源を、1度だけではなくて、2度、3度と資源としてリサイクルするためには、大変重要なことだと考えております。

また、プラスチック製の容器包装、ペットボトルに関しましても、適正な分別をいただいている結果、当町から排出された資源物は、品質調査による評価ランクが最上級のAランクとされているところをごさいます。自治体から資源物を引き取っている日本容器包装リサイクル協会が指定した再資源化事業者によりまして、プラスチックの原料や新しい商品にリサイクルされているとのことをごさいます。

材質ごとに分類して収集することは、限りある資源を効率よく循環させて活用するためには、大変重要だと考えているところをごさいます。循環型社会の形成のために、また、2030年をゴールと定めた持続可能な開発目標、SDGsのゴールの一つであります「持続可能な生産消費形態を確保する」ことの達成に寄与する取り組みとして推進していく必要があるものと考えているところをごさいます。

資源物の再生利用促進の観点から、現段階ではこれ以上の簡略化は難しく、引き続き分別収集に御協力いただきたいと考えているところをごさいます。再資源化の技術が高まりまして、分別収集の必要がなくなったものにつきましては、先ほども申しましたが、「雑がみ」と同様に簡略化を図ってまいりたいというふうに考えているところをごさいます。

続きまして、常設ステーションの設置の取り組みはのご質問をごさいます。

平成30年度5月から役場の北側に紙類のリサイクルボックスを設置しました。

このリサイクルボックスは、年間を通じて午前8時半から午後5時まで利用可能でありまして、管理につきましては、職員が扉の開け閉めや回収業者への連絡、収集庫への積載状態の管理等を行っております。常設のステーションでありますことから、おかげさまで多くの皆様にご利用いただきまして、平成30年度は5.3トンの回収量であったんですが、令和元年度は19.6トン。令和2年度は、4月から8月までで既に11トンの回収量となっております。

各地区に資源物常設のステーションを設置した場合につきましては、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、資源物も出しやすくなるということでもありますから、町民の方の利便性は向上するものと考えられますが、出された資源物が収集業者により回収されるまでの間につきましては、地区の皆さんの管理の対応をしていただくことが原則となると思っております。

管理の例としましては、異物や汚れたものの混入など、不適切な出し方をされていないかなどの確認のほか、設置した容器が資源物でいっぱいになっていないか、周辺に飛散していないかなど、役員や当番の皆さんには頻繁に、ステーションと資源物の点検と管理をお願いすることが予想されまして、現在以上に地区の皆さんのご負担が増えてしまうのではないかという課題もありまして、管理の面からも設置することは、現在のところ難しいものと考えております。

しかしながら、資源物の常設ステーションの設置は、リサイクルを促進することにつながりま

すので、ごみの減量のための一つの方法として認識しているところでございます。

7番（栗田君） 今、最後に言われましたように、ごみステーションの設置っていうことはですね、本当にリサイクルしても何というんですかね、本当の意味でリサイクルできるものもあれば、全く税金だけを投入するものもあるわけですよね。それなんで、本当にリサイクルしてできるもの、そういうものを、それは常設ステーションなんかで進めていってはいかがかというのが私のほうの提案であります。

教育のことについてとか、それから、新型コロナ対策の難しさですね。マスコミがこれだけ騒ぎ立てる、あおり立てるっていう中で住民の皆さんの不安もあると思いますんで、それに対しての対策は、大変だと思います。誠に皆さんのご努力に感謝いたしております。

それでは、これで終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は、午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。 ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時09分）

9月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) スタンプラリー消費回復応援事業についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (2) with コロナ時代について | 祢津明子 議員 |
| (3) 防災対策についてほか | 玉川清史 議員 |
| (4) 新工業団地造成と坂城インター先線の整備について | 大日向進也 議員 |
| (5) 新型コロナウイルス感染症対策について | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

今、私たちは、新しい生活様式を実行しつつコロナ禍の長期化に挑んでいます。そんな中、政府は新型コロナウイルスのワクチン確保に予備費6,714億円を支出することを決め、来年前半までに全国民分の提供ができるだけのワクチン数量を確保すべく取り組んでいくと、昨日発表がありました。この財政措置により、供給を受ける企業の交渉進展を望むところであります。

さて、今回のコロナ禍にあって、当町では経済危機を乗り切るため、様々な支援策を実施していただきました。今まで当たり前だったことが当たり前でなくなり、商工業や教育現場、あらゆる場面で感染抑止の対策の中頑張っていたいただいております。今回は、その取り組みについて質問させていただきます。

1点目として、スタンプラリー消費回復応援事業について。

この事業は期間を6月1日から8月31日とし、2回実施の上、ダブルチャンスも企画応募券により大型商品などが当たる抽選会も設けるというちょっぴり夢のある、そして、多くの町民が参加して、町の商業の経済を回復するというすばらしい企画でありました。ちなみに私も2回とも応募いたしました。先日、抽選会のダブルチャンスのお知らせがまいりました。商工会の皆さんには、当初引換え会場が商工会のみでしたが湯さん館を増やしていただき、なおかつ、土日も

商工会で引換券の受付を行っていただきました。心から感謝申し上げます。

さて、この事業どれだけ多くの町民が挑戦したでしょうか。また、町の商業の消費回復の効果はあったのでしょうか。その結果が大変気になるところであります。そこで、今回この事業の検証をして改善点を踏まえ、今後の新たな事業への参考にしていきたいと思い、何点か質問をさせていただきます。

(イ)として、取り組みの成果と課題について。

まず、1点目として、今回の取り組みの成果について、この町に住む約6千世帯の町民の心をつかむことができたでしょうか。その事業の取組状況と成果について伺います。

2点目として、今回の取り組みは名前のとおり異なった店舗5店を利用し、スタンプを集めるという内容でした。取り組みを開始してから私のところにも様々な問合せがありました。そこで、今回の取り組みの結果から様々な課題や問題点が生まれたと考えますが、今後の取り組みに向けてその課題をどう捉えているでしょうか。

以上、2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

商工農林課長（竹内君） 1、スタンプラリー消費回復応援事業について、お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、いまだ収束の兆しは見えず、地域経済に甚大な影響を及ぼしております。各地域でのイベントや行事は、3密回避が難しいなどの理由から延期や中止となり、飲食店での会食なども自粛されるなど商業や飲食に係る様々な需要が減少し、地域で事業を営む商業店舗等の経営は非常に厳しい状況が続いております。

町内の飲食業や小売業などの事業所においても、売上げが低迷していることから、町内における消費喚起を促し、早期の経営回復と安定化を図るため、スタンプラリー消費回復応援事業を町商工会に委託をして、実施してまいりました。

スタンプラリーは、6月と7月の2回に分けて、それぞれの月に使用する台紙を全戸配布いたしました。スタンプラリーに参加する町内の店舗で、千円以上のお買物やお食事をしてお店でスタンプを押していただき5店舗分のスタンプを集めて、商品券引換所とした商工会及びびんぐし湯さん館に提出すると、もれなく千円分の商品券を進呈いたしましたところでございます。

町の商業店舗にとっては、千円以上の買物をしていただき、さらに商品券の利用による買物をしていただけるということで、2重の効果が生まれることとなりますので、売上げの増進に寄与できたものと考えております。

また、町商工会独自の取り組みとして、引き換えたスタンプの台紙を応募券として行うダブルチャンス抽選会では、景品を町内の商業店舗から調達することで、店舗の売上げに貢献するとともに、景品による消費者の購買意欲の向上を図ることができたものと考えております。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業の成果内容について、順次、お答えをいたします。

最初に、地区別応募者数でございますが、6月分の合計は355人分引換えがされ、その内訳

としましては、坂城地区が147名、中之条地区が58名、南条地区が62名、村上地区が88名でございました。

また、7月分の合計は510人で、その内訳は坂城地区が229人、中之条地区が73名、南条地区82名、村上地区126名でございました。

2か月分を合わせた合計は865人で、その内訳としましては、坂城地区376名、中之条地区131名、南条地区144名、村上地区214名でございました。

また、6月と7月の両月を利用した人は287名で、実際に、このスタンプラリー2か月間で参加いただいた実数は578名でございました。

続きまして、地区別の店舗の利用状況についてお答えをいたします。

6月分につきましては、111店舗、1,775名の方にご利用いただき、その内訳は、坂城地区では57店舗、805名、中之条地区では16店舗、145名、南条地区では14店舗、105名、村上地区では24店舗、720名でございました。

7月分につきましては125店舗、2,550名の方にご利用いただき、その内訳は、坂城地区では65店舗、1,067名、中之条地区では19店舗、226名、南条地区では15店舗、153名、村上地区では26店舗、1,104名でございました。

2か月分を合わせますと、坂城地区では122店舗、1,872名、中之条地区35店舗、371名、南条地区29店舗、258名、村上地区50店舗、1,824名で、町内合計で236店舗、4,325名の方に各地区で利用していただきました。

傾向といたしましては、坂城地区、村上地区の店舗での利用が多くなっており、食品や生活雑貨など幅広く商品を販売している大型店舗での利用を中心に、地域の皆さんが買物をされた結果が見て取れました。

また、865名の方にそれぞれ5店舗ずつご利用いただき、進呈した坂城商品券分と併せ500万円以上の経済効果があったものと考えられるところでございますが、買物については、1店舗千円以上ご利用されていると考えますと、実際にはさらに効果があったものと考えるところでございます。

続きまして、今回の取組結果から課題をどう捉えるかということでございますけれども、今回のスタンプラリー消費回復応援事業は、6月、7月におけるチラシの全戸配布や、町と町商工会ホームページへの掲載、町広報誌、防災行政無線による放送、すぐメール、SNSなどによる情報発信のほかに、協力店には店頭取扱店である旨のポスターの掲示をいただくなど、多くの皆さんにご利用いただくため、周知を行ってきたところでございます。

ご利用いただいた世帯は、町内の約1割の世帯ということで、課題の一つとしましては、周知・情報発信の方法について、より多くの方の目に触れ、どんな事業なのか知っていただくため、さらなる方策が必要であると考えております。

また、商品券への引換えにつきましては、6月中旬からは、土日祝日、夕方も営業しているびんぐし湯さん館も引換所として増やし、引換えをした16%の方が利用されている状況でありますので、利用者の利便性を図ることも今後の課題であると感じているところでございます。

また、消費喚起という観点で考えますと、台紙は世帯で1枚ではなく、希望される方には、1枚以上ご利用いただけるようにすることも一つの方法であったかと考えるところでございます。

本事業の実施につきまして、スタンプラリーに参加された方や商業店舗等の事業主の方にもご意見などをいただくとともに、今回の事業を実施する中で、出された課題を委託先の町商工会とともに検証し、新たな消費喚起策や今後の経済回復事業などに生かして、早期にコロナショックから抜け出せるよう、事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、担当課長より詳しい内容について、ご説明をいただきました。

私的には、今回ダブルチャンスがあって、大変楽しみにしておりました。今、お聞きいたしますと、世帯の約1割の参加だったということで、経済効果は520万円ほどの効果があったというのが見て取れておりますが、約9割の世帯が参加ができなかったということが大きなポイントかと思えます。町民の心理といたしまして、こういう事業、やりやすいということが1点と、そしてまた、引きつける魅力がどれだけあるか、これが町民としては挑戦したいと思うポイントだと思えます。

私も何人かから聞き取りをしてまいりました。その中で1点、商品券、今回千円をいただいたわけですが、もらってもなかなか使うお店が限られているという声、それから今回、取扱店が最初から明確でなかったことが一つはネックとなりまして、高齢者の方が行っても買い物終わったらスタンプついていただけないお店があったということで、その点が1つ残念だったなと思えます。で、そこで一つお伺いしたいと思えます。

今回商工会に委託して行いましたが、400万円という商品券の予算を投資したわけですが、これによって、最初から応募者数の目標というのほどのように立てられて努力されたか、その点についてお聞きしたいことと、それから、あと商品券の登録店舗の拡大については、これは商工会にゆだねなければならないわけですが、どのようにお考えでしょうか。この2点についてお伺いたします。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

スタンプラリー消費回復応援事業の目標設定についてのご質問でございますけれども、スタンプラリーの利用件数を1か月当たり町内全世帯数の約半数相当となります3千件、スタンプラリー実施期間とした2か月間で6千件の利用を想定して事業を組み立てております。多くの皆さんにご利用いただきたいという希望も込めて事業設計をいたしましたけれども、実際の利用は想定1割程度ということでございます。委託先の町商工会ともしっかりと事業検証を行いまして、次につなげてまいりたいと考えております。

それから次に、坂城商品券の関係でございますけれども、町商工会による共通商品券ということで、町商工会の会員店舗から加盟店を募り町内での商品を促すための販売促進事業として取り組まれているものでございます。坂城商品券を取り扱う加盟店を増やすということで、まずは、町の商工会の会員になっていただく必要があるかと思っております。

町商工会では、商品券事業に限らず、様々な事業所支援を展開する中で、会員の拡大とともに商品券加盟店の拡大に向けて推進されておりますけれども、町といたしましても、町内店舗での消費喚起に向けて、また町民の利便性の向上を図るため、さらなる商品券加盟店の拡大に向けて、町商工会に働きかけていきたいというふうに考えております。

11番（吉川さん）　今回は、先ほども周知の徹底をよくやっていただいたと思います。しかし、最初の出だしから徹底した店舗に対するポスターの掲示とかができていなかったということがこの出遅れにつながったのではないのかと私は思います。声が多かったのはスタンプをついたシートを、引き換えする場所が限られているということが、なかなか足が遠のいてしまったということも一つの原因ではなかったかと思っております。

今回は、先ほどの3千件、約2か月で6千件ということで、消費効果とすれば3,600万円を見込んでいたということでもあります。それを考えますと、ちょっと残念だったかなと思っておりますが、今後に生かしたいと思っております。

昨日、須坂市の取り組みが信毎に出ておりました。プレミアム商品券1万円分が5千円で4セットまで購入できるというものでした。これは、県内在住の方誰でも購入できるということです。使用期限が10月末までという短期間のこの内容でありましたが、こういう思い切った取り組み、これも大事かと思いました。今後、この結果から出た教訓を町民の心をつかむ施策に、ぜひ生かしていただきたいと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

2、保育園などのコロナ対策について。

(イ)、小学校と保育園の対応について。

文科省は8月6日発出の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルの中で、清掃・消毒について、作業をスクール・サポート・スタッフや外部人材の活用、また業務委託を行うことによって各学校における教員の負担軽減を図ることが重要だとうたっていました。

そこで、コロナ対策に大変ご苦労されている3小学校を回らせていただき、状況を伺ってまいりました。

今回、国の第2次補正などによりまして、ハード面では大型扇風機、ミストシャワー、非常用の簡易ベット、プロジェクターなどそろえることができ、大変ありがたいと喜んでおりました。

新しい生活様式の中で、30人以上のクラスは教室を大きい部屋に移動したり、3密への配慮

と児童を感染から守る体制がしっかりと取られておりました。そして、スクール・サポート・スタッフ、これも3校でしっかりと配置をして取り組んでおられました。

さて、同じように、保育園にも行ってまいりました。ハード面では、机やパーティション、トイレのアコーディオンカーテンなどそろえたそうです。そして、保育園は未満のお子さんから預かっておりますので、3密を避けるということとはできない状況の中、換気をよくしてお昼寝を広いお部屋に移したり、様々工夫をして乳幼児の健康に気遣っていただいております。その中、掃除や消毒についても交代で行っているわけですが、今まで以上にやるが増えている中、先生方は感染症を出さないというプレッシャーと戦いながら、緊張の毎日の中で頑張っている姿がありました。

この目に見えないくらいの精神的な負担、これを感じたときにこの学校と保育園の違いを私は感じました。先生は決してそのことをおっしゃいませんでしたが、そこで、保育園にも消毒・清掃などに対して、町として人的配置もしくは何らかの支援ができないか、その点についてお考えをお聞きいたします。

(ロ)として、幼稚園と保育園の情報共有について。

いよいよ、ウイズコロナの中で、あらゆる行事や子どもへの対応をしていかなければなりません。今回、保育園も運動会を行うことになりました。様々な行事が中止される中、実施への思いをお聞きすると、先生は子ども達の一生の中で今しか経験できないことがある、だからやらせてあげたいと胸が熱くなりました。また、幼稚園に行きましたら、一生懸命運動会の練習をしていました。

さて、当町には、3保育園と1つの幼稚園があります。現在は、3保育園が定期的に会議を行っておりますがコロナ禍の中にあって、一番感染リスクの多い中で頑張っているのが保育士さんたちです。

そこでこの会議、一つの町の子どものために、幼稚園も一緒に情報共有や情報交換ができる、その後の対応も安心して同じペースで進められると思います。その点についての考えをお聞きいたします。これで、1回目の質問を終わります。

子ども支援室長（鳴海さん） 2、保育園などのコロナ対策について。

(イ)、小学校と保育園の対応についてお答えします。

今年度4月からの保育園の状況でございますが、県において4月9日から2週間の感染対策強化期間の取組強化の呼びかけを受け、4月10日から町内小中学校の一斉臨時休業の実施と合わせて、密集する保育環境をできる限り回避するため、可能な家庭につきましては、利用を控えていただくようご協力をお願いいたしました。

その後、緊急事態宣言が全都道府県に拡大され、保育園の利用を控えていただく期間を5月24日まで延長し、家庭での対応にご理解・ご協力をいただきました。

この間、保育園では休園することなく、通常保育を実施していましたが、日々の保育の中では、感染対策として石けんを用いた手洗いを園児だけでなく保育士も行う中、アルコール等による手指消毒の徹底を図ってまいりました。

また、現在のコロナ禍における感染症対策といたしましては、毎朝家庭において園児の検温とチェックカードを記入しご提出いただくことと、園内においては、園児の手が触れる机や椅子、玩具やドアノブなど表面の消毒を毎日行っております。

そして、エアコンを利用する際にもこまめに換気を行い、保育室内の空気の入替えに努めております。

除菌や消毒や清掃につきましては、これまでも実施をしてきましたが、保育室をはじめ施設内において回数を増やし、より丁寧に行っているところでございます。

今回のコロナ禍におきましては、保育士の負担が増えている状況ではありますが、施設内の消毒等について、すぐに使用可能な消毒液による作業や手間のかからない使い捨てタイプ用品の使用、2人1組で作業を行うことで時間短縮を図るなど、保育以外の負担を少しでも軽減できるような取り組みにより実施しております。

現在、これらの作業はパートの保育士を含め職員全員で取り組み、日々の業務の中に定着しつつありますので、時間勤務内に効率よく実施できているものと考えております。

なお、施設の衛生管理面においては、消毒液による掃除用の衛生用品などの消耗品と、園生活の中で食事など密にならないため机などの備品を購入するために、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等の国の補助事業を活用してまいりました。

保育園運営につきましては、コロナ禍の4月以降、園で行う行事等につきましては、保護者の皆様のご理解をいただく中で、内容を変え時間を短縮するなど、感染症対策上のリスクに配慮したものに变更しながら実施をしてまいりました。

また、毎日登園する園児・職員と同様に、そのご家族の健康面についても、体調の変化に留意していただくとともに、園児の送迎の際には各クラスへの立入りを極力控えていただくなど、感染防止を図るため入室者を限定し対応しているところでございます。

保育園においては、保育が必要な乳幼児に対し保育を提供するという重要な役割を担っていることから、できる限り休園することがないよう園内感染をはじめ、外部との接触には十分注意しておりますので、ボランティア等の受入れなど、人的支援についても控えさせていただいている状況でございます。

今後、継続して保育を実施できますよう、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、再度手洗い、うがいなどを習慣づけ、定期的な部屋の換気、園内の消毒を徹底するとともに、限られたスペースの中ではありますが、密にならないよう工夫をしてまいります。

また、今回のコロナウイルスについては、誰もが感染する可能性があることから、感染者に対

する偏見が生じないよう人権に配慮し、安心して日常生活が送れるよう保育士間での理解を深め、保護者等への啓発・情報発信に努めてまいります。

続きまして、（ロ）幼稚園と保育園の情報共有についてお答えします。

町内には、南条・坂城・村上の各地域に1つずつの保育園3園と、私立幼稚園1園がございます。

幼稚園と保育園には様々な違いがありますが、目的としての違いは、保育園は親の就労等により保育に欠ける家庭の子どもを預かり、保育することを目的とした児童福祉施設であり、その対象は0歳から5歳の乳幼児となっております。これに対し、幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、その心身の発達を助長することを目的とした教育施設であり、対象は満3歳から5歳の幼児になります。

町内の幼稚園につきましても、県の認可を受けた施設であることから、その位置づけは教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を提供する施設になります。加えて今年度からは、子ども子育て支援法に基づき、国・県、そして町からも給付を受ける施設型給付の幼稚園に移行しましたので、町の保育園と同様に幼稚園の利用状況を確認する中で対応していくことと変わりました。

保育園と幼稚園、いずれも小学校の就学前の子どもの利用する施設として、子どもが健やかに成長するための適切な環境が確保されることと、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うことが大変重要であると考えております。

町では、幼稚園に在園する子どもに対しましても、保育園と同様に5歳児の発達相談を実施するとともに、専門職の所見から適正な指導・支援につながるよう関係者による情報交換・情報共有を図り対応をしております。また、転入等により幼稚園や保育園に途中入園する園児につきましても、町で把握できる情報が少ないため、子どもがクラスになじむまでに時間がかかったり、保育士とのコミュニケーションが難しいといったケースなどがあります。

このような場合、保育園だけでなく幼稚園とも情報共有を図るため、預かりや送迎サービス等を行う事業者や保健センターの保健師、カウンセラー、子育て支援センター相談員による子ども家庭への支援会議を設けています。

今年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み等についても、状況の変化に合わせた情報交換を電話連絡のほか、同席する会議の場でもその都度機会を捉えて行っていました。

坂城町の未来を担う子どもについて、保育園・幼稚園という枠にとらわれず、「坂城の子は坂城で育てる」のスローガンの下、子ども達が同じ地域の中で心身ともに健康で豊かな感情を育めるよう、保育に携わる職員同士の交流も必要だと考えております。

ご質問にありました保育園と幼稚園との情報共有につきましても、これまでも行われてきたところではありますが、平成30年度より子ども支援室として、幼稚園・保育園の両方を所管する体

制が整ったことから、より一層の共有が図られているものと考えております。

今後も、子どもの発達の特性を踏まえた保育や幼児教育、クラスづくりのために必要な子どもとの関わり方など、保育園・幼稚園の職員が共に理解を深めるための交流の機会を増やし、さらなる情報共有に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、子ども支援室長より詳しい内容のご説明いただきました。

幼稚園との情報共有につきましては、私もちょっと行ってお話を伺う中で、室長がいつも来ていただいて保育園での内容とかいろいろ情報をいただいていますというお話でした。

しかし、今もこれから交流の機会を深める中でというお話がありましたので、ぜひ、同じ段階で一つ一つ進められるような形で、今後考えていただきたいと思います。

さて、全国保育協議会などの調査によりますと、コロナ対応が続く中で、保育士の9割が3密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあることをストレスの要因として挙げているということです。手をつないだり抱き上げるなど、子どもとの身体的接触は避けられません。それは他人と触れ合うことは、子どもの健やかな成長に欠かせないものだからです。感染リスクにさらされながらも、献身的に子ども達の保育に当たっていただいています。

当たり前と言ってしまうかもしれませんが、なおかつ、厚労省のガイドラインに沿って日々消毒作業も行っていただいています。先ほどもご説明の中に、より丁寧に時短の作業、使い捨てをしながら時短の作業でやっていますという職員みんなで協力してやっているというお話でありました。

そして、園児については、園の中には保護者も入れないということで、引渡しも外でということで、それについても大変な苦勞ではないかと思えます。今のお話ですと、外部の人材は活用が難しいということでございました。

さて、他の自治体では介護職など同様に感染リスクを抱えながら勤務を続けていることに感謝する慰労金や応援金として支給を決めているところもあります。これは厚労省から保育園は利用者数に関わらず、運営費が通常どおり支給されていること、国からはお金が出ないということで、そのように自治体が自主的にやっているというお話のようですが、こういうお話もある中で、今、人的配置が無理ということでしたが、私は現場を見る中でこの支援をもうちょっと、町でお願いできないかということを考えますが、その点についてご答弁お願いいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

保育現場への人的支援についてでございますが、保育園におきましては、先ほどご答弁させていただきましたが、園児の手が触れる机や椅子、ドアノブなど共有箇所の消毒ということは、これまで行ってまいりましたが、それに加えまして、消毒に際してはできるかぎり手間のかからない用品、こちらを使用して負担軽減に図る中で取り組んでいるところでございます。

コロナ禍におきまして、保育園を継続して運営していくためには、保護者の皆さんにもご理解

いただく中で、短時間立入り箇所を必要最小限に控える等の対応も行っていただいております。そういったことから、ボランティアの受入れも含め、外部との接触を可能な限り控える中での対応とさせていただきますが、この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、短期間で終束するものではないと、新しい生活様式を取り入れましたウイズコロナ、こちらの対応が必要になってくるということも考えております。当面は、現在の体制を継続してまいりたいと考えておりますが、今後につきましては、さらに新たな業務が発生するなど、勤務時間内での対応が難しいといった状況が発生した場合には、地域ボランティアの活用による人的支援等につきまして、保育現場とも相談しながら、その対応について検討してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 新たな業務が増える中で、また、人的支援については検討していくという答弁をいただきました。保育士さんがおっしゃってありました「私たちは働くお母さんを助けているんです。気持ちよく働いてもらえるように、だから自分も絶対コロナに感染しないよう、毎日が緊張の連続です。」重い言葉でした。どうか、この現状把握をしていただく中で、今後検討お願いしたいと思います。

続きまして、3点目として、新生児特別臨時給付金について。

今回、全家庭に1人10万円の特別定額給付金が支給されました。当町でも、99.78%の世帯に支給が完了したと伺いました。町の担当課、全職員の皆様に心から感謝を申し上げます。

さて、国では後追いで、この第2次補正予算の中で、4月28日以降に誕生した新生児に対する給付金の支給も対象とするという発表がありました。当町では、地方創生臨時給付金の用途は決定しておりますので厳しいわけですが、考えてみますと、明年4月1日までに生まれた新生児は同学年になるわけです。そう考えますと、このコロナ禍の中で、不安と戦いながら出産されるお母さんの苦労にお応えしたい、そのように思い質問をいたします。

何とか町単独でこの4月28日以降生まれた新生児にも特別定額給付金の支援を実施していただけないか、お考えをお伺いいたします。これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいまの3番目の質問としまして、吉川議員さんから新生児特別臨時給付金についてのご質問をいただきました。

今お話ありましたように、4月28日以降にお生まれになられた新生児にも支援をとということございますけれども、ご質問にありましたように今回の特別定額給付金に関しましては、国内における新型コロナウイルス感染拡大に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、国民が外出自粛など行動を制限される中で、影響を受ける家計などへの迅速な支援の必要性から、令和2年4月20日に給付事業が閣議決定され、4月27日を基準日として、住民基本台帳に記録されている国民全員に1人10万円が支給されることになったということでありま。これに基づきまして、当町でも、5月から申請受付を開始しまして、対象となった全ての町民の皆様に給付を行ってまいりました。

出産につきましては、通常の場合であっても、無事にお子さんが生まれてくるまで大変気を使われるところと思います。ご質問にありましたように、現在も国内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中では、さらに不安を抱えながら過ごされていることは承知しているところであります。

また、無事に出産された後も、ご自身と生まれたお子さんが感染するのではないかと日々神経を使いながら育児されているということでもあります。

こうしたことを考えますと、基準日以降に生まれたお子さんに対しても何らかの措置が施されるよう、本来でしたら、国の特別定額給付金事業の制度設計の中で、取り組んでいただけるものではないかと考えているところでございます。

一方では、当町におきましては、子育て支援や乳幼児教育など、これまでも生まれてから就学時の段階にかけてまで、切れ目ない支援体制を進めており、子ども子育て支援室を教育委員会内に設ける中で、横断的に各種施策を講じてまいりました。

現在は、一部全国で一律となった部分もございますが、多子世帯の三子以降の保育料や3歳以上の副食費を無料にする事業を行ってきたほか、18歳未満の子どもに係る医療費の窓口負担を無料化するなど、町独自の支援策を進めてまいったところであります。

今後に関しましても、町内における子育て世代に寄り添った子育てしやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

今回の特別定額給付金の基準日以降に出生されたお子さんに対する給付金といたしましては、特別臨時給付金という形での枠組みの中では、制度上難しいということでもあります。また、来週には、自民党の新しい総裁が選ばれて、追って国会で新しい総理大臣が選ばれるということもございます。

また何らかの新しい施策も出てくるかと思えますけれども、具体的には、まだ不透明ということでもありますので、従いまして、これは町単独の事業として検討してまいりたいと考えております。4月28日以降に遡るにしましても、これをいつまでやるのかあるいは金額をどうするか、これは、他の自治体でもいろいろ検討して実施しているところもありますので、検討を重ねましてそういう方向で進めていきたいというふうに考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長から前向きなご答弁をいただきました。

保健センターに確認をいたしましたら、昨年は67人と出生数が減少したそうです。しかし、今年度は、自粛生活もあったせいかわからず4月から8月まで27人、そうして誕生したそうです。そして、今後3月までの出産予定の方は約37名いるというようにお伺いしました。そうしますと、この来年の4月1日までと計算しますと、60人から70人が誕生してくるということで、大変うれしいわけでございます。どうか、子育て日本一を目指す坂城町として前向きな取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて4番目の質問に移ります。

読み書きに不便を感じている住民に支援を、(イ)として、代読・代筆サービスについて。

私たちが日常生活を送る上で、情報を知るための読むことと自己表現のための書くことは欠かせない行為であります。しかし、高齢化が進んだ現在、この読み書きが困難な状況にある高齢者や障がい者などが増加しております。

例えば、金融機関や町から郵送された通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取ったとしても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む方も少なからずいると思います。封筒をまず開いて、その中の文書の内容を読んで把握すること、これ自体がだんだん困難になってきていることもあると思います。あらゆる物事に関する情報化の流れが進展した今日において、情報を正確に得ること、発信することは極めて重要と言えます。その意味では読み書きはまさに生きることです。

国では、平成23年7月に成立した改正障害者基本法に読み書き支援サービスを行う人の要請、派遣を国が自治体に求める規定が盛り込まれ、さらに25年4月に施行された障害者総合支援法の実施要綱に、自治体が行う支援の一つとして代読や代筆が明記されました。誰もが読み書きに困らない社会へ支援の充実が求められております。

そこで、当町の取り組みについてお聞きいたします。独力で読み書きすることができない高齢者や障がい者の状況について、また、町で行っている支援の内容についてお聞きいたします。

1回目の質問を終わります。

福祉健康課長(伊達君) 4、読み書きに不便を感じている住民に支援を。

(イ)、代読・代筆サービスについてのご質問にお答えをいたします。

町の状況と支援の状況はということでございますけれども、先ほど議員さんもお質問の中でおっしゃられましたが、障害者基本法におきましては、障がい者が円滑に情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障がい者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な措置を講ずるといったことが規定されております。

また、生活に必要な情報を取得したり利用するための支援を行うことは、特に視覚障がい者が自立した地域生活を送る上で、大変重要なことと認識をしております。

日常的な代読・代筆は、ご家族等がいれば概ねご家族等の支援により行っているケースが多いものと考えておりますが、町におきましても視覚障がい者の意思疎通の支援に関し、各種サービスにより総合的な対応を図っているところでございます。

まず最初に、視覚障害者に関する代読・代筆は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、介護保険法に基づく介護保険サービスの中で、在宅時の家事などを含む生活全般にわたる支援を行う居宅介護いわゆるホームヘルプでありますけれども、居宅介護や障害福祉サービスとして視覚障がいのある方の外出に同行し、移動に必要な情報の提供などの援助を行う同行援護の支

給により、代読・代筆を含めた支援を行っております。

本年4月1日現在、視覚に障がいがある方で居宅介護サービスの支給決定をしている方は3名でございます。また、同行援護サービスの支給決定をしている方は8名ということでございます。

また、障害者総合支援法に基づき市町村が実施することとされている地域生活支援事業におきましては、意思の疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う意思疎通支援事業を実施しており、昨年度におきましては、障がいのある方の求職活動や職場実習、支援会議への派遣なども行ったところでございます。

このほかにも、身体の損なわれた機能を補完、代替する用具を支給する補装具支給支援事業や、障がい者の円滑な日常生活を支援するための日常生活用具給付事業を行っており、視覚障がい者用の眼鏡や安全つえ、印刷物等をモニター上に拡大できる視覚障がい者用拡大読書器、インターネット読み上げソフト等のアプリケーションソフトといった情報・通信支援用具、また、点字器や視覚障がい者用ポータブルレコーダーなどの支給を行っております。

平成27年度以降ここ5年間の支給実績でございますけれども、眼鏡が3件、視覚障がい者用のつえが4件、視覚障がい者用の時計が4件、情報・通信支援用具が2件、視覚障がい者用の体重計及び血圧計、拡大読書器、点字器、ポータブルレコーダーが各1件の支給ということになってございます。

また、そのほかにも、町のホームページでは音訳付き広報の掲載、あるいは防災行政無線戸別受信機の全戸配布など、様々な状況の方が情報を取得・利用できるよう支援を行っているという状況でございます。

11番（吉川さん） 今、担当課長より支援の状況について伺いました。

今も、お話がありましたが、拡大読書器、眼鏡、様々、27年以降利用されているという内容でありました。

ここで、町の状況を話したいと思います。

Aさんは、7年前に母親が亡くなり、それから独り暮らしです。精神的な障がいを持ち年金暮らしです。彼女のお宅を訪問した際、玄関のげた箱の上には、送られてきた封筒が積み重なってありました。今回の定額給付金の申請は、たまたま訪問した知人が声をかけ封筒を開け説明をして代わりに役場へ申請に行ってくださいったそうです。

また、Bさんは、92歳の聴覚に障がいのある方です。今回届いた障害福祉計画のアンケートが分からないと電話をくれました。伺ってみますと、大きな封筒に何枚もつづった質問の用紙が入ってありました。確かに最後まで行くには結構な量でした。聞いてみると、内容がよく理解できずにもうやめようを思うというのです。そこで私は、一つ一つゆっくりと読んで、最後まで印をつけることができました。

このように、障がいのある方以上に高齢者の方で、自分だけではどうにもできない方、そうい

う方が多いのではないかと危惧しております。そこで、他の自治体では、代読・代筆サービスの実施を行っております。これは、障がい者のみならず、高齢者にも行っているということであり
ます。

東京都品川区では、平成23年から支え合いホットステーションという取り組みで社会福祉協
議会に委託をして、独り暮らしの高齢者など支援する代読・代筆サービスが行われております。

この支援制度について、当局の考えをお伺いいたします。そして、また、音訳ボランティアや
要約筆記のようにぜひ講習会を実施していただき、専門の支援員を養成していただきたいと考
えますが、この点についても、お伺いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えいたします。

お答えの前に、一言お礼を申し上げたいと思いますけれども、今回、障害福祉計画等の策定に
あたって、障がい者の方に私どもでアンケートを実施をいたしましたけれども、確かにボリュ
ームがかなりありました。そんな回答にご協力をいただけたということで感謝をいたします。あり
がとうございます。

再質問の関係ですけれども、読み書き代行サービスの必要性という部分になるかと思いき
けれども、先ほどもご答弁しましたとおり、その必要性は十分認識をしております、そういった
ことに鑑みまして、法定のサービス、居宅介護サービス、同行援護サービス、あるいは手話通訳
や要約筆記の派遣、あるいは用具類の支給とこういった公的サービスにより、当町においては総
合的に対応させていただいているというところでございます。

また、他の自治体では、専門の講習会を開いて、支援員を養成しているということで、その見
解についてということでございますけれども、読み書きを支援する方の養成講座につきましては、
代読・代筆そのもののスキルを身につけるということは、もちろんなことだと思いますけれども、
それと並行して、情報の管理ですとか、個人情報の保護といった観点も当然含まれてくるものと
考えております。

代読・代筆という場面においては、必然的に支援を受ける方の個人情報にどうしても触れてし
まうということは十分考えられるところであります。

そうした点を踏まえすと、まずはご家族ですとか身近なご親族などによる支援が望ましいの
ではないかと思っております。

そうした点とともに、現在町が行っておりますサービス、こういったことを考慮した中で、ど
のようなニーズがあるかという点については精査をする必要があると考えているところでござ
います。

11番（吉川さん） 今、課長から必要性は認識している、しかし個人情報の保護、これが私も大
変重要な点だと思います。誰でもがこの支援員になれるとは限らないと思います。

愛知県の小牧市では、この講習会ですけれども早くから行っております。これは、大活字文化

普及協会というところと連携する中で、講師に入っていただきまして、毎年この講習会を実施しているそうです。そして、ボランティアの皆さん、また一般の皆さん、そして職員の皆さん、この講習に参加をしていただいて、そしてスキルを上げているそうです。

その中で、この小牧市におきましては、庁舎の窓口に読み書き手伝いますということで、高齢者に対して、この一つ看板を掲げまして業務に当たっているそうですが、大変喜ばれているそうです。

ぜひ、このようなことも今後研究をしていただいて、この自宅まで派遣してというのが一番理想なわけですが、本当にこれからデジタル化が進んでまいります。そういう中で、そこについていけない、また、先ほどの方のように書類等が全部玄関に山積みになってしまう、そういう方が増えてくるのではないかと思います。ぜひ、そういうところにも力を入れていただきたいと思います。

この小牧市では、現在は市内25の施設に「読み書き手伝います」という表示板を掲げて、小さな字が読みにくい高齢者や聴覚障がいの方に配慮されていると伺いました。ぜひ、参考にさせていただきたいと思います。

まとめに入ります。

ここ10年、日本は多くの災害に見舞われました。その中で、人とのつながりや居場所の重要性を実感した10年でした。そして、10年後は、誰も置き去りにしない世界をうたっているSDGsのゴールの年です。大きな節目に感染症大流行という経験をしたことが決して無駄にならない10年にしてまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時56分～再開 午前10時06分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、4番 柘津明子さんの質問を許します。

4番（柘津さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1、withコロナ時代について。

私からは、4つの項目について質問いたします。

最初に、（イ）、感染防止に関する教育現場の対応について質問します。

先日、「#（ハッシュタグ）先生死ぬかもよ」というタグがトレンド入りしました。これはお笑いジャーナリストとして、SNSなどを通じて社会問題を若い世代に発信しているたかまつななさんが、あるオンラインイベントで学校の働き方改革の議論をどう盛り上げていくかをテーマに発信を提案したものです。

5年ほど前のデータになりますが、文部科学省学校教員統計調査によれば、平成27年度中に死亡した教員の数はいわゆる小学校179人、中学校108人、高校151人で、合計438人でした。ただし、これは過労死等とは限らず、病死や事故死も含まれています。

精神疾患のため退職した教員も小学校335人、中学校222人、高校130人で、合計687人いました。このように毎年400人から500人の先生方が亡くなっています。

2016年度教員勤務実態調査では小学校3割、中学校6割の教諭が時間外労働、過労死ラインを上回っているという衝撃のデータもありました。このようなことを踏まえ、少しずつ学校の働き方改革が進んできました。

しかし、昨年末に新型コロナウイルスが発生。コロナ禍で、感染予防対策など消毒や清掃、各種事務などが増え学校の働き方の見直しから逆行している部分も多くなったと感じが見受けられます。

先日、近隣の上田圏域に、感染警戒レベル4が発令されたことを受け、今後より一層教職員らの消毒や清掃、検温確認などの負担増加が見通されます。新聞等の報道で、消毒をするボランティアが入っている地域もありますが、このような作業をボランティアの方にさせてしまっているのかとの声や、ボランティアとはいえ、外部の方を校内にいることに不安を感じているとの声もあります。いろいろな意見があるかと思いますが、何とか先生方の負担を減らし、子ども達と向き合う時間を増やすことはできないのでしょうか。

先生の仕事とは、子どもに向き合い、子どもの成長に携わることができて、子ども達の人生を変えるぐらい重要で大切な仕事だと思います。その先生方が現在、子どもの健康を守ることと学習の保証の両立など、多岐にわたる仕事量の増加などで、疲弊しているように思います。

心に余裕がないと自分のことしか考えられなくなります。うまくいくこともうまくいかなくなるばかりか、相手のことが考えられなくなり、負の連鎖が生まれます。子ども達は大変敏感です。言葉に出さずとも感じるものです。先生たちが忙し過ぎる現実には子ども達のためにならないと考えます。そこで、お尋ねします。学校での消毒等の現状について伺います。

次に、(ロ) デマ拡散や誹謗中傷対策について質問します。

感染拡大が大都市圏から地方へも波及する中、残念ながら新型コロナウイルス感染に関する差別や偏見は、さらなる広がりを見せています。仕事で感染することはしょうがないが、遊びで感染したら許さないという声や、SNSやインターネット上で、感染者個人やその家族、移住先や勤務先などを特定し、いわれのない誹謗中傷を行うような事例、さらには感染リスクと戦いながら医療現場の最前線に立っている医師、看護師などの医療従事者、保育、介護、物流など、私たちが日常生活を維持するためにはなくてはならない職業、いわゆるエッセンシャルワーカーの方々やその家族に対しても、差別や誹謗中傷が向けられている事例や、建物、県外ナンバーの車へのいたずらなど次々と報道されています。

長野県でも、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例ができ、第10条に「県民等は新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等にり患していること又はり患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない」という条例も制定されました。

新たな日常のスキームの3つの基本。身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い手指消毒、3密の回避、密閉・密集・密接、3つの確認、体温確認、体調確認、行動履歴確認を自ら考え実施し、予防に手を尽くすことは、感染拡大を防止するために必要なことです。しかしながら、そのかいたく感染してしまった方々は、いわば新型コロナウイルス感染症という災害の被害者であり、必要なのは温かい支援であり助け合いなのです。感染者やその関係者に差別や誹謗中傷をすることは人権侵害に当たり、許されるものではありません。まして、感染のリスクを負いながら、私たちや社会を支えてくださっている医療従事者やエッセンシャルワーカーの皆さんに対する差別や誹謗中傷などは論外です。

新型コロナウイルス感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷は何も生み出しません。さらなる感染拡大を受け、そのような中でも差別や偏見を許さず、困っている人に寄り添い、その解決に向けて今後も全力を尽くすことが、今、一番必要なことだと考えます。そこで、お尋ねします。現在の町の取り組みについてお伺いします。

次に、(ハ) マイナンバーカード普及について2点質問します。

1点目は、マイナンバーカード交付状況についてです。6月議会で同僚議員も一般質問しておりますが、来年の3月までに新規事業が続くため、もう一度質問したいと思います。

今や、IT先進国、電子政府として知名度が高い北欧のエストニア共和国、ヨーロッパのシリコンバレーと言われるほど進化しているそうです。エストニアはIT立国化を国策として進め、選挙から行政サービス、教育、医療、警察、居住権に至るまで、インターネットでできるよう電子政府の取り組みを進めていて、国民の99%がデジタルIDをしっかりと運用し、生活のほとんどがオンラインでできているそうです。

一方、日本では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人一律10万円を支給する特別定額給付金事業で、本来活躍するはずだったマイナンバーカードは普及率に加え利用頻度も低く、秘匿申請やパスワードの再設定のため多くの役所窓口で3密が発生し、オンライン申請をしてもその後の確認は手作業となることや、カードの交付に1か月かかることなど、むしろ郵送申請のほうが混乱せずに済んだという市町村もあったとの報道がありました。

マイナンバー制度とは、1、面倒な行政手続が簡単になる国民利便性の向上、2、行政手続が無駄なく正確にできる行政の効率化、3、給付金などの不正受給を防止する公平公正な社会への

実現のため導入されたものです。しかし、なかなか普及せず、その原因は利用者視点での利便性がなかったのかもしれませんが。今後このカードを普及するためにメリットを明確化し、より多くの町民の皆さんに便利さを伝えていく必要があるかと考えます。

そこでお尋ねします。現在の交付状況と昨年との対比について伺います。

2点目に、9月スタートのマイナポイント事業についてです。今年度は1点目で挙げたマイナンバーカードの利活用に向けた新規事業が続くため、普及率が一気に上がる可能性があります。今月から同カードを活用したマイナポイント事業が始まります。カードの普及促進はもちろんのこと、官民キャッシュレス決算基盤の構築に加え、消費の活性化を目的にしたものです。登録した決済サービスへのチャージ、または買い物により還元率25%、最大5千円分のポイントが付与されます。そして、今年3月からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる制度も始まる予定とのこと。このように新規事業であるマイナポイント事業を活性化することで、マイナンバーカードの普及促進にもつながるかと思えます。

そこでお尋ねします。7月からの予約状況、今後の取り組みについて伺います。

最後に、2、ふるさと納税について2点質問します。

1点目はふるさと納税の現状についてです。新型コロナウイルス感染防止対策と社会経済活動を両立させるためにどうするべきかが大きな課題となっています。当町は製造業を中心とした産業が盛んで町税の中でも企業からの法人町民税の占める割合が高い特徴があり、経済情勢や景気動向の影響を受けやすいため、来年度の町税の見込みが非常に厳しいと予想されます。そんな中、少しでも収入を上げる手段はないかと探していたところ、出てきたのがふるさと納税です。

ふるさと納税は自分が生まれた故郷や応援したい自治体など都道府県市区町村に対して寄附をすると寄附金のうち2千円を超える部分について一定の上限まで原則として所得税、個人住民税から税額が控除される制度であります。

総務省が示している3つの意義には、第1に納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそその使われ方を考えるきっかけとなる制度であること、それは税に対する意識が高まり納税の大切さを自分事として捉える貴重な機会になります。

第2に、生まれ故郷はもちろんお世話になった地域、これから応援したい地域へも力になれる制度であること。それは人を育て、自然を守る、地方の環境を育む支援となります。

第3に、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ自治体間の競争が進むことと示されています。理念の最後には、一人一人の貢献が地方を変え、そしてよりよい未来を創る。全国の様々な地域に活力が生まれることを期待していますと記されています。

地方創生のチャンスの一つとしてふるさとチョイスなど幾つかのポータルサイトも立ち上がり、私の周りにもスマホのアプリから手軽にふるさと納税をしている人が増えてきました。しかし、コロナの影響で一般消費が激減、大型イベントの中止などで需給のバランスが崩れ、様々なもの

が供給過多に陥りました。第2波、第3波の可能性も否定できないことから先行き不透明という不安もあります。とはいえ現場では、既につくってしまったものは廃棄を待つだけとなってしまうという現状もあったようです。

そこで、各自治体は、ふるさと納税をその受け皿と活用すべく緊急支援品と称して新型コロナウイルス被害者対策支援ページを立ち上げキャンペーンを開始されました。ふるさと納税によって新型コロナウイルス感染症で苦境に陥ったり、最前線で奮闘している人たちに対して様々な支援を行うことができ、行き場を失った特産品の受け皿として機能しているのは有意義なことだと考えます。

そこでお尋ねします。今年状況と今後の見込みについて伺います。

2点目はガバメントクラウドファンディングの活用です。ガバメントクラウドファンディングとは、ふるさと納税制度を活用して行うクラウドファンディングです。これは自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄附を募る仕組みです。例を挙げれば、花火大会、動物の殺処分ゼロ、子ども食堂の運営などかなり多様なものとなっています。

昨年、上田市では、「ひとと猫の共存を目指して」野良猫を適切に管理し、不幸な命をなくしたいというガバメントクラウドファンディングが実施した結果、目標金額300万円に対し、220.6%増の661万8,777円が集まったとのこと。様々なプロジェクトを見るにつけ、ガバメントクラウドファンディングを用いて募った寄附金を基に本町が抱える課題を可視化し、持続可能な地域社会を目指し、より前に進むこともできる可能性を秘めているものではないかと思っています。

今後、実現する可能性の高いものを精査し、どのようなものがより多くの資金が集まるかといった観点から事業を実施することを考えることが大切になるかと思っています。問題解決型ふるさと納税として積極的に活用していくことを望みます。

そこでお尋ねします。今後の町の考えを伺います。

以上、4つの項目について伺います。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんからwithコロナ時代についてということで（イ）（ロ）（ハ）（ニ）と多岐にわたるご質問をいただきました。私からは、二の一番最後のふるさと納税の状況についてご質問ございましたのでお答えしまして、その他は担当課長から答弁いたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、また自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として平成20年度に創設されました。

制度の創設を受けまして、町におきまして、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、ふるさとさかきに思いを寄せてくださる皆様からの寄附をお受けできるようにいたしま

した。

その後、平成28年度に町内事業所のご協力をいただく中で、町の様々な特産品を返礼品として用意するとともに、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入など全国から寄附を受けやすい仕組みを整備し、現在の信州さかきふるさと寄附金制度の形としたところであります。

寄附額につきましては、現行の形を整えた平成28年度以降順調に推移しており、昨年度は寄附件数で6,202件、寄附額で1億4,857万2千円と初めて1億円を超える寄附をお寄せいただいたところであります。

今年度に関しましては、これまでも返礼品として人気の高い果樹類を中心に、8月末現在、寄附件数2,673件、寄附額で5,236万6千円をお寄せいただいているところであります。

町では、ふるさと納税制度を活用した新型コロナウイルス被害支援キャンペーン等というそのものの名前では実施しておりませんが、これまでも、町内事業者の皆様のご協力をいただき、魅力ある町の特産品をご提供いただけてきたことで、町の魅力を全国にお届けすることができ、現在の寄附額につながっているものと考えております。

今後といたしましては、現在提供いただいている返礼品のほかにも、町内には魅力的な特産品が多くございますことから、事業者の皆様のご協力をいただく中で、新たな返礼品も積極的に取り入れながら、より一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ガバメントクラウドファンディング、いわゆる寄附型のクラウドファンディングについてでございますが、これには、通常のクラウドファンディングとは異なり、支援者がふるさと納税と同じく税金の控除を受けることができるという利点がございます。

また、寄附金の使い道について、具体的な事業を示した中で、その事業の実施に共感した方から寄附を募るといいう仕組みでありますので、共感する方が多かった場合、寄附が集まりやすいという特性がございます。

一方では、寄附額が目標額に届かず、事業の縮小や代替え財源の確保で、苦慮しているという事例も多くお聞きしています。

当町におきましては、ふるさと寄附をお申込みいただく際に、いただく寄附金の使い道として「ふるさとさかきの未来を担う 元気な子どもたちを応援」、「歴史・文化を 次世代に引き継ぐ ふるさとさかきを応援」、「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援」、「ふるさとさかきのまちづくり全体を応援」の4つの分野から選んでいただいております。

お寄せいただいた寄附金につきましては、年度ごとに一旦「ふるさとまちづくり基金」に積み立て、寄附者がお選びいただいた分野に応じた事業の財源として有効に活用させていただいております。

また、当年度の寄附金を一旦基金に積み立て、翌年度の財源とすることで、寄附者の意向も反

映させる中で、確実な事業執行が可能となるといった現行制度のメリットもごございます。

ご提案のガバメントクラウドファンディングの導入にあたりましては、事業の規模や内容について慎重な検討が必要になるものと考えるところですが、様々な事例がありますので、今後、研究してまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、今後も、寄附を通じて町を応援していただき、第2の故郷として坂城町を愛していただける方が1人でも増えていきますよう、取り組みを進めるとともに、制度を通して町の魅力や特産品を積極的PRすることで、農業をはじめとした産業の振興にもつながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上になります。

教育文化課長（堀内君） 1、withコロナ時代について。

(イ) 感染防止に関する教育現場の対応についてお答えいたします。

町内小中学校につきましては、長期間に及んだ一斉臨時休業後、5月25日から学校を再開し、7月30日までの1学期が終了しました。

そして、当初の年度計画により前後1週間ずつ夏休みを短縮させ、8月18日から2学期が始まりました。

夏休み期間中、新型コロナウイルス感染症や熱中症などで体調を崩すことがないよう気を遣いながら過ごし、久しぶりに学校中に元気な子ども達の笑顔があふれました。

休み明け後の暑さは大変厳しく、昨年整備した教室のエアコンを換気しながら使用し、持参した水筒でいつでも水分補給できるよう熱中症対策も行いながらのスタートとなりました。

学校生活におきましては、引き続き3つの密を避ける、マスクの着用及び手洗いなどの手指衛生など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を取り入れながら、家庭をはじめ地域との連携を図り可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが必要となっております。

現在、学校では、文化科学省から示されている、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づいた感染症対策に努めているところでございます。

学校において新しい生活様式を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温、健康チェックカードの記入など、家庭のご理解とご協力をいただく中で、進めていく必要があることから、積極的な情報発信していくことも重要となってまいります。

また、地域におきましても登下校時の児童生徒等の見守りのほか、教員の授業以外の諸業務を補助的に行うスクール・サポート・スタッフとして、ご協力をいただいているところでございます。

このスクール・サポート・スタッフ配置事業は、教員の働き方改革の一環として、平成29年

度から国の事業として行われているものであり、授業以外の教員の諸業務を補助的に行うスタッフを配置することで教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整える目的で始まったものでございます。

今回、このコロナ禍において、学校再開後の未指導分の補習等への対応により、教員の業務の増加が見込まれる中、県教育委員会を通じ、追加の配置が行われることとなりました。

この業務の主な内容としましては、教室の換気や清掃、消毒等の感染症対策、児童生徒の健康観察のとりまとめ作業、そして、家庭学習や家庭への連絡資料の準備印刷・丁合作業などが挙げられます。

今年度4月から配置されていた坂城中学校に加え、この2学期からは3小学校におきましても、スクール・サポート・スタッフが配置され、学校の状況に応じ、登校時の健康チェックカードの取りまとめ作業や、放課後、学校の共用スペースである階段の手すり、特別教室等の消毒作業を中心に行っていただいているところでございます。

なお、各校の消毒用衛生用品としましては、国の補助金等を活用し、手指消毒液、施設設備用消毒用品のほか、簡易ベット、パーティション等の備品と合わせ、追加での補正予算対応とさせていただきます。

引き続き、新型コロナウイルス感染症とともに生きていくウイズコロナによる新しい生活様式を取り入れた教育現場での対応といたしましては、感染リスクはゼロにはならないということを受け入れた上で、学校・家庭と連携し、さらには、地域の皆様のご理解とご協力をいただく中で、また、町独自の小中学校の働き方改革の一環として、平成27年度から丁合作業の自動化可能な印刷機の導入、28年度から校務支援システムの導入、そして、平成30年度から学校留守番電話対応緊急時携帯電話の活用等に加えまして、今回のスクール・サポート・スタッフを活用するなど、教職員の負担軽減を図るとともに、可能な限りリスクを低減させる努力をしながら学校教育活動を継続してまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） 1、withコロナ時代について。

（ロ）、デマ拡散や誹謗中傷対策についてと、ハのマイナンバーカードの普及についてのうち、マイナポイント事業についてお答えをいたします。

まず、（ロ）のデマ拡散や誹謗中傷対策についてでございます。

パソコンやスマートフォンなど、情報通信機器の発達により私たちの生活の利便性は格段に向上したところですが、一方ではSNSやインターネット上でのデマや誹謗中傷などによる人権侵害等が問題となっております。

総務省が新型コロナウイルス感染症に関連した誤った情報流通の実態把握をするため、今年5月に15歳から69歳の男女2千件を対象として行った新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査によりますと、比較的多くの人が情報の真偽を判断できなかったという傾向が見られ、

また間違った情報等を正しい情報であると信じて、共有・拡散したことがあると答えた人の割合は35.5%で、若い年代ほど割合が高い傾向にあったということでもあります。

SNSやインターネットは、誰もが簡単に書き込みや閲覧等ができる便利なツールではありますが、新型コロナウイルス感染症関連に限らず誹謗中傷等に関する事象が散見されます。

総務省ではインターネット上に流通した情報による被害に関する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についての的確なアドバイスなどを行う違法・有害情報相談センターを設置しております。

また、県においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染された方やその家族に対する誹謗中傷や、治療に従事する医療関係者に対する不当な差別的行為等が課題となっていることを受け、新型コロナ関連人権対策チームを設置いたしました。また、先月26日からは新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口を開設するとともに、SNSやインターネット上の誹謗中傷や悪質な書き込み等を把握し、法務局や県警、県弁護士会などと事例を共有し啓発・情報発信へつなげるなど、効果的な周知に取り組んでいるところであります。

町におきましては、ホームページや同報系防災行政無線、すぐメールの配信等により、感染症防止に係る注意喚起や正確な情報提供等に加えて、人権に関する啓発についても、ホームページに様々な相談窓口をご案内するページを掲載するなど早い段階から取り組んでいるところでございます。

また、町における新型コロナウイルス感染症に係る人権に関する相談につきましては、定期的で開催される心配ごと相談や法律相談でお受けするほか、日常的には、隣保館内の人権・男女共生係でお受けしております。

ご相談をお聞きした上で、専門的な相談窓口が必要な場合には、県や法務局等の人権に関する相談窓口をご案内することとしております。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても感染する可能性があり、私たちの誰もが例外ではありません。また、感染された方、医療機関等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など、生活の維持に必要な業務に従事されている方々やそのご家族に対し、決して人権侵害が起きてはなりません。

当町では、現在のところ、新型コロナウイルス感染症に感染された方やご家族などからの人権に関する相談はありませんが、今後も不当な差別や偏見、いじめ等が決して生じないようにするため、県や町が発信する正確な情報に基づき冷静な対応と行動を取っていただくよう、様々な媒体を通じ引き続き啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、マイナンバーカードに係るご質問のうちマイナポイント制度についてお答えをいたします。

国が今年9月から実施しておりますマイナポイント制度につきましては、議員さんのご質問に

もありましたとおり、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築、消費の活性化を目的とする事業でございます。

制度の概要といたしましては、マイナンバーカードをお持ちの個人がマイナポイント事業に対応したキャッシュレス決済サービスの中から、ご自分が利用するキャッシュレス決済サービスを選択して申込みを行いますと、選択した決済サービスへのチャージまたはそれを利用して買物をした際に、チャージ額または買物額の25%、1人当たり上限5千円分のマイナポイントを取得できるといったものでございます。

このマイナポイントは、各個人が選択したキャッシュレス決済サービスに対応したポイントとして取得でき、今年度中に限りご利用いただくことができるというものであります。

続いて、7月からの予約状況はとのご質問であります。マイナポイント申込みの手続は個人スマートフォンやパソコンなどから直接行うこともできますし、コンビニエンスストアやデパートなど様々な場所にも手続スポットが設置されていることに加え、各市町村の申込みの状況について、国から情報提供がありませんので、町内でどれくらいの方が手続を済ませているかという状況については把握できないという状況でございます。

全国の状況を見ますと、人口約1億2千万人に対して2,450万枚、約19.3%の方にマイナンバーカードが交付され、そのうち国から全国的な状況について情報提供がありました8月27日の時点で、340万人、マイナンバーカード保有者のうち約13.9%の方がマイナポイントの申込みの手続をされているという状況でございます。

町では、手続に際してマイナンバーカードの読み込みができないなど、ご自身で申込みの手続ができない方等に対して、申請支援といたしまして、企画政策課窓口パソコン端末を用意して、手続のサポートを行っております。7月のマイナポイント申込み開始から昨日までに91人の方からご相談をいただき、職員が申込み手続のサポートをいたしたところであります。

マイナポイント制度の周知につきましては、国が行っている広報のほか、町でもホームページや町広報誌、防災行政無線を通じたお知らせのほか、町内のスーパーやコンビニエンスストア、金融機関等の窓口にもチラシを置き、積極的に制度の案内を行ってきたところでございます。

国の見込むマイナポイント制度の利用者数と現状において、利用予約を済ませた方の数を比べると、予約の枠にまだ余裕があるという状況でありますので、町といたしましても、今後も様々な媒体を活用する中で制度の周知に努めるとともに、町民の皆様の利用申込み等に際して丁寧なサポートを心がけてまいりたいと考えております。

住民環境課長（関君） (ハ)のマイナンバーカードの普及についてのうち、マイナンバーカードの交付状況についてお答えします。

マイナンバーカードの町内の交付状況でございますが、令和2年8月30日現在、2,154枚、町民全体につきましては、14.58%の交付状況となっております。

令和2年3月末までの交付実績が1,530枚で、10.29%の交付率でありましたので、4月以降の5か月間の交付実績としましては、624枚、4.29ポイントの増であり、4月以降の月平均の交付枚数は約125枚となっております。

昨年度との対比でございますが、令和元年度の交付実績277枚で、月平均の交付枚数は約23枚でありましたので、今年度の交付につきましては、昨年度に対しまして約5.4倍の大きな伸びとなっております。

普及に向けましては、町民の方が来庁され、窓口において、転入・転居などの住所の変更の届出、各証明書の申請があった際には、勸奨チラシの配布とともにお声がけをするなどの啓発を行っております。

なお、先ほど議員さんからもお話がありましたが、マイナンバーカードは令和3年3月より、健康保険証としての機能も加わりまして、順次、医療機関や薬局で使用開始となる予定となっております。

これは、就職や転職、住所変更しても保険証の切替えを待たずにカードで受診ができることになりまして、また、限度額認定証などの持参も不要となりますし、所得税の確定申告の医療費控除に必要となる医療機関の領収書がなくても手続きできることになるというメリットもございます。

今後、さらに利用者の利便性が向上し、メリットのある新たなサービス機能が備わっていくことが考えられますので、一層カードの普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4番（柗津さん） 町長、担当課長より、ご答弁いただきました。

まとめとしまして、3点お伝えします。

1点目は、コロナ禍で各自治体の財政が厳しく、大変非常に厳しくなっており、現在当町をはじめ、数多くの自治体で様々なクラウドファンディングが行われています。

ふるさと納税につきましては、寄附先の自治体に寄附金が入り、寄附した人は返礼品がもらえ、返礼品を生産する事業者の収入にもなることから、みんな幸せになると紹介されることが多いですが、実際には寄附者が居住する自治体の住民税が減っている事実にも目を向けなければならないと思います。今後、坂城町も経済情勢や景気動向の影響を受けにくい新しい資金調達の方法や新たな取り組みを模索し、生かしていくことが重要だと思います。

2点目は、先日の信濃毎日新聞にも掲載されましたが、当町はこの9月議会に長野県初となる犯罪被害者等支援条例が上程されました。背景として、誰もがある日突然犯罪被害者やその家族、遺族になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は生命を奪われ、家族を失い、障がいを負われるなどの直接的な被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応などによって間接的に苦痛を受けることがあります。このため、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目標に坂城町として条例を制定することとなりました。

まず、私たちが今できる被害者支援として、いろいろな問題に苦しんでいる被害者の存在と立

場を理解することが大切だと思います。現在、支援活動の一つとして、本で広がる支援の論ホンデリングというものがあります。ご家庭で不要になった本を段ボールに詰め、某会社に送ります。その会社で市場価格を考慮し、査定、買取相当額がその会社より全国被害者支援ネットワークに寄附をされる支援です。気になる方はぜひ、ホンデリングで検索してみてください。

最後に、コロナ禍の中、今年度は長期総合計画をはじめとする盛りだくさんの計画策定があります。令和になり、台風19号、新型コロナウイルスと今まで経験したことがない出来事が続き、今までの常識、前例、慣習を打破していく必要があるのではないかと自問自答の日々が続きます。私自身、常に理想と現実の間に自分の役割があると心がけ、理想とする将来像を描き、そこから逆算して、今、何をすべきかを考え、自分たちが議会として活動した結果、住民や地域にとって何がよくなったのか、何のためにこの活動をするのかを考え、今後も議員として取り組んでいきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時49分～再開 午前10時59分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番 玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま議長より発言の許可いただきましたので、通告に従い一般質問をします。

はじめに、1. 防災対策について。

（イ）町内千曲川の被災箇所について、質問1つであります。

昨年の19号台風の復旧状況と今後の工事予定は、についてです。

千曲川改修期成同盟会などで、千曲川沿いの他の自治体とともに、国河川事務所に対し、復旧要望活動を続けられ、目に見える復旧工事が行われています。

前回、6月定例会でも町からの説明はいただきましたが、被災から1年となり台風の季節になってしまいましたので、やはり応急工事のままで台風を迎えるとなると不安を感じてしまいます。

例えば、鼠橋上流右岸の一部崩落箇所については、地元の鼠区、新地区には施工業者さんが作成した工事予定書が配布されていたり、役場に直接問い合わせた方には個別に説明をされていると聞きましたが、ハザードマップで確認できる浸水の影響を受ける可能性のあるその他の地区の多くの住民は、工事についての情報が十分でなく不安を感じています。

復旧工事の現状と今後の工事予定についてお聞きします。

続いて、（ロ）災害対策専門部署の設置を、質問は1つ。

危機管理の専門部署の設置の考えは。

昨年の12月定例会で同僚議員からも、災害関連の記録資料の保存担当課に関連して、1つの担当部署で管理したほうがいいのではないかとという提案があり、町の回答としては、現在のまま

でも十分であるというものでした。

今の町では、災害対策本部は総務課、防災計画は消防移動系防災無線とともに住民環境課、一般向け同報系行政無線は企画政策課などと、防災対策での任務別に各課が並列で連携を取り活動するという組織の体系です。

防災活動の中心となる地域防災計画の見直しは、住民環境課生活安全係で行われていますが、19号台風では、当町では他自治体のような大規模な災害とはならずすみましたが、災害の規模や内容、そして頻度がかつての常識ではなくなってきました。

日々変わる国や県の動きを取り入れ、役場内外の関係機関、団体の連携と統一を日常の業務との兼務で担当するのは、仕事量や精神的な重圧も大変ではないかと思えます。

実際に、独立した専門部署として活動している自治体を見ると、各課のきめ細かな連携を図り、変化する防災対策への迅速な対応を、その大きな任務として設置、活動しているようです。

迅速な対応という点では、昨日の同僚議員との千曲川の危険氾濫水位についてのやり取りの中で、答弁中、課長同士で情報を確認しあう場面がありました。

横の連携や各課の役割分担がよく分かる場面ではありましたが、一方で、全体をしっかりとつかんでいる専門部署の必要性を感じた場面でもありました。

他の日常業務との兼務を軽くし、専門部署としての危機管理の設置について、町の考えはいかがでしょうか。

続きまして、(ハ) 災害時避難所の設備について、質問1つ。

各地区の、応急避難所のエアコン設置の推進を。

避難所開設について、コロナ対応と避難者の避難先選択肢を増やすために、身近にある公民館などの応急避難所を避難勧告が出なくても自主防災会の協力を得て、自主避難所として開設することもあるということですので、この応急避難所の避難者も増えることが考えられます。

災害は発生時期を選ばないので、避難者の体調維持のための避難環境を整えることについて、特にエアコンなど冷暖房設備の整備が大切だと考えます。

整備にはそれなりの予算が必要になりますが、町の考えはどうでしょうか。

以上、防災対策についての質問です。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから1. 防災対策についてということで(イ) (ロ) (ハ) とご質問をいただきました。

先ほどもお話ありましたが、昨年の東日本台風、19号台風では、上田市ですとか千曲市、長野市など甚大な被害を受けました。それに比べれば坂城町は軽微であったと言いながら、あちこちで被災を受けております。先ほどお話ありました鼠橋の周辺では、あわやというところまであったということでございます。

私からは(イ)の町内の千曲川の被災箇所についてお答え申し上げます。

昨年台風19号は、東日本を中心に各地に大きな被害を発生させ、県内でも当町を含め、千曲川沿線の上田市や千曲市、長野市などでも甚大な被害を被ったことは記憶に新しいところであります。

また、坂城町が避難情報を発令する判断基準の一つとして、千曲川河川事務所が設置している上田市生田観測所の千曲川の水位がございますが、この水位が観測史上最大の流量を記録し、当町におきましても、千曲川増水により被害が発生したところであります。

当町施設の主な被災箇所といたしましては、鼠マレットゴルフ場、昭和橋橋脚、河川敷内の農地、バラ公園の河川敷駐車場などがありましたが、今年の秋以降に予定しております農業施設などの復旧工事を除き、災害復旧工事が完了しております。

また、千曲川堤防に関する被災箇所の状況につきましては、鼠橋上流右岸鼠地区、鼠橋下流右岸金井地区、大望橋左岸月見地区の3か所が被災した状況でございます。

それぞれの被災箇所につきましては、発災後直ちに千曲川河川事務所に被災状況を確認していただき、被災当日より応急工事が着手され、鼠橋上流右岸では大型ブロック666個の設置及び土砂約2千立方、これは10トンダンプで約400台ですけれどもこの搬入や、大型ブロック902個が設置され、大望橋左岸月見地区では袋詰め玉石67個を設置したということでございます。

また、鼠橋下流右岸金井地区につきましては、河川護岸復旧工事を本年2月に着工し、一部を除き7月末までに復旧工事が完了しております。

今後の災害本復旧工事につきましては、既に千曲川河川事務所で工事の発注が行われ、現在、バラ公園河川敷駐車場付近などで大型ブロック等の製作が行われ、秋以降の渇水期に堤防の築堤盛土、大型ブロック等設置による災害復旧工事を本格化させ、来年2月下旬までには全ての工事を完了する予定と聞いております。

町といたしましては、堤防は水害から生命、財産を守るという大切な治水施設であることから、千曲川堤防の強化や治水対策が進むよう国の関係機関へさらに働きかけ、災害防止を図ってまいりますので、地域住民の皆様にもご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

総務課長（柳澤君） 1. 防災対策について。

（ロ）災害対策専門部署の設置を、についてお答えいたします。

昨年の令和元年東日本台風を振り返りますと、災害対策本部を中心に、各課、災害対策におきましては各部ということになりますが、それぞれが連携を図り、情報伝達、避難所運営、道路、用水路の現場対応、災害後の被害調査や復旧対応につきまして全力で対応に当たったところでございます。

そしてその後も、全部署が集まり様々な部分の検証を行い、見えてきた課題の解決に向けて協議を重ねてまいりました。

協議内容は、住民へのハザードマップの再確認や、高齢者等避難情報と避難勧告、避難指示などの意味を理解してもらうとともに、自らどう行動するかを再周知、あるいは、避難情報について全町ではなくエリアを区切って発令することや地区別放送の活用、そしてその発令のタイミングなどの課題検討、加えて備蓄品の拡充や避難所開設の初動体制、あるいは要支援者に対する対応など多岐にわたり、4月以降は災害時の新型コロナウイルス感染症対策も含め、一体的に検討してきたところでございます。

この対応策の実践としては、感染症対策を踏まえた備蓄品の拡充や車中避難所の設定、住民への避難の在り方などについては、広報8月号に特集を組んでお知らせし、そして、防災訓練につきましては、災害想定を昨年までの大地震から水害へと変更し、新たに、同報系・移動系の防災行政無線や地区別放送を使つての情報伝達訓練や、新型コロナ対策の避難所開設訓練も行ったところでございます。

課題対応策のうち、特に地域や自主防災会と関係があることについて、地域に出向いての説明を計画したところですが、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みて、まずは、応急避難所を管理する全区長に対し、地区ごとに4日間に分け説明を行ったところでございます。

説明内容は、ハザードマップや避難の在り方、そして、避難情報の発令のタイミングや情報伝達例の文案の説明、要支援者名簿の活用や要支援者に対する対応などであり、説明する側も5つの課が連携して対応を図ったところであり、こうしたことから現在の体制でもその機能は果たせているものと考えているところでございます。

昨年の台風当日の避難勧告の発令から、避難所運営、以降、災害復旧事業への取り組みや反省点の検証と課題対応策の検討、そして地域への説明とこれまでの取り組みを通じまして、大きな災害への対応は、全課の連携がないと乗り越えられないと強く感じるところでございます。

加えまして、職員にも常日頃から防災対策の意識を高めていくことも必要と考えているところであり、8月には職員向けの避難所開設研修も行ったところでございます。

令和元年東日本台風の際は、当町は近隣のような川の決壊といったところまでには至らなかったわけですが、毎年、全国各地で災害が起こっており、今年の梅雨の時期におきましても九州地方などで大規模な災害が発生し、各自治体で対応に追われている状況があり、当町でも災害時の備えを進めているところでございます。

災害対策の専門部署の設置ということでございますが、専門部署の設置により、現在機能している各課連携以上のものが構築できるのか、あるいは、現組織の所掌事務の見直しなどにより、さらに防災面で連携強化していける体制が整えられないかということも含め、何より災害時に機能できる体制ということを主眼において考えていく必要があろうかと存じます。

住民環境課長（関君） （ハ）災害時避難所の設備について、お答えします。

台風や梅雨の時期などの大雨や土砂災害に限らず、地震や火災など有事の際には、応急避難所

の開設と運営を各自主防災会にお願いしていくケースも考えられるとございます。

町の応急避難所につきましては、各地区の27公民館をはじめ、鼠、新地団地集会所や、上平区公民館など、合計32か所の指定をしております。

応急避難所となる各公民館等のエアコンの設置状況でございますが、16か所が既に何らかのお部屋に設置済みとなっているところでありまして、分館等施設整備事業補助金を活用しているケースもございます。

この分館等施設整備事業補助金の、基本的な対象経費としましては、分館等の新築や増改築、または改修に要する本工事費及び附帯工事費の20万円以上のものとしており、補助率は費用の2分の1以内となっていることであり、この補助金を活用して御所沢、上五明、四ツ屋、月見、網掛、中之条、南日名分館などのエアコン整備について補助を行っているところでございます。

指定している応急避難所のエアコン整備につきましては、分館等施設整備事業補助金の対象となりますので、予算の範囲内とはなりますが、設置の計画があれば、町としましても、前年度より要望を確認するなどの作業をしながら進めていることとなりますので、申請し、活用していただきたいと思っております。

なお、町としましては、コロナ禍において避難所運営の開設をお願いしていくことも考えられるため、今年度、臨時交付金を活用して各地区にマスク、手指消毒用のエタノール液のほか、応急避難所に各1つずつ、非接触用の体温計の配布もさせていただきました。

有事の際には、避難所を運営する自主防災会の役員の皆さんや避難される方が、少しでも安心して避難所の開設ができるよう活用していただきたいと存じます。

いずれにしましても、災害時、公的避難所には、より多くの人が避難するケースが考えられません。

新型コロナを含め、難を避けることは大切なことですので、日頃から、あらかじめご自分やご家族が避難する選択肢を確認しておくようお願いするところでございます。

8番（玉川君） 本復旧については、来年の2月末完了の予定であるということですが、これ再質問ということですが、河川土木工事に全く素人なもので単純な疑問なのですが、現在、現場での工事止まっているように見えます。

これで、どういう理由なのかということと、それと今の状態で台風が来た場合、堤防の強度的にはどのような様子なのかということ、町のほうで分かる範囲でお答えをいただきたいと思っております。お願いします。

建設課長（大井君） 現在の工事が中断している理由についてと、応急復旧工事による堤防の状況についての再質問にお答えをさせていただきます。

千曲川を管理します千曲川河川事務所におきましては、出水期と渇水期という期間が定められております。

出水期とは千曲川の水量が増える時期のことで、基本的には6月から10月までの期間、渇水期は水量が減る11月から5月までの期間とされております。

基本的に河川事務所が実施する千曲川の河川敷内の工事などにつきましては、ただいま申し上げました渇水期に実施されます。

なお、市町村が千曲川で実施をする各種工事などにつきましては、11月から3月までとされており、昭和橋などの修繕工事はこの期間内で実施することとされております。

台風19号により被災した千曲川の堤防の応急復旧工事が中断しておりますのは、現在、出水期でありますので、渇水期になる11月を待って再開されるものと考えております。

ただし、応急復旧工事につきましては、被災前の状態に戻す原形復旧を基本といたしておりますので、先ほど町長より答弁にありましたように、被災した箇所、3か所全て被災前と同等の強度で応急復旧工事は完了しているものでございます。

また、今後渇水期に実施される工事は、応急復旧工事をを行った3か所を保護するために大型ブロックなどを護岸に設置する工事で、この工事を災害復旧本工事として実施する予定だとお伺いしております。

8番（玉川君） 工事の主体が国でありますので、いろいろ町から願ひするのはと思ひますけれども、一番身近な町が、町民の不安、こういったものを理解して少しでも安心できるように、今さらなのですけれども、町民が説明を受けられるような場があつたらよかつたのではないか、そういう強度に関してもそういうふうに感じました。

住民への説明について、今後の検討を要望しておきます。

次の、危機管理部署については十分に機能を果たしているし、さらに質を高めていくというふうなお答えでした。

避難所のエアコン設置については、32か所中の16か所ということで、利用できる補助金制度は分館等施設整備補助金ということで回答いただきました。

これ、1つの公民館に1部屋だけとは限らないので、それを複数のところに設置するにはお金も予算もありますので、これを1回にお願いできるということは少ないと思ひます。これ、分割みたいな形でもって、何年かに分けてできるというようなこともあり得るのでしょうか。制度の利用の回数とかご説明をいただきたいのですが、よろしく願ひいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

まず、分館等施設整備事業補助金につきましては、交付要綱に基づき実施しております。回数に制限等は設けてございません。

これまでも複数年に分けて空調設備の設置を行われた分館もありますし、単年度で複数の設備導入をされた分館もござひます。

分館等施設整備事業につきましては、毎年8月末に開催しております分館長会議にて、翌年度

以降の施設整備についての要望調査させていただいております。

まず分館にてご検討いただきまして、施設整備につきまして取りまとめ、その後計画的な補助となりますよう対応させていただいております。

空調設備の整備はじめ、下水道接続に伴うトイレの洋式化、和室等の改修、まずは分館のご意向、計画をお聞かせていただいた上で対応してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 分館の考えで設置できるということです。いい制度なので積極的に使っていただきたいと思います。

次の質問に行きます。

2. 公共施設への太陽光発電設備設置について。

イ. 町営住宅などの公共施設へ設置を。

町営住宅など、公共施設への太陽光発電設備設置の考えは、です。

これからは、公共施設の統廃合、新設などを検討していくことになるわけですが、その計画に並行して町営住宅などの公共施設の屋上、屋根を利用した太陽光発電設備もぜひ検討して欲しいと考えます。

わずかであっても、売電の利益も見込めるでしょうし、昨年12月議会では、避難所における自立分散型の電力確保は大きな課題であると町は回答されています。

分散避難という新しい避難の形を考えた場合、町内に分散している施設は規模による電力量の大小はあるとは思いますが、避難所ではないにしても、携帯電話などの充電スポットとして町営住宅など公共施設の利用ができれば、役場や村上小学校のような災害時の電力供給施設の数が増えることで、被災者の利便性が向上すると考えられます。

町のお考えをお聞きします。

建設課長（大井君） 2の公共施設への太陽光発電施設の設置についてのご質問にお答えをいたします。

当町の町営住宅は横尾団地、戌久保団地、旭ヶ丘団地、上平団地、網掛団地と、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域有料賃貸住宅の中之条団地を含め、合計7つございます。

横尾団地は一部を除き、昭和60年から平成2年にかけて建築され、旭ヶ丘ハイツが平成13年、中之条団地は平成20年に建築されたところであり、それ以外の団地については、昭和30年代から40年代に建築されたもので、現在老朽化が進んでいる状況でございます。

町といたしましては、団地の屋根、壁等の躯体に関わる部分や、水道管など経年劣化による破損などの修繕をはじめ、その都度必要な修繕工事等を実施してきたところでございます。

町営住宅などの公共施設に太陽光発電設備を設置して、災害時の電源スポットを設置できないか、とのご質問でございますが、太陽光発電設備を屋根に設置する場合は、建物の耐久性を考慮する必要がございます。

それぞれの団地において、太陽光発電設備の設置に対し、躯体が耐えられるかどうかの確認はしていませんので、実際に太陽光発電設備を屋上に設置できるかは、現段階では不明でございます。

また、災害時は多くの住民の皆さんが自宅などから避難せざるを得ない状況が考えられ、様々な避難先はあるかと思いますが、町が指定しております小中学校の体育館などの中核避難所や、地区の公民館などの応急避難所も大勢の方が利用するものと考えております。

災害時の電源スポットは、多くの方が避難される場所への設置が有効と考えており、今年度、村上地域の中核避難所である村上小学校に蓄電池を整備し、既に設置してあります太陽光発電設備と組み合わせて、災害時の電源としても活用できるよう準備を進めております。

このほかの中核避難所などについても、次年度以降の整備に向けて検討を進めているところでございます。

また、昨年の台風19号の際には、役場庁舎において太陽光発電設備と蓄電池から供給される電力も一部活用して電源スポットを開設し、町民の皆さんにご利用いただいたところでもございます。

今後におきましても、災害時の電源スポットにつきましては、災害の状況に応じ、中核避難所や役場庁舎などで開設してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） まずは、小学校など避難所を優先していくということです。

町営住宅については、建物の強度の関係もあるので今は答えられないというようなお答えでした。

災害時の停電対策として有効なものの一つであると思いますので、調査をしていってほしいと思います。

次の質問に行きます。

3の耐震診断と耐震工事補助について。

イ. 補助金制度の周知について。

質問は3つあります。

1、過去5年間の実績と今後の事業の継続は。

2、事業の周知はどのようにしているのか。

3、今年度の診断で4件、工事で1件という募集ですが、予算を上回る申請があった場合の対応についてはどうでしょうか。

耐震工事を行うことで、大きな地震が発生した際に、家屋の倒壊が防げることで避難の確立が高まり、住民の命が守られることや、救助のときの二次災害も防ぐことができたり、復旧の速度も早まります。

国の発表では、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災では、亡くなった方の約9割が建物の

倒壊や家具の転倒によるもので、そのうち現在の耐震基準を満たさない昭和56年以前の建築物、これが耐震補助の対象になっているわけですが、これに被害が集中していたと発表しています。

こうしたことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進法というものがその年に制定され、平成25年11月25日に改正されました。これに基づく国の基本方針において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、本年2020年までに、少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和7年、2025年までには耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とし、現在の耐震基準による建て替えや耐震改修を促進しています。

県や町も補助金制度をつくり、耐震工事の啓発、促進をしているわけです。

この制度を利用して、より多くの町民や地域の安心が確保されるように、町の事業に関する状況を、3つの項目でお聞きします。

建設課長（大井君） 3、耐震診断と耐震改修工事補助についてのご質問に順次お答えをいたします。

町では、昭和56年6月1日に建築基準法が改正される以前に建てられた木造住宅に対しまして、地震から生命、財産を守るという防災、減災といった観点から、国、県の耐震改修工事の制度を利用し、所有者が無料で耐震診断ができるよう支援をしているところでございます。

また、耐震診断の結果、耐震性に欠けたと判断された住宅に対しましては、耐震性能を向上させるための改修工事費として、1戸当たり100万円を上限に、改修費の補助を行ってきたところでございます。

ご質問の耐震診断と耐震改修工事の、平成27年度から昨年、令和元年度までの5年間の補助実績についてお答えいたします。

耐震診断につきましては、平成27年度が4件、28年度は8件、29年度6件、30年度7件、令和元年度は3件で、合計28件でございました。

次に、耐震改修工事への補助件数につきましては、同じく過去5年間の実績を申し上げますと、平成27年度、28年度、30年度に1件ずつの、合計3件の補助を行ってまいりました。

また、今後この耐震診断や改修工事への補助事業の継続についてのご質問ですが、国は、耐震改修促進法を設置し、令和7年度までに耐震化が不十分な住宅を解消することを目標として耐震化を進めているところであります。

町といたしましても防災、減災の観点から、大変重要な事業と考えておりますので、今後も国や県の耐震化事業を取り入れながら、事業を継続してまいりたいと考えております。

次に、事業の周知方法といたしましては、例年、広報紙に耐震診断及び耐震工事の補助制度についてお知らせを掲載し、加えて、全戸に耐震診断や改修工事の啓発チラシを配布するなど、町内に周知を図っております。

今後は、防災行政無線を使用しての周知も併せて実施し、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

また、予算を上回る申請があった場合の対応につきましては、耐震診断や耐震改修工事への補助の予算措置は、過去の実績を参考に不足が生じないように計上しておりますが、不足が生じた場合は、国や県へ追加要望を行うなど予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 応募数超えても対応を検討していかれるし、このほど事業はこれからも続けていくということですが、先ほども引用したように、国では2025年、令和7年までに耐震改修をほぼ終わらせるという目標を立てています。

しかし、当町では1年に1件弱というような工事ペース、これで目標の達成は難しいのではないかと思います。

今さら直しても跡継ぎもいないしとか工事費だつて大変などと考える、旧建築基準法時代の耐震補助対象になっている建物の所有者さんに、この制度の利用で工事をお願いするのはなかなか難しいとも思いますが、国に対しても、国の立てた計画、目標達成のためには、補助金の増額を要望することも必要ではないでしょうか。

耐震補助について内閣府の資料などを調べる中で、この制度の周知だけではなかなか実際に工事を行う所有者が増えないことについて気づいたことが、まず、工事金額の問題、初めから高額であるとイメージで決めつけているという場合があるということ、実際私も、300万から400万はかかっちゃうんじゃないかな、なんて思っていましたけれども、調べていく中でいろいろな工法が最近ではできてきて、平均して坪当たり4万5千円、30坪でも130万円前後というような調査もありました。

こういったように工法や工事費に関する情報も、町として町民の皆さんに広報することが必要ではないかと思いますので、町のお考えを再質問としてお聞きします。

建設課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

工法や工事費に関する情報について、広報の必要があるのではというようなご質問でございますけれども、坪単価を示して周知を図るという方法は、個々の住宅の建築された時期や住宅の壁、柱や窓の数や大きさ、間取りなどに応じて改修工事の費用が変わってまいりますので、住宅の状況を踏まえず坪単価などを示すことは誤解を招く場合も考えられます。

耐震化事業はご自宅の安全性を知るため、無料で耐震診断が受けられることを広く周知をして、できるだけ多くの皆さんに耐震診断を受けていただくことをきっかけに進めてまいりたいと考えております。

また、耐震診断をお申込みいただいた際や、耐震診断の結果、改修工事が必要となった方には、町から上限100万円の補助制度があることをご案内しており、今後も多くの方が改修工事に着手していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） いずれにしても、金額、工事費というのはネックになると思いますので、これについてはほかにも解決策が提案されています。

町で実現できるかどうかは微妙なところらしいのですが、工事への動機づけ、工事をやる気になってもらうために、所有者さんに工事費用、金融機関から借りてもらって返済は行政が代わって支払う、つまり所有者さんへ行政が工事費を貸し出すというような形、貸し出したお金は所有者さんが亡くなってから土地、財産などから回収するといった、最近よく耳にしますリバースモーゲージというような返済方法が提案されています。これも検討する価値があるのではないかと思います。

それでもまだできないというような場合は、もっと安く、とにかく命を守るために耐震シェルターというものがあるらしいのですが、そういったものについても補助の対象にできればいいのではないかと思いますので、ぜひそっちらも検討していただきたいと要望をしておきます。

最後の質問にまいります。

4. 国民健康保険について。

新型コロナウイルス感染症での傷病手当金についてです。個人事業主等も対象に。

6月の定例会で、新型コロナウイルス感染症対策として、国民健康保険の加入者のうち、青色申告事業者、白色申告事業者の専従従業員に、コロナ感染症を原因とする傷病手当が給付されることになりました。

会社員や公務員など、お勤めの皆様が加入している協会けんぽ、健康保険組合、共済組合、船員保険組合に、法律で給付が決められている傷病手当金が国民健康保険にはなかったものが、コロナ感染という限定ではありますけれども、給付されることになったわけであり、画期的な制度改正であり、評価はさせていただきます。

しかし、残念ですけれども個人事業主や事業ごとに契約をして対価を得るようなフリーランスという皆さんには対象外となってしまいました。

厚労省は、傷病手当金は給与に対する所得補償として考えており、個人事業主などの所得を正確に把握することが難しいからと言っています。しかし、これは確定申告を基に計算できるものであります。

個人事業主などの所得補償はしなくていいということなのでしょうか。同じ国保に加入しているのに不平等だと思います。

さらに、たとえ規模は小さくても会社や家計を支えている個人事業主やフリーランスなどがコロナ感染症で仕事ができなくなってしまうと、その家族や関係者には大きな影響が出てしまいます。

体調が悪くても仕事を休めない、保健所への相談や病院に行けないということがないように、さらには感染の拡大防止のためにも、個人事業主等への国民健康保険の傷病手当給付の対象を拡

大することについて、町の考えはどうでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 4. 国民健康保険について。

（イ）として新型コロナウイルス感染症での傷病手当について、ということのご質問でございます。お答えをいたします。

国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入しており、傷病手当金につきましては、保険者が保険財政上余裕がある場合などに任意給付として条例等を制定し、支給することができる制度となっております。

県内の市町村国保で任意給付として傷病手当金の支給を行っているところはございませんが、今般の新型コロナウイルス感染症対策として、本年3月、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾による緊急的特例的な措置としまして、国民健康保険における傷病手当金支給に要した費用について財政支援を行うということが決定されました。

この措置は、感染拡大を防止するために、労働者が感染等をした場合に休みやすい環境を整備するということが重要であることに鑑みたもので、町国保におきましても、5月に条例を改正し特例的に給付を行うこととしたところでございます。

国では、今回の特例措置に関する財政支援にあたり、対象者、支給対象となる日数、支給額、適用期間を示しており、当町においてもこの基準に基づき実施することといたしました。

内容としましては、給付等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者、いわゆる被用者が新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができないときに支給するもので、県内の全市町村でも同様の基準で実施されるものと承知をしております。

新型コロナウイルス感染症での傷病手当金を、個人事業主等にも対象にというご質問ですがございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、その影響範囲が広範かつ甚大であることから、国保の傷病手当金を含めまして、様々な支援策が実施されており、もちろん一定の要件はございますけれども、個人事業主などの方にご活用いただける特例的な給付金制度あるいは融資制度が、国、県、町など重層的に用意をされているところでございます。

また、国民健康保険につきましては、先ほど玉川議員さんご質問の中でもおっしゃられたように、社会保険と異なりまして、様々な就業形態の方が加入しておられるということでもあります。

そうした状況でありますので、一律の制度の中でそれぞれの方の収入の状況、特に傷病手当金については、直近の収入状況というものは算定の基準になってきますので、直近の収入について客観的に捉えるということは大変難しい状況であります。

今回の、国保傷病手当金に係る国の財政支援については、国の予算委員会等でも、こうした観点からの審議がなされたものと理解をしております、その上で対象範囲等の運用が示されたものと考えております。

こうした状況も考慮する中で、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な措置として実施をいたします今回の国保傷病手当金につきましては、給与等の支払いを受けている被用者が感染等した場合とする、国の財政支援の枠組みの中で実施をしてみたいと考えているところでございます。

8番（玉川君） 国は傷病手当の対象を個人事業主にも広げるのは、保険者である自治体の判断でできるとしています。

しかし、その分の財政支援はないということです。そのために、国保の枠ではなく、例えば岐阜県の飛騨市、鳥取県の岩美町、埼玉県の朝霞など、独自の制度、見舞金のような形で実施している自治体もありますので、町としても、実際に困っている事業主が出たときに対応できる体制は取っておいてほしいと要望します。

町の財政では賄えないということならば、学校の休業補償の対象に、フリーランスなどの個人事業主なども加えたように、国に支援を要請するべきではないでしょうか。

そもそも同じ勤め人でも、国保と被用者保険加入が労働時間や給与水準、つまり正規雇用と非正規雇用という働き方の違いによって線引きされ、傷病手当の給付対象になるか否かが決められていることが問題であるわけですので、将来的にはコロナ感染症によるという条件をなくし、傷病手当が法定の制度になってほしいと考えるものです。

最後に、台風災害、コロナ感染症対策に日々頑張っている町関係者や町民の皆さんに敬意を表し、一般質問を終わらせます。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時49分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回、私は新工業団地造成と坂城インター先線の一般質問をいたします。

過去、先輩議員より、新工業団地造成、坂城インター先線についての一般質問がされております。

坂城インターから産業道路を通り過ぎ、国道18号線へ下った先に、ようやく道路の盛土部分、さらに、しなの鉄道に架かる跨線橋も形として見えてまいりました。

また、坂城インター先線の沿線、新工業団地も新たに事業が始まっています。

いずれの事業にいたしましても、今後の坂城町の発展に大きく関わってくる事業であると思います。

形となり、物が見えてくると町民の方からは、道路はどのようになるのか、開通はいつになる

のか、また、国道18号バイパスといつどのようにつながるか、同じく事業が始まっている新工業団地においても、規模や区画、企業誘致など、いつから利用し始めるかなど、様々な声が寄せられています。

前段でも述べましたが、過去、先輩議員によりこの事業に係る様々な一般質問がなされています。今回、私は事業案が形になってきた状況を踏まえ、新工業団地造成、坂城インター先線の概要、そしてこの両事業を起点として、今後さらなる町の発展について関心を持たれている多くの町民の皆様、いま一度説明をいただきたいと思います。

新しい道路ができると様々な変化が起こります。インターに直結する道路となるため、今後、上田川西方面や千曲市からも高速道路を利用する人々が増えることが予想されます。このように、人の流れに大きな変化が生まれるのではないのでしょうか。また、新工業団地造成においては、新たな雇用の可能性や、企業による税の増収という変化も期待されます。

そのような可能性を踏まえた上で、町内への人の流入入によって生み出される税収入が一例として、町所有の公共施設なども今事業と併せて整備を検討していくということが、今後の坂城町の発展及び町民の益となるのではないかと考えます。

新工業団地造成、インター先線沿線の両事業のみだけでなく、並行して地元を盛り立てていくことを考えていただくための、私の一般質問を行いたいと思います。

(イ) 新工業団地造成について。

今回、造成事業についてですが、既存の工業団地がある中、新規造成に至った経緯をお聞かせください。また、造成にはどのような経費、整備を見込んでいるのでしょうか。

次に、現在の進捗状況は。分譲はいつを予定するのでしょうか。

町内企業のみに分譲するかということで1点目として、分譲方法はどうか考えているのでしょうか。

2点目として、分譲申込みの基準は設けられているのでしょうか。

3点目として、町外からの企業誘致についてはどのように考えておられますか。

最後に、今後さらなる造成拡大を行う予定はあるのでしょうか。

続きまして、(ロ)の坂城インター先線についてです。

事業内容について1点目として、どのような道路となるのでしょうか。詳細をお聞かせください。

2点目として、横断歩道はいくつ、どのように設置されますか。

3点目として、今後、テクノさかき駅を利用する、通勤、通学に使用することを想定して、自転車レーンの整備についてはどうなっているのでしょうか。また、この事業に係る工期、事業費は、令和2年度の事業内容は。

次に、現工業団地との道路接続はどうなるのでしょうか。

最後に、国道18号バイパスへの接続に向けて、取り組みはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

(ハ)の町の発展に向けて。

道路が新しく造られることにより、人の流れや流通などがもたらす変化は、町に大きな影響を及ぼすと考えられます。

1点目として、国道18号バイパスとインター先線の接続を見据えてのまちづくりについて、地域交通網が整備されると新たな人の流れが生まれることが想定されます。仕事で訪れることだけでなく、観光等の需要も生まれる可能性もあるのではないのでしょうか。

そこで、例として挙げますが、湯さん館や鉄の展示館などの施設、その他観光のできる場所やその周辺環境の整備も、今回のような両事業と一緒に考えなければならないと感じるが、そのようなことは検討されているのでしょうか。

2点目として、工業はもちろんのこと、その他の分野である観光や商業、農業についても大きく影響が見込まれると思うが、どう考えていくのでしょうか。

以上を質問いたします。

町長(山村君) ただいま大日向議員さんから、新工業団地造成と坂城インター先線の整備についてのご質問がありました。

(イ)の新工業団地の造成についてと、(ロ)の坂城インター先線についてのご質問につきましては、私から概要をお話しして、詳細については担当課長から答弁いたします。

まず、新工業団地ですが、当町は工業を中心とするものづくりの町として産業の振興とともに発展し、優れた品質と高い技術を持った企業が集積しております。

このような中で町内の複数の企業の皆さんから、新たな事業用地を求めのご要望をいただいたところでございます。新たな事業展開や雇用創出による地域経済の活性化、また町内への移住、定住の促進にもつながることから、町の重点施策の一つと考え、関係団体による新工業団地造成箇所選定会議の決定を受け、事業を進めることといたしました。

また、新工業団地とともに事業化いたしました町道A09号線道路改良事業は、町の主要道路として、工事の進む坂城インター線と接続させることにより、新工業団地へのアクセスを向上させるだけではなくて、国道18号の交通量を分散させることによる渋滞の緩和など、多くの町民にとって利便性の向上が図られるものと期待するところでございます。

事業の進捗としましては、現在、農業振興地域除外申請について長野地域振興局から、異存がない、との事前協議の回答をいただいているところであり、今後、地権者の皆様にご理解をいただく中で、用地交渉を進め、来年度、新工業団地の造成工事とA09号線の道路改良工事を行い、令和4年度に工業団地の分譲開始、並びにA09号線の開通を目標としているところであります。

今後も町内企業のニーズを的確に捉え、時代に即した工業団地の造成を計画的に進める必要が

あるものと考えております。

続いて、(ロ)の坂城インター先線についてでございます。

主要地方道の坂城インター線は、平成10年、1998年の長野オリンピック開催に合わせ、中之条地区において、平成8年の坂城インターチェンジの開通に先立ち、平成5年に坂城インター予定地から国道18号までの約1.5キロメートルが開通し、現在に至っております。

また、長年にわたる国や県への要望活動の結果、上田坂城バイパスと県道力石バイパスを結ぶ坂城町区間3.8キロメートルが、国道18号バイパスとして、平成23年4月に国の直轄事業として事業化されたところであります。

坂城インター線は、坂城インターチェンジとこの国道18号バイパスを結ぶ、千曲川を横断する440メートルの橋梁を含む、延長約1,300メートルが道路整備の全体計画となっているところであります。

現在、実施しております工事は、国道18号からA09号線を結ぶ約400メートルの区間で、平成27年度から事業に着手し、総事業費25億円の事業計画であります。

現在、事業費ベースで約70%が完了し、令和4年度に完成の予定で進められております。

続きまして(ハ)の町の発展に向けた国道18号バイパスとインター先線の接続を見据えたまちづくりの展望についてであります。

今後、町の交通インフラの骨格をなす国道18号バイパスの延伸が進み、坂城インター線がA09号線に接続し、さらには、将来的に坂城インターと国道18号バイパスがつながりますと、広域道路として交通量や交通体系、また製品の出荷、搬入といった輸送の形も大きく変わることが予想され、町の様子も大きく様変わりするものと想定されるところであります。

新たな基幹道路の完成は、農商工の産業はもとより、観光などにおいて大きなインパクトとなり、地域経済の発展や町内幹線道路とのネットワークの向上など、様々な効果をもたらすものと考えているところであります。

経済活動においては、新たな産業の立地や物流の効率化により、町の経済発展への波及効果のほか、総合的な開発の基盤となり得るものであります。さらなる経済活動の進展が期待されるところであります。

また、交通網の整備により、産業の活性化、観光開発など、幅広い視点からまちづくりを進めていく必要がありますが、観光面においては、観光客の移動が円滑になり、利便性の向上とともに、町内周遊への効果が期待できることから、施設のリニューアルや企画の在り方の工夫なども必要となるものと考えております。

一方、商業面においては、新たな商業店舗の出店などが考えられ、また、農業面においても、沿線の農業振興地域における優良農地の確保といった観点からは、無秩序な開発行為などに対する規制措置なども十分検討していく必要があると考えております。

町では現在、令和3年度から10か年のまちづくり施策全体の計画である第6次長期総合計画の策定を進めているところであります。

計画の策定にあたりましては、将来的な町の情勢や各分野の施策内容を踏まえるとともに、インフラ整備のほかにも、産業、福祉、教育、環境、防災など、様々な視点から町の将来像を捉えるとともに、土地利用の観点からは、都市計画や農業振興地域の調整など、将来的な地域の活性化や秩序ある開発のバランスの検討も必要となっておりまいます。

長期総合計画以外にも、今年度は様々な計画の策定が行われる年でありまいます。

第6次長期総合計画を中心に、それぞれの計画と整合を取る中で、有識者や住民の皆様のご意見等をお聞きしながら、時代に合った夢のあるまちづくりの方向を見据えていきたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） （イ）の新工業団地造成についてのご質問に順次お答えをいたします。

まず、新たに造成するに至った経緯でございますが、平成28年の前田工業団地の分譲完了に合わせ、新工業団地の造成の指標とするため、町内147の企業を対象とし、工業用地に関するアンケートを実施いたしました。

企業の7割から工業団地の造成が必要との回答を得たところであり、将来を含めた工業用地の購入希望が20社ほどございました。

希望があった造成エリアや規模といたしましては、坂城インター線沿いやテクノさかき工業団地周辺など、幹線道路沿いが多く、高速道路へのアクセスがよく、交通の利便性が高い場所を求められていたところであり、企業が必要とする面積といたしましては、合計で約4ヘクタールでございました。

このことを受け、町内農商工の関係者をはじめ、金融機関、学校、区長会など、関係団体の皆様による新工業団地造成箇所選定会議でご審議をいただき、テクノさかき工業団地の西側に、約4ヘクタールの工業用地を確保していくことについて決定をいただきました。

また、平成30年7月には、この新工業団地造成事業の実施に向けた最初となる事業説明会を開催し、地元の皆さんに事業に対するご理解をいただく中で、新たな工業団地造成に向けた県との協議をスタートさせ、現在に至っているところでございます。

次に、造成に係る経費についてでございますが、主な経費といたしましては、土地購入費と造成工事費でございます。

造成工事においては、開発行為の許可が必要となり、開発許可等の基準に即した道路、緑地、調整池などを整備する必要があるほか、境界現地測量などの測量試験費用や開発行為申請書等の作成費用などが必要経費となります。

次に、現在の進捗状況と分譲の時期についてでございます。

今年5月に2回目となる事業説明会を坂城テクノセンターにおいて、新型コロナウイルス感染

症対策を講じる中で、3回に分けて開催をいたしました。

地権者をはじめ、地元区、関係する農業団体の方々など、全体で54名の方にご出席をいただき、事業概要や今後のスケジュールのほか、土地の買収についてご説明をさせていただき、ご承諾をいただいたところでございます。

事業用地の農振除外申請につきましては、7月27日に開催した坂城町農業振興地域整備促進協議会においてご審議をいただき、農業振興地域整備計画の農用地からの除外について異議なしの答申を受け、長野地域振興局に、農用地区域の除外に係る事前協議を提出し、8月28日に異存なしの回答をいただきました。

現在、公告、縦覧などの事務手続を行っておりますが、所定の期間を経て、県知事への農業振興地域整備計画変更の協議申請を行い、12月までには同意がいただけるものと考えております。

同意後には、個別に用地交渉などを進め、来年度には、農地転用申請と開発行為許可申請の手続を行い、新工業団地の造成工事と町道A09号線の道路改良工事に着手してまいる計画でございます。

また、令和3年度末までに竣工、令和4年度の工業団地の分譲開始及び町道A09号線の開通に向けて、今後進めてまいります。

次に、町内企業のみに分譲をするのか、とのご質問でございますが、今回の新工業団地造成にあたりましては、町内企業の需要に対して進めている経過がございますので、町内企業のみに分譲ということではなく、まずは町内企業を優先して進めてまいりたいと考えております。

分譲の方法につきましては、これまでのアンケート等で分譲を希望されていた町内企業から正式にご予約をいただき、工場立地審査委員会等の中で、立地企業の業種や分譲面積などについて協議、審査を進めていく予定でございます。

町外からの企業誘致についてでございますが、まずは今回の造成事業を進め、町内企業優先ということで進めてまいりたいと考えております。

次に、今後、さらなる造成を行う予定はあるか、というご質問でございますが、ものづくりのまち坂城において、工業用地の確保は、町内企業の新たな事業展開や事業規模の拡大など、地域経済の活性化と雇用創出において、大変重要な施策であると考えております。

工業団地の整備は長い時間を要しますので、企業の立地需要を予測し、将来を見据えた計画による整備が求められると思います。

一方で、経済情勢の変化により、工業用地の需要は変化し、企業の立地に対するニーズも時代とともに変化するところでございます。

経済情勢や企業動向を常に注視していく中で、企業のニーズに合った工業用地の供給が迅速にできるよう、努めてまいりたいと考えております。

建設課長（大井君） （ロ）坂城インター先線のご質問についてお答えをいたします。

現在、実施されております坂城インター線の延伸工事の内容として、道路の規格は、片側3メートルの車道と、その外側に1.5メートルの自転車通行帯、さらにその外側に2.5メートルの歩道がある幅員14メートルで、高さ約9.8メートルの盛土の上に道路整備を行い、国道18号との接続部には右折レーンが設けられる予定とお聞きをしております。

次に、歩行者や自転車利用者の方々の安全対策といたしまして、横断歩道の整備を、今回の工事の起点、国道18号西側に1か所と、道路の終点部分、A09号線に接続する箇所1か所設置の予定でございます。

また、独立した自転車レーンを設けることで、自転車を利用される方や、歩行者などの安全性を高め、テクノさかき駅等を利用する通勤、通学の方々なども利便性を図る計画がされております。

本年度実施される事業は、5億1千万円の事業費が計上されており、しなの鉄道を横断する跨線橋の工事は、去る7月6日から10日までの5日間にわたり、500トンの大型クレーンによるコンクリート桁の設置が行われたところでございます。

このほか、跨線橋前後の道路整備や、物件補償等を行う予定とお聞きしており、併せて町道及び用水路の付け替え工事も予定されております。

次に、現在の工業団地との道路接続につきましては、町において鼠橋通りから、工業団地の西側を通過して坂城インター先線に接続するA09号線の道路改良事業を進めており、それぞれの事業が完了しますと、坂城インターや国道上田坂城バイパスへのアクセスが向上し、工業団地内の企業の皆様の利便性も向上するものと考えております。

また、国道バイパスへの接続に向けての取り組みといたしましては、坂城インター線が全線開通すると、坂城インターと国道18号バイパス坂城町区間が直結する新たな町内の基幹道路となり、町内企業の物流や通勤時などの混雑が緩和され、人や物の動きがスムーズになることが期待されます。

防災面においても、千曲川を横断する新しい橋の完成により、千曲川の増水時でも迅速に避難することや、救助活動などで町内に入ってくる大型車両の移動にも効果があるものと考えております。

また、町といたしましては、坂城インター線の全線開通や、国道18号バイパス坂城町区間の完成に先立ち、A09号線の道路改良により、上田坂城バイパスと坂城インター線を結ぶことで、上小地域などの広域のアクセスの向上に努めているところでございます。

このように、町内の基幹道路ともなる坂城インター線や国道バイパスがもたらす様々な効果は、大変大きなものがあると考えており、先般8月18日に県や長野国道事務所に、町長及び小宮山副議長さんとともに、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の要望活動を行ってまいりました。

その中で、国道バイパス坂城篠ノ井間の早期完成に向けて要望活動を行うとともに、坂城イン

ター線の延伸につきましても、工業団地から国道バイパス坂城町区間までの早期事業化に向けて要望活動を行ったところでございます。

しかしながら、坂城インター線と接続する国道バイパス坂城町区間は、事業化から今年で10年となっておりますが、現時点では供用開始の時期などについて示されてはおりません。

このような状況を踏まえ、町といたしましては、事業の進捗を図るべく、関係機関へ働きかけを引き続き行ってまいりたいと考えており、議員の皆様をはじめ、地域や企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、長野国道事務所、県、関係機関と連携し、坂城インター線及び国道バイパスの整備促進に努めてまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長、担当課長より答弁いただきました。

まず、新工業団地については、おおむね事業に大きな変更もなく、順調に進んでいることが分かりました。

しかし、現在世の中の情勢が目まぐるしく変化しています。そういった中で波に飲まれることなく、乗り遅れのないまちづくりを今まで以上に期待しております。

また、インター先線の進捗状況におきましても、計画どおり順調に事業が進んでいることが分かりました。

また、歩行者用の歩道、自転車専用通行帯がそれぞれ設けられ、横断歩道については2か所設置予定とのことですが、国道18号交差点はインター方面からほぼ直線で下ってまいります。十分な減速がなされない車両が通行する可能性もあります。

そして、交通網が新たに整備されるということは、様々な利用者が増え、事故等が発生することも予想されます。通勤や通学等で利用する歩行者が安心して安全に通行できるよう、併せて検討をいただきたいと思っております。

新工業団地造成、インター先線沿線の両事業が行われることによる町の今後について、現在、策定作業が進められております総合計画などを基に考えていくとのことですが、私が質問した中で示しました、各施設やその周辺の整備について将来的に考えるというのではなく、同時に並行展開させることにより、スムーズな町の発展を進めることも大切ではないかと思っております。

当町の基盤産業の工業に頼り続けるのではなく、観光や商業、農業などにおいても、より一層発展するよう考えていくことが今後の課題ではないかと思っております。

答弁について1点、再質問をさせていただきます。

インター先線について、令和4年で事業が終了する予定ですが、その先、道路の延伸、橋、国道18号バイパスへの接続はどのような過程をたどるのでしょうか。

建設課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただいてまいりましたが、インター先線の延伸や国道18号バイパス坂城町区間、それぞれの事業は国や県により実施されるものですが、先ほど答弁も申し上げました

ように、町といたしましては、早期の供用開始に向けて要望活動を実施してまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より答弁いただきました。

現在、世の中がこのような情勢であり、国への要望等は難しくなっていると思いますが、その中でも今まで培われた人脈などから、今日までの各種団体等への太いパイプを、さらにより太く構築いただき、工期が遅れることのないよう進めていただけるよう、これからもご尽力よろしくお願ひいたします。

もちろん、私たち、特に町議員また議会といたしましても、町の発展に係る事業に力を尽くして活動をしていきたいと思ひます。

今回の一般質問は以上となります。

今回、2つの事業とその事業がもたらす町の今後の発展について質問を行いました。

両事業においては順調に行われているということで安心いたしました。

ただ、町施設、その周辺の整備について具体的に伺えなかったのは残念であります。また違う機会にお聞きしたいと思ひます。

さて、今回一番話したかったことですが、交通網が整備される周辺は一気に発展の可能性が高くなります。その反面、かつての商店街が縮小し、小売店が明かりを落としているのが実情ではないでしょうか。

人の流れがどのように変化するのかを予測、また町の未来を予想した環境の整備等を並行して行っていくことが町の活性化につながっていくのではないかと思ひます。

3月議会の一般質問において、今後、住民主体のまちづくりが必要だと述べました。もちろん、専門的なご意見も大切だと思ひます。

まずは、ここに暮らす人、町民が何を思ひ、望むものは何なのか、専門家と住民の意見が混ざり合い融合する、そうして町にとっても大きな意義が生まれると思ひます。

そのように、複合的、総合的な思考で、これからのまちづくりを考えていただけるようお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時00分～再開 午後 2時10分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、12番 塩野入 猛君の質問を許します。

12番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。少し喉の調子が悪いので、お聞き苦しいかもしれませんがよろしくお願ひいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策について。

新型コロナウイルス感染症は、WHOのテドロス事務局長がパンデミックを宣言され、今や全世界へ拡大しています。日本においても、感染者、それによる死亡者も増大し、お国の一大事と言える事態に発展しています。

また、本町を含む長野圏域でも感染が拡大し、県では8月25日、レベル3に上げられ、新型コロナウイルス警報が発令されました。本町でも、新型コロナウイルス感染4例目が発症しています。そこで、その支援、対策などについてこれから順次質問をいたします。

(イ) 第1次支援について。

町では、地方創生臨時交付金坂城町配分額を受け、既決予算を含む特別定額給付金関係事業分を除いた新型コロナウイルス感染症対応事業費1億1,613万円が予算化され、多くの支援事業が盛り込まれました。

はじめに、特別定額給付金について、8月末の給付率は99.78%と高いわけですが、未利用者についての未利用の原因、問題点、課題をお聞きするとともに、不受理がないかどうか、詐欺被害なんかが見られたかどうかお尋ねします。

このほかの特別定額給付金以外の事業で、申請期限、実施期間の終了した事業の利用状況と利用率の低いと思われる事業があれば、その考えられる原因をお聞きをいたします。

一方で、成果が見えてきた、あるいは見えているケースはどんなものがあるのでしょうか。体系的な分類での予算は、雇用の継続と事業者の事業継続のための事業で3件、学校等の臨時休業に伴う子育て世代や若者を支援するための事業2件、町有施設等における感染拡大防止のための事業に3件の合計8件が盛り込まれていますが、それぞれの進み具合はどんなのでしょうか。予算が動いている事業は執行率も併せてお聞きをいたします。

次に、個別事業について2つ伺います。

1つは、小規模事業者等持続化応援支援金について、申請期限が7月31日から令和3年1月29日へ期間延長されたその根拠と、支援要件など内容変更あったのかどうかお尋ねをいたします。

2つ目は、小中学校一斉臨時休校が4月10日から24日、5月6日、そして24日と何回も延長され、児童生徒は在宅を余儀なくされました。この間、プリント学習、インターネット環境、部活の中止や健康管理面など、長い臨時休校期間での取り組みをどのように評価しているのかお尋ねをいたします。

(ロ) 第2次支援について。

第2次支援については、国庫補助2次配分額を受け、2次補正1億9,604万円が予算化されました。その中で、8月12日には地域応援活性化事業として、「チア・アップ! さかき2020!」なるものが開催されました。しかし、新型コロナウイルス感染の影響で規模が大幅に縮小されましたが、その成果をどのように見ているのでしょうか。

学生リフレッシュ応援事業の交付は81件とありましたが、今現在の交付状況は同じでしょうか、どうでしょうか。交付申請が8月1日から9月30日までの短い期間で、東京はじめ県外自粛が求められてもいる中で、果たして十分な効果があるのか疑問であります。浮き足立った事業に思えてなりません、どのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、福祉関係事業についてお聞きします。

はじめに、手当受給者特別給付金支給事業の該当対象者数と対象者が複数いる世帯数、それに対象者を7月分受給者と決めたその根拠をお聞きをいたします。

重度障がい者及び寝たきり等高齢者在宅介護者応援特別給付金支援事業では、支給額をそれぞれ一月あたり2,500円と定めた根拠と、入院や入所などにより非該当になった方が返納する事態を極力避ける必要が、そういう配慮も必要というふうに思いますが、その辺をお伺いをいたします。

商工振興面について伺います。

中小企業対策事業では、基金積立てにより、令和7年度までの利子補給ができるようになりましたが、7年度最後の基金清算をどのようにお考えかお尋ねをいたします。

雇用調整助成金等申請支援事業では、現在の申請状況をお聞きするとともに、補助額上限を10万円と定めた理由と、多くの事業所は1事業所、1事業者10万円以内で収まるというふうに見ているのかどうか、その点もお聞きをいたします。

最後に、GIGAスクール構想推進事業についてお聞きをいたします。

機種やパッケージ、運用方法などは、既に坂城町ICT推進委員会で決められたようですが、委員会の人員構成と検討の経過及び決まった内容をお聞きをいたします。

また、全国的に進められている事業で、発注しても計画期間内に整備ができるか懸念する向きもあるやに聞こえてもきますが、大丈夫でしょうか。

(ハ) 今後の対策は。

はじめに、長野県では、8月4日に新型コロナウイルスの警戒レベルを従来のレベル3からレベル6段階に変更し、19日にはレベル5の引き上げの目安や対応策の修正がありましたが、広域圏連合長などからはわかりにくいという声が多く上がっています。町ではこの変更をどのように見ているのでしょうか。

高齢者やひとり親など、生活困窮者への支援が必要です。各種の福祉団体やグループ等が一体的にコロナ対策に立ち向かう連携強化を働きかけたり、民生委員の感染防止の上での行動力の強化を図る必要があると思いますが、お考えをお聞きをいたします。

経済の方向は、効率化、省力化追求から、中長期的な持続可能な経済に向けた資本主義社会への移行が高まりつつあります。第6次長期総合計画策定も進む中で、経済特化、企業集積の本町にあっては、サステナビリティ（持続可能な）社会に向けた方策も大切と思いがいが

でしょうか。

G I G Aスクール構想は、I C Tの活用により全ての児童生徒の学びを保障できる環境の実現というのがうたわれています。昨日の質問に町長も述べられてもいましたが、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びの実現、誰一人残すことのない公正に個別最適化された学びの実現をするためには何をすべきかお考えをお尋ねをいたします。

最後は財政状況です。

はじめに、一般会計に占めるコロナ対策事業費の比率をお聞きをいたします。

これから第2、第3波でコロナ対策が長引いたりいたしますと、財政調整基金云々の枠をはるかに超える財政の悪化、債務の増加が懸念されます。財政運営の道筋をしっかりと押さえていくことはことのほか重要ですが、お考えをお聞きをいたします。

町長（山村君） ただいま、塩野入議員さんから新型コロナウイルス感染症対策のご質問で、（イ）（ロ）（ハ）ということで多岐にわたりまして非常に細かくご質問をいただきました。私からは、町の新型コロナウイルス感染症対策事業の経過ですとか、考え方についてお答えを申し上げまして、個々の質問の内容につきましては、教育長、あるいは担当課長からお答えを申し上げます。

いろいろお話ありましたけど、新型コロナウイルス感染症への対応、支援につきましては、国の交付金が創設される前の早い段階から、感染拡大の影響により厳しい環境にある中小企業や小中学校の臨時休業等で影響が大きい子育て世代などに対して、町独自の対策を行うなど、スピード感を持って対応してまいりました。

また、4月末には特別定額給付金の支給開始に伴い、給付の体制を整備するとともに、所要の予算措置を行いました。その後、国の新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金を活用して、5月の第1次配分では、国の持続化給付金の対象にならない事業者への独自支援や町民スタンプラリー消費回復応援事業のほか、地域や町の防疫用品、防災用品の確保、公共施設におけるオンライン環境の整備などの事業を予算化いたしました。

また、7月の第2次配分では、G I G Aスクール構想推進事業のほか、医療機関や介護保険事業所、在宅介護者などへの支援、学生リフレッシュ応援事業、中小企業などへの利子補給基金の積立てなどを予算化し、町の実情に即した様々の事業を段階的に展開してきたところであります。

なお、これまで当町における新型コロナウイルス感染症関連の事業費の総額は、国の交付金や補助金を活用した事業含めて約19億5,100万円となっております。

当町におきましても、8月7日以降、4名の感染者が確認されており、長野、上田両圏域にそれぞれ警報、特別警報が発令されるなど新型コロナウイルス感染者数が増加している状況でございます。

住民の皆様には、引き続き感染症拡大防止にご協力いただくとともに、感染者や治療に当たっ

た医療関係者などに対して不当な差別や偏見、いじめなどが行われないう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いしたいと考えております。

町といたしましても、正確な情報提供や注意喚起などに努め、危機感を持って感染防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

教育長（清水君） 1、新型コロナウイルス感染症対策について、（イ）第1次支援についてのうち、学校の臨時休業期間の取り組みの評価についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまでに前例のない長期間にわたる臨時休業を経験したところでございます。臨時休業中及びその前後におきましては、各学校の情報交換や共通理解、緊急課題の対応などを図るため、臨時の校長会を適宜開き、教育現場の様子や学校長の意見等を聞きながら対策を講じてきたところでございます。

臨時休業中の児童生徒の学習の取り組みといたしましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援といたしまして、教科書会社や文部科学省、県教育委員会のホームページなどのコンテンツを紹介するとともに、学校職員会と学年会、教科会におきましては、個別学習支援システムの提供とその周知を行ってまいりました。また、すぐメールによるアンケート調査を行い、インターネット環境がないご家庭を把握する中で、各学校の体育館にWi-Fi環境を整備し、使用していなかったパソコンを活用した個別対応も行ったところでございます。

この間の教職員の対応といたしましては、子ども達への週1回の課題の作成と配布、回収、評価を行ったほか、子ども達の健康状況や生活状況、精神面等を考慮し、担任等による家庭訪問を実施するとともに、すぐメールを活用した健康チェックや、希望者には必要に応じて教育相談や健康相談などの個別対応等、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

このように、長期間にわたり臨時休業中の取り組みを行ってまいりましたが、教職員については、子ども達への課題作成の際の内容やその量などに苦慮したほか、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配布された課題の進み具合や生活のリズムの面でも、個人差が多く見られるなどの課題が見えてきました。

こうした課題につきましては、保護者からご意見をお聞きした教職員からの提案があり、5月11日から22日までの間の平日に限り、家庭でも学校と同じように時間の区切りを意識した生活を送れるよう防災行政無線の戸別受信機を活用いたしまして、朝の挨拶から始まり計4回、学校と同様のチャイムの放送を行ったところでございます。各学校においては、子ども達への課題作成の際にチャイムに合わせた時間割を作成し、時間割に合わせた課題の内容や量などに工夫をする中、子ども達も規則正しく時間に余裕を持って家庭学習などに取り組むことができるようになり、生活面も含め、多くの保護者の皆さんから非常に有効であったというご意見をお聞きしたところでございます。

また、学習面での遅れが心配される一方で、家庭環境や子ども達の心のケアといった心配も懸念されたことから、早い段階から各学校において家庭訪問を行い、課題などを配布する際にご家庭の様子をお聞きする中で、希望者には教育相談、健康相談等、個別対応を実施するとともに、必要な子どもやご家庭には、教育・心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなどの対応を図ってまいりました。また、相談を行う中で、支援が必要な子どもに対しまして、各学校で個別に対応し、学習指導や生活指導などを行うことにより、子どもをはじめ保護者の心のケアにも努めてきたところでございます。

このように、様々な取り組みを行ってまいりましたが、各ご家庭の協力や関係者の皆様の協力のほかに教職員などの努力の甲斐もありまして、学校再開後の子ども達の様子などを伺う中では、元気にのびのびと過ごしているとのことであり、課題や反省点もございましたが、一定の成果があったのではないかと感じており、今後に活かしてまいりたいと考えております。

続きまして、(ハ) 今後の対策はのうち、GIGAスクール構想に関するご質問についてお答えいたします。

GIGAスクール構想では、多様な資質や能力を持つ子ども達や、支援が必要、または不登校の子ども達など、誰一人取り残さない、個別最適化された学びの実現が求められております。

このため、ICT機器を効果的に活用した授業改善や、情報モラルを含む情報活用能力の育成など、従来の教育実践とICTを組み合わせたICT教育を推進することにより、教育環境の充実を図るとともに、今後訪れるICT社会に対応できる人材の育成を図ることが重要と考えます。一人一人の子ども達に対し、学習状況や興味関心に応じた個別対応ができるよう、導入した情報機器等を効果的に活用するために、教職員のICT技術向上のための研修会を定期的開催するとともに、専門的知識を持ったICT支援員を配置することも視野に入れ、ICTと従来の教育実践とのよりよい組み合わせが図れるよう、教職員の負担を軽減しつつ、全体のレベルアップへの取り組みに力を入れていく考えでございます。

また、各年度におけるICT活用目標を計画し、各年度終了後、各学校の活用状況等を取りまとめを行い、坂城町ICT推進委員会において達成状況を検証する中で、未達成の学校における対応等を協議、検討するなど達成状況を踏まえたフォローアップ等も重要であると考えているところでございます。

総務課長（柳澤君） 1、新型コロナウイルス感染症対策について、(イ) 第1次支援についてのうち、特別定額給付金の利用状況等のご質問についてお答えいたします。

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として設けられた、国民全員に1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業につきましては、期間中広報やホームページ、防災行政無線で随時お知らせし、また、未申請の方に対して再勧奨の通知をお送りするとともに、職員が直接ご自宅を訪問するなどの対応も図ったところでございます。

未申請の要因については、住民基本台帳上町内に登録されているものの、何らかのご事情により実際には住んでいないことが主な要因と考えられるところでございます。また、申請していただいたうち、不受理や詐欺被害に関してでございますが、申請書類に不足や不備があり再度提出していただいたケースは若干ありましたが、町で申請を受理しなかったものはなく、詐欺被害に関しても把握する中では出ていない状況でございます。

次に、事業にあたっての問題点と課題ということでございますが、4月の閣議決定後全国一斉に準備作業に追われたことなどから、当初、システムの対応や郵送の手続などに時間を要し、申請書の発送が若干遅れてしまったことや、マイナンバーカードによる受付手続も可能でありましたが、オンライン申請が少なかったことなどが挙げられるところでございます。

続きまして、(ハ)今後の対策はのうち、財政運営の考えはのご質問についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対策について、町においては補正予算等を組み中で、できる限り迅速な対応に努め、令和2年度一般会計における新型コロナウイルス感染症対策事業に係る歳出予算額は、今議会に上程している第8号補正分を含め、約19億5,100万円であり、ご質問の一般会計に占める割合は22.8%となっております。

今後の財政見通しでは、世界的な経済の停滞により法人個人ともに町民税の増収は難しく、加えて、税金の納付が困難な方について納付を1年間猶予する特例制度が創設されたことにより、町税のみならず国税を財源として地方に配分される地方譲与税や地方消費税などの交付金にも影響が出るものと考えられ、予期せぬ歳入の減少については、財政調整基金を繰り入れながらの緊縮した財政運営を余儀なくされることもあろうかと考えるところでございます。

一方で、今後におきましては、1年間猶予された町税等の収入が見込まれること、また町税等の減収分については、翌年度以降3年間で普通交付税において調整がなされることなど、現制度化における歳入の動向を把握しながら財政運営を行っていく必要があるかと存じます。

先の見えない社会情勢の中、厳しい財政運営が求められることになるかと思いますが、こうした動向把握のほか、国、県等の補助金や特定目的基金や財政調整基金の活用など歳入の確保を図り、歳出におきましては、取り組まなければならない事業の優先度に配慮し、これまで以上に事業の必要性、費用対効果等を精査しながら、持続可能な町の財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） はじめに、(イ)の第1次支援の特別定額給付金以外の事業で申請期限等が終了した事業についてお答えをいたします。

県と町との協調により実施いたしました新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金は、緊急事態宣言の発令の中、4月24日から5月6日までの全ての期間で休業等の要請にご協力をいただいた事業者に対し、県と町が協調して協力金を給付する事業として行いました。

当町においては、飲食提供施設23施設、スポーツジムやヨガスタジオなどの運動施設4施設、

村上地区の観光農園1施設の28施設に一律30万円の協力金を給付いたしました。この期間において、飲食店やスポーツジムなど3密が想定される施設の休業や時間短縮により、新たな感染防止対策につながったものと考えております。

次に、新たなサービスを始める飲食事業者を応援する新サービス創出応援補助金でございますが、申請期間を令和2年6月1日から8月31日までとして実施をいたしました。売上げが落ち込んでいる飲食事業者が、新たなサービスとしてテイクアウトやデリバリーなど経営の多角化や売上げを確保する取り組みを行う際に係る初期費用を補助するもので、補助限度額を20万円としているものでございます。

申請がありました件数は13件、交付決定額は254万円でございます。利用件数は、想定した4割強ほどでございましたが、今回の事業を利用した飲食事業者においては、コロナ禍が終息しても続けられるサービスとして確立され、利用者も徐々に増えているとお話もお聞きする中では、今後の売上げの確保等に貢献できたものと考えております。

続きまして、スタンプラリー消費回復応援事業でございます。

業況が悪化している町内の商業やサービス業など、事業所の経営回復と事業継続を図り、地域の消費喚起を促すため、町商工会への委託事業として実施をいたしました。6月と7月で2回実施し、合わせて865人の方に参加をいただきました。多くの皆さんに参加いただけるようスタンプラリー用の台紙を全戸配布し、様々な形で情報発信を行ったところでございますが、利用世帯といたしましては約1割という状況でございます。

利用件数が伸びなかったことから、消費者へのインセンティブの方策、周知、情報発信の方法などについて町商工会とともに検証し、課題の洗い出しを行う中で、新たな消費喚起や経済回復事業などにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、小規模事業者等持続化応援支援金についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内小規模事業者に対して、国の持続化給付金の対象とならない町内の事業所の事業継続を下支えし、経営の安定化を応援するため支援金を給付する事業でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収まらず、小規模事業者等に甚大な影響を与え続け終息する見通しが立たないことから、7月末までとしていた申請受付期間を来年1月29日まで延長し、小規模事業者等の支援を図っているところでございます。また、給付対象となる売上げ減少の対象期間としましては、国の持続化給付金に合わせて12月末までとしているところであり、そのほかの支給要件など内容の変更はございません。

続きまして、(ロ)の2次支援についてお答えをいたします。

地域応援活性化事業「チア・アップ!さかき2020!」についてでございますが、令和元年東日本台風による千曲川氾濫被害の傷跡がまだ癒えない中で、新型コロナウイルス感染拡大によ

り、日常の生活への制限と世界中を巻き込んだ不況が覆っておりますが、地域の皆さんや事業所の皆さんを応援し、地域の活性化を図るため、8月12日に株式会社まちづくり坂城を中心に、町商工会、テクノさかき工業団地組合と共同で「チア・アップ！さかき2020！」を開催いたしました。

予定しておりましたピアノコンサートとビアガーデンは、町内での新型コロナウイルスの動向により中止といたしました。来場者のマスクの着用や検温、手指の消毒など感染予防対策を十分に図った上で、規模を縮小しての開催となりました。

当日は、新型コロナウイルス感染症による影響や猛暑であったことから、町民の出足は鈍かったものの、出荷された盆花など完売した商品もあり、販売促進と売上げの向上に貢献できたものと考えております。

また、地域の皆さんの元気があふれ、新型コロナウイルスが一刻も早く終息するようお願いを込めて、町内3か所で打ち上げた花火は、多くの町民から感動と応援のメッセージが寄せられました。コロナ禍で頑張っている地域の皆さんへの応援になったものと考えております。

続きまして、中小企業対策事業の基金の積立てについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、町内中小企業等の資金繰りを支えるため新設した経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）では、貸付後5年以内について利子補給を行うこととしておりますが、2年目以降の利子補給に必要となる金額を基金に積立て、年度ごとに必要な金額を繰り出すものでございます。

借入額に応じた利子補給金を計算し、基金に積立てを行います。令和7年度の最後の利子補給において基金が残っていた場合は、残額を国に返還することとなります。

続きまして、雇用調整助成金等申請支援補助金についてお答えをいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所が、従業員等の雇用の維持を図るため、国の雇用調整助成金等の助成を受けようとして、その申請書作成に係る業務を社会保険労務士に委託をした場合、その支払った経費に対して補助金を給付するものでございます。8月1日から受付を開始しており、現在2件の申請をいただいております。

事業者が社会保険労務士に支払う申請代行料金は、受け取る助成金額に対する割合で決められているところが多く、一概にいくらとは言えない状況でございます。町内の大手、中堅企業等においては、社会保険労務士との年間顧問契約の中で対応されていたり、社内の総務担当者などが手続を直接行っていることなどから、この補助金については、小規模で従業員数が少なく、煩雑な申請手続まで手が回らないといった事業所への支援策として設定をいたしました。補助金の上限額設定については、社会保険労務士に支払う申請代行料金が様々であることから、同様の補助制度を設けている市町村の状況を勘案した中で定めたところでございます。

また、この補助金は、事業所の負担軽減を目的とするものであり、受け取る助成金額や申請回

数によっては、この補助金で全て賄えない事業所もあるものと考えております。

教育文化課長（堀内君） （イ）第1支援についてのうち、特別給付金以外で教育委員会が所管する事業についてお答えいたします。

教育委員会所管の事業は大きく2つございますが、1つ目といたしましては、臨時休業に伴い増加する経済的負担を支援するための事業であります。

まず、国の児童手当の上乗せ給付金の対象とならない18歳未満の子どもへの保護者に対して、子ども1人につき1万円を給付し、対象者340名のうち、申請期限の8月31日までに338名の申請があり、執行率は99.4%でございます。

また、18歳未満の子どもがいるひとり親世帯に対しましては、1世帯当たり2万円の坂城商品券を給付し、対象となる134世帯のうち、申請期限であった8月31日までに133世帯の申請があり、執行率は99.3%でございます。

また、町内全ての18歳未満の子ども1人につき2千円分の図書カードを配布し、対象者2,038名全員への配布を5月中に完了したところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける学生の就学等への支援を行う事業がございます。

まず、準要保護児童生徒援助費支給事業の対象者に対しましては、特別支援費として年間3万円を上乗せして支給しているところでありますが、7月までに申請があり、7月の定例教育委員会において認定された111件について、8月から順次執行しているところでございます。

また、坂城町奨学金の対象者に対しましては、特別応援奨学金として月5千円を上乗せして給与し、8月の定例教育委員会までに計8名が奨学生として認定されており、通常の奨学金の1回目の給与月であります10月に合わせて半年分を執行する予定でございます。

2つ目といたしまして、保育園や学校等における感染拡大防止のための事業のうち、防疫用品の整備につきましては、これまで手指消毒液や施設設備用消毒用品などの消耗品について購入しており、発注済みのものを含め、8月末現在で約89%の執行状況となっております。

また、学校体育館等でインターネットを活用する学習支援のためのパソコン購入事業につきましては、既に予定していた30台が納品され、支払いも完了しており、万一臨時休業等になった場合に備え、いつでも活用できるよう設定作業等の準備を整えているところでございます。

続きまして、（ロ）第2次支援についてのうち、GIGAスクール構想推進事業についてお答えいたします。

はじめに、坂城町ICT推進委員会につきましては、坂城町学校職員会の中に位置づけられており、各学校のICT担当教員によって構成されておりますが、今回のGIGAスクール構想推進事業における端末の選定等につきましては、各学校長、教頭なども参画する中で検討が行われました。

端末の選定にあたりましては、最初に文部科学省が推奨する3種類あるオペレーティングシステム（OS）から1種類を決めなければならず、6月18日にデモ会を開催する中で、各学校の校長、教頭の意見も踏まえ、ICT推進委員会から操作性の良さや子ども達にとって扱いやすいなどの理由から選定したOSについて答申を受けたところでございます。

また、8月3日には、選定したOSを搭載し、文部科学省の補助対象となる基本パッケージで構成される各メーカーの端末機器のデモ会を開催し、補助金の上限額である基本パッケージの中で落下などの際に壊れにくい丈夫な機種であるとともに、無料で使用できるソフト等が充実しているパッケージとなっているものが選定され、答申を受けたところでございます。

なお、整備完了後の運用方法につきましては、今後研修等を通じて教職員のICT技術の向上を図りながら、ICT推進委員会を中心に検討していく予定でございます。

また、本事業につきましては、全国一斉に行っていることから、端末やルーターなどの機器の調達が大変難しい状況と聞かるところでございますが、来年の3月末の整備完了を目指し、速やかに契約手続等を進め、できる限り早い発注ができますよう努めているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、3点についてお答えいたします。

まず、（イ）第1次支援についてのうち、体系的な枠組みにおける予算執行率についてでございます。

町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した対策事業として、第1次分につきましては、3つのテーマを柱に事業を展開しているところでございます。

テーマごとの8月末現在における予算の執行状況につきましては、まず1つ目のテーマ、雇用の継続と事業者の事業継続のための事業につきましては、利子補給や信用保証料の補給、休業協力金や持続化応援支援金、スタンプラリー応援事業などの事業を実施しており、予算の執行率は29.8%でございます。

2つ目のテーマ、学校等の臨時休業に伴う子育て世代や若者を支援するための事業につきましては、児童手当の対象外世帯への上乗せ支給、ひとり親世帯への支援、図書カードの配布や就学援助費、奨学金の増額など、事業を実施しており、執行率は79.2%でございます。

3つ目のテーマである、町有施設等における感染症対策防止のための事業につきましては、地域への防疫用品の整備や避難所への防疫用品の整備、小中学校などのオンライン環境整備などの事業を実施し、執行率は81.0%でございます。

第1次分の事業全体の執行状況といたしましては、執行率は41.3%という状況でございます。

続いて、進捗状況といたしましては、2つ目のテーマ、学校等の臨時休業に伴う子育て世代や若者を支援するための事業と、3つ目のテーマ、町有施設等における感染拡大防止のための事業につきましては、対象者への給付や関連用品の整備により、一部支払いが済んでいないものもあ

りますが、おおむねの事業が完了している状況であります。

また、1つ目のテーマ、雇用の継続と事業者の事業継続のための事業につきましては、年単位での事業であったり事業期間が満了していない事業が多い中で経過的な状況と捉えており、今後とも需要が続くものと考えているところでございます。

続いて、(ロ)第2次支援についてのご質問のうち、学生リフレッシュ応援事業についてお答えいたします。

学生リフレッシュ応援事業は、新型コロナウイルスの影響で不安な時期を過ごす学生の応援を目的として、8月1日から9月30日までを申請期間として実施しているところでございます。

お贈りする応援券は、びんぐし湯さん館の贈湯券、坂城商品券、町長からの応援メッセージをセットにしたもので、学生本人に申請をしていただくほか、親御さんやご家族にも申請いただけることとしております。申請状況といたしましては、本日お昼の時点で90件の申請をいただいている状況でございます。

町といたしましては、学生が帰省された際に、ご自身や友人、ご家族などと温泉に入り、また食事やお買物を通して心身共にリラックスをしていただき、ふるさと坂城の良さを再発見していただける機会になればと思っております。

しかしながら、コロナ禍の中で、帰省がままならない学生に対しましては、親御さん等に申請いただいた後、商品券で学生さんが希望する品をご購入いただき、お送りいただくことも可能となっております。学生さんの状況に合わせてご活用いただけるものと考えているところでございます。

続いて、(ハ)今後の対策はのうち、サステナビリティ（持続可能な）社会に向けた方策についてのご質問にお答えいたします。

長期総合計画は、10か年の長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した町政運営の基本となる最上位計画であります。第6次長期総合計画の策定におきましては、持続可能なまちづくりに向けた視点として、SDGsを加えていきたいと考えております。

第6次長期総合計画を策定していく中で、町の課題や取り組んでいく施策をSDGs達成の観点からも整理し、町の施策の推進を通してSDGsを推進してまいりたいと考えており、SDGs達成に向けたまちづくりも、サステナビリティ（持続可能な）社会に向けた方策の一つになろうと考えているところでございます。

また、世間を取り巻く状況といたしましては、様々な分野でICT化が進み、情報化社会が構築されてきましたが、国においては、そこからさらに進み、AIやビッグデータの活用が図られるSociety 5.0時代が掲げられ、その到来が予測されています。

そんな中、新型コロナウイルス対策としても注目を集め、企業においてもテレワークやウェブ

会議の活用などが急速に浸透するなど、働き方の形も多様化が進んでおります。

町では、これまでも町の発展に向けて様々な取り組みを進めてまいりましたが、今後につきましても、社会の変化や経済の動向などを注視し、持続可能な社会といった視点も含めた、時代にあった施策や事業を検討してまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、（ロ）第2次支援についてのうち、手当等受給者特別給付金給付事業のご質問から順次お答えいたします。

この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅の障がい児・者の監護・養育に係る負担が増大しているということに鑑みまして、県が支給をしております特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の受給者に対して、町が特別給付金を給付する事業でございます。

最初に、該当者数についてであります。まず特別児童扶養手当の受給者は、一定の障がいのある児童を監護する親御さんなどとなります。所得制限により、手当の支給が停止になっている方を除くと48人ということですが、今回の給付金は、所得制限超過者でありましても、感染症の影響で収入が減少し、所得制限未満になる方についても支給対象とすることにしており、この要件に該当する場合は、支給停止となっている3人の方についても対象となる可能性がございます。

また、障害児福祉手当につきましては、特別児童扶養手当と重複する4名の方を除くと2人、特別障害者手当については、15人ということですが、したがって、支給対象見込者、給付金を受給される方としては、最大68人ということになります。

また、特別児童扶養手当におきましては、同一の世帯で複数の該当のお子さんがいるという世帯が5世帯ございますので、給付金の算定対象となる最大の数としましては73人ということでございます。

続いて、対象を7月分の手当受給者とした根拠ということですが、新型コロナウイルスの感染拡大で、特に4月の緊急事態宣言による様々な行動制限の中で、感染について配慮を要する重い障がいのある方やご家族への負担軽減を図るという事業の趣旨を考慮したものでございます。具体的には、県の手当の判定が毎年8月で切り替わります。その状況によりましては、一番大変な時期でありました緊急事態宣言期間に、手当を受給していた方が、この給付金を受けられなくなってしまうということが生じないように7月分の手当受給者としたところでございます。

次に、重度障がい者や寝たきり高齢者等を在宅で介護されている方に支給する在宅介護応援特別給付金給付事業についてでございます。

本事業につきましては、新型コロナウイルスへの感染により、特に重症化が懸念されます重度障がい者や寝たきり高齢者等、在宅で介護されている方の身体的、精神的ご負担が増大している

ことに鑑み、その労をねぎらい、応援することを目的として、今年度に限り特別給付金として給付するというものでございます。

この事業の支給額を年額では3万円、月当たりでは2,500円とした根拠でございますけれども、今回の給付金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、介護者の身体的、精神的負担の増大ということに着目をしているわけでありまして、これらを金額として定量化するということは大変困難でございます。したがって、マスクですとか手指消毒液等、感染予防のための衛生用品等の購入などでおおむねひと月に係る経費分として、設定をしたということでございます。

また、該当されない方について返納を避ける配慮ということでございますけれども、本給付金につきましては、障害分野また高齢者の分野で、介護者慰労金という事業を現在実施しておりますけれども、この事業と同時に支給することとしておりまして、この慰労金につきましては、支給に当たって入所ですとか入院といった状況を事前に確認いたします。そうした状況からしますと、非該当者が返納になるという事態は、ほぼ避けられるかなと考えておりますので、そのような形で事務を進めてまいります。

続いて、(ハ)今後の対策はのうち、県の感染警戒レベルについてのご質問にお答えいたします。

長野県が独自に設定しております新型コロナウイルス感染症の感染警戒レベルにつきましては、8月4日に、それまでの3段階から6段階に変更し、さらに8月19日に内容が一部修正をされてございます。

感染警戒レベルにつきましては、圏域あるいは全県の感染状況を示すものでありまして、感染者の発生が落ち着いている平常時のレベル1から、特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が発令された場合のレベル6までの段階に分かれております。

この感染警戒レベルが分かりにくいとの声が聞かれますが、これはそれぞれの感染警戒レベルの目安として示されている、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数に加え、受入可能病床数に対する入院者や重傷者の割合、人口10万人当たりの療養者数、PCR検査陽性率、感染経路不明者の割合等のモニタリングにより、総合的な判断をしているということ、それともう一点は、国が示した4段階のステージとの関係性などに起因しているものではないかと考えております。

町としましては、感染警戒レベルの上げ下げに際して、どのような状況分析からレベルの上げ下げに至ったのか、具体的にどのような対策や注意が必要なのかといったことを、明確に説明していただくことが重要ではないかと考えているところでございます。

次に、生活困窮世帯の支援についてお答えいたします。

生活困窮世帯への支援につきましては、コロナ禍でありましても、まいさぼ信州長野や町社協、

または私ども福祉健康課、保健センター、教育委員会、県の保健福祉事務所等の関係機関が、常に連携する体制をとっております。定期的に情報共有の場を設けるとともに個別のケース会議を随時開催し、必要に応じては関係する支援者などにもご出席をいただくなど、官民の枠を超えて支援にあたっているところでございます。

次に、民生委員の行動力強化を図る必要性ということでございますけれども、コロナ禍におきましては、委員自身の健康と主な訪問先となります高齢の方など、重症化リスクの高い方を守るということも一方では重要であります。そうしたことを踏まえますと、訪問活動というのは非常に難しい状況であることをご理解いただきたいと存じます。そういった中でも支援が必要な方を見逃すことのないよう、極力接触を避ける工夫として玄関越し、窓越しでの対応あるいは電話の連絡等、対面に限らず可能な範囲で活動を行っていただいているという状況でございます。

町としましても、様々な相談が寄せられる中で、民生委員と今まで以上に密接に連絡を取りながら対応をしているということでございます。今後も感染予防を講じながら活動をお願いしてまいりたいと考えております。

12番（塩野入君） ちょっと質問量が多かったものですから、再質問の時間が余りないです。ちょっと2点だけお聞きしたいと思います。

感染警戒レベルは広域圏が基準になるんですが、その長野圏域の構成市町村の連携体制というのは整っているのかどうか。それから、県から発令などが市町村に届くその連絡体制はどのようになっているのか。もう一つは、生活困窮者等自立支援相談事業が、社会福祉協議会に委託されています。このコロナ禍での子ども・子育て、そして心身の健康や生活福祉などの分野の相談状況、その分野どのくらいあったか、以上2点よろしくお願いたします。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

長野圏域の関係でございますけれども、まず、県の感染警戒レベルの上げ下げについては、県が設置する専門家懇談会の意見を聞き、県の対策本部において決定をされるということでございます。基本的に決定後は速やかにメール等で連絡が来るとということでございますけれども、例えば、8月25日に長野圏域の感染警戒レベル3に引き上げられましたけれども、その際には、翌日の午前中には、長野地域振興局と私どもを含む管内市町村のテレビ会議による連絡会議が開催され、引上げに至った経緯あるいは状況の確認、また今後の対策について情報共有をしたということでございます。そういった部分で連携を十分に図っており、実際にその会議を通して、町内の飲食店なんかはガイドラインの周知に回って行くということまで、うちの町としては決定をしたというところでございます。

それと2つ目のご質問、生活困窮相談の関係でございますけれども、ご質問にございましたように、生活困窮者等自立相談支援事業、本年度から社会福祉協議会に委託をしてございます。4月以降行った相談でございますけれども、8月末までで、延べ388件でございました。

分野別に分けますと、子ども・子育て分野については46件、健康に関する分野が19件、生活福祉については323件ということでございます。また、4月から8月末まで22名が新規相談ということで、昨年度1年間24人ということでありましたので、そのペースも大きく上回っているという状況でございます。

12番（塩野入君） いろいろご質問いたしました。

長野県では県が独自に定める新型コロナウイルス警戒レベルをレベル3から後づけの形でレベル6へと改定するなど、感染者数が拡大をしております。国のコロナ対策もころころと変わり、経済も大きく冷え込み、ワクチンも完成途上で新型コロナウイルスの終息は先が見えません。こうした中で、コロナ対策の取り組みは、走りながら対応しなければならない厳しい現実があります。

一方で、地方移住とデジタルシフトによる新しい生き方や働き方の視点も取り沙汰がされています。これからは、対策という点からそれをどのようにつなげるかという線、そしてさらには、その地域や町全体という面、そういうふうに進む展開が重要かなというふうに思っております。新型コロナウイルスの一刻も早い終息を願い、これにて私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

今回は、明日10日午前9時から会議を開き、一般質問及び一般会計決算案総括質疑各特別会計決算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時08分）

9月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-------------|-----------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 企 画 調 整 係 長 | 宮 下 佑 耶 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 胃がんの原因ピロリ菌についてほか 中 嶋 登 議員

(2) 町の新型コロナウイルス感染症の対策について第3弾
ほか

大 森 茂 彦 議員

(3) 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてほか

滝 沢 幸 映 議員

第 2 議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第39号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

第 4 議案第40号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

第 5 議案第41号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

第 6 議案第42号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、13番 中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、今議会におきまして、坂城町名誉町民条例によりデイリーフーズの社長である高見澤正さんをご推挙され、名誉町民とされます。コロナ禍の時代、大変うれしい明るいニュースです。私も中沢町政の頃より数回にわたり、名誉町民ご推挙を申し上げて一般質問を行っております。感謝するとともに、敬意を表するものであります。

そして、今議会では、長野県下初である坂城町犯罪被害者等支援条例が制定されます。5月に痛ましい事件が起きての制定とのことでありましたが、全協の場所では、今回の事件においては対象外とのことでした。しかしながら、私の何とかならないのかという質問に対して、町職員の知恵と努力と、そして最終的には町長のご英断により、100万円の予算付けがなされました。これまた、敬意を表するものであります。ありがとうございました。また、この条例により、またなお一層の安心・安全、そして付け加えるならば、安定のまちづくりをお願いをするものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

①胃がんの原因ピロリ菌について。この質問は3回であります。

井戸水を飲んだ世代は、約9割の人がピロリ菌感染であり、胃がんの解剖すると何と100%ピロリ菌が出てくると言われております。

私も井戸水世代でありましたので、一般質問をすることも踏まえて武市医院へ行きまして検査をしていただきました。何と私も、検査結果を聞きに行きましたら陽性でありました。先生よりピロリ菌の薬を処方していただき、その後の検査では陰性となり、ピロリ菌はゼロとなりました。

年に1回、中学校や高校時代の同級会のときに、みんなにピロリ菌検査を勧めております。胃がんでなんか死なないようにしようとPRをしております。やっぱり、同級生、結構大勢ピロリ菌いまして、中には井戸水きりしか飲んでしかいないようなのが、いや、俺いなかったわいというのもありましたけど、ほとんどおりまして、みんな、中嶋に言われるように、おらお医者さんに行って薬飲んでなんて言って、大分ピロリ菌を同級生退治しております。とにかく、そういう部分もありますので、役場の皆さんも、議員もそうなんですが、ピロリ菌検査ぜひおやりになったほうがいいと私は思います。

(イ) ピロリ菌検査を。

団塊の世代が70代となってきた。国保の医療費を抑制していくためにも、町の健康診断でピロリ菌検査を加えるとともに、除菌も無料にすべきであると思いますが、その辺のところをお尋ねをしておきたいと思っております。

(ロ) 中学生に集団健診を。

私は、平成29年12月議会においても、中学生に集団健診を行うよう提言をしております。

町長もご記憶があると思いますが、当時、千曲医師会の主催によって文化センターで講演会が開かれました。そのときの講演会の演題が「ピロリ菌と胃がん」であり、講師は須坂病院の赤松副院長先生でありました。そのときのお話の中で、生まれたときから水道水を飲んでいる世代も、何とピロリ菌がいるとのことでした。私はちょっとびっくりいたしました。先ほど申し上げましたように、私ら井戸水世代だけだと思っておりましたので、本当にそんなことあるのかと思えました。まさかと思ったんですが、小中学生の子ども達にもピロリ菌が感染しているとは、思っ

もなかったことを先生から教わりました。

そして、これは最近のお話ですが、松本の明善中学校の保健の先生であります藤岡先生がピロリ菌検査について論文を発表いたしました。何と最優秀を取得されております。これは信濃毎日新聞に載っております。

松本市では、2018年、今から2年前になりますが、全中学生を対象に胃がんの原因となるピロリ菌の検査を実施するようになり、学校でのピロリ菌検査は、全国的にも先進的であると、これまた高く評価されております。

でありますので、余計に、我が町でも至急に取り組み、子どもの命を守るべきかと思いますが、その辺のところをお尋ねいたします。

で、当時、先ほど申し上げたように赤松先生のお話の中で、パンフレットをあのときの私引っ張り出してきまして、千曲医師会より中学生、高校生の皆様という、こういうパンフレットが出ています。もう一つは健康ニュース、これは千曲医師会で、もちろん坂城町のドクターみんな入っていますが、こういうのが。議員にも見せろと言われますから、こういうものが、実はそのときに配られた。こういうパンフレットを配っていただいて、そのときに講演会が行われたということでもあります。

ちょっと時間も空いたから、ちょっと大事なところを読みますが、

千曲医師会より中学校、高校生の皆様へ、皆さん胃がんという病気を知ってますか、とても怖いがんの一つです。でも、最近、胃がんの原因はピロリ菌であるということが分かってきました。つまり、ピロリ菌を退治すれば胃がん対策になるということです。今の中学生、高校生がピロリ菌に感染している割合は5%と言われております。また、ピロリ菌に感染している人が一生のうち胃がんになる確率は15%との統計の資料があります。ですから、今、千曲市坂城町の中学生と高校生、約4千人のお友達がいるわけですが、そのうち約200人がピロリ菌に感染していて、そのうち15%の約30人が大人になって胃がんにかかってしまいます。そのうち、12人が胃がんを命を落としてしまうという計算になります。

でも、若いうち、特に10代でピロリ菌を退治してしまうと、ほとんど胃がんにならないということが分かってきました。将来生まれてくるであろう君たちの子どもへのピロリ菌感染を未然に予防することができ、将来にわたり千曲市や坂城町から胃がんを予防できることにつながります。千曲医師会では、中学生や高校生にピロリ菌検査を受けてもらい、そして、除菌治療を行い、胃がんを予防しようということを考えています。学校の先生やPTAの皆さんと協力して、ぜひ実現したいものです。

という内容のパンフレットが、会場で配られたということでもあります。

以上であります。1回目の質問をお願いいたします。

保健センター所長（竹内さん） 1、胃がんの原因ピロリ菌について、（イ）ピロリ菌検査をから

順次お答えします。

ピロリ菌は、まだ免疫力が低い幼児期に、主に親子間で感染すると考えられ、胃に取りついて炎症を起こす菌で、ピロリ菌の感染が長期間にわたって持続すると、胃の粘膜が薄くやせてしまう萎縮が進行し、胃がんを引き起こしやすい状態をつくり出すとされております。

一方で、胃がんを発症する原因は、ピロリ菌の感染だけではなく、塩分の多い食品の取り過ぎ、喫煙、多量の飲酒、野菜や果物の摂取不足などからも発症すると言われております。

ピロリ菌の感染の有無を調べる検査につきましては、血液を採取して行う血清抗体検査や吐き出された息による尿素呼気試験のほか、内視鏡による検査などがございますが、検査方法により検査の精度に差がある状況でございます。

町の健診においてピロリ菌の検査を加えてはとのご質問ですが、集団で行う町の特定健診において実施できる検査は血清抗体検査となりますが、この検査法は精度が高くないとされており、実際には陰性であるにもかかわらず、かなりの方が陽性と判定される可能性があるとのことであります。したがって、この検査で陽性となった場合は、個別に再度医療機関において別の検査法により検査をしていただく必要が出てきてしまうところであります。

また、集団健診ではなく、医療機関において個別で特定健診を受診する場合には、健診委託機関よりピロリ菌検査の実施はできないとの回答がございました。なお、ピロリ菌検査において陽性となり、ピロリ菌の除菌治療をされる場合は、内視鏡による診察が必要になり費用も様々なケースが出てまいります。

このように、健診項目に加えるには、大変課題が多く、現状では難しいと考えておりますが、今後も検査精度の向上をはじめ、諸課題に関する動向に注視してまいりたいと存じます。

また、胃がんの予防として、胃がんの原因の一つであるピロリ菌を除菌することも有効ではございますが、胃がんの早期発見のために、町では胃がん検診を実施しておりますので、まずはこの胃がん検診を受けていただければと考えるところでございます。

続きまして、(ロ)中学生に集団健診についてお答えいたします。

松本市で実施しているピロリ菌検査につきましては、中学2年生のうち希望者を対象として平成30年度から実施しているもので、まず、一次検査としまして、先ほど申し上げました血液採取による血清抗体検査を行います。この検査は精度が高くないため、この検査で陽性となった生徒は、個別に予約をして、吐き出された息による尿素呼気試験法による二次検査を実施いたします。

この一次・二次検査の費用を松本市が負担し、二次検査で陽性となった生徒は、除菌をするかどうか保護者が判断した上で、医療機関において自費で除菌をするということでありませう。

検査結果について松本市に確認しましたところ、一次検査の血清抗体検査での陽性判定率は、平成30年度が6.2%、令和元年度が7.2%となっておりますが、一次検査陽性者を対象と

して行う尿素呼気試験法による二次検査の陽性判定率は、30年度が1.3%、昨年度が1.6%と、いずれの年度も検査を受けた生徒約2千人のうち、陽性と判定されたのは30人弱ということでございますので、実際の感染率は高くない状況です。

こうした状況を見ますと、一次検査の精度が低いことや感染率が高くないこと、多くの生徒、保護者が二次検査のために再度足を運ばなければならなくなることなどの課題もございますので、引き続き研究が必要と考えております。

13番（中嶋君） 保健センター所長より、懇切丁寧なるご答弁をいただきました。

私も、今の松本のお話は新聞で読んだだけでありまして、機会があったら一回先生に会ってこようとは思っておりますが、その前に今所長に細かくお調べをいただきまして、大変ありがたく思っております。

今、るるご報告があったわけでありまして、やはり検査方法はたしか4種類ぐらいあると思います。私が武市先生に受けたのは、空気を吹き込むやつです。ふうっとやるやつですね。あれでいるということが分かりました。あと一般的に行われているのは、所長のほうからお話がありましたように血液でやるというのが多い。というのは、血液を採ったときに、いろんな検査ができますので、そこへピロリ菌というようなお考えがあるようです。それからおしっこもいいみたいですし、一番、本当はいいのは内視鏡ですね。これはもう当然やっぱり、場合によっては細胞を取ってきて、それで調べるなんてことをやるから確実だと思います。ただ、それにはお金もかかるというようなことで。

だから、簡易的に血液で松本は、私はやっていると思っております。ですから、両方言いますが、坂城町の場合にも、やっぱり、その大人の健康診断でも、そういう血液を採ったときに、そういうふうにしてもらえれば一番ありがたいのかなと。

それから、今の松本のデータでは、大分少ないというお話がございました。これは町長いいんですよ、少なくなっているということがね。じゃ、どうするんだと、私はゼロなんです。やはり、ピロリ菌を坂城町からなくそうということです。これはもう、20人、30人になったら最高にうれしいことです。必ずやその方にやっていただいて、その方が消えれば、もうピロリ菌は坂城町からなくなります。

で、この後が大事なんですよ。坂城町からなくなるとどういう現象が起きるか。坂城町の子ども達が結婚して、また赤ちゃんができます。そのときにはうつりません。ないんですから。ただ、他市町村からお嫁さん来たとかなんとかという、多少は問題があります。

であります。そういう分を考えますと、私の考えているのは、今、ピロリ菌を抑えるですが、赤痢菌なんかほとんどありませんよ、日本には。だから、赤痢菌がどこかで発生したら、ドクターで赤痢菌の菌を見つけることができないそうです。分からない、知らない、その辺は。我々小さい頃は赤痢菌がたくさん坂城町に蔓延していました。そのときには、どんなドクターでも顕

微鏡で赤痢菌、みんな見つけました。ものすごい勢いで赤痢菌ってやつは、変わっていつてしま
うんです。だから分からない。でも、その当時のドクターはみんな分かりました。でも、今のド
クターは絶対分かんないそうです、赤痢菌なんかいねえから。

そういうように、ピロリ菌を坂城町からゼロ、まさにゼロ宣言をしてもらいたいぐらいに私は
思っているから、こういう質問をしたわけでありませう。

だから今、統計的なことが出ております。両親とも、例えばピロリ菌に感染している場合は
5割だそうです。片親が感染している場合は、2割の児童に感染が認められているというデータ
も出ておるわけです。

ですから今、私が言いましたように、この坂城町からピロリ菌をゼロにしようという、こうい
うことで、今の一般質問をしたわけでありませう。

それで、松本の中学校のほかの先生のお話を申し上げましたが、今所長がおっしゃったように、
やはりいろいろ検査方法とか、いろんな方法があるわけですね。

それで、この先生が論文をお書きになって、これから松本市の学校のその周辺の何校かの皆さ
んを集めまして、その保健の先生を。そこで、みんなにもう少しだから効率よく、まあ言うなれ
ば、ゼロに向かってやっていこうというような内容、また、そういうふうにやっていきたいとい
う論文内容でありませう。

であります、もう、私がああ当時一般質問をして、町長やろうよと言ったら、3年前ですよ。
あんときにやっていけば、長野県で一番だったんですよ。まあ、それが残念ながら、松本では
2年前からおっばじめた。しかも、全員がやってんだと。それで私もおっとこれはいけねえぞと。
それで、今日の一般質問になったという次第であります。

本来、これ通告書に書いてないから何とも言えませんが、せつかく教育長おるんだから、中学
の子ども達に、松本、始めているんですよ、健康診断を。議長のお許しがあれば、教育長に一言
言っていただきたいが、通告にないから駄目ですか。一言でもいいです。やりてえのか、やりた
かねえのか。

それから、最後には町長にも一言いただきたい。

以上。

議長（西沢さん） 中嶋議員、今のは質問ですか。

13番（中嶋君） 質問であります。

議長（西沢さん） 質問ですか。

13番（中嶋君） はい、第2質問として、坂城町で取り入れるのか入れたくねえのか、そこを聞
きたい。

以上。

教育長（清水君） 再質問についてお答えいたします。

中学生のピロリ菌集団健診につきましては、先ほど保健センター所長の答弁にもありましたように、先行実施しております松本市の状況から、検査精度、感染率、そして内視鏡による診察と除菌といったことについて、中学生に当てはめて勘案するなど、引き続き研究が必要であると考えるところでございます。

13番（中嶋君） 通告書になかったことに対して、教育長、ありがとうございます。ご答弁いただきました。ある意味、教育長らしいご答弁でございます。慎重なるご答弁ということで、もっともかと思えます。

また、そうは言いますが、子ども達の命に関わることであります。決して、命というものは一つであります。それこそは、多い少ないということではありません。一つの命が大事なんです。地球より重いんですよ。誰かが言った言葉ではありますが、それぐらいのものでありますので、また、慎重に、そしてまた本腰を入れて真剣に、教育長にはまたお考えをいただいて、私のお願いでは、できるだけ早く導入していただければありがたいということでもあります。

大変教育長には突然で申し訳なかったんですが、町長には両方ともご答弁願うと私は書いてありますので、町長にもひとつここはどうするのか。今の町長の言っている安全・安心は、私のつけた安定ですみませんが、そのまちづくりを町長本気でやっている。

それから、今の学校問題においては、町長、すばらしいです。全国に先駆けて、町長もコンピューターの会社にいましたので、得意技だと思いますので、それを大いに坂城町で発揮していただいて、いろんなところで、全国に負けないようなことをやっています。

その子らの、町長、命を守ろうじゃありませんか。ご答弁をお願いします。

以上。

町長（山村君） 大変強くご質問いただきました。

赤松先生の講演会、私も出席して、私も意見いくつか言ったと思います。あのときに、今、中嶋議員さんおっしゃらなかったけども、副作用もあるという話もありました。ですから、そういう総合的な判断しなきゃいけないと思います。命を守るのは、副作用も起こしちゃいけないということなんです。

それから、千曲医師会が全員が、先生方が、ぜひピロリ菌を全員にやってくれとはおっしゃらないんです。ですから、そこをよく判断して、考えていきたいというふうに思っております。

13番（中嶋君） これまた、町長らしいご答弁をいただきました。慎重なるご答弁だと思います。

町長、私もそのように存じております。やはり、副作用ございます。今、大騒ぎしているコロナ、あれでも、日本もそれこそすごいでっかいお金を出して、これは国が考えていることですから、国民を全部守るぞと。それこそ、もう天文学的な数字の金額をお願いして、天文学的というか、我々のところ注射を打ってくれると。まあそういう、政府も一生懸命ご努力をなされておられるわけですが、あれ、フランスだか、イギリスだか忘れたんですが、日本と契約したところが、突

然、ストップかかっちゃった。何だと聞いたら、町長が、今おっしゃったとおりですよ。やっぱりそうはいつでも副作用があるよと。すごいですね、外国は、何万人にも投与しておいて、1人副作用があったからといって止めちゃった。

一番困るのはトランプさんです。それこそ大統領選挙がありますから、あんなことになっちゃって。あれが全部オーケーになってアメリカ、日本全部注射打って何もなかったということになれば、トランプさん、大統領になれますでしょうけども、これまた、分からねえな。

まあ、そんなことを考えれば、町長、おっしゃったとおりです。その辺は、やっぱり首長として、やっぱり町民の命、それから今の健康を守るのは当然だと思います。

ただ、でも、私に言わせれば、町長、一つだけ、前もそんなこと言ったんですが、私も薬品関係に携わっていた時代がございました。いろんな研究室へ行っておりました。まあ、坂城で言えば寿製薬、隣のミヤリサン研究室で、いろんな、私、薬品を納めていた時代がございました。

そこで、研究員たちは、ドクターの卵として、いろんなお話を申し上げたときに、中嶋さん、私は一生懸命いろんな薬作って、人類、それから地域の人たち守ろうと思って頑張っていますと。ただ、よくよくとどのつまりの話をすると、誰か風邪薬や胃腸薬飲んでも、日本中調べりゃ、一年に必ずや三、四人死んじゃうだわいと。それ何だいと言うたら、これが副作用と。ええ、風邪薬や胃腸薬で死んじゃうだかいと言うたら、それが、死んじゃうんだわいと。現実的に、ぼこぼこやっている研究室の博士たちが私にそんなことを言って、お話をしてくれました。

それで、その研究員の博士の皆さんたちは何を言ったかというところ、中嶋さん、そういうところをおらたちは研究しているだわいと。副作用ゼロの薬、作りたいと。でも、今のこの科学技術では、なかなかゼロにはいかねだわいと。だから、例えば、1万人のうち1人ぐらいはもしかしたら死んじゃうけれどもな、何とかこの薬を出すことによって、世の中に何千人、何万人の人が助かるだわいと。だから、そういうのをあんまり表では言ってもらいたくはないけれども、事実としてはそこだわいと。それが例えば、10人亡くなるのが5人になったわいと、5人になったのが2人になったわいと。最後はどうなるだと言ったら、1人だわなと。で、先生にゼロにならないだかいと。あんまり大きな声言えねえけど、ならねえだわいと。まあこれが、薬学会の実情のようであります。

でありますので、首長の町長でありますから、本当に命を大事にすると、私は、言った今の1万人に1人、それはしょうがねえじゃねえかと言うけれども、町長、これは町長の立場ではしょうがねえじゃねえかと言えませんよね。当然だと思います。

ただ、今の世の流れ、世の中がこれだけ進んできている時代です。やはり、他町村でもそんなことが始まったなんていえば、いいことは、町長、まねをしようではありませんか。

これ以上の再々質問にお答えなんていうことを私は申し上げません。また、町長も、教育長もよくお考えになって、慎重にご検討いただければ幸いです。

あんまり長くやっていると、第2質問へ移っていきませんので、これぐらいにしておきますが、とにかくひとつよろしく願いをしておきます。命を守ってください。

第2質問に入ります。

新型コロナウイルスについて。

この質問は、日々状況が変化をしておりますが、9月2日の通告どおり一般質問を行います。

(イ) インフルエンザとコロナ検査は。

インフルエンザ流行期には、コロナ患者と見分けるために、同時に検査を行う必要が出てきております。どのように対処するのか、町内のかかりつけ医や千曲医師会との話し合いは行っているのか、その辺をお尋ねをしたいと思います。

(ロ) かかりつけ医でPCR検査を。

長野市では、かかりつけ医の医師が必要に応じて、その場で患者から検体を採取して保健所で行う行政検査とし、保険適用とみなし、患者の自己負担を市が負担する仕組みをつくり、10月以降から始める予算組みを行いました。我が町も始めるべきであると思いますが、その辺のところもお尋ねをしておきたいと思います。

(ハ) 感染症受入宿泊施設は。

今後、秋から冬に向かって、第3波、第4波も心配されると思われております。

県は、感染警戒レベル4、これは上田がそうとなっておりますが、以上でホテル4か所、250人分の運用を行うとのことですが、長野保健所管内では何人分確保されているのかお尋ねをいたします。

以上であります。

町長(山村君) 中嶋議員さんから、2番目としまして、新型コロナウイルスについて、(イ) インフルエンザとコロナ検査は、順次お答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月、日本で初めて感染確認されて以来、既にもう8か月が経過するわけでありまして、感染の収束が見通せない中、間もなくインフルエンザの流行期も近づいてまいります。

医療機関では、これからの時期、発熱等で受診する患者に対し、インフルエンザや季節性の風邪などに加え、新型コロナウイルス感染症も想定しながら、診察をしていくということになるわけでありまして。

現状では、インフルエンザの検査につきましては、医療機関で直接実施しますが、新型コロナウイルスに関しましては、医師が必要と判断した場合はPCR検査センターに検査の依頼をし、患者にはその後検査センターに行っていただくこととなりますので、診察の際に、PCR検査とインフルエンザの検査を同時に行うということはない状況であります。

一方、8月28日の新型コロナウイルス感染症政府対策本部会議で決定された今後の取り組み

において、インフルエンザ流行期を踏まえた検査需要に適切に対応できるよう、都道府県に検査体制整備計画の策定を要請することとされました。

併せて、インフルエンザか新型コロナウイルスかが判断できない発熱患者が増加することを踏まえて、地域の医療現場で新型コロナウイルスの検査が簡易、迅速に行えるよう、抗原簡易キットによる検査の大幅拡充など、検査体制の強化がうたわれており、長野県でも体制整備を進める方針との報道がありましたので、動向を注意していきたいと思っております。

いずれにしましても、医師の先生方には、他の患者や医療スタッフへの感染に注意を払いながらの診察となり、大変なご負担となりますが、現在も町内のほとんどの医療機関においては、発熱があるなどの症状のある方については、車の中で待機をしていただき、医師が感染症対策をして車まで出向いて問診を行ったり、出入口や診察室を別にして、ほかの来院者と動線を分けて診療を行うなどの対応をしていただいているということをお聞きしております。

検査や治療といったことに町が直接関わるということではできませんが、機会を捉えて先生方のご意見もお聞きし、町としてできることについては協力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、（ロ）かかりつけ医でPCR検査をについてでございます。

PCR検査は、従来、保健所に相談の上行われてきましたが、現在はかかりつけ医が必要と判断をすれば、直接PCR検査センターを予約し、検査を行えるようになったことで、以前より早期の検査と診断につながるようになりました。

厚生労働省から出されている新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針においても、検体採取体制の強化として、保健所を設置する都道府県等の自治体に対し、医療機関での検体採取体制を進めるよう求めています。

これを受けまして、長野県においても医療機関で検体を採取する体制づくりを進めており、現在は医師会を通じて協力していただける医療機関を募っているというところであります。

当然ながら、日常の医療も提供しながら行うこととなりますので、感染防止のための施設や設備の対応、スタッフ等の体制が整っている医療機関からということになると思いますが、早いところでは9月末から10月初め頃には検体採取ができるようになるとお聞きしているところであります。また、検査については行政検査となりますので、保険適用で行われ、検査を受けた方の自己負担分につきましては、県が負担をするということになります。

ご質問の長野市の例につきましても、長野市は単独で保健所を有する中核市であることから、同様の取り組みを行っているということであります。

続きまして、（ハ）の感染症受入宿泊施設はについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により、長野県内においても感染者が増加し、感染者の増加が著しい上田圏域については感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状況として、県が独自に定める感染警戒レベルが4に引き上げられました。新型コロナウイルス特別警報が発令されま

した。

また、当町を含む長野圏域及び佐久圏域、諏訪圏域は、感染拡大に警戒が必要な状態として感染警戒レベルが3となっており、新型コロナウイルス警報が発令されているところであります。

このように県では、感染警戒レベルを独自に定めるとともに、各レベルに応じて対策を進めることとしており、レベル4に引き上げをした場合には、軽症者や無症状の感染者のための宿泊療養施設を確保することとしております。

この宿泊療養施設につきまして県に確認しましたところ、県全体で250人分を確保しているということ以外、圏域ごとの内訳を公表していないということで、ご質問の長野保健所管内で何人分が確保されているかについては、私どもでは、現在、把握できていない状況であります。

県では今般、上田圏域の感染警戒レベルが4に引き上げられたことにより、県全体で250人分の確保をしている宿泊療養施設の一部について運用を開始していくということで、今後においても状況に応じた適切な運用がなされるものと考えているところでございます。

先日も、阿部知事を交えた長野広域の地域の会議がありまして、その場でも、宿泊施設を持たない坂城町としては、例えば、戸倉上山田ですとか、ほかの地域での宿泊施設の提供というものを考えていただきたいということ、数度にわたって、私からもお願いしておりますので、いろいろ検討していただけるものと思っております。

13番（中嶋君） 町長より、るるご答弁をいただきました。

いろいろ、先ほど、私申し上げましたが、一週間も10日も前に、通告書書いてありましたので、ちょっと、陳腐な質問になった部分があったかと思いますが、検査体制も全国的にも整ってきたり、何百人が何千人、何万人できるような方向が定まってきております。

そういうものを考えますと、国も本気でやっていますし、県も本気でやっていますし、もちろん、町はまさに最前線でございますので、大変ご苦労なされていると思います。

いろいろお話を聞くと、そうは言いますが、坂城町で今は4人出ているわけですが、ほとんど私は、もう軽かったというから、皆さんもう、中には退院しているのもいるんじゃないかなあぐらいに思って、そんなには心配しておらないわけですが、ただ、先ほど申し上げましたように、これから寒くなると、やっぱりインフルエンザ、下手すれば、学級閉鎖なんてことも起きるかもわからない。そのときにコロナが、もし1人、2人いたりすると、とんでもないことになってしまうと。

で、ちょっと、まあ、3波、4波のときの体制になったときに、どうすんだいと。坂城町の町民の命、どういうふうを守るんだということでの、私、質問をさせていただいたわけですが、ただ、そういう部分を見ると、町長がおっしゃったように、町長もやっぱり私と同じことを考えていただいております。

宿泊施設です、やっぱり。坂城町はないんですよ、ホテルもないし、旅館もない。だから、

そういうものを考えれば、さすが町長、今の、県知事に対して、我が町はねえぞと。そういうことで、余計、また、そこでアピールをしておいていただいてよかったですと私は思います。

今、まあ、250人で上田圏域なんて言うから、上田は、それこそ県も本気になってますから。それこそ保健所総出でもって、上田に張りついておると思うんです。

ただ、これが、今上田だけだからいいが、これがあちこち飛び火し始めて、今度、松本で始まったぞとか、駒ヶ根で火ついたりしたら、おっと、今度は須坂だ、中野だと、千曲市だなんて怒られますから、それ以上私言いませんが、そうなったときに250ばかりじゃ足んねえじゃないかと。あっちもこっちもなっちゃって。というときに、我が坂城町の町民をどうすんだと、10人、20人、30人、50人になったときに。ということで、私は最悪を想定して、この一般質問をさせていただいたわけです。

前回のときには、こんなにコロナは大したことねえと私は思ってたんですよ。だから町長に対して、終わったときにはコロナ撃退祭りで、坂城どどんに負けなくらいな祭り、町でやりましょうよ。それで町民には1人頭1万円、1人頭全員にくれるじゃねえかと。しかも、やっぱり今、商業疲弊しておりますから、いろんなことを考えてやっていただいています、商品券で坂城町中、全員に1万円分くれて、それでもって活性化図ろうなんていうのは私、前回はしました。

けども、この時代がどんどん変わってきたら、何とあっちもこっちも、騒ぎなんか絶対出ねえと思ったんですよ。まあ、だから、出た人どこに文句言うわけではないけど、俺だっていつなるか分かりませんから、そんなこと言えないんですが、そうは言ってもそうやってきたと。だから、今回は最悪を想定して、この一般質問をさせていただいたということでもあります。

ましてや、まだ私の後、お二方もまた同僚議員が一般質問やるようで、トータルは11人。ということは、町長、町長もうんと本気でご努力して、いろいろ有線なんか流したりしてやっていただいているのはありがたい。我が全議員も必死なんですよ、コロナに対しては。何とかしなきゃいけないなど。だから11人もやるんですよ。このようなところもご理解をいただきたい。

そんなあんばいでございますので、また、せっかく町長、私に言わせれば、我が坂城町は長野広域にも入ってますよね、何と上田広域にも入ってますよね。何でねえ、前、中沢町長に私言ったことあるんですよ。町長、何で長野や上田両方入っているかと言ったら、おい、中嶋君、そんなこと言うもんじゃねえわと。何だいと言って。大した金額じゃないけども、金も払わなきゃ。何だと言ったら、そうじゃねえんだと。我が坂城町は千曲市と上田市の結節点だ、一番いいところなんだ、坂城町はと。だから、両方入っているんだと。両方のいいところ取りをすりゃいいだろうと。こんなこと、中沢町長に教わったことがありました。

今、ちょうどいい時期なんです、町長。だから議員も言っておりますが、長野広域、上田広域でも、250人の宿泊施設の話を出してもらいたい。というのは、上田ではホテルありますよ。戸倉上山田では旅館ありますよ。長野行きゃあ、ホテル山ほどありますよ。

せっかくの長野広域、上田広域でありますから、ぜひそこで話をしといていただきたい、最悪のことを想定して。これは、町長はいみじくも知事にお話を申し上げたというふうに言っておりますが、知事も大事です、当然、県の一番の方でありますから。

ただでも、そうは言いましても結節点のいいところ取り。また機会がありましたら、ぜひ町長、今の長野広域、上田広域の部分でお話合いがある部分がありましたら、彼らにひとつよろしく頼んでおいていただきたい。最悪のとき、まあないことを願っておりますが、そんなことも町長にお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

さて、コロナ禍、ウイズコロナと日々状況が変化している、まさにコロナ時代であります。ざっくり言いますと、社会秩序、働き方改革、経済の仕組み、学校での端末授業改革など、世の中が大きく変わろうとしております。これを称して、私流に言わせていただければ、コロナ革命とでも言いましょうか。

しかしながら、今まで歴史を顧みれば、アメリカとの戦争、広島、長崎に原子爆弾を落とされた戦争終結、阪神・淡路大震災、東北の大津波と大地震、原子力発電所の放射能汚染、漏れ、また、オイルショック、リーマンショックなど幾つもの大きな国難を経験し、全て乗り越えてきた日本であり、世界で有数の先進国となりました。

今後、必ずやコロナも克服してV字回復となり、今まで以上の日本を取り戻す、そんなことをご祈念をいたしまして、最後に恒例でございます一句添えます。「恐れない、昔、コロナに乗っていた」、恐れない、昔、コロナマークⅡに乗っていました。

これにて、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前 9時45分～再開 午前 9時55分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1、町の新型コロナウイルス感染症の対策について、第3弾として質問いたします。

安倍政権が新型コロナウイルス感染症への対応で、有効な対応策を打てず迷走を続ける中、感染拡大抑止に不可欠なPCR検査の積極的拡大へと、野党と国民の要求で一步一步前進してきております。

コロナ対策の最も重要な点としては、感染ケースの4割を占める無症状感染者からの感染をいかに防ぐかということであり、検査数を増やし、感染者を見つけて保護、隔離、治療をしなければ、無症状感染者が感染リスクをつなげ、感染がくすぶり続け、社会経済活動の再開とともに感染拡大が再燃してしまいます。日本医師会の有識者会議や超党派の医師国会議員の会も、政

府に対し、感染震源地のPCR検査の拡充をそれぞれ提言しております。これらを受けて厚労省は、8月7日の事務連絡で、これまで点で捉えていた検査対象を面的に捉える、この方向を打ち出し、8月18日には、新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aで、感染リスクの高い施設での定期的検査につながる方向を示しました。

安倍首相が辞任表明会見、28日に行いましたが、ここでの触れた政府の対策方針では、それまで自治体と施設の判断としていた方針が、今度は政府として実施を要請すると、このように一歩を踏み出し、全国の自治体で一步一步PCR検査の体制が取られて来ております。

さて、そこで質問でございます。イといたしまして、PCR検査についてであります。

まず1として、先日、介護施設や障がい者施設のスタッフさんのお話をお聞きしました。毎日緊張感を持って感染防止の体制は取っているけれども、利用者さんからうつされるのではないか、あるいはまた自分が利用者さんに感染させてしまうのではないか、そういう心配をしながら働いているとのお話をお聞きしました。

社会的検査として、介護施設や障がい者の施設、また学校や保育園あるいは幼稚園など、多く集まる施設の職員に対して、PCR検査の実施はできないかお尋ねをいたします。

2として、町独自の基準を設けて、その基準を満たせば、医師の協力を得て希望者にPCR検査を行い、検査料の一部を町が負担する、こういうことができないかであります。

例えば、静岡県の富士宮市では、新型コロナウイルス対策として、市が設ける基準を満たせば、無症状の希望者にPCR検査が受けられる事業を始めました。

市が基準として設けたのは、感染拡大地域の訪問、またその地域の居住者との交流、あるいは感染者、濃厚接触者との接触の可能性があった場合を挙げ、いずれかに該当すれば、希望者にPCR検査費用のうち、2万円を一律に補助するというものであります。当町においてもこのような事業はできないかお尋ねいたします。

ロといたしまして、町内介護施設及び障がい者施設の運営状況と支援についてであります。

まず1つ目には、新型コロナで収入減の事業所の支援のため、厚労省は6月1日、通所系及び短期入所系サービス事業所について、利用者から事前の同意があれば、2区分上位の報酬区分を算定し、介護報酬の引き上げを認める特例第12報を通達いたしました。

町内のそれぞれの事業所での扱いと利用の状況はどうなっているのでしょうか。これに対して飯田市では、通所系サービス事業者等感染症拡大防止対策支援事業、この補助金交付を実施するようになりました。

町でも、介護施設等の支援として、何らかの対応を求めるものであります。

次に2番目に、障がい者事業所の運営は今どうなっているのかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（伊達君） 1、町の新型コロナウイルス感染症の対策について（イ）PCR検査に

についてのご質問から順次お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の検査体制につきましては、政府対策本部が定めた基本的対処方針や、国が示した指針等により、都道府県、保健所設置市、特別区において、その強化が図られているところでございます。

長野県におきましても現在、10医療圏の全てに外来・検査センターが設置され、保健所を通さなくても、かかりつけ医が必要と判断すれば検査が受けられるようになっており、必要な方に迅速に検査が実施できるよう、検査体制の拡充が進められているところでございます。

こうした検査につきましては、感染症法に基づく行政検査として実施されており、検査の対象者も新型コロナウイルス感染症の患者、無症状病原体保有者、疑似症患者、及び感染を疑うに足りる正当な理由がある者とされており。また、新型コロナウイルス感染症に係るPCR等検査については、原則として医師がその必要性を判断して実施するものでありまして、町が独自に検査対象や必要性を判断して、行うものではないと考えております。

特に、これからはインフルエンザの流行期を迎えることとなり、発熱患者等に対する検査件数が増大することが予想される中、個々の市町村が独自に検査をすることになりますと、症状のある方への検査の実施や全体の検査体制にも、影響を及ぼすことが懸念されるところで、こうしたことを踏まえ、介護や障がい者施設職員、学校職員のPCR検査はできないかという点については、現時点では難しいと考えております。

一方、県ではクラスター感染を防止するため、重症化リスクの高い方が利用する社会福祉施設等の従業員に、発熱等の症状がある場合は速やかに検査を実施することとしており、有症状者相談窓口であります保健所におきましても、高齢者施設や障がい者施設等に從事している場合は、通常の相談目安よりも軽微な症状であっても相談するように呼びかけているところでございます。

次に、無症状の希望者に町独自の基準を設けてPCR検査を行い、検査料の補助ができないかということでございますけれども、自費診療で検査を受けられる方は、それぞれのご事情や必要性があつてのことだと思っておりますが、そこに町が何らかの基準を設けるということは難しいと考えております。

また、先ほども申しあげましたとおり、町が独自の判断で検査を行うといったことは現時点では考えておりません。

無症状者に対する検査の有効性については、厚生労働省でも、PCR検査は偽陰性の可能性もあるため、感染不安の解消に資するものではないとしており、政府が設置する有識者会議でも、感染リスク及び検査前確率が低い無症状者から、感染者を発見する可能性は極めて低いとし、擬陽性が発生しやすくなることや、検査で陰性であっても、その後に感染機会があれば、繰り返し検査を行う必要があるといった点を挙げています。

しかしながら、8月28日に国が決定した今後の取り組みにおいて、一定の高齢者や基礎疾患

を有する方について、市区町村において本人の希望により検査を行う場合に、国が支援する仕組みを設けることとしておりますので、こうした動向にも注目しながら、今度の検討課題にしたいと考えております。

続いて、（ロ）町内介護施設及び障がい者施設の運営状況と支援はについてお答えいたします。

国では、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、ご質問にもございましたけれども、6月の1日、通所系及び短期入所系サービス事業所について、利用者の同意を前提として、通常より2区分上位の介護報酬を算定することができる臨時的な取扱いを発出いたしました。

この特例により事業所では、これまでと同様のサービスで高い報酬につながる一方、介護保険制度では所得により1割から3割が利用者負担となることから、特例を適用した場合には必然的に利用者の負担が増加するということとなります。

こうした背景もございまして、特例を適用するかどうかについては、事業所によって判断が分かれているところで、町内の通所系及び短期入所系サービスを提供する6事業所のうち、この特例を適用しているのは現在1事業所のみということであります。この事業所におきましても、利用者に説明の上、同意書に記入をいただく中で、7月から2区分上位の算定をしているということでもあります。

しかしながら、利用されている方の中には、在宅サービスを併給されている方もおられ、特例算定をすると月の利用限度額を超えてしまい、超過分については全て自己負担となってしまうことから、こうした場合には現行報酬のまま算定をしているとのことで、事業所側でもご配慮をいただいているということもございます。

いろいろな課題のある今回の特例制度につきましては、先ほど大森議員さんもおっしゃいましたけれども、飯田市さんのほうでは、特例を適用しない事業所については、2区分上位で算定した場合の介護報酬の差額分、これを補助金として交付する制度を始めたというところがございます。

また、お隣の上田市さんのほうでは、特例適用により利用限度額を超えてしまう利用者に対し、限度額超過分のうち、特例による影響分について助成をするという制度を実施予定とのお話もお聞きしております。当町におきましては、町外の通所系・短期入所系の事業所を利用されている方もたくさんおられるということもございますので、飯田市さんのように事業所への補助という制度設計はちょっと難しいかなと考えているところではございますけれども、他の自治体の例も参考にしながら研究をしてみたいと考えているところでございます。

次に、障がい福祉系のサービス事業所の状況でございます。

介護保険サービス同様、コロナ禍であっても事業の継続が求められる障がい福祉サービス事業所では、利用者のことを第一に考え対応していただいております。例えば、就労継続支援B型事業所

におきましては、従来の利用者さんにやっていた業務について、一時的に感染リスクのより低い業務に切り替えるなど、利用者への就業機会の提供や、能力向上のための訓練を続けていただいていたとお聞きをしているところでございます。

また、介護保険のデイサービスに当たる生活介護事業所あるいは放課後等デイサービス事業所では、自宅にとどまることが可能で、通所から在宅支援に切替えができる利用者については、電話等による健康状態や生活状況の確認、訪問による排せつの介助や手洗い、うがいの指導など、できる限りの対応をいただいているところで、こうした場合には、通常提供しているサービスと同等の報酬を算定できる特例措置がございますので、そうしたものをご利用いただく中で、運用いただいているということで、現状では運営状況が逼迫している等のお話は聞いていないというところでございます。

新型コロナウイルス感染症については、まだまだ警戒が必要な状況が続きます。事業所においては、これからも臨時的あるいは変則的な対応が続くものと思われまますので、逐次、状況等の確認はしてまいりたいと考えているところでございます。

14番（大森君） それでは、2回目の質問をいたします。ただいま課長より、るる等お話を報告をいただきました。

国が新たな面的な取り組みを実施してくるということで、それについても市町村でも、今後PCR検査等についても順次取り組みになってくるだろうということでございますので、やはりこれはいち早く実施する方向で検討を、とりあえず準備しておいていただくということをお願いしたいというふうに思うわけです。

で、特に無症状の方が結局、GoToトラベルで全国へ動くわけですね。そういう方々がご本人自身は何の症状もないと思ってそういうGoToトラベル等で感染の少ない地域へ出かけていって感染を広げる、特に沖縄県では本当にもうひっ迫する状況になったということが報道されております。そういう点でもやはりそういう方々を早く発見し、そして治療につなげるということが、コロナを早く終息へ向かわせる、そして社会活動、経済活動に活力をつなげるという点でも、必要な点だというふうに思います。

その点で行政検査ということは当然なんですけども、やはり町としても町民の皆さんの健康、そしてコロナ対策としての取り組みを、先ほど申しましたけどもPCR検査についても、具体的な取り組みの準備をしておいていただきたいということと、また、町内の医師会の皆さん、先生方と相談し、そういう体制をどういうふうにするかということも打合せをしていただければというふうに思います。

それから、介護保険施設での点なんですけど、これについては、2段階上の請求できると。それは本当に、利用者の前もっての承認をいただいてやるということなんですけど、それを町内では1施設がやられていると。あとのところはやっていらっしやらないんですけど、それはデイサービ

スとかいろんなものを控えたり、あるいはそういう状況の中で、運営のほうも非常にひっ迫してきているということがうかがえます。

ですから飯田市では、施設に対して補助をする、上田市の場合は、利用者に対して補助をする。それぞれ自治体によってやり方は違うわけですが、特に当町においては、千曲市とか上田市へも利用されている方がいらっしゃるという点からいけば、個人の方にそのオーバーした分、この2段階上の費用について、何らかの手は必要ではないかというふうに思います。それについて町長、どのようにお考えになるかご答弁願いたいと思うんですが。

一つは、ほとんどの皆さんは利用限度ぎりぎり利用されているんですよね。私はもう大丈夫だから、この程度でいいからというよりも本当はもっと使いたいけれども、限度で、このところできりぎり利用されていると。そこに上乗せ、2段階上だということですね。2時間から3時間の、例えば短い時間で利用されても、それが4時間、5時間の利用の料金に使う。これはまさしく詐欺的な中身ですよ。国がこんなことを指導していいのかというふうに私思うんですよ。本当は国が、その施設に対して補助をする、あるいは個人に対して補助をするというのが当然だと思うんですが、この点について町長お考えをお聞きしたいんですが。

福祉健康課長（伊達君） 再質問にお答えをいたします。

まず、今ご質問の中でおっしゃられましたけれども、あたかも、全ての方が限度ぎりぎりで行っているというお話でしたが、それは個々の状況により違いますので、全ての方というわけではないと思っています。それとこの制度についてなんですけれども、先ほどの1回目のご答弁の中でも申し上げたとおり、やはり課題が多い制度だなというのは正直なところと思っています。そういう部分では、この前、県の本庁のほうにもお電話をして、そんなお話をさせてもらったんですけども、いずれにしても、どちらかを立てるとどちらかが負担が増すという構造になってしまっていますので、その辺については十分考慮をしていきたいと思っています。

先ほど申し上げたように、町外の施設を利用されている方も多い状況の中では、なかなか、事業所へ補助をするという形になりますと、町外の事業所にも補助をしなくてはいけなくなってしまいますので、そういった部分ではちょっと設計上難しいかなということを思っていますので、上田市さんの例なんかも参考にはさせていただきたいと思っています。

ただ、今の個人負担がどのくらいかかるかという構造上請求の問題になってくるんですけども、それを私どものほうで把握する方法はなかなか難しいということもありますので、その辺をいかに効率的にできるかというようなことも一緒に考慮して、やっていきたいと思っています。

今、事業所のほうから個々に私どもに報酬の請求があるわけではなくて、1回、国保連というところを通してきますので、そうすると一括で請求が来てしまいますので、なかなか個々の状況がつかみづらいということがありますので、例えば、ケアマネさんですとか、そういう方のご協力もいただく中で、どういった方法が適切かということは、判断をしてみたいと考えており

ます。

それと、制度の総体の部分につきましては、やはり、もう少し何とかならないかというようなことは、県等通じて申し上げていきたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 課長の頑張りもよく分かりますが、利用する方々にとっては、本当にもう死活の問題でありますし、家族にとっても、デイサービスに行ってもらわなきゃ困るんですよね、日常生活を家族がする上で。また、利用する方もやはり施設を利用して、体力の維持だとか、あるいは他者との交流だとか、そういう社会的な生活する上でも大事なものなんです。

それを、2段階上というのは本当にひどいやり方だったというふうに思います。もう本当に国のやり方が全く補助を出さないで、個人と施設の契約だけでやると。ですから、本人の承諾いただければ、それで上乘せしていいということでも、嫌だとは言えないでしょう、施設からそういうふうに言われれば。こういう弱みに付け込んだやり方なんです。福祉にこういうものは取り入れるものじゃないというふうに私は思います。県を通じて要望を出してということですので、もっと力強く取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また次に、障がい者施設等についての支援や対応についてどうするかということなんです、新型コロナ対応で利用者が減少したり、あるいは今、製造業も非常に仕事量が少なくなっているというところで、仕事のあっせん自体が減少しているわけです。こういう中で当然単価の切下げなどがあって、収入の大事なもの、それから障がいのある方の働く意欲、こういうものが非常に先細りしてくるということで、施設として見通しが立たないというお話もお聞きしております。だけど、課長はそういう情報はお聞きしていないということですが、町内のそういう施設に対して聞き取り調査なり、どういうことが支援が必要なのかということ、親身になって相談に乗ってもらいたいと思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

課長の答弁を求めます。

福祉健康課長（伊達君） お答えをいたします。

先ほどご答弁申し上げたとおり、コロナ関係については、まだまだ影響が引き続きということだと考えております。したがって、町内施設、障がい者施設だけに限らず、介護施設も含めて運営状況ですとかお困りの点などについては、引き続きご相談に乗っていききたいし、お聞きをしていきたいと考えているところでございます。

14番（大森君） 引き続き調査や聞き取り等もお願いしたいというふうに思います。やはりどういう支援ができるのか、そういうことも併せてご検討願いたいというふうに思います。

次に、2番目の質問に入ります。健康長寿のまちづくりは、イといたしまして高齢者医療と介護の連携の準備状況はであります。

国は今年度、全国の後期高齢者医療広域連合と市町村の介護予防を一体的に取り組むため、この4月から75歳以上を対象とした保健事業を市町村が、介護保険の地域支援事業と一体的に実

施することになりました。高齢者の通いの場などを活用した健康状態の把握や保健指導、健康課題のある方への個別支援を柱としております。既に実施している自治体もありますが、町の準備状況についてお尋ねいたします。また、この事業はいつから実施する計画なのか併せてお尋ねいたします。

口といたしまして、介護・後期高齢者医療費の現状は。

後期高齢者の1人当たりの医療費について、この5年間の推移及び介護保険の要支援・介護度の人数、数値の数ありますので、要支援と要介護ということでもとめてご答弁願えればというふうに思います。この5年間の推移についてお尋ねします。

次に、国保加入者の状況についてです。特定健診の受診数のこの5年間の推移はどのようになっているのでしょうか。そして、保健指導の実施状況についてもお尋ねします。

次に、糖尿病の重症化予防の取り組みについてお尋ねします。糖尿病の合併症、精神障害、網膜症、腎臓障害、動脈硬化等このように糖尿病は、神経や目や腎臓などに様々な障害を起こすことが知られております。3大合併症と言われております。また、心臓病や脳卒中など、直接死亡リスクに関係する動脈硬化を引き起こすこともと言われております。その点について、糖尿病の重症化予防の取り組みはどのようにされているのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

保健センター所長（竹内さん） 2、健康長寿のまちづくりは、イ、高齢者医療と介護の連携の準備状況はから順次お答えをいたします。

75歳以上の後期高齢者につきましては、県の後期高齢者医療広域連合が被保険者の資格管理、医療給付、保険料賦課、保健事業など制度の運営全般を分担し、市町村は各種申請や届出の受付、被保険者証等の引渡し、保険料の収納、広報、被保険者からの相談業務など窓口業務を分担しております。後期高齢者の健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導など、健康増進のために必要な高齢者保健事業は、後期高齢者医療広域連合が行うこととされる一方、市町村においては、74歳までの国民健康保険被保険者に対して、高齢者保健事業と同じ内容の国民健康保険保健事業を実施しております。

今般、国では、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援をするため、高齢者保健事業と市町村が実施している国保保健事業及び介護保険制度における要介護状態への移行を予防するための地域支援事業とを一体的に実施することが決定され、法改正がなされたところであります。この一体的な取り組みにより、要介護状態への移行の予防を図ることが期待されるとともに、75歳の年齢到達により、後期高齢者医療の被保険者に移行した後も、市町村が継続して保健事業を行うことができることとなります。

事業の内容としましては、高齢者一人一人の健診データや医療・介護等の情報を一括して把握し、地域の健康課題を分析するとともに、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域

の医療関係団体等とも連携を図りながら、健康問題を抱えたり、閉じ籠もりがちな高齢者への訪問、居場所づくりの通いの場や健康教室等への参加を促していくことで、疾病予防、重症化予防、介護予防につなげていくもので、高齢者保健事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合から、町が委託を受けて実施をするということでございます。

町では今年度、これまで後期高齢者医療広域連合が保有していた後期高齢者の健診等のデータの提供を受け、分析を行うとともに、地域の課題の洗い出しを行い、来年度以降の効果的な取り組みに向けての準備を進めているところでございます。

続きまして、ロ、介護・後期高齢者医療費の現状はについてお答えいたします。

後期高齢者の1人当たりの過去5年間の医療費及び高いほうからの順位は、平成27年度、94万8,728円、県内3位。28年度、89万2,481円、県内5位。29年度、90万124円、県内5位。30年度、88万7,462円、県内11位。令和元年度、85万4,061円、県内25位で、1人当たりの医療費は、平成27年度をピークに減少が続いております。

次に、介護保険の要介護、要支援認定の過去5年間の状況ですが、平成27年度、要支援1・2が139人、要介護1から5が553人。合計692人。28年度、要支援1・2が136人、要介護1から5が575人、合計711人。29年度、要支援1・2が154人、要介護1から5が591人、合計745人。30年度、要支援1・2が165人、要介護1から5が586人、合計751人。令和元年度、要支援1・2が171人、要介護1から5が600人、合計771人で、要介護・要支援認定者数は、町の高齢化率の上昇に伴い年々増加傾向となっております。

続きまして、ハ、国保加入者の状況についてお答えいたします。

特定健診受診率の5年間の推移でございますが、平成27年度、54.1%、県内順位は26位。28年度、54.7%、県内24位。29年度、52.4%、県内35位。30年度、54.2%、県内29位。令和元年度、こちらはまだ数字が確定していないため速報値ですが、58.1%、県内17位でございます。

令和元年度の受診率につきましては、速報値ではございますが、これまでで最高となっております。

次に、保健指導の実施状況についてでございますが、町の集団健診において特定健診を受診された方には、結果報告会を開催し、ほぼ全員の方を対象に、結果をお返ししながら保健指導を実施しております。また、個別健診や集団健診受診者で、健診結果が治療を要するレベルの方に対しては、個別に訪問や保健指導をさせていただいております。

次に、糖尿病性腎症重症化予防事業についてのご質問にお答えいたします。

糖尿病は、遺伝体質、食生活の乱れや運動不足、肥満、ストレスなど、様々な要因が重なって

発症するとされる生活習慣病です。糖尿病を放置すると、糖尿病網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病神経障害などの合併症を引き起こし、中でも糖尿病性腎症は進行することによって腎不全に陥り、人工透析を必要とする状態になります。人工透析は、ほとんどの方が一生続けなければならない、勤務の継続が難しく、職から離れざるを得ないなど、日常生活や社会生活に大きな制限を受けるほか、年間の医療費は1人500万円かかるとも言われ、医療保険財政への影響も少なくありません。

一方で、糖尿病等の生活習慣病は生活習慣の改善により、重症化を予防できるため、平成28年4月に、国及び日本医師会等により、糖尿病性腎症で通院中の方に、医療機関と市町村等が連携して、重症化予防の取り組みを行うための糖尿病性腎症重症化予防プログラムが策定されました。これを受け、当町においても、このプログラムに基づいた事業を平成29年度より実施しております。

事業の対象となるのは、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、受診中断者に対して、適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつける受診勧奨対象者と、糖尿病性腎症等で通院する方のうち、重症化リスクの高い方に対して、主治医の判断により選定された、腎不全、人工透析等への移行を予防するハイリスク対象者となります。

令和元年度の取り組み状況ですが、受診勧奨対象者47人に対し、文書による受診勧奨をし、その後、受診がない場合には保健師が訪問するなどの取り組みにより、38人が受診に結びついております。

また、ハイリスク対象者は77人で、このうち同意をいただいた44人に保健指導を実施し、こちらも保健師が訪問、電話による保健指導を行い、必要に応じて管理栄養士との面談を実施し、重症化の予防を図っております。

今後も対象者への保健指導等を実施し、リスクの高い方には継続して保健指導を行うなど、引き続き重症化予防の取り組みを行ってまいります。

14番（大森君） ちょっと私聞き漏れをしたのか、いつから実施されるかということはご答弁いただいたでしょうか。

来年度4月からスタートということによろしいですか。

保健センター所長（竹内さん） 来年度からということで早めの実施を予定しております。4月とは申し上げられませんが、来年度からということで考えております。

14番（大森君） ぜひ早い実施をお願いしたいというふうに思います。

この間の、特に介護、後期高齢者の医療や保健指導等についてお尋ねしたんですが、まず、1人当たりの高齢者医療費、これについては対象者といいますが、団塊の世代がだんだん増えてきているという中で、その中では全体とすれば医療費も下がってきているということであるんですが、一喜一憂このことだけで喜ぶわけにはいかないと思うんですが、そういう点では、保健セ

ンターそして保健師さんのご努力がある程度実ってきているのかなというふうにも思います。

また、介護認定者の件ですけれども、これについても高齢化率の上昇というふうにおっしゃいまして、その中で、要支援なりあるいは要介護についても徐々に増えてきているということで、これは今後の介護予防という点からいけば、これからの大事な課題になってくると思います。そういう点では、高齢者医療と介護の連携の取り組みが必要であり、保健師さんのご助力もお願いしたいというふうに思います。

次に、特定健診の受診率の件ですけれども、平成30年、無料化になりました。このときは54.2%で、昨年度、令和元年ということですが、58.1%と。まだ速報値ということですが、県下17位というところへ来ている。これは、その状況はどのように分析されていますか。無料化になったから自然に増えたということなんですか、それとも何かほかの要因があったんでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

保健センター所長（竹内さん） 特定健診の受診率の向上についてですけれども、受診の費用の無料化ということではなくて、それにより保健師それから管理栄養士が、受診を受けていない方への勧奨というのを行いやすくなったということで、上昇したものと考えております。

14番（大森君） 保健センターそして保健師の皆さんのご努力が、一つ大きな要因だということで、本当に感謝するところであります。あと、糖尿病の重症化予防という点では、一旦重症化になってくれば本当に大変な闘病生活ということになってきます。そういう点では、やはり早め早めの早期発見の早期治療ということと、介護予防というこういう活動の取り組み、これを力を入れていく必要があるというふうに思います。ぜひ、その方向で、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、中心市街地整備について、その2であります。

イといたしまして、多機能の空間に、6月議会において、中心市街地に近隣住民の憩いの公園が欲しいとの質問に、地域住民の交流スペースとして鉄の展示館を核として、回遊性や観光・商業機能の充実、さらに防災拠点として新たな魅力の創造と機能強化などが考えられるとして、周辺整備の計画立案を早急に進めたいという答弁をいただきました。今議会に、鐵のほそ道西側の土地購入費が計上されております。ご協力いただいた地権者の方に感謝を申し上げたいと思います。今後、地元住民やまちづくり坂城、町商工会などの利活用を検討する検討委員会などの立ち上げを必要かと思いますが、これについてどのように準備されるのかご答弁を願います。

町長（山村君） 残り時間が12分で答弁のチャンスがなくなるかと思いましたが、時間がありました。手短かに申し上げます。

3番目のご質問、大森議員からいただきました、中心市街地の整備についてお答えいたします。

坂城町の玄関口である坂城駅周辺は、旧北国街道の宿場町としても繁栄し、今もその当時の面影を残す建造物や長屋門などが残っております。現在は歴史・文化・商業・交流の場としてまち

づくりの重要な役割を担っており、歴史・文化による既存の資源を活かし、観光施設となる鉄の展示館、坂木宿ふるさと歴史館などのほか、商業インキュベータ施設であるけやき横丁や、全国から鉄道ファンが集まる169系電車の静態保存など集客性を持つ施設の整備を図るとともに、これらの施設を活用したイベントや各種事業を行うなど、坂城駅周辺の活力とにぎわいの創出に努めてきたところでございます。

また、中心市街地の活性化とにぎわいを図ることを目的に、坂城駅周辺で商業やサービス業を営む皆さんで組織されたにぎわい坂城により、坂城駅前イルミネーション事業や坂城のお雛様事業など、季節に合わせて地域の皆さんや訪問者の皆さんに楽しんでいただける取り組みが行われてまいりました。にぎわい坂城は、残念ながら3月に解散となりましたが、これまで取り組んでこられた事業は、株式会社まちづくり坂城に引き継がれるということになっております。

今後は、坂城駅周辺に多くの人が集い楽しむことができる、魅力と活力あふれた地域形成に向けて、まちづくり坂城や商業店舗の皆さんと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各種イベントが中止となり、町内観光施設等への来場者は大幅に減少しているところでありますが、新型コロナウイルス感染が収束した折には、多くの観光客に来町いただけるよう、坂城駅周辺でのイベントの開催や各観光施設の周遊などにより、楽しんでいただけるよう関係団体と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

このような中で、町では、現在空き家となっている鉄の展示館西側の土地・建物について取得し、鉄の展示館、中心市街地コミュニティセンター、坂木宿ふるさと歴史館とを結ぶ中核施設として活用を図ってまいりたいと考えており、本9月議会の補正予算に、土地と建物の取得に係る経費を計上させていただいたところでございます。

この土地は、坂城駅周辺の観光施設、商業施設、地域のコミュニティ施設の中心に位置しており、鉄の展示館とふるさと歴史館を有機的に結ぶ回遊性と、鐵のほそ道を中核とした特産品や食事の提供などによる観光と商機能の充実、坂城駅周辺で行われるイベントや観光施設を回遊する際の駐車場の確保、また、町なかにおける公園・緑地といった憩いの空間整備、有事の際における避難場所や防災機能の強化など、多様な活用が考えられる場所であります。

さらには、エリア内を回遊する来訪者をはじめ、地域の皆さんが集い、交流するスペースとしての活用も考えることができます。

施設整備を進めるにあたりましては、町が主体となって関係団体である株式会社まちづくり坂城や町商工会をはじめ、地域の皆様からのご意見を伺う中で、利活用方法などを検討し、周辺整備の計画など早期に進めてまいりたいと考えております。

14番（大森君） 町長より、今後の利活用についてのご答弁いただきました。

盛りだくさんの欲張りなものがあるということで、まあ、本当にどういうものができてくるの

か、地域住民の皆さんやあるいは商工会、まちづくり坂城の皆さんとその辺をよく検討して、町内へ訪れる方もやっぱり憩えるような場、そういうものを兼ね合わせた、そういう空間になればというふうに期待するところでもあります。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時47分～再開 午前10時57分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、9番 滝沢幸映君に質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回も各議員からコロナ感染症に関する質問が取り上げられました。依然として、封じ込めには困難な状況ですが、今後はウイズコロナ時代を見据えた取り組みが求められるところです。

さて、総務省の7月の人口移動報告で東京圏が初の転出超過となり、年齢別に見ると、0から4歳、30代での転出超過が目立ったとしています。内閣府でも、緊急事態宣言解除後に行った意識調査では、東京23区に住む20代の35%が地方移住への関心が高まったと答えております。さらに、求人情報サイト運営会社の調べでも、首都圏に住む非正規労働者の6割が地方移住に興味を持っているとのデータもあり、これはコロナウイルス感染者が急増したことが要因と考えられますが、内容として、リスクを避ける意識の広がりやコロナウイルス感染拡大の影響でテレワークが広がり、都市圏でなくても働けると考える人が増えたと分析をしております。

長野県は、移住希望先の2位と、常に上位に位置し、移住への関心が高まっていることは間違いありません。このコロナウイルス感染症拡大の大きな要因の1つに、東京圏一極集中、また都市部などの人口密集による弊害が大きく、政府も地方移住を後押しする取り組みをさらに加速させる必要があります。長野県は現在、雇用環境に厳しさがありますが、今後、移住を考える方が増えると予想すると、そういう方々を移住促進へと取り込んでいく、よい機会ではないでしょうか。今回取り上げるテーマの重要な着目点がそこにあると思っております。

では、本題に入ります。

1、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。総合戦略は、これまでお示しいただいておりますように、町の最上位計画の長期総合計画と整合を図りながら、人口の流出を抑制して流入を促進することにより、人口を社会減から社会増へと転じていくことを最重要事項としながら、併せて、出生率を向上していく、そのことが施策の方向性としており、重要な位置付けにあります。現在、検証委員会において、4つの基本目標の下、61の事業についてのヒアリングを経て、27年度から5か年の検証が進められており、その後、第2期総合戦略の策定へと進んでいく極めて重要な時期であります。

では、イ、第2期総合戦略策定に向けてについて質問いたします。

1、総合戦略策定のための基礎資料となる人口ビジョンについてですが、現在の人口と将来推計人口、2040年と2060年についての状況を伺います。

2、アンケート調査について。町民の皆さんへのアンケート結果の概要を伺います。また、結果をどのように分析しているのでしょうか。

3、第2期総合戦略策定までのスケジュールを伺います。

次に、ロ、コロナ禍における人口減少対策の取り組みについて。施策を進める中で、自然動態と社会動態の変化を把握し、整理していくことが求められるわけですが、ここでは主に、社会動態の社会増に向けた取り組みについて取り上げます。

1、コロナウイルス感染症の影響による各事業の対応は。コロナ禍の中、対面式での対応が困難な状況ですが、昨年度の各事業の実績と今年度の対応について、5つの事業について伺います。併せて、現在、テレワーク、オンラインなどICT情報通信技術が新しい働き方として、ますます求められる時代になっております。インターネット環境の活用なども伺います。

1つ目、移住定住促進事業について。長野地域連携中枢都市圏における移住セミナー、移住体験ツアー、個別相談等の実績を伺います。

2つ目、UIJターン促進事業で大学合同企業説明会の取り組みは。

3つ目、インターンシップ事業で、町内企業インターンシップ、大学企業見学会、中学生職場体験学習の取り組みは。

4つ目、農業次世代人材投資事業で、新規就農者の実績は。

5つ目、オンラインモノづくり展の事業の内容は。特に、オンラインモノづくり展は初めての取り組みであり、詳細はまだ詰めていく段階だと思いますが、主な内容と周知、発信方法を含め、伺います。

以上、質問いたします。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから、総合戦略に係るご質問ということで、多岐にわたりご質問をいただきました。私からは全体像をお話し申し上げまして、詳細につきましては、各担当課長から答弁いたします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略、急速な少子高齢化の進行と人口減少を克服し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的に、国と地方が一体となって取り組んでいくため、平成26年に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づいて策定するもので、この戦略を策定するにあたっては、その考え方や施策を企画立案する際の基礎資料として、町が目指す人口の将来展望を示す人口ビジョンについても併せて策定いたすものであります。

町では、平成27年度に、第1期の坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略と坂城町人口ビジ

ョンを策定し、「安定した雇用の確保と多様な就業機会を拡大する」、「出産、子育てを充実して、町内で生まれ育つ子どもたちを増やす」、「町外への流出を抑制して、新たな流入を増加する」、「生涯にわたり、安心して快適に暮らすことができる地域をつくる」の4つの基本目標と、併せて設けた重点プロジェクトを軸に、人口維持・地方創生に資するための様々な施策を展開してまいりました。

こうした中で、住民の転入、転出による人口の動き、いわゆる社会動態におきまして、平成28年度までは転出者が転入者を上回る社会減の状況が長く続いておりましたが、平成29年度以降については、転入者が転出者を上回り、社会増に転じている経過がございます。去年は僅かに減となり、転入と転出が均衡した状態となりましたが、総合戦略に掲げた事業等を通じて、一定の成果が出ているものと考えております。

この第1期の計画期間が本年度をもって満了することから、来年度以降の当町における地方創生の取り組みを切れ目なく推進するため、第2期坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略を本年度中に策定するための作業を進めているところであります。

第2期総合戦略の策定につきましては、現在、産業・教育・福祉など、各分野の有識者にお集まりいただきまして、検証委員会におきまして、第1期の検証・評価を行いながら、同時に、第2期総合戦略の骨子案と、人口ビジョン策定の基礎となる、近年の人口動態や国勢調査などの調査結果、アンケート調査の結果の分析などについて、ご意見を頂戴している段階であります。

今後、検証委員会による検証結果を勘案しながら、国が示す、「安定した雇用の創出」、「新しいひとの流れをつくる」、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」、「安心して暮らせる地域づくり」の4つの基本目標に当町の特性、独自の魅力・方向性を加味し、またSDGsなど、新たな要素も取り入れる中で策定を進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（臼井君） まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問に順次お答えをいたします。

はじめに、イの第2期総合戦略策定に向けてについてでございます。

人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたっての基礎資料となるもので、この人口ビジョンの策定にあたりましては、転入と転出、出生と死亡、また人口の年齢構成や就業構造など、国勢調査をはじめとする各種統計資料やアンケート調査結果などを分析し、当町における人口の現状と今後の課題を把握、整理し、分析の結果を踏まえた上で、町の人口の将来推計と、これを実現するための目標を設定していくものでございます。

近年における人口動態の傾向といたしましては、出生と死亡による人口の動き、いわゆる自然動態につきまして、出生者数が減少傾向にある中で、死亡者数は平成27年をピークに減少したものの、再び増加傾向を示しており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然動態による人口増減といたしましては、第1期人口ビジョン策定時の平成27年から昨年、令和元年までの平均で

年間約128人の減となっております。

また、転入・転出による人口の動き、社会動態につきましては、平成27年から令和元年までの平均では、年間約20人の減となっておりますが、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、長年続いていた減少から、平成29年には、12年ぶりに転入者が転出者を上回り、年間55人の増となったところであります。

人口全体の現状につきましては、今年の4月時点での町の人口は1万4,205人となっております、平成27年度に策定された人口ビジョンの推計と大きな差異なく推移している状況でございます。

人口ビジョンにおける人口の将来推計は、自然増減、社会増減などの人口動態の推移等を分析し、同時に、町の将来において必要な行政サービスの提供やコミュニティ組織の維持などに求められる人口規模や人口構成を加味しながら、人口の将来展望として、未来の目標を設定するものでございます。

平成27年度に第1期の総合戦略策定に合わせて策定した坂城町人口ビジョンにおきましては、2060年までの将来推計として、人口減少、少子高齢化を抑制しながら、2040年に人口1万3千人、2060年において人口1万2千人の維持を目指すものとしております。

今回策定する人口ビジョンにつきましては、前回策定時に掲げた将来推計と現状における人口にほとんど差異がないことから、人口の将来展望やそれを実現するための目標など、現行の人口ビジョンに沿った形で策定を進めているところであり、現在、検証委員会におきまして、委員の皆様からのご意見を伺っている段階でございます。

次に、アンケート調査の概要についてお答えいたします。

第2期総合戦略の策定に向けたアンケート調査につきましては、18歳以上の住民の方1千人を対象として、人口の将来展望に関するアンケート調査を実施し、477人の方からご回答をいただいたところであります。

住民アンケートには、町が持つイメージ、住みやすさに対する評価、定住意向、今後のまちづくりを進める上での重要となるテーマなど、様々な項目を設定いたしました。

また、住民アンケートに加え、当町を離れ、他市町村に移り住んだ方を対象とした転出者アンケートと、他市町村から当町に転入してきた方を対象とした転入者アンケートも同時に実施したところでございます。

転出者アンケートでは、町内にいると気付きにくい、町の潜在的な価値についての設問のほか、坂城町から転出した理由やきっかけをお聞きしており、転入者アンケートでは、坂城町への転入理由や当町を選んだ理由などをお答えいただいたところであります。

町民アンケートの結果といたしましては、当町は自然環境に恵まれ、ものづくりが盛んで、災害が少なく、住みやすい・暮らしやすいまちであるという回答が多くなっております。また、定

住意向につきましては、約7割の方が今後も町に住み続けたいといった回答でございました。

施設の重要度と満足度の設問では、小中学校教育や健康づくり、高齢者福祉といった施策が重要度、満足度が双方とも高い傾向にあり、「重要度が高い」と感じているが「満足度が低い」傾向にある施策としては、災害に備えた河川整備、道路・橋の整備などが挙がっております。

また、今後のまちづくりにおける重要なテーマといたしましては、「医療や福祉の充実」「子育て支援」「高齢者支援」といった分野が多く挙げられたところであります。

転出者アンケート・転入者アンケートでは、ともに、その住所異動の理由として、やはり「結婚」「仕事」と回答された方が多く、いわゆるライフステージの転機により住まいを移す方が多いということが分かっています。

また、転入者アンケートにおいて、転入先として当町を選んだ理由を伺ったところ、「希望する住居がある」「希望する仕事がある」または、「会社が近い」といった、住まいや仕事を理由とする回答と並んで、「出身地である」「実家がある」という回答が多くありました。

こうしたアンケート結果の分析を行うことにより、今後のまちづくりに向けての重要なテーマや、より効果的な実践方法などを模索し、長期総合計画、総合戦略及び人口ビジョンの策定の基礎資料として整理し、活用してまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールについてお答えいたします。

第2期総合戦略策定に向けた進捗状況といたしましては、現在、有識者の皆様による総合戦略検証委員会を2度開催いたしました。

検証委員会の中では、第1期総合戦略に掲げた各事業の検証による成果や課題の掘り起こしを進めながら、人口ビジョンの策定に向けた人口動態・アンケート結果などをご報告し、基本目標、施策体系及び重点施策など、次期総合戦略の方向性、骨格づくりについてのご意見をいただき、今後、総合戦略、人口ビジョンの素案づくりを進めていきたいと思っております。

この検証委員会を経て作成した素案を基に、続く総合戦略策定懇話会にお諮りをし、より幅広い分野の有識者の方々から専門的かつ総合的見地によるご審議をいただく中で計画案の作成を進め、その後、地域での説明会やホームページなどで住民の皆様にご意見を伺いながら、最終的な計画策定に向けて進めてまいりたいと考えております。

続いて、(ロ) コロナ禍における人口減少対策の取り組みについてのご質問のうち、移住定住促進事業についてお答えいたします。

まず、当町の移住相談会や移住体験ツアー等につきましては、長野地域連携中枢都市圏における連携事業において開催しているものが主になります。

これには、移住を検討される方に対して広域的な地域としてPRすることで、より多くの魅力を発信できること、圏域内の他の市町村に興味を持たれている方とも話ができて、より多くの移住の検討者と接触の機会を持つことができるといった利点がございます。

昨年度の事業実績といたしましては、移住相談会を6回、移住体験ツアーを1回開催し、17件のご相談をいただきました。

今年度の状況といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止として、感染の危険のある地域との往来を避けるため、都内で4月と7月に計画されていた相談会については、中止となっております。

今後の予定といたしましては、まず、来月10日、11日の2日間にわたって、オンラインによる移住相談会が開催され、当町も参加を予定しております。

この移住相談会は、当初、東京国際フォーラムを会場に対面式での相談会が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、特設のウェブサイトを立て上げウェブ会議システムなどを活用したオンラインでの説明会に変更されたものでございます。

また、今後の新型コロナウイルス感染の状況を見ながらの判断とはなりますが、11月には、先輩移住者と移住を希望している方が集まり意見交換を行う催しを長野市内で開催するという予定があります。また、主に東京圏在住の移住希望者及び田舎暮らしに関心のある方を対象とした移住相談会を東京都内で開催する予定としているところであります。

今後も、感染症等の状況を注視する中で、オンラインによる移住相談会などを積極的に活用し、移住を検討されている方に町をPRする機会を設けていきたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 新型コロナウイルス感染症の影響による各事業の対応について順次お答えをいたします。

当町では、町内企業やテクノハート坂城協同組合など、関係機関と連携して、町内企業における優秀な人材の確保と町と連携している大学等の就職支援に努めるとともに、小中学生が地域の企業の活動や魅力、また、そこで働く方々の姿を直接見て、実際にその仕事の体験を通じて、将来に夢や希望を持って町内に住み、働いていただけるよう、「U I J ターン促進事業」や「インターシップ事業」などの取り組みを行っているところでございます。

「U I J ターン促進事業」につきましては、連携協定を締結している大学や県内外からのU I J ターンを促進するため、合同企業説明会の開催や町内企業の取り組みなどの情報発信を行っているところでございます。

大学の合同企業説明会では、就職活動前から学生が参加しやすいよう、大学校内において、町内企業が赴いて説明会を開催する形で実施をしております。

昨年は、景気回復などによる人手不足により企業の採用意欲は強くありましたが、売り手市場が続いていたため、求人を行っている事業所には、大変厳しい状況であり、合同企業説明会のご案内をしても学生が集まらない大学もございました。また、町内は工業系の事業所が多いため、企業が求める学部がないなどの大学では、企業の参加申込みがない状況もございました。

連携する大学のうち、埼玉工業大学においては、町内企業10社が参加をして、来場学生は

130名でしたが、信州大学や金沢工業大学、長野大学では、単独での説明会について調整がつかず、開催することができませんでした。

今年度の合同企業説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度までのようにそれぞれの大学校内での開催が大変厳しい状況でございますので、インターネット等を利用したオンラインによる開催を検討し、現在準備を進めているところでございます。

10月2日、3日に開催します「2020 さかきオンラインモノづくり展」では、Webによる企業・大学説明会を予定しておりますので、今年度はこの事業を活用した人材の確保、就職支援を行ってまいりたいと考えております。

また、長野地域連携中枢都市圏や東信エリアの東信州次世代産業振興協議会など、当町が構成員として参加しております広域的な団体でも、オンラインによる人材確保や就職支援などの事業を予定しておりますので、こちらの事業も活用して進めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症に対応した新たな取り組みは、様々なところで始まっておりますので、そのような取り組みについて、町内企業と情報共有をする中で、UIJターンの促進と就職支援や人材確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、インターンシップ事業についてお答えをいたします。

インターンシップ事業は、町内企業が持つ技術力の高さやものづくりの魅力、また、労働環境や地域への貢献度など、働く上で必要となる情報を得たり、興味のある企業の仕事を実際に体験することを目的として行っているものでございます。

昨年の町内企業インターンシップでは、信州大学の1年生を対象に、「1dayインターンシップ」として、町内企業3社に17名の学生が参加をいたしました。

また、町内企業見学会につきましては、昨年で12回目の開催となりましたが、連携する大学から参加をいただいているところでございます。

見学会は2日間にわたる開催とし、1日目は、町内企業4社の見学で、23名の学生が見学、2日目は、町内企業6社を21名の学生が見学を行いました。

本年度につきましては、町内企業インターンシップと町内企業見学会は、UIJターン促進事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催は難しい状況でございますが、「2020 さかきオンラインモノづくり展」の中で、町内企業を知っていただく機会を設けますので、大勢の学生に参加をいただきたいと思いますし、大学に対しましても、学生への周知を依頼しているところでございます。

また、中学生の職場体験学習につきましては、「仕事をする事」の意義を考えるとともに、仕事の厳しさや喜びに触れ、進路について真剣に考え、自分の将来に夢や希望を持って進路を決定していこうとする態度を養うことなどを目的に、多くの町内事業所をはじめとする地域の皆様のご理解とご協力の下、坂城中学校2学年職場体験学習を実施しております。

昨年度は、7月18日から20日までの3日間の日程で、町内事業所を中心に52事業所で職場体験を実施いたしました。

今年度につきましては、この9月1日から3日までの日程で計画をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止といたしたところでございます。

続きまして、「農業次世代人材投資事業」でございますが、この事業は、就農する意欲の高い50歳未満の方を対象に、独立した農業経営を目指す新規就農者の経営基盤を支援するため、国から年額150万円以内の助成金が交付される事業でございます。

昨年度の実績は、継続交付対象者が2名、新規交付対象者1名の合計3名に対し、助成金を交付いたしました。

今年度は、新規就農者として新たに3名がこの事業への申請を希望され、8月に開催した「経営計画審査会」において、提出された経営目標や経営計画などについて審査を行い、3名ともに適正と評価をされました。

このため、今年度の事業対象者は、昨年度からの継続交付対象者2名と新規交付対象者3名の計5名となっております。

続きまして、「2020 さかきオンラインモノづくり展」についてでございます。本年度、坂城テクノセンターを会場として開催を予定しておりましたが「2020 さかきモノづくり展」は、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないことから、今年度は中止とし、来年度以降の開催に向けて検討することとしております。

その代わりに新たな試みとして、ホームページやインターネットなどを活用して、町内の企業を紹介する「2020 さかきオンラインモノづくり展」を10月2日金曜日と3日土曜日の2日間にわたり開催することいたしました。

インターネットを介したオンラインで、町内企業が有する技術や製品等の紹介を行い、ビジネスチャンスのある場とするとともに、町内外の学生に対しては、町内企業の事業概要や、就職ガイダンスを行うことで、次世代を担う若者等のU I Jターンによる就業促進を図ってまいります。

計画内容につきましては、坂城テクノセンターを中心に、町、町商工会、テクノハート坂城協同組合による担当者会議において計画案を練り、工業に関わる町内各種団体の代表者による実行委員会において検討をいたしました。

主な内容といたしましては、10月2日には、「Webセミナー」として、金沢工業大学副学長であり、感動デザイン工学研究所の所長でもございます神宮教授による、「エンドユーザーの心を動かす心理学」、また、埼玉工業大学の経営資源研究室の宮崎教授による「中小企業が培ってきた経営資源をさらに伸ばし活躍する経営戦略」と題した特別講演を行います。

また、町内企業経営者による「パネルディスカッション」も行い、アフターコロナの時代の経営戦略について対談をいただきます。

さらに、「オンライン企業プレゼンテーション」では、出展各社が自社の魅力や製品・技術力、また特徴を紹介し、ビジネスチャンスに結びつけるプレゼンテーションを行います。

10月3日に実施する「オンライン企業説明会」では、人事担当者などから企業紹介や採用情報を説明いただくなど、企業と学生のマッチングを図り、また、「オンライン大学研究シーズ、オープンキャンパス」として、大学の研究シーズの紹介や研究施設等の紹介、また、高校生向けのキャンパス紹介などを行います。

町内をはじめ、県内外の学生や企業など、多くの皆さんにご参加をいただき、「モノづくりのまち坂城」を広く発信してまいりたいと考えております。

なお、インターネットの環境が構築されていない方に向けて、上田ケーブルビジョンによる配信も予定しており、様々な形で「2020 さかきオンラインモノづくり展」にご参加いただけるように環境を整えておりますので、ぜひ大勢の方にご覧をいただきたいと思っております。

9番（滝沢君） ただいま、町長、担当課長より、実績と取り組みについて詳細な答弁をいただきました。

各事業の実績につきましては、理解をいたしました。

このコロナ禍にあっても、町長におかれましては、広範囲にわたる事業の推進には敬意を表するところです。また、各事業とも、実績を上げていただいているということで評価もしていきたいと思っております。

まず、人口ビジョンですが、5年前の実績にそう差異はないということで、実際には今後、策定委員会において、また進めると思うんですが、そのところはまた報告を待ちたいと思っております。

1つ一番重要な点で、私は、町民アンケート、町民の皆さんがどうお考えになっているかということは非常に大事だと思うんですが、その中で大方の皆さんが、当町の場合、住みやすいという評価をいただいているということは、私も安心をいたしました。

ただ、いろいろこの重要テーマ、やはり医療福祉の充実とか、それから子育て支援ということ、高齢者の皆さん、障がい者の皆さんの支援ということ、これも議会では取り上げてきた問題であります、やはり町民の方々、そういう部分に関心を——非常に重要なテーマということ——持っている。これはやはり、今後の策定を進める上では重要なポイントになるんじゃないかなという気がいたします。

それと、やはり若い世代でもそういう傾向にはあると思うんですが、子育ての皆さんの施策の取り組みというのは、今後一番重要なのかなという気がいたします。

今、アンケートの結果をお示しはいただいたんですが、その内容が全てではないと思っておりますので、それを十分に分析をしていただいて、今後の施策の柱となるように展開をしていただきたいと思います。

それと、ICT関係の活用の取り組みということでご答弁をいただいたんですが、私も先月、テクノセンターで3密を図る中、「WebアプリZoomを学ぶ」のセミナーがありました。緊急事態宣言後、7都道府県での調査で、正社員のテレワーク実施率は27.9%と、3月の2倍以上で、東京都に限定すると、実施率は実に49.1%に増加をしたそうです。県下ではまだ9.5%と低い状況ですが、今後、テレワーク、オンライン、ウェビナーなど、ICT技術を町としてもさらに研究して活用を望みたいと思っております。

ただ、このオンラインというの、やはりいろんな捉え方あります。空気感が伝わらないとか、対面ではない状況での意思疎通でのデメリットということもありまして、効果の検証も必要ではないかというふうに思っております。

いろいろ各事業、ご答弁いただきましたが、緒言のほうは時間の関係で進めさせていただきませんが、今後も引き続き、第2期総合戦略に向けて推進のほうをお願いしたいと思います。

ではちょっと、3点だけ質問をさせていただきます。

1、現在総合戦略1期目の検証作業中ではありますが、その検証結果、これをどのように町民の皆さんにお示しをしていくのかお聞きをしたいと思っております。

2点目、今後のスケジュールで町民の皆さんの意見を聞く機会——地区説明会ということになるでしょうが——これは大変、私も重要だと思っております。今現在、コロナ禍ということで難しい部分はありますが、やはり感染防止策を図りながら、何とか開催の実施をと思っておりますが、そのお考えについて伺います。

もう1点は、先ほど商工農林課長の答弁で、大学との連携というお話がありました。その中で、この4つの大学との連携ということは、これは非常に重要な——私も——部分だと思っております。ただ、町の企業の、経営者の皆さんの声で、大卒、特に技術系の採用には大変苦慮しているという状況があるわけです。今後も連携を図っていく重要な事業でございますが、その大学側のこの事業に対する評価といいますか、それはどのように受け止めておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

以上3点、再質問いたします。

企画政策課長（臼井君） まち・ひと・しごと総合戦略に掲げた事業の検証結果をどのように町民の皆さんにお伝えをするかというご質問であります。

総合戦略につきましては、策定した戦略を効率的にまた、かつ具体的に推進していくために、プランPDCAサイクルといいます、Pは策定、Dは推進、Cは検証、Aは改善といったそのサイクルを活用することによりまして、より効果的な取り組みにつながっているところでございます。まち・ひと・しごと総合戦略策定検証委員会では、総合戦略の基本目標及び基本目標達成に向けた各施策、事業ごとに設定する重要業績評価指標、KPIなどを基に、進捗状況の確認評価といった検証の作業を行っていただいているところでございます。そうした中でいただいた検証結果

につきましては、広報さかき及び町ホームページに掲載し、町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えているところでございます。

続いて、総合戦略策定の上での町民の皆さんの意見を聞く場の設定ということでもあります。計画の策定を行う上で、町民意見の反映は大変重要なものであると考えております。今後の予定といたしましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、まち・ひと・しごと総合戦略検証委員会、それからまち・ひと・しごと総合戦略策定懇話会でご審議をいただく中で、計画案を策定した後、説明会の開催、それからホームページ上での町民の皆さんからの意見徴取という方法を取りまして、町民の皆さんのご意見をお聞きしてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、説明会につきましては、現状のコロナ禍におきまして、密を避けるですとか、不特定多数の参加を避けるといった制約もあるところですが、必要な対策など工夫する中で、よりよい方法について検討してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

連携する4大学の事業に対する評価をどのように考えているかということでございますけれども、連携する各大学共に、企業説明会などの各種授業について協力体制をもって取り組んでいただいております。学生への事業周知にも取り組んでいただいております。学生への就職支援、また学生と企業のマッチングの場として有効であるのご意見もいただいております、大変有意義な機会として捉えていただいているものと考えております。

今後も町内企業への就職を考えていただく貴重な機会として、大学、町内企業、関係機関と連携、協力して取り組んでまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 担当課から再答弁をいただきました。

それぞれ、これは大事なことですので、さらに推進をしていただくようお願いをいたします。

ちょっと提案ということで、1点だけ取り上げたいんですが、飯山市の例で移住促進の取り組みということで、市営住宅をテレワークの専用住宅ということで、4部屋を整備、これを議会で採択をされたという記事がございました。

やはり今後、都市部でなくても働けるという、そういう環境づくりというのはこれからますます求められてくるのではないかと思います。

これは当町に限らずのことではありますが、やはりそういうこともご一考いただいて、当町でも研究を望みたいというふうに思っております。

先月末、町内企業の取り組みの民放放送がありました。識別機で実績のある企業ですが、これまでのノウハウを生かし、僅か1か月余りの短期間でコロナ感染症対策として、ホテルなどで使われているカードキーの除菌を目的とした、全自動カードクリーナー機を開発し、実際に導入されている事例の紹介がありました。素晴らしい取り組みだと思います。

人口減少対策は、どこの自治体にも力を入れております。

当町の場合、「モノづくりのまち坂城」この強みを生かして、ぜひ新商品の開発、ブランド化、また、新たな産業の創出に力を注いでいただき、また、発信していくことが将来の人口増につながると思います。

その中、情報通信技術のツールの活用も含め、ウイズコロナ時代を切り開くために、さらなる施策の推進を求めまして、次の質問に移ります。

2、コロナ禍での行事、講座について。イ、各事業の内容と感染防止策は。

これまで多くのイベントや行事がコロナウイルス感染症のため中止となりました。私たちの学びや交流の場が失われ、考えを共有したり、感じたり、感動する心が失われてきているのではないかと、大変に危惧をしております。その時点で中止してしまうと、開催できなくなる内容のものもあります。

状況は日々、流動的ではありますが、来年も今の状況が続くとなった場合、ウイズコロナ時代の中でも最大限の感染防止を図りながら、各行事、講座など開催を模索していかなければならないと思います。

次の主な講座、行事につきまして、取り上げます。

1、10月24日予定の教養講座、10月31日予定の山城サミット、11月22日予定の成人式について、質問いたします。

教育文化課長（堀内君） 2「コロナ禍での行事、講座について」。イ、各事業の内容と感染防止策はについてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、町教育委員会及び町公民館が主催するイベントや行事につきましても、大勢の方が集まる中、十分な感染防止対策が取れない可能性があるといった理由から、今年2月に開催予定であった分館対抗球技大会をはじめ、いくつかのイベント・行事を中止とするとともに、体育館や武道館、文化センターを利用されている関係団体や任意の団体・サークルの方々には、一定期間、活動を自粛するよう、お願いしてまいりました。

坂城町新型コロナウイルス対策本部会議において、「県主催のイベント・行事の実施のための当面の判断基準」を参考に、町主催のイベント・行事の判断基準を示しております。

判断基準の基本的な考え方は、①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場面といった、3つの密の回避を主眼に置き、換気や参加者の絞り込み、時間短縮、参加者間の間隔の確保、イベント等の前後の交流会や懇親会は行わないといった「3密回避の工夫等」も考慮し、判断することとしております。

また、イベント等を開催する前には、発熱や風邪等の症状がある方、高齢者や基礎疾患があるなど重症化しやすい方については、参加について慎重に判断していただくよう事前に呼びかけ、後日参加者の中に感染者がいた場合の保健所の聞き取り調査への協力について、周知しておくこととしております。

開催時においては、事前に検温してきていただくことを呼びかけるとともに、必要に応じた入場時の検温も検討し、アルコール消毒液等を必ず設置する上で、手指消毒を徹底するとともに、原則としてマスクを着用する等の対策を講じ、感染予防に最大限の配慮を行うこととしております。

こうした対策を取る中でも、多数の参加者が見込まれ、また参加者が特定できない場合や、屋内・屋外に関わらず、会場等の条件により、3密を回避することが困難なイベントや行事に関しましては、中止を含む慎重な対応を要することとしております。

ご質問のふれあい大学教養講座と町成人式につきましては、町の判断基準に照らし、可能な限り実施する方向で検討しているところでございます。

10月24日に開催予定の「ふれあい大学教養講座・講演会～山と私たちの生活～」につきましては、当町出身で教育委員長もお務めいただき、昨年8月に坂城町特命大使に任命した、信州大学名誉教授中村浩志先生を講師にお迎えし、「顕在化する温暖化の影響 ライチョウをいかに守るか」をテーマに環境問題を交え、ご講演いただく予定としております。

また、中村先生のご講演が山に関することから、講演会の翌週に開催予定であります山城サミット上田・坂城大会の開催に併せ、「信州山の達人」であり、2018年に発行した「さかき里山トレッキングマップ」の製作者の一人でもある中嶋 豊さんに、講演会の第1部として「山城を歩く」をテーマにご講演いただく予定としております。

同日予定をしておりました町文化祭が、実行委員会による協議の結果、中止とした中、より大勢の方にご聴講をいただきたいところではございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、参加人数を通常の収容人数より抑え、70名限定とし、事前申込制にて開催する方向でございます。

続きまして、例年8月15日に開催しております坂城町成人式につきましては、就職や就学などでふだん、なかなか集まることのできない成人者の皆さんが、一堂に会することのできる数少ない貴重な機会であり、今年度65回目を迎えるところでございます。

コロナ禍におきましては、県をまたぐ往来、特に首都圏においては、慎重な対応が必要であり、対象者の多くは町外、県外に在住であることから、今年度に入ってから、成人式の開催自体を検討してきたところであります。成人者の代表者で組織する成人式実行委員会とも協議をさせていただいた上で、今回は11月22日に延期することとしたところであります。

11月の開催におきましても、会場を文化センター大会議室からより広い体育館に変え、飲食を伴う成人祭は行わないなど、十分な感染予防対策を行った上での開催を計画しております。

全国的に感染拡大の終息がまだまだ見られない中、現在成人を迎えられる皆様には、11月の開催に当たり、参加の可否を含め、ご意見をいただくためのアンケート調査を実施しているところでございます。

この結果を踏まえ、成人式実行委員会の皆さんと協議をした上で、実際に実施するか最終的な判断をしたいと考えております。

続きまして、全国山城サミットについてお答えいたします。

全国山城サミットは、毎年「全国山城サミット連絡協議会」に加盟する自治体を会場として、研究発表や講演、現地視察を行う催しで、昨年度までに全国で26回開催されているところであります。

当町は平成28年に協議会に加盟し、葛尾城を登録いたしたところであり、県内におきましては、ほかに松本市、上田市、そして千曲市が加盟しているところであります。

今年度27回目のサミットが当町及び上田市を会場に、10月31日、11月1日の2日間の日程で予定されており、主催は「全国山城サミット上田・坂城実行委員会」で、上田市教育委員会が事務局を務めております。

1日目は山城ガイドツアーが行われ、坂城会場は葛尾城跡、和合城跡の2つのコースが計画されているところであります。いずれも、事前申込制、定員20名から30名を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により変更の可能性もあるとお聞きしております。

2日目は、上田市サントミュージゼにおいて、専門家や著名人による講演会とシンポジウムが計画されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画配信による開催に変更されたところでございます。配信する番組には、山城保存活動の紹介等も含まれる予定であり、全国に向けて当町の山城を発信する機会と期待できるところであります。なお、動画の視聴方法等については、今後事務局より告知されることになっております。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた実行委員会の判断等、その動向に注視し、町民の皆様には広報や防災行政無線等を通じて、周知してまいりたいと考えております。

コロナ禍での行事、講座に関しまして、内容と感染防止策について申し上げさせていただきましたが、いずれにいたしましても、今後も引き続き可能な限り実施できるよう工夫や検討を行う中で、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、関係者と協議し、判断してまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） ただいま担当課長よりご答弁をいただきました。

いろいろ工夫して開催されるということは理解をいたしました。開催に向けて進めるということですね。今年しかできないもの、それがご答弁にもございましたように、本年、県下初開催の山城サミットであり、成人式です。

山城サミットは、これまで実行委員会を含め、地元大宮区の皆様が葛尾城跡、和合城跡など登山道の整備、頂上の草刈りなどを行っていただきました。一昨日確認をしてまいりましたが、駐車場にトイレも新たに整備をされ、数か所にのぼり旗も設置をされました。教養講座中嶋先生と

の話ともリンクをしております。

また、本年は村上義清公のご尊父、顕国公の没500年にもあたるとされております。事前に飲食業界と企画ができれば、当町の交流人口増に寄与していたかもしれません。お聞きした話では、昨年の岐阜県可児市でのサミットでは、実に3千人ほどの方が参加されたそうです。話によりますと、アフターで山城サミットというような話も聞いてはおりますが、まあ、そういうことを含めて今回もし開催できれば、できるだけの尽力をしていただければというふうに思っております。

それと成人式ですが、本年度は体育館で開催を予定されているということを聞きました。これは、毎年8月15日の終戦の日で開催され、大変意味深いものがあります。久しぶりの出会いの場でもあり、町の将来を担ってくれる若者を私たち大人もともに祝うことの意味が、大変に大きいと思っております。

その中で、1点だけちょっと質問をさせていただきます。

今回、教養講座、まあ初めての取り組みになると思いますが、70名限定というお話でございます。教養講座の講座の受付がたしか23日からということでお聞きはしているんですが、これはどのような形で周知をされて、申込みはどのような形にされるのか、その内容についてお聞きをいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

ふれあい大学教養講座、こちらの周知につきましては、広報さかき9月号と併せまして2020年後期生涯学習カレンダー、こちらを全戸配布させていただきました。

また併せて、町のホームページのほうにもこのカレンダー、掲載をさせていただいております。その中で今年度の教養講座・講演会につきましては、先ほど議員さんのほうからもお話がありましたとおり、事前申込み70名限定ということでありまして、9月23日より申込受付を開始し、定員になり次第締切りとなりますことを記載させていただいております。こちらにつきましては、申込み、電話、ファックス、メール等で受付をさせていただきたいと考えております。併せてまた、防災行政無線等での周知も行ってまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 再質問にご答弁いただきました。

まあ、この70名というのは恐らくあそこの大会議室のスペースを、先ほどの3密を図るという中で算出された数字だと思うんですが、この教養講座毎年、いろいろその内容にもよりますけれども、150人、多いときは200人ぐらい入られたときもあったと思うんです。

やはり、町民の皆さん、この教養講座というのは、興味を持って参加していただいている方が多いと思うんで、まあ、この70人限定というのが、ちょっと厳しいのかなという私も感じはするんで、まあ、そこで打ち切りというのは非常に残念な思いがあるんですが、今の現状を考えれば、致し方ないというふうには思います。

まあ、その中で、上田ケーブルビジョンさんとのこの連携なんかで、当日参加できない方に、同時で見えていただくというのは、ちょっと技術的に難しいのかなとは思いますが、後で録画したのを見るとか、見れるとかそのような対応ができれば、またさらにいいんじゃないかなと思うんです。その辺の検討をぜひお願いをしたいと思います。感染防止を図る中で、いろいろ対応をしていかなければなりません、今後ともひとつよろしくお願いをしたいと思います。

では、それをもちまして一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月1日の会議において提案理由の説明は終了しております。

◎日程第2「議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 決算案の提案理由及び詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いいたします。

また、質疑に際しては、決算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について総括質疑に入ります。歳入についてございませんか。

14番（大森君） 1点だけですが、お伺いいたします。

28ページ、款19項3目1同和地区住宅新築資金等貸付金管理収入についてお尋ねします。収入といっても歳入が24万円ということで、収入未済額が2,627万9,627円、これは、この収入というか支払った方と、これは何人分なのか、それから、収入未済額で残っている方が何人なのか、その人数と、それから今後の見通しはどうか、あるいはまたどんな約束になっているのか、お尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） 同和新築資金の管理収入24万円でございますけれども、こちらは2名分ということになっております。それから、未納者の数でありますけれども、6名という状況になっております。

対応でございますけれども、定期的に電話ですとか訪問ですとか、そういったこととしてご相談させていただいているという状況でございます。けれども、なかなか解消には向かっていかないという状況もございまして、ご本人それから保証人の方、そういった皆さんと粘り強く交

渉しているという状況でございます。

14番（大森君） 収入24万のうち、2名の方が24万、合計で24万ということなんです、この2人はあと残金どのぐらいなっているんでしょうか。

企画政策課長（臼井君） お二方の残金でございますけれども、お一人については260万円ほど、もう一方については130万円ほどという状況でございます。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、歳入の総括質疑を終結いたします。

次に、歳出について、総括質疑に入ります。

11番（吉川さん） 4点についてお願いします。

まず、57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、備考に負担金補助及び交付金のところにヤングヒューマンネットワーク事業がございます。毎回お聞きしているわけですが、今回実績報告書の中で、結婚相談が410件ということで、例年になく件数が増加しております。この増加状況の理由について1点お聞きいたしますのと、現在の登録者の状況についてと、長野結婚マッチングシステム、これが開始してから2年ほどになりますが、その活用状況についてお願いします。

それと2点目が、81ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、備考の不妊・不育治療費助成金についてですけれども、これも今回21名に助成をさせていただいたとありますが、これ最高額が50万ということになっております、年額で。該当者はその中にいらっしゃったのかどうか。また、不育症についても10万円の、最高額10万円ということで助成をしておりますが、これについても実績がおありかどうかお聞きいたします。

そして、同じページのところに産後ケア事業12万5,500円が計上されております。これは、31年、令和元年度新規事業として始められましたが、宿泊型と訪問型がございます。今回のこの金額の内容についてお聞きいたします。

そして4点目が、同じページの予防接種事業の中でございますが、昨年の10月から今年の1月末までということで、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成制度を開始していただきました。大変ありがたいわけですが、今回中学生までが1人1回、そして13歳未満は2回まで、1回につき千円の助成をするという内容でございました。当初、対象者は1,700名、そのうち千人を見込んで予算を立てていただいておりますが、この接種状況についてお聞きいたします。

以上、お願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、決算書57ページ、社会福祉協議会補助事業の中の、ヤングヒューマンネットワーク事業の状況についてお尋ねでございますので、その件に関してお答えを

いたします。

まず、ヤングヒューマンネットワーク事業として、実績報告のほうに上げさせていただいた結婚相談の増加の要因と、理由ということでございますけれども、主な増加要因として2点ございます。

1点目なんですけれども、従来ここの件数に算入をしていなかった結婚・婚活イベントに関わる相談件数、これについても結婚・婚活事業の中ということで、新たにこの件数に加えさせていただいたという部分が一つございます。

それともう1点が、平成30年の7月から、坂城町の社会福祉協議会のほうで利用ができるようになりました長野結婚マッチングシステムのご利用の件数についても、ここに計上させていただいたということでございまして、その2点が主な増加の要因ということになってまいります。

次に、登録者数ということでございますけれども、令和元年度末ということでありますけれども、結婚相談所の登録人数、男性12名、女性6名、合計18名ということでございます。

次に、マッチングシステムの活用状況ということでございますけれども、こちらのほうもご利用いただくには登録が必要ということでありますが、元年度末の登録者数、男性6名、女性4名、10名ということでございます。こちらの利用状況でありますけれども、先ほど結婚相談の件数を申しあげましたけれども、410件のうち144件マッチングシステム関係になります。

内容といたしましては、そもそもこのシステムがどういうシステムかというようなお問合せですとか、登録はどのようにやったらいいかといったことから始まりまして、町で登録していただいた方のお相手さんとの引き合わせの申し出の調整ですとか、逆に他の市町村で利用されている方からの引き合わせの申し出をお受けするといったようなことがございまして、それが合計で144件ということでございます。

相談支援件数の中に占める割合もかなり大きくなっていますので、有効にご活用いただいているものと推察をしているところでございます。

以上でございます。

保健センター所長（竹内さん） 81ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、不妊・不育治療費助成金についてでございます。

こちらの最高額50万円を助成いたしましたのは、6人となっています。不育症への助成というのはございませんで、皆さん不妊症の治療であります。

続きまして、産後ケア事業でございます。

こちらの出産後の母子への育児支援といたしまして、医療機関へ入院する宿泊型と、助産師が家庭を訪問する訪問型がありまして、令和元年度は宿泊が4名、訪問が2名ということで実施をいたしました。その後、保健師が訪問や電話等により定期的に状況の確認とか相談に応じております。

続きまして、予防接種事業でございます。

子どものインフルエンザ予防接種の費用助成制度でございますけれども、昨年度対象者1,709人のうち助成件数は1,555件でございます。助成券を利用せずに接種された方の割合ですけれども、これは全体で6.4%いらっしゃいました。今年度の10月から来年の1月末までの期間として同様の助成を行ってまいります。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

11番（吉川さん） ただいま、説明ありがとうございます。この長野結婚マッチングシステム、大変好調のようでうれしい話ですけれども、私も社協の担当の方と話しましたら、件数が増えるとそれだけ業務が多くなってきているという話をお伺いしました。その中で、この18万というのは、婚活パーティーなどの取り組みの予算かと思いますが、このままでいいのかどうかという点と、それから今回このパーティーの内容についてはどのような形で執り行ったのか、また成婚に至ったケースはどのくらいだったかということをお願いいたします。

それから、今も不妊症の治療の方が、最高額50万円6名使われたということで、大変うれしいことです。これで、その結果から妊娠に至ったケースは把握されておりましたらお願いしたいと思います。

あとは、今、1,555件ということで、子どもの千円助成のこの取り組み、大変好調に進んでいると思います。その中で、1点お聞きしますが、助成券、これを町から送られて、それで医院のほうに持って行ってというやり方と、あとは助成券使わずに保健センターに直接請求するという2通りのやり方がございましたが、この助成券、これを使って利用された保護者の皆さんどのくらいいらっしゃったのでしょうか。その辺だけお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 再質問についてお答えいたします。私のほうからは、婚活に関わるイベントの関係のご質問でございましたので、そちらについて申し上げます。

令和元年度におきましては、婚活イベントといたしまして、千曲市社協と共同でまず1回セミナーとランチ交流会といったものを開催してございます。これ、6月の開催でございます。それと、婚活パーティーとして、7月と12月にそれぞれ開催をしているということでもありますけれども、例年ですと年が明けて2月にもやると、3月にはまた社協単独でのパーティーもやるという予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの関係で残念ながらこちらのほうは中止ということで、婚活パーティーについては2回ということでした。

それと、昨年度中の成婚数でありますけれども、成婚については3組ということでございます。そのうち2組については、過去のこうしたイベントをきっかけとしての成婚ということになっております。

それともう1点、補助金の額の話が若干あったように思いますけれども、金額、補助金については、千曲市と合同で開催しているイベントについては、これは社協独自でも別の財源がござい

ますので、そういったものをご活用いただく中でやっているということでございます。今後において、例えば、マッチングシステムでかなり手間がかかってしまうというような状況があれば、それはまた別途お話しをしていきたいと考えているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 不妊・不育治療費助成金を受けられた方で、妊娠された方につきましては5人ということでございます。

続きまして、子どものインフルエンザ予防接種の助成ですけれども、助成券を利用された方につきましては、1,555件のうち1,455件の方が助成券を使って接種をされております。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

8番（玉川君） 2点伺います。

116ページ、款9項1目2節18の備品購入費について、非常用備蓄資機材等203万4,620円とあります。これの非常用備蓄資機材というのの説明いただきたい。

もう一つ、120ページの款10項1目2の節11、教員住宅管理事業というところで、31万6,128円とありまして、これ教員住宅なんですけど、現在の戸数と入居数、将来の入居の見込みについて教えていただきたい。お願いします。

住民環境課長（関君） 116ページの消防施設一般経費、節18の備品購入費の中の非常用備蓄資機材等の内容についてお答えさせていただきます。

まず、これにつきましては、避難所で使用する毛布ですとか、またパーソナルトイレ用テント、それから凝固衛生用品袋とかを購入したんですけど、そのほかに災害対策防災寄附金が昨年ございまして、それを活用しまして発電機付きのLEDバルーン投光器2台、こういったものを購入させていただきました。

教育文化課長（堀内君） 120ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、教員住宅管理事業についてのご質問にお答えいたします。

現在、教員住宅の戸数は6戸ございまして、入居は3戸入居でございます。

今後につきましては、民間のアパートも増加しておりまして、需要は減少傾向にあるかと考えております。老朽化している施設もありますけども、現在ある施設の維持修繕を行う中で活用を図ってまいりたいと考えております。

8番（玉川君） LEDバルーン、これ寄附金で購入されたら、すばらしいことだと思います。このLEDバルーン2台なんですけど、これの配備と用途についてのご説明、それと教員住宅については、入居がこれから見込めそうもないというようなことで、維持管理ということですが、今後の利用についてのお考えもう一度お聞かせください。お願いします。

住民環境課長（関君） LEDバルーン投光器でございますけれども、坂城防災センターのほうで備蓄させていただいてございます。2台ともそちらにあります。

それから、LEDバルーンは、従来の一定方向のところを光を照らすというものではなくて、

360度明かりが取れると、そういう特徴がございます。そういったこともありますので、火災などを含めた夜間の災害現場、そういった場所で明るさが必要な場所、そういったところに応じて、お持ち運びをして使用したいというふうに考えております。

教育文化課長（堀内君） 今後の利用の見込みにつきましては、先ほども申し上げましたが、民間のアパートもあるということで、なかなか需要というのは、フルに6戸全部入るといような状況は今後ないかなということでもあります。ただ、全くないといったことではありませんので、現在ある施設について維持補修を行いながら運営してまいりたいというふうに考えております。

議長（西沢さん） ほかに。

6番（大日向君） お願いします。51ページ、款2項3目1、備考の19にありますカード関連事務交付金について。これは、どこへ交付、または支払ったものなのか。それと、この事業の内容と去年交付したマイナンバーカードの交付枚数をお願いします。

住民環境課長（関君） 51ページの戸籍住民基本台帳一般経費の節19、負担金補助及び交付金のカード関連事務交付金の内容についてご質問いただきました。

全国の自治体が、個人番号カードを作成をするものに対して、委任をしております地方公共団体情報システム機構、通称J-LISというところなんですけど、そちらへ支払うものとなっております。個人番号カード発行の関連事務、それから電子証明等の発行に係る認証業務、その関連事務が対象となっております、全国の住民基本台帳に対する市町村の人口割合で算出されるものとなっております。

なお、この関連事務交付金につきましては、マイナンバーカードの再交付手数料、去年は約1万9千円だったんですけど、それを除いた額全てが控除の対象となっているということがございます。

それから、2点目の昨年のマイナンバーカードの交付枚数ですけれど、277枚となっております。

以上でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 2点伺います。また似たような質問でございますが、64ページの款3項1目5、人権同和推進一般経費で人権政策確立支援という点についてお尋ねします。

これ30万がついているんですが、国において部落差別解消法が成立しました。坂城町の解放同盟町協議会は、これを実現するための運動として、この人権政策確立の運動をしてきたわけですが、これはもう成立したわけですから、この制度が出来上がっているわけで、これは来年度はどのようになるかということなんですか。これは、まだここで答弁できる内容ではないと思うんですが、その考えはどういうことなんでしょうか。いつまで続けるのか、それについてお尋ねします。

企画政策課長（臼井君） 人権政策確立支援の補助金ということで、これまで法律の制定に向けまして全国で活動をしてきたという部分のところに支援をしてまいりましたが、28年に新たな法律ができたということでありまして、今後の助成金の今後についてでございますけれども、人権擁護に関する施策を総合的に推進して、広く差別をなくすネットワーク、そういったものを構築する中で、人権政策の展開を図るという助成のほうに内容が若干シフトしていくだろうということをご想定しております。

そんな中で、ただ、それがいつからかということについては、今のところはっきりとは申し上げられない状況ということでございます。

14番（大森君） もう少し広い形での差別を解消していくような取り組みだというお話なんですが、だって、この補助金その方向性でいけば、解放同盟には行かないようにはなるっていうことでしょうか。それをお尋ねします。

それから、先ほど、最初質問すればよかったんですが、もう1点質問したいんですが、87ページの款5項1目1、今、教員住宅のお話が出ましたが、6戸中3戸が入居しているという答弁だったと思います。私がお聞きしたのは、移住定住就職支援事業に当たるのかな、この教員住宅を1軒当ててこの事業をやっているということだと思うんですが、これの利用人数、それからそれについての就職のあっせんだとか、あるいはそういう取り組みについてどうだったのかということをお尋ねします。

企画政策課長（臼井君） この補助金の支払い先といいますか、補助先ということでございますけれども、現在坂城町の同盟のほうにお支払いをしているんですけれども、この補助金、今後の動き、そういったものと連動していくものというふうに考えております。そうした中で、どこへ補助というの、先ほどのご説明しました補助金の方向と合わせて検討していくという形になるかと思っております。

企画調整係長（宮下君） ただいまの移住定住の教員住宅を使つての移住定住施策というところのお話でしたが、ページでいきますと41ページ、企画費、企画政策推進経費、こちらの中で消耗品でありますとか、光熱水費、また清掃料など使っておりまして、こちらにつきましては、昨年度、令和元年度におきましては5件12名の方が利用されました。

議長（西沢さん） ほかにございますか。ございませんか。

これにて、歳出の総括質疑を終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款11災害

復旧費のうち項3 公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款1 2 公債費、款1 4 予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

次に、歳出の款2 総務費のうち項1 総務管理費中、目1 1 防犯対策費、目1 2 交通安全対策費、目1 3 消費生活費、項3 戸籍住民基本台帳費、款3 民生費のうち項1 社会福祉費中、目5 人権同和推進費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中、目1 0 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中、目4 水防費、目5 防災費を除く消防費、款1 0 教育費、款1 1 災害復旧費のうち項3 公共施設等災害復旧費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。日程第3 「議案第3 9号」から日程第6 「議案第4 2号」までの4 議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長からの詳細説明は省略いたしたいと思っております。ご意義ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。よって、担当課長からの詳細説明は省略することに決定いたしました。

◎日程第3 「議案第3 9号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。質疑ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4 「議案第4 0号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。ございませんか。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5 「議案第4 1号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件は、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第42号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(西沢さん) これより総括質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括して行います。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて、総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第38号」から日程第6「議案第42号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明日11日から9月17日までの7日間は、委員会審査等のため、休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(西沢さん) 異議なしと認めます。よって、明日11日から9月17日までの7日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

今回は、9月18日午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時06分)

9月18日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 田 | 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願について
- 第 2 議案第 38 号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 議案第 39 号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 議案第 40 号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 議案第 41 号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 42 号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 議案第 43 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 8 議案第 44 号 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第 9 議案第 45 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 10 議案第 46 号 令和 2 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 11 議案第 47 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 12 議案第 48 号 令和 2 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 13 議案第 49 号 令和 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 議案第 50 号 令和 2 年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について
- 追加第 2 議案第 51 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 追加第 3 発委第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について
- 追加第 4 発委第 5 号 国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について
- 追加第 5 発委第 6 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について
- 追加第 6 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長（柳澤君） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申し訳ございません。本議会初日に上程をいたしました議案第45号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」、一部訂正がございます。

28ページ、給与費明細書、2一般職（1）総括の職員数に誤りがございました。補正後の職員数「322」を「324」に、比較の職員数「-1」を「1」に訂正をお願いいたします。お手元に正誤表を配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

議長（西沢さん） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり、訂正をすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり、訂正をすることに決定いたしました。

◎日程第1「請願について」

議長（西沢さん） 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

請願第1号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

請願第2号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）採択」

議長（西沢さん） 日程第2「議案第38号」から日程第6「議案第42号」までの令和元年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月10日の会議において各常任委員会に審査を付託した案件であります。

その審査結果について、各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第38号 令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） では、総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費を除く災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月11日、14日の2日間にわたり、委員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として、総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、会計室長、工業振興幹、議会事務局長及び各担当の係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

- 個人町民税と固定資産税における現年分の不納欠損の理由は。
- △ 個人町民税は、出国や所在不明で住民票上抹消された外国人に関するものである。固定資産税は、法人の倒産や滞納者の相続放棄等による相続人不存在などである。
- 町民税、固定資産税、軽自動車税の収入未済額の内訳について、滞納人数、最高額また最も古い年度は。
- △ 個人町民税現年度分は、滞納者数118人、最高額は59万5,267円。滞納繰越分は、滞納者数182人、最高額は217万3,687円で、最も古いものは平成2年度である。法人町民税現年度分は1社、金額は15万円。滞納繰越分は8社、最高額は85万2,300円で、最も古いものは平成11年度である。固定資産税現年度分は129人、最高額は158万2,100円。滞納繰越分は150人、最高額は4,510万2,248円で、最も古いものは平成2年度である。軽自動車税、現年度分は26人、最高額は1万6,900円、滞納繰越分は63人、最高額は39万9,500円、最も古いものは平成7年度である。
- 森林環境譲与税の算出根拠は。
- △ 令和元年から始まった国の特別財源により、都道府県及び市町村に交付される。そのうち市町村分については、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口割30%の割合で算定される。

- 地方特例交付金の減収補てん特例交付金、子ども・子育て支援臨時交付金の内容は。
- △ 減収補てん特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分、及び自動車税と軽自動車税の環境性能割の、臨時的軽減による減収を補てんするためのものである。子ども・子育て臨時交付金については、令和元年10月から保育料等無償化の減収分の交付金である。
- 特別交付税が昨年に比べ増額となっているが、要因と例年の算定で主な内容は。
- △ 東日本台風の災害復旧に係る費用が算定されたことが、増額の主な要因である。例年の算定内容のうち代表的なものは地方バス運行維持に要した経費・山村振興対策に要する経費などである。
- 町営住宅使用料、改良住宅使用料の滞納分収入未済額の滞納人数、最高額、また最も古い年度は。
- △ 町営住宅使用料の滞納者数3人、最高額は316万7,600円。最も古い滞納は平成12年度である。改良住宅使用料の滞納者数1人、最高額は4万8,500円。最も古い滞納は平成12年度である。
- 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の収入未済額の内訳について、滞納人数、最高額、最も古い年度は。
- △ 滞納人数6人、最高額は1,026万2,412円、最も古い滞納は昭和55年度である。
- 町債の利率、取扱いの基準は。
- △ 借入れ利率は借入れの都度決定し、借入れ先によって異なる。借入れ先が政府系の場合は国で定められた利率、民間金融機関の場合は見積入札を実施している。令和元年度は財政融資資金0.002%、地方公共団体金融機関0.010%、町内金融機関からの銀行借入はおおむね0.245%である。

<歳出>

(総務課)

- 職員時間外勤務手当が平成30年度に比べ2倍ほどに増えているが、内容は。
- △ 東日本台風の災害対応で、多くの職員が業務にあたったことによるものである。
- 職員研修数と職員の参加人数は。
- △ 接遇や公務員倫理、SDGs研修など26研修、延べ377人の職員が参加した。全職員を対象とした研修に加え、広域連合等で開催した専門的な研修への参加も行っている。
- コピー用紙の使用量とペーパーレス化に向けた取り組みは。
- △ A4サイズで年間約148万枚を使用しており、昨年度とほぼ同量である。ペーパーレス化に向けた取り組みとして、会議などにおけるタブレットの導入などが考えられるが、システムの構築と費用面など精査し検討する。
- 庁舎等改修工事の内容は。

△ 庁舎の停電時など、電力維持のための非常用発電機の更新工事と、移動系防災無線を発電機に接続させるための工事である。

○ 地方税滞納整理機構負担金の算出方法は。

△ 市町村均等割が5万円。処理件数割として1件につき9万6千円の10件分で96万円。徴収実績割として、前々年度の徴収実績10%、64万2千円。その合計165万2千円から、滞納整理機構の決算状況により4万1千円の還付があり、決算額は161万1千円であった。

○ たばこ税対策事業補助金の内容は。

△ たばこ小売人組合が行う美化活動、街頭活動、未成年者喫煙防止活動などに対する補助金である。

○ 委託料の固定資産評価基礎資料整備の委託内容は。

△ 委託内容は、令和3基準年度固定資産評価替業務委託、標準宅地における時点修正業務委託、令和3年度評価替えに伴う標準宅地の鑑定評価業務委託である。

○ 公債費の元金、利子の利率の内訳は。借換えは行っているか。

△ 利子の利率については3.1%から0.002%である。借入利率の高い起債の償還が終了してきていることもあり、利子の支払額は年々減少してきている状況等であり、借換えについては条件等精査していく中で検討をしていきたい。

(会計室)

○ 指定金融機関等の実地調査先と、調査内容は。

△ 3か所の指定代理金融機関、収納代理金融機関である。調査内容は、公金の収納事務及び預金の受払いと、公金の収納もしくは支払いに係る計算報告、帳簿及び証拠書類の整理保管が適正に行われているかなどである。実地調査の結果、適正に処理されていた。

○ コンビニ収納の状況は。

△ 町税に係る件数ベースの利用率は、令和元年度20.77%。平成30年度が19.76%で、ほぼ横ばいである。

○ 八十二銀行坂城支店役場派出所の窓口の取扱時間と取扱業務内容は。また、限られた取り扱い時間の中で業務に支障はないか。

△ 派出所窓口の取扱い時間は午前9時10分から午後3時までである。公金収納業務、指定金融機関として指定代理金融機関等から提出される日計表・月計表などの取りまとめ業務等を行っている。派出所の取扱時間外については、会計室の窓口において公金収納を行い、派出所内の公金システム化も進み支障はない。

(企画政策課)

○ 工事請負費の施設等解体工事の内容は。

△ 南条の東町金井地籍町有地の、老朽化した建物を解体したものである。解体後の土地は、近隣

宅に駐車場として有償で貸し付けている。

○ 財産管理一般経費の個別施設計画調査等委託の内容は。

△ 町の主要な公共施設の整備の方向を示した「坂城町公共施設ランドデザインの策定」及び今年度策定する「公共施設個別施設計画」の基礎資料となる「建物劣化調査」に係る委託料である。

○ びんぐし湯さん館の町民優待券の利用状況と、年間利用券の所持者の町内外の内訳は。また、「いい風呂の日」の周知は。

△ 令和元年度の町民優待券の利用者は、大人2万626人、小人2,087人。年間利用者の保持者は372人で、町内257人、町外115人である。「いい風呂の日」は毎月11日と26日に行っている。特典や割引などの内容を館内で案内しているほか、湯さん館で発行する「ほっとニュース」やホームページなどで継続的に周知を行っている。

○ 湯さん館の基金の状況は。

△ 元年度末におけるびんぐし湯さん館施設整備等基金残高は2億5,835万6,249円で、施設整備や機器更新に備えて積立を行っている。

○ 自治会活動保険の内容と、保険金支払い実績は。

△ 自治会活動保険は、自治区が行う様々な活動において、けがや物損があった場合に一定の補償を行うものである。令和元年度の保険金支払実績は1件で、対物の損害補償に係るものである。

○ ふるさと納税について、寄附件数と金額は。また、返礼品の品目数と人気返礼品は。

△ 令和元年度のふるさと納税に基金の件数は6,202件、金額は1億4,857万2千円である。令和元年度の返礼品協力事業者は23事業者で、品目数は137品目である。人気の返礼品については、シャインマスカット、牛肉、ナガノパープルの順となっている。

○ ふるさと納税で、町民の他市町村への寄附額は。また、町税への影響額と実質的な収入額は。

△ 令和元年度は218件、1,603万4,500円で、町税への影響額は700万3,732円であった。また、実質収入額は6,723万2,941円である。

○ 各種統計調査の結果について、町施策への活用は。

△ 結果が国から示されるので、それぞれの分野で必要な情報について施策への活用を図っている。

○ 犯罪被害者支援負担金の内容は。

△ NPO法人長野犯罪被害者支援センターの活動に対する負担金で、町民一人当たり2円を負担している。支援センターでは、犯罪による被害者、その家族や遺族に対して、電話相談等を通じ抱えている悩みの解決や、心のケアなど支援にあたっている。

○ 隣保館の使用状況について、全室机と椅子の使用となっていくのか。

△ 現在、大会議室と教養娯楽室は机と椅子になっている。和室については座り机での利用を基本としているが、必要であればござ等を敷き、机と椅子で利用をしていただくなど、対応をしている。

- 坂城駅前葡萄酒祭の課題と、今度の開催は。
- △ 昨年度は、見込みを大幅に上回る2千人を超える皆さんに会場いただいた状況から、より広いスペースの確保が課題と考えている。来年度以降も方法等工夫をしながら、開催の方向で検討していきたい。
- 防災行政無線管理事業の修繕料の内容は。
- △ 令和元年東日本台風の際、中之条排水樋管に設置した水位計管理機器が故障し、修繕したものである。
- (商工農林課)
- 定住促進委託について、事業の内容と効果は。
- △ テクノハート坂城協同組合に委託し、町内に在住、在勤の方、また町内への移住に興味のある方を対象に交流会を開催し、結婚などを契機に町内への移住定住が進むよう事業を実施した。交流会では演奏や食事を楽しみながら交流を通じ、交際などにつながるきっかけ作りができた。
- 中小企業退職金共済掛金補助金の内容と、昨年度の実績は。
- △ 勤労者退職金共済機構が行う中小企業退職金共済制度と、商工会が行う特定退職金共済制度に新規加入及び、加入済みの事業所に新たに従業員が就職した場合、加入事業所に1人、1か月600円を12か月分補助するもので、令和元年度は34事業所、延べ125名の補助を行った。
- さかき地場産直売所「あいさい」と味ロッジの支援内容は。
- △ あいさいは、毎月開催される定例会を通じて、販売活動への助言やイベント開催における支援などを行っている。味ロッジは、健全経営のための売上向上や経費削減、経理状況の把握など、月ごとのリーダー会を通じて、商品開発や販路開拓などの支援を行っている。
- 腐らん病防除補助金の内訳は。
- △ りんごにとって、病状が進行すると枯死する可能性がある病気のため、罹患した樹皮を除去した傷口に塗る塗布剤の購入に対し、経費の2分の1を助成するもので、昨年は41件、8万474円を交付した。
- 中山間地域直接支払事業の内容は。
- △ 3地区で取り組んでいる事業で、入横尾地区が182万424円、上平島地区が112万7,595円、上平小野沢地区が34万85円の補助金である。活動内容は、農地の保全に係る活動や、水路、農道の補修などである。
- さかきブランドづくり事業補助金の実績は。また、事業の周知は。
- △ 令和元年度は2事業者、4商品を審査会で承認した。広報のほか、これまで商品開発を手掛けた事業者や町内食品製造事業者への働きかけと、商工会を通じた事業周知も行った。
- 新たに設置した侵入防止柵の箇所と延長距離は。また、防止柵等資材費について、補助金の事業要望は毎年行っているのか。

- △ 昨年度、網掛区で新たに設置した防止柵は、建機メーカー試験場付近から湯さん館までの1,040メートルと、上平区で設置した柵は小野沢地区の72メートルとなっている。補助金は毎年県に対して申請をしている。実施を希望する区には全体計画を立ててもらい、年次計画により申請を上げている。
- 転作推進補助金における転作状況は。また、今後の見通しは。
- △ 令和元年度の実績は200万円で、転作面積に応じて補助をしている。加工用米が68万400円、飼料用米が25万3,888円などである。新型コロナウイルスの影響で、外食産業用米の需要低下と、米価が下落している。今年度は「飼料用米」が増加し、水田を活用した「サツマイモ」の作付も増加するなど、転作推進が進んでいる。次年度へ向け加工用米の枠を確保するなど、主食用米以外の転作推進を図っている。
- 農林総務一般経費の委託料の内容は。
- △ 5つの事業を県森林組合や県林業コンサルタント協会、町内事業所に委託した。内容は、松くい虫の被害調査、森林整備の対象となる山林の洗い出し調査、防災減災のため優先的に整備をする箇所を選定するための資料作成、松くい虫枯損木のチップ化、木工所に委託して小学校での椅子やマイ箸、コースターの制作などである。
- 松くい虫防除対策事業は何年からか。また、効果の検証方法は。
- △ 町内における松くい虫の被害は、昭和60年に確認されて以来、空中散布による予防と、伐倒駆除など複合的な対策を行ってきた。空中散布の効果については、定点観測を行っており、散布区域の効果を示す結果も出ている。客観的に目視でも散布区域の松が復活しているのが確認できる。
- プレミアム付商品券事業の実績と効果は。
- △ 消費税10%引き上げによる、消費に与える影響を緩和する生活支援と、地域の消費喚起を促す目的で、非課税世帯や子育て世帯を対象に行われた。非課税の対象者は2,616人で、うち購入者は731人、子育て世帯の対象者は276人で、うち購入者は149人で、本事業の利用者は非課税世帯では約30%、子育て世帯では約50%であった。町内の店舗で利用された商品券は4万3,347万で、2,165万円の経済効果があった。
- 昨年度の商業店舗リフォーム補助金の実績及び、上限額の交付を受けた事業所の件数は。また、空き家等の改修はあったか。
- △ 昨年度の実績は4件、上限額50万円の補助を受けた事業者は2件。また、昨年度は空き家の利用はなく、既存店舗のリフォームの申請であった。
- テックショップ東京の閉店による影響は。
- △ テックショップ東京との法人契約は、単年契約になっており、2月末の閉店により、負担金1か月分が返納された。テックショップ東京では、町内企業の経営者と信州大学の学生などによ

るものづくりイベントなどを行い、この事業をきっかけに町内企業と大学とのつながりができた。
引き続き連携して共同事業などを実施していく。

(建設課)

- 合併浄化槽の設置状況と負担金の内容は。
- △ 浄化槽の現在設置件数は昨年度末で733件である。負担金は、長野県浄化槽推進協議会の会費である。
- 土木総務一般経費の公有財産購入費の用地取得の場所と面積・単価は。
- △ インター線延伸事業に関連し、今回のインター線の工事部分の終点から、バラ公園側へ下る既設町道への取付道路の用地代で、面積は336.60平方メートル、平米単価9,700円である。
- 交通安全施設設置工数の申請数は。
- △ 交通安全施設設置工数の申請数は19区43か所で、そのうち6区9か所の工事を実施し、転落防止柵4か所は横町2か所と坂端、網掛に設置した。
- 道路改良事業(A01号線)と道路新設改良費の公有財産購入費の用地代の内訳は。
- △ 道路改良事業(A01号線)は、若草橋南側町道の用地代で、面積は20.63平方メートル、平米単価2万6,800円である。また、道路新設改良事業の用地代は、A06号線用地の10.29平方メートル、平米単価7,600円である。
- 河川愛護活動後の実施状況を確認しているのか。
- △ 実績報告提出後、現場を確認している。
- 住宅リフォーム補助事業の経済効果は。
- △ 住宅リフォームの工事費の総額が約1,600万円であり、経済効果はあると考えている。
- 住宅リフォーム補助事業はブロック塀も補助対象になっているが、21件中何件か。
- △ ブロック塀の対象は2件である。
- 空き家バンク利用促進補助金の内訳は。また、登録物件の管理は。
- △ 改修が2件、片付けが3件である。管理は所有者が行っている。
- 住宅・建築物の耐震診断の委託先は。
- △ 長野県建築士事務所協会へ委託している。
- しなの鉄道軌道安全輸送設備等設備負担金の内訳は。
- △ 老朽化が進んでいる自動停止装置と保守用の車両を更新する費用について、構成市町村で負担しているものである。
- 災害復旧までの流れは。また、当町の復旧工事が他市町村より早く進んだ要因は。
- △ 被災した箇所の状況確認後、査定設計書を作成し、国の災害査定を受け、工事発注に必要な実施設計書により、入札、業者決定となる。被害状況が他市町村よりも少なく、また町内建設業者

も、災害復旧工事を優先して施工いただいた。

(議会事務局)

- 会議録反訳の委託業者が元年度から変更になったが、状況は。
- △ 前年度よりも1ページ当たりの単価が安くなり、丁寧な作業で問題はない。
- 政務活動費の返還状況と公表は。
- △ 令和元年度、3人から合計7,055円の返還があった。また、平成30年度から議会報で項目別に支出額を公表している。
- 議員年金の受給者数は。また、最年長者と最年少者の年齢は。
- △ 退職年金14名、遺族年金9名である。最年長は退職年金が93歳、遺族年金が92歳で、最年少は退職年金が74歳、遺族年金が76歳である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長(西沢さん) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(「進行」の声あり)

議長(西沢さん) これにて質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長(大森君) 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費、款11災害復旧費のうち項3公共施設等災害復旧費の各項目について、9月11日、14日の2日間にわたり、委員会の委員全員の出席を求め、委員会を開き、審査に当たっては、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として、住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、こども支援室長、食育・学校給食センター所長、文化財センター所長、保健センター所長、各保育園長、ふれあいセンター所長、子育て支援センター所長及び各担当の係長等の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査されました概要についてご報告申し上げます。

<歳出>

(住民環境課)

- 自動車急発進防止装置取付費補助金の交付状況は。
- △ 昨年10月に制度を開始し、8件で16万円を補助した。装置はほぼ全ての車種で設置可能だが、一部対応していない車種もあると聞いている。
- 防犯対策一般経費の各団体の概要は。
- △ 更埴防犯協会連合会は、千曲警察署管内の市町防犯協会などにより組織されているもので、各防犯団体間の連携協調により効果的な防犯活動を図り、犯罪のない地域づくりに貢献することを目的として活動している団体である。町防犯協会は、更埴防犯協会連合会で実施する事業への協力を推進、季別の地域安全運動の実施などを通じ、犯罪防止に関する事業を推進し、地域社会の住民生活の安定を図ることを目的として活動している団体である。町防犯指導委員会は、各地区の推薦に基づき町長が委嘱しているもので、現在102名に委嘱しており、季別の地域安全運動での各地区公民館等への立て看板の設置、地区内防犯パトロールなどを通じ、各地区内における犯罪防止活動をしている団体である。町職域防犯協力会は、町内の飲食店や商店の事業主など43名が会員となり、防犯パトロール・飲酒運転、違法駐車防止パトロールなどの防犯活動に努めている団体である。千曲少年警察ボランティア協会は、県警本部長から6名が委嘱されており、町、警察、学校などと連携して、青少年の健全育成の活動にご尽力をいただいている団体である。
- 年金相談の件数は。
- △ 47件である。
- 国民年金被保険者の第1号、任意加入、第3号とは。また、国民年金一般経費が平成30年度に対し、減少している理由は。
- △ 国民年金被保険者のうち第1号は、国民年金加入者。任意加入は、年金を掛けている月数が不足している人など、60歳以上65歳未満の加入希望者。第3号は、厚生年金や共済に加入している方の配偶者もしくは扶養者である。国民年金一般経費が前年対比で減少になっている理由は、平成30年度は電算に委託した年金生活者支援給付や産前産後保険料免除等のシステム改修費があり、令和元年度はシステムの改修費がなかったため減少となった。
- 狂犬病予防事業について、予防注射未実施の犬の状況は。また、注射を怠った場合、罰則規定はあるのか。
- △ 保健所の見解では、室内飼育犬の飼い主が注射の義務を怠っている傾向があるとのことである。罰則については20万円以下の罰金が定められている。予防注射のほか、指導、抑留等を統括している保健所と連携を図り、予防注射実施の啓発に努めていく。
- 不法投棄ごみ撤去事業について、委託料の内容は。また、回収した不法投棄ごみの処理は。

- △ 不法投棄パトロールやごみの回収を実施してるシルバー人材センターへの委託料である。処理費用は、粗大ごみ・家電リサイクル法対象品目については、別途塵芥処理一般経費で計上しており、可燃ごみ・不燃ごみは、葛尾組合可燃物処理場で処分されている。
- 葛尾組合の可燃ごみ焼却量の年次変化は。
- △ サンデーリサイクル、紙類リサイクルBOXでの資源物回収の利用実績は増加しているものの、昨年・一昨年と可燃ごみ排出量は増加した。
- B焼却施設の市町村の負担金はどのように算出されるのか。
- △ 長野広域ごみ焼却施設の管理運営負担金は、直近のごみ排出量により算出される。新型コロナウイルスの影響で、全国的に可燃ごみ排出量が増加しており、坂城町、千曲市も同じ傾向である。ごみ排出量減少のため、分別の徹底等を周知していきたい。
- 町のごみ指定袋の販売状況は。また、指定袋の作成方法は。
- △ 可燃物（大）が44万7,400枚、可燃物（中）が7万6,940枚、不燃物が2枚4,130枚である。前年度に債務負担行為により指名競争入札を行い、作成業者を決定している。ごみ袋に関しては、家庭内でのストックがあるので、ごみ袋の販売状況だけでごみの排出量を予測することは難しい。毎年、ごみの排出量と在庫の状況を勘案して指定袋の作成をしている。
- 空家対策協議会の活動内容と協議会委員の選定方法は。
- △ 協議会では、空家等対策計画の作成や、空き家等に関する施策についての協議のほか、準特定空家の状況確認を行っている。協議会委員数は10名であり、町議会議員、区長会代表者などのほか、法務、不動産、建築、福祉、消防等有識者で組織している。
- 消防団に備品購入した消防用ホースの状況と1本当たりの価格は。
- △ 令和元年度は、消防団各団体へ2本ずつ、計22本、埴科ポンプ操法大会出動分団に9本、消火栓用ホースとして10本の合計41本を配備した。種類にもよるが、おおむね1本当たり2万8千円程度である。
- 現在の消防団員数は。
- △ 265名である。
- 消防施設の詰所・器具庫の数は。
- △ 現在、22か所となっている。
- （福祉健康課）
- 民生委員の年代別構成はどのようになっているか。
- △ 昨年、改選後の状況は50代が6名、60代が16名、70歳以上が17名である。
- 老人クラブのクラブ数の増減はどのようになっているか。
- △ 令和元年度のクラブ数は、12クラブで平成30年度と変わりはない。人数は令和元年度が1,079名、平成30年度が1,101名で若干減少した。

- 更埴地域シルバー人材センターの町内契約高が前年比約2,300万円減少しているが、市・町の負担金について反映されないのか。
- △ この負担金は、シルバー人材センターの運営費であるため、契約高によって変動するものではない。台風19号災害でシルバー人材センターが被災し、車両等が使用できなくなったことも契約高の減少の理由となっている。
- 長野広域連合負担金が増額となっている理由は何か。
- △ 特養小布施荘の建設工事負担金、特養松寿荘の増築工事負担金を広域連合の財政調整基金で負担していたが、基金の減少により、構成市町村で負担することとなり増額となった。
- 補装具費の交付・修理等件数と種目は何か。
- △ 令和元年度の総件数は39件、購入が21件、修理が18件であり、主な種目は補聴器、車椅子、下肢装具である。
- 主要施策の成果及び実績報告書には、地域生活支援事業の相談支援事業について、前年度は延べ件数での表記があったが、実人員に変えた理由は。
- △ 延べ件数だと実際の利用者数が分からないため、実人数に変更した。
- 福祉タクシーの補助適用金額はどのようになっているのか。
- △ 2月の料金改定に合わせ、それまでの720円から840円以内とした。初乗り運賃640円に、お迎えの車、迎車利用として200円、または迎車利用がない場合は2回分の加算料金も適用となる。
- 寝具洗濯等サービスと訪問理美容サービスの登録者、利用者は何人か。
- △ 寝具洗濯等サービスの登録者は37名、利用者は32名、延べ利用人数は54名で、訪問理美容サービスの登録者は34名、利用者は16名、延べ利用人数は34名である。
- ふれあいセンターでの介護予防事業の実施状況と参加人数は。
- △ 社協の生きがいデイサービスは毎週金曜日に開催し延べ614名、地域包括支援センターのヨガ教室は毎週火曜日で延べ615名、そのほか団体での利用が1,413名である。
- 介助風呂の利用状況は。
- △ 年間228人利用があり、風呂利用者全体の約6%である。
- 寝たきり老人等介護者慰労金の支給対象は。
- △ 要介護3から5で寝たきりの方を在宅で介護する方へ支給している。
- あんしん電話の設置を待機している人は。
- △ 年度末で82名に設置しており、現在78名に設置している。待機者は4名である。今後、回収した機器をメンテナンスして、順次対応していく。
- 災害見舞金の支給件数と最大の支給金額は。
- △ 昨年の台風19号による人身被害が2件、建物災害の住家が50件、住家以外が11件の計

63件である。最大の支給額は、人身被害の重症と建物災害の住家がそれぞれ1万円である。

○ 床上浸水と床下浸水の見舞金額は。

△ 住家の床上浸水は2万円、床下浸水は1万円である。台風19号で住家床上浸水は1件あるが、被災者生活再建支援制度の適用で50万円を支給しており、見舞金は支給対象外となった。

○ 災害見舞金の額は他市町村と比較してどうか。

△ 災害見舞金は市町村の単独事業のためそれぞれだが、台風19号災害で行った要綱の一部見直しの際は他市町村の例も参考にした。

○ 精神障がい者家族会の活動と視察の内容は。

△ 家族同士の交流や情報共有を目的として行っており、定期総会のほか、視察や研修などを行っている。元年度は、安曇野市の精神科診療所への視察に3名参加した。3月の研修会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止となった。

○ 入退院を繰り返している精神障がい者の退院時の対応と地域移行の受け皿は。

△ 入退院されている方には、希望があれば短期入所やグループホームの体験などを紹介している。地域移行の受け皿は、長野市と周辺市町村の負担により、精神障がい者の地域移行を支援するコーディネーターをお願いしている。千曲・坂城障がい者・児基幹相談支援センターとも連携し、グループホームや自宅へ戻るためのコーディネートをしている。

○ 自殺対策の取り組みは。

△ 元年度は補助金を活用し、パンフレットを作成した。30年度に自殺対策計画を策定し、特にゲートキーパー研修に力を入れている。

○ 子宮頸がんワクチンを再開する予定は。

△ 厚生労働省で積極的に勧奨しないとされており、その方針に合わせている。対象者には厚生労働省のチラシも同封して案内し、接種については保護者の判断としている。

○ 小中学生の生活習慣病予防健診の内容と人数が減少した理由は。

△ 小学5年生及び中学2年生を対象に、血液検査、血圧測定、尿検査を教育委員会で行っている。その結果から、ハイリスク者に養護教諭から声かけをして、希望者に保健指導を行っている。人数の減少は、中学生のハイリスク者が減少したことによるものである。

(教育文化課)

○ 子ども・子育て支援事業計画の配布先は。

△ 県、長野保健福祉事務所、各小中学校、児童館、保育園等に配布を行った。保護者等に個別配布していないが、町のホームページに掲載している。

○ 臨時保育士の内訳と、広域入所の内訳について。

△ 臨時保育士の内訳は、1年通年雇用13名、時間外や代替等パート保育士が34名である。広域入所については、委託は上田市へ7名である。

- 坂城保育園では、0歳児保育の実施がされていないが、実施の見通しは。
- △ 保育室改修等も必要となるため、今後、町内3保育園のニーズと合わせて検討したい。
- 坂城保育園園舎施設工事と村上保育園園舎改修工事の内容は。
- △ 坂城保育園は調理室エアコンの老朽化による設置更新工事、村上保育園は障がい児対応も可能な洋式トイレの改修工事。
- 研修会等参加負担金について、どのような研修に参加しているか。
- △ 研修会については、障がい児担当保育士研修及び3歳未満児保育士担当研修等に参加している。
- 各園調理員人数について。また、献立の作成はどうしているか。材料調達はどこから購入しているか。
- △ 町振興公社へ委託し、南条が4人、坂城、村上がそれぞれ3人。献立の作成は3園分まとめて栄養士が行っている。材料は町内業者から70%以上購入しており、町内で賄えない分は上田市、千曲市、長野市の業者から購入している。
- 児童館運営費と放課後児童健全育成費における臨時職員賃金の内容は。
- △ 町の児童館運営費と国の補助事業である放課後児童健全育成事業の2つの事業に、館長報酬、支援員、補助員の賃金を国の補助対象とそれ以外に分けて計上している。補助対象となる支援員3名、補助員10名分の賃金を放課後児童健全育成事業に計上し、対象外となる補助員9名分については児童館運営費に計上している。
- ブックスタート事業の贈呈75名は、対象者全員なのか。また、本の内容はどのように決めているか。
- △ ブックスタートは、7か月健診時に本の読み聞かせを行い、対象者全員に2冊ずつ贈呈した。本の選定については図書館司書と相談し、子どもの成長に適した本を選定している。
- 中国教育交流補助金はどのように使われているか。
- △ 中国への訪問時の旅費等の補助として、また訪日団の受入れ時はレセプション費用やホームステイ受入れ家庭への補助等に充当している。
- 大峰教室の通室人数は。児童生徒支援事業の臨時職員の内訳は。
- △ 中学生2名が通室しており、前年と同数。児童生徒支援事業の臨時職員については、南条小学校3名、坂城小学校4名、村上小学校3名、外国籍児童自立支援2名、坂城中学校1名の計13名を配置している。
- 小中学校空調設備整備事業について、教室の設定温度とメンテナンス方法、そして電気料金の状況について。
- △ 教室の温度設定については28度前後で設定している。メンテナンスについては、施工業者が使用するシーズンの前後2回の保守点検を実施する。電気料については、今シーズンからの使用のため、今後調査していく。

- 更埴地区教科用図書採択研究協議会は、どのようなメンバーで組織されているか。
- △ 千曲市、坂城町で構成された協議会で、教科書採択について研究するための法律に基づいた組織である。各学校から推薦された教員、学識経験者、PTA代表、教育委員会委員で構成されている。
- 坂城町奨学金の内訳と年額6万円の増額予定はあるか。
- △ 奨学金については、6人に支給した。卒業や新規就学の状況により、年によっては支給する人数にばらつきがある。増額については、今年度に限り、新型コロナウイルス感染症対策として増額しているが、今後については、奨学金基金の状況を見ながら必要に応じ検討したい。
- 就学奨励費・特別支援教育学級入級児童への就学奨励費の支給目的は。
- △ 特別支援教育就学奨励費については、特別支援学級に入っている子どもに支給している。就学援助費同様、学用品の購入や新入学用品、修学旅行への負担、給食費の負担軽減のために支給している。
- 社会教育委員、生涯学習審議会の委員人数と内容は。
- △ 社会教育委員は現在5名で、社会教育法により社会教育に関する諸計画の立案等が職務と規定されており、家庭・社会・学校関係からそれぞれ任命されている。生涯学習審議委員は10名で、町生涯学習審議会条例にて規定され、生涯学習事業に関する調査・審議等を行っている。
- 図書館の蔵書数約13万冊弱だが、他館と比較した場合、充実していると言えるのか。また、町立図書館の特徴は何か。
- △ 同規模の図書館と比較しても充実していると考えている。当館の特徴としては、工業の町なので、工業に関する本や法律、医療関係の本を多く受け入れて充実させている。
- 車椅子利用者への対応はどのようにしているか。
- △ 週に1人から2人ぐらい車椅子の方が来館されるが、バリアフリーでもあり、職員も注意を払って対応している。また、エレベーターがあるので、2階の学習室も利用していただいている。
- 文化財保護の補助事業等の周知方法は。
- △ 神楽用備品の整備については、関係団体にコミュニティ助成事業の案内を行っている。
- 文化財の案内看板は幾つあり、どのくらいの修繕をしているか。
- △ 案内板、標柱は75基あり、毎年計画的に複数箇所の修繕を行っている。
- ふれあい大学の専門講座で参加者数が減っているが、今後も継続していくのか。
- △ 専門講座については参加者数が少数でも、できる限り様々な分野の新規講座を開催することで、多くの町民の皆さんに生涯学習に触れる機会の提供に努めている。生涯学習推進協議会委員の企画により、今後もより多くの新規講座について開催していきたい。
- 旧給食センター解体後の利用は。
- △ 現在、中学校駐車場として利用しているが、今後、町道改良と合わせて一部道路用地にする考

えもあるので、当面は駐車場として利用していきたい。

○ 学校給食でのアレルギーの子どもの人数と対応は。

△ 元年度は109名で、アレルギー対応食については実施していないが、主菜等食べられず、お弁当を持参している子どもについては、年度末に給食費の還付を行い、牛乳については代替食を用意している。アレルギー除去食の対応については、人員配置、施設・設備等の改修が必要であることから、外部委託等の手法も含めた対応策について検討を行っている。

以上、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

一部訂正させていただきます。

各事項審査に当たって、町長の出席について申し述べませんでした。町長、副町長と課長の出席を得て審査を行いました。

以上、訂正させていただきます。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

会議の途中ですが、テープ交換のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時04分～再開 午前11時14分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

14番（大森君） 私は、議案第38号2019年「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

令和元年度決算状況について、一般会計歳入歳出総額は69億6,154万円で、前年度比マイナス4,356万6千円で、0.6%の減となりました。歳出総額は、68億1,399万1千円で、前年度比マイナス767万円、対前年比0.1%の減となりました。

歳入について、町民税は、前年度比マイナス4,739万6千円で3.5%の減、内訳は、個人分がプラスの2.0%の増、法人分はマイナス9.9%となりました。そのため、町税については、固定資産税は0.7%の減、軽自動車税が3.9%増、町たばこ税が1.9%の減、入湯

税が1.4%の減、町税の総額は27億7,435万9千円、前年度対比5,684万9千円で、2.0%の減少となりました。

町税及び国保税、介護保険税などの徴収率が堅実に改善されております。現年度課税分を滞納にしない取り組みや滞納繰越分も減少し、現年度分と滞納繰越分合わせての徴収率が93.7%で、前年度と同等となりました。これは、職員の皆さんの収納に対する努力の結果と評価するところであります。

財政力指数は、3年平均値が前年度よりも0.006ポイント減の0.704で、前年度と同じく全県77市町村中6位、町村では軽井沢、南相木村に次ぐ3位となっております。公債費比率は前年度より0.6ポイント減少しました。将来にわたり負担を負うものであり、引き続き財政規模に見合った運用が必要と思えます。

また、公債費比率について、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、長期健全化基準が25.0%に対し、9.1%で、昨年より0.3ポイント上昇しております。

歳出について、子育て支援関係について、財源が消費税10%の引き上げではありますが、3歳以上園児の保育料が無償化されました。副食費の徴収もやめて完全無償化を実施してほしいと思います。ゼロ歳児保育では、南条保育園で延べ76人、村上保育園では延べ人数20人の保育実績となりました。坂城保育園でも、ゼロ歳児保育が行われるよう整備を行っていただきたいと思えます。

子ども医療費の窓口無料化について、レセプト代の500円も町が支援し、完全無償化に踏み切るべきと考えます。

福祉、医療、健康関係、安心して出産、子育てができるよう、妊産婦健診費の助成及び産後ケア事業が実施されることになりました。

町民の健康寿命を堅持するため、予防医療を強化し、健康増進事業における各種検診においても、受診率向上を図っていただきたいと思えます。病気の早期発見、早期治療を促すため、人間ドッグや健康診断などの受診料の助成金の増額を望むものであります。

環境エネルギー関係、地球の温暖化を抑え、自然災害を未然に防ぐため、2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を表明しようではありませんか。表明した自治体は、ついこないだ2020年9月16日時点で、21都道府県84市1特別区37町10村が表明しております。

千曲市に新設される焼却B施設は、建設費などの分担金の負担を考え、事業系のごみや一般家庭から出る草や樹木などの処分を減らすための対策も必要だと考えます。

産業振興について、消費税10%の引き上げの影響緩和のため、住民税が非課税の世帯と、0歳から3歳までの子育て世帯にプレミアム商品券を発行、非課税世帯者2,616人の対象者のうち、購入者が28%、子育て世帯276人中54%しか購入されませんでした。どんなにお得感があっても、先立つものがなければ購入できません。このような方たちには、直接支援すべ

きと考えます。

商業店舗リフォーム助成制度で、空き家等を店舗の出店のために改修工事や既存店舗の増築工事等に補助金を交付いたしました。

住宅リフォーム助成事業では、21件の利用があり、今後対象工事の拡大も検討していただきたいと思います。地域経済の発展のためにも、経済効果が1,600万円という先ほどの報告がありました。大変重要な事業ですので、町内建設業者の利用したこの事業、大いに進めていただきたいと思います。

次に、けやき横丁について、入口の2部屋が空き店舗として久しくなります。出店募集の強化を強めてほしいと思います。当面、営利を目的としない写真展や絵画展、手作り展など、町民の趣味などの発表の場として貸し出すことも検討すべきではないでしょうか。

次に、安全安心のまちづくり、最近の災害は、どこでも発生することや大きな被害をもたらしております。防災、減災の取り組みの強化と、専門的な知識は要求されております。危機管理担当部署が必要と考えます。

高齢運転者の交通事故防止のため、急発信防止取付補助を申請し、8件交付しました。

町単補助事業について、各区から申請のある町単工事について、地域住民の安全安心と防災の観点からも、何年かけて継続している工事は、事業費を増額し、早く完成することが必要と考えます。

町道の舗装改修は、遅々として進んでおりません。特に坂城地区は、下水道工事以後、一度も改修が行われておりません。年次計画を立て、実施すべきと考えます。

教育関係、児童生徒の教育環境について、町内小学校の全65教室に空調設備が整備されました。発達障がいなど配慮が必要な子に対して行き届いた教育をするため、小中学校に学校支援員を配置したり、外国籍児童生徒に対して支援をつけるなど、サポート体制が図られました。

次に、見直しを求める事業について述べます。

人権同和事業について、部落解放同盟坂城町協議会に対し、補助金120万円及び人権政策確立支援30万円、合わせて150万円が交付されています。国において、部落差別解消推進法が成立しており、人権政策確立支援補助は、根拠のない補助金です。自治体が特定の運動団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行にも人権を守る上でも、やめるべきと考えます。

同和地区新築貸付事業について、調定額2,652万円に対し、収入未済額2,628万円となっています。収入未済額の人数は6人おり、最も長いのは、昭和55年、1980年からで、40年にもなります。いろんな事情があるかもしれませんが、借主が返済できないときは、保証人にその責任が負わされます。その人の責任が果たされていないではありませんか。

町が金融機関から借入れ、部落解放同盟坂城町協議会を通じて、同和地区新築資金を貸し付けるという、町が金融業を行った大きな間違いを犯しております。

次に、松枯れ対策について、千曲市は農薬の空中散布が限られており、被害を効果的に防ぐことは困難としており、28年以降、空中散布については見合わせています。

また、松本市でも新市長の判断で、空中散布の推奨を見合わせています。実施するのは、長野地方事務所管内では、坂城町のみとなりました。EUでは、ミツバチの異常の原因がある可能性があると、ネオニコチノイド系農薬3種類の使用を禁止しています。また農薬散布による、子どもの発達障がいの原因の1つとの指摘がなされております。空中散布は中止し、伐倒駆除や松の植栽や樹種転換などに充てることを求めます。

最後に、財政調整基金が決算年度末で約24億887万円となりました。経済状況などを勘案し20億円は必要と以前総括質疑で答えています。新型コロナウイルス感染症対策による町内業者の支援や、今後の公共施策の見直し等がありますが、基金の一部を町民生活支援や町道の監視などに寄与していただきたいと思っております。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して、私は、議案第38号2019年「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の討論といたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（小宮山君） 議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論をいたします。

令和元年度は、坂城町第5次長期総合計画後期基本計画、坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った事業を中心に、様々な施策が進められ、いずれの事業も人口減少の対策と将来にわたり活力ある地域社会の維持を目指したものであると思われまます。

また、昨年10月の東日本台風により、被災した農地や果樹園、昭和橋、教育施設等の復旧については、迅速に進められ、年度繰越をしたものもありますが、運動公園やさかき千曲川バラ公園駐車場は完了しております。今後も町を取り巻く社会情勢や環境の変化なども敏感に捉えながら、まちづくりが進められるよう期待するところであります。

さて、令和元年度一般会計歳入歳出決算であります。歳入総額は69億6,154万円、歳出総額は68億1,399万1千円となっております。

歳入のうち、自主財源の根幹をなす町税につきましては、前年度に対し約5,700万円減額の27億7,436万円となっており、その要因として、法人町民税が約6,200万円の減収となったとのことでありました。

ものづくりの町である坂城町にとって、町内企業の動向が町財政に大きく影響することを改めて実感したところであります。現在においては、コロナ禍により、厳しい社会情勢の中ではございますが、町内企業の皆様の英知とリーマンショック等これまでの困難を乗り越えてきた底力を

信じ、町内企業の皆様にこの局面を乗り越えて、ますます活躍されることを期待いたします。

一方、町税の収入未済額については、前年度と比較し、約400万円減少しており、絶え間ないご尽力をなされていると推察いたします。引き続き、財源の確保や負担の公平といった観点から、地方税滞納整理機構とも積極的に連携し、改善に努めていただくよう要望いたします。

地方交付税については、普通交付税において算定の基礎となる基準財政収入額が増額算定されたことにより、交付額については減額となり、前年度に対しマイナス7%、特別交付税で災害復旧に係る費用等により増額となったものの、地方交付税全体では、約870万円の減額となりました。地方交付税は、一定の行政サービスを提供するための財源として保障されるものであり、引き続き、その安定確保については、国、県等関係団体に対し、強く働きかけをお願いいたします。

国庫支出金については、各年度の実施事業により金額が増減するものでありますが、元年度は町内の生活基盤整備として、幹線道路の改良事業や橋梁修繕事業及び災害復旧事業などを実施し、事業における補助金の有効活用と一般財源の抑制が図られたことが伺えます。

寄附金につきましては、多くの方からふるさと寄附等をいただいたことで、前年度と比較すると約6,700万円の増加となっております。さらに、魅力ある返礼品等の充実を図り、より多くの寄附がいただけるような取り組みを期待するところであります。

繰入金については、公園施設整備事業に対する公園整備基金の活用、長野広域連合のごみ処理施設建設負担金に対する広域行政事業基金の活用など、目的に応じた特定目的基金からの繰入れが行われました。

また、今後の様々な行政需要に備え目的基金に積立てを行うなど、財政運営の健全化に向け、今後も一層の計画的かつ確かな基金運用をお願いする次第であります。

町債については、道路改良や橋梁修繕事業など、公共事業等債や役場庁舎非常用発電機更新事業などの緊急防災・減災事業債、また農業施設・道路などの災害復旧事業債などで、借入額は前年度と比較して約7,600万円の増額となっておりますが、起債の償還が進んでいることから、年度末起債残高は前年度に比べ3,706万円の減額となっております。

次に、歳出であります。30年度からの事業である小中学校空調設備整理について、全ての普通教室への設置が完了し、子ども達の学習環境が整えられるなど、次代を担う子ども達の育成に力が注がれました。

また、東日本台風により被災した、鼠マレットゴルフ場や上五明運動公園などが年度内に復旧し、引き続き町民の皆様の体力づくりや憩いの場として利用されています。

そのほか、ハード事業といたしましては、防災拠点である役場庁舎の機能強化として非常用発電機更新事業や給食センター解体工事を実施されたほか、町内の基盤整備や長寿命化対策として、鼠橋、昭和橋などの橋梁修繕やA01号線道路改良、道路舗装の修繕事業など、着実に継続実施

され、町民生活に密接にかかわる基盤の整備に努められました。

続いて、ソフト事業につきましては、移住・定住対策として、空き家バンク登録物件への移住に際しての片付け費用やリフォーム費用の助成、町に移住・定住される方の新築住宅を取得する費用の支援制度など、定住人口の増加に向けた様々な事業が展開されており、引き続き積極的に取り組んでいただきたいと思います。

産業振興では、農業者の生産基盤の支援や担い手確保、松くい虫防除対策やワインぶどうの産地化に取り組まれました。

また、町内外の新鋭ワイナリーと飲食店の出店による、町内で初めての開催となる「坂城駅前葡萄酒祭」は、町内外から大勢の方が来場し、ワインが坂城町の新しい文化の1つであることをPRする一助になったことと思われまます。

さらに、新工業団地造成に向けては、農振除外申請図面作成や取付道路であるA09号線予備設計等実施され、造成に向け準備等を進められており、積極的に産業振興施策を推進されていると感じているところでございます。

子育て支援では、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により、保育園・幼稚園等を利用する3歳から5歳までの子ども等の利用料が無償化され、副食費について新たに実費徴収されたところではありますが、今まで利用料を無料にしていた第3子以降の子どもや、住民税非課税世帯の子どもについては、町独自の軽減策により、副食費についても無料とされました。

同じく10月から、子ども達のインフルエンザ罹患予防を目的とした予防接種費用への助成を新たに実施するなど、子育て世帯の経済的負担に対してきめ細やかな配慮をしていることと考えます。

また、不妊、不育症治療費に係る助成や、新たに産婦健診費用の助成、保健指導の必要な産婦への産後ケア事業を実施するなど、子どもを生み育てるための環境整備を積極的に進められております。

教育分野においては、これからのグローバル社会に向け、小中学校の外国語指導講師や英語教育コーディネーターによる小中一貫した外国語教育の推進に加え、坂城小学校をモデル校として先行導入したタブレット端末を、元年度は南条小学校、村上小学校、坂城中学校にも導入し、デジタル教科書の使用した授業やドリル教材等を活用されるなど、ICT教育の環境整備が進められました。

また、財政健全化法に基づく、健全化判断指標については、実質赤字比率、実質公債費率、将来負担比率など、全ての指標において、早期健全化基準を下回り、健全な状況で推移しているとの報告がありましたが、今後においても起債残高等に留意し、より一層の健全化に向けた取り組みをお願いする次第であります。

今後も時代の変化の多様化する町民ニーズに的確に対応し、「活力あふれた輝く元気なまちづ

くり」を進めていかれることをご期待申し上げ、私は、議案第38号「令和元年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成いたします。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西沢さん） 起立全員。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3「議案第39号 令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日の委員会において説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当の係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告いたします。

<歳入>

○ 不納欠損の人数、件数、最高額、最も古いものは。また、その理由は。

△ 人数は16名、件数は313件、最高額は92万3,663円、最も古い年度は平成12年度である。主な理由は、転出者で差し押さえ財産がない者が10名、177万3,250円、所在不明で差し押さえ財産がない者が2名で100万962円、自己破産した者が1名で58万6,900円である。

○ 収入未済額について、人数、最高額は。また最高額の滞納者への対応は。

△ 現年度分は114名、滞納繰越分については128名、最高額は273万4,350円で、分納での納付が進まないため、昨年度から滞納整理機構に移管している。

○ 未納者の保険証はどのようになっているか。

△ 短期証を発行している。短期証は年度末時点で、窓口預かりの9件を除き25件あり、内訳としては3か月が1件、1か月が24件となっている。

<歳出>

○ 被保数が減って、決算額が1人当たり医療費の金額と県内順位は。

- △ 令和元年度は速報値で40万2,456円、高いほうから10番目である。
- 1人当たりの医療費が高くなっているが、その要因は。
- △ 一因としては100万円以上のレセプトが増えており、高額な医療に係る件数が増えていることがあると考えている。
- 人工透析の件数について、当町の状況は。
- △ 前年度から4名増えている。
- 特定健診の受診率について、厚生労働省は65%を目安としているが、町としては、どのように考えているか。
- △ 厚労省の目標は60%であり、町では65%としている。受診率を向上させる取り組みとして、個別訪問による受診勧奨が受診率向上に効果があることがわかっており、引き続き取り組みを続けていく。
- 保健衛生普及費の人間ドック補助金47万4千円の内訳は。
- △ 人間ドックの委託契約を結んでいない医療機関での受診者への補助であり、委託契約を締結している医療機関には、委託料423万8千円を支払っている。委託及び補助の合計件数は354件で、日帰りドックは299件、1泊2日ドックは5件である。
- 以上で、質疑を終結し討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により議案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。委員長報告に対する質疑に入ります。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

8番（玉川君） 「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

2019年、令和元年度の歳入決算額は14億9,545万1,923円、歳出決算額は14億9,381万6,966円、歳入歳出差引残額は163万4,957円、加入状況は2019年度平均で世帯数が1,961世帯、町の全世帯数の31.5%、人数では平均人口の20.9%である3,125人が加入しています。

加入者の年齢構成では、2020年3月末時点で65歳以上が全体の52.5%にあたる1,590人、そのうち70歳以上は全体の30.3%の918人、加入者の高齢化により医療給付等の増加に大きく影響を及ぼしていると報告されています。

2019年、令和元年度の国保税の現年度分、一般被保険者、退職被保険者の合計の徴収率は96.3%、滞納額は1,025万1,140円、滞納繰越分では、一般被保険者、退職被保険者の合計の徴収率は14.59%、滞納額は3,895万8,769円、滞納額は現年分と滞納繰越分を合わせて4,920万9,909円となっています。

前年度2018年と比べて収入未済額は滞納繰越分が469万8,878円の減となっています。滞納繰越分の減少、これは担当課の皆さんの努力の成果と評価できますが、現年度分が347万751円の増となっており、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分においては299万1,307円、滞納金の徴収は大変な状況になっていることがわかります。

国民健康保険の加入者は、自営業やパート、アルバイト、非正規社員、退職者、年金受給者など、収入が不安定であり、または低い方が多く、坂城町では国保加入者を総所得で見ると100万円以下の世帯が約48%となっており、支払いたくても払えないのが現実ではないでしょうか。

さらに、2019年10月からは、消費税が10%の増税が強硬されており、年金受給者の増加は、マクロ経済スライドにより物価上昇に追い付かず、低収入、年金生活者にはますます困難な経済状態になっています。

2019年、令和元年に国保税の減免をされた19名のうち、16名が非自発的理由による失業となっており、不安定な雇用の実態もあらわれています。国保税の支払いが滞った場合、担当課の指導で正規の保険証を返還し、短期保険証、窓口全額負担である資格証明の発行、そして未交付という対応になっていきます。

当町では、2019年度末で短期保険証が34件、資格証明が3件、短期のうち窓口預かりで未交付が9件。

保健センターの皆さんの努力下、予防医療を推進し、特定健診受診率は、2019年度は暫定値ではありますが58.1%、2018年度比3.9ポイント上昇し県内17位、しかし国保の1人当たりの医療費は2019年度の速報値では40万2,456円で、県内10番目ということです。

高額医療費が引き揚げの原因のようですが、短期保険証、資格証明になっても国保が使えるといっても、国保税を滞納する方にとっては、税額や窓口での負担額が高過ぎることで、受診、治療の継続ができない深刻な状況が考えられ、重症化してしまい、結果的に医療費の増加につながってしまうと思われます。

以上、町の努力により収入未済額の滞納処分が大きく減ったこと、特定健診、受診率が現年度比3.9ポイント上昇したことについては評価し、一方、収入未済額の滞納繰越分の現年度分が増加したこと、1人当たりの医療費が前年から大きく増加したことへの対応として、以下、提案します。

1、国保の税額を下げ、国保税の加入者負担を軽減するために、一般会計からの法定外繰入れをしてください。

2、国保の税額を下げるため、国保料の算定基準となる応益割、平等割と均等割ですが、これを廃止してください。世帯主の収入にかかわらず、1世帯に係る平等割と赤ちゃんから扶養家族まで、加入者の収入に関係なく加入する家族の人数によって保険料を課す応益割での今年度の町の計算例では、例えば、両親と15歳の子供1人、総所得が270万円、固定資産税が8万円の場合、均等割で10万1,200円、平等割が3万6,300円、合わせて13万7,500円、税額が41万1,700円の3分の1に及んでいます。この応益割は国保にしかありません。財源については、払える人が負担する応能割の所得割を増やすことが考えられます。

3、国保の税額を下げるため、国保税の国庫負担を以前のように45%に戻すよう国に要請してください。国保税が高くなった大きな原因は、30%ほどまで引き下げられた国庫負担率です。2014年には、全国知事会が1兆円の公費投入を求めました。

4、健康な生活を送るために、病気の早期発見に努めてもらうように、特定健診率の受診率65%を目指した取り組みを続けてください。

5、窓口負担を軽減して、医療保険にかかりやすくするため、資格証明書をやめ、短期保険証にしてください。2020年2月には、コロナ感染症対策としてではありますが、資格証明についても10割の窓口負担を、3割または2割負担の保険証と同じ扱いにすると厚生労働省の通達が出ていますが、資格証明そのものが懲罰的であり、それを医療機関窓口で提示することがためらわれてしまいます。コロナ後の窓口負担割合については、国民皆保険、健康保険、受療権、これを守るためにもコロナ限定ではなく、通常の制度にするよう国に要望してください。

以上、「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の反対討論とします。

議長（西沢さん） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

7番（栗田君） 私は、議案第39号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険というのは、他の制度の適用者となっていない人たちを広くカバーすることで、国民皆保険ということを実現している、日本が世界に誇るすばらしい制度であり、国民にとっては、重要なセーフティーネットとなっております。

東京オリンピックが行われた昭和39年あるいは40年、その頃には、この国民健康保険を構成している方の職業は、農林水産業に従事される方、その他の自営業者が7割を超えておりました。その当時、無職の方は6.4%。ところが40年たってからの平成の17年では、農林水産業者その他の自営業者の方は2割まで減少し、無職の方が半分の5割を超えるという状況になっ

ております。

全国民をカバーするという点から、被用者保険とは異なって、事業主負担というものに相当する財源が、この国民健康保険にはございませんので、当然そこには公費負担というものがなければ成り立たない制度であります。

先ほどの反対討論にもありましたように、この国庫負担を増やすということについては、私も大賛成であります。ただし、平成23年度で見ると、税収入は2兆7,755億円、日本全国で、公費負担は4兆円に迫る額となっていることも確かであります。

さらに、それ以降高齢化が進みまして、それに伴う医療費の増大、そのために、平成の30年、県がこの財政運営の責任主体となるように法改正がなされました。しかし、保険税率の設定、賦課徴収、各種保健事業は、あくまで市町村がその主体となって進めております。

そういった中で、歳入の柱である税収の確保に向けては、現年度分の徴収率、前年度よりも1.13ポイント下がって96.53%となりましたが、今日の全国平均では、恒常的に9割を切っているという状況を考えれば、坂城町の関係各位の大変な努力のたまもので、この96.53%という数字が出てきたものと考えます。

歳出におきましては、前年度10億35万円だったものが5.4%の増加で、10億5,417万円と増えていますが、これは医療を必要とする方に必要なときに適切に支払った結果と受け止めております。重症化を防ぐための特定健診の受診率は、過去最高の58.1%となっており、特定保健指導なども積極的に行われております。

ほかには、ジェネリックの医薬品の利用促進、いろいろなそういう普及啓発などの健全な制度、運営に向けた取り組みがなされているものと考えております。

この世界に誇るべき、この国民皆保険存続へ向けた、さらなる取り組みをお願いいたしまして、「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論とさせていただきます。

議長（西沢さん） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） 次に、原案の賛成の方の発言を許します。

（「進行」の声あり）

議長（西沢さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（西沢さん） 挙手多数。よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ただいま、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第4「議案第40号 令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（滝沢君） 去る9月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第40号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月11日の委員会において、説明員として、建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 収入未済額の内訳は。

△ 受益者負担金については現年分が15件、過年分が60件の計75件、最高額は129万3,910円で、期間最長の未収は平成13年からである。使用料については現年分が86件、過年分が88件の計174件、最高額が513万5,766円で、期間最長の未収は平成18年からである。

○ 最長の未収のうち最高額は。

△ 受益者負担金は42万3,630円、使用料は32万5,226円である。

<歳出>

○ 下水道整備の進捗状況と、下水道の接続率は。また、令和2年度で面的整備は完了する予定か。

△ 令和元年度末で下水道管路の整備率は87.2%である。また、下水道の接続率は76.8%である。

整備予定区域のうち、住居地域の管路については、本年度中の整備の完了を目指して事業を実施している。

○ 受益者負担金の「納期前納付報奨金」の内訳は。

△ 令和元年度に受益者負担金の賦課が始まった件数は247件で、そのうち169件、68.4%が前納報奨金の対象であった。

○ 県営水道データ使用料の内容は。

△ 下水道の使用量は、県営水道の水道使用料を計量器の指針により算出するため、県営水道から

データを購入する費用である。

○ データ提供の内容としては高額ではないか。

△ 町が直接、下水の使用量のデータを把握するとした場合、下水用の計量器の新設費、計量法で義務づけられた8年ごとの計量器の交換費用、検針の人件費などの経費がかかることを考慮すると、県営水道からデータを購入するほうが安価である。

○ 流域下水道災害復旧事業費負担金の内容と、他の市町村の負担金拠出は。

△ 台風19号災害により長野市のアクアパル千曲が浸水し、ポンプ棟に被害が生じたことによる復旧事業の設計費、工事費の負担金である。

処理場を利用する長野市、千曲市、坂城町が拠出した。

以上で、質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第5「議案第41号 令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第41号「令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入>

○ 不納欠損と滞納繰越分の収入未済額の最高額と、最も古い年度は。

△ 不納欠損の最高額は11万5,500円、最も古い年度は平成19年度、滞納繰越分の収入未済額の最高額は47万7,748円、最も古い年度は平成12年度である。

○ 保険料の未納者はサービスを受けることができているか。

△ 分納で介護サービスの利用をしている方が1名いる。

<歳出>

○ 一般介護予防事業の委託料、地域住民グループ支援事業、生きがいと健康づくり推進事業、地域介護予防活動支援事業、健康づくり運動教室事業、高齢者把握事業について、それぞれの内容

は。

△ 地域住民グループ支援事業は社会福祉協議会に委託し、地域住民グループの活動を支援している。

生きがいと健康づくり推進事業は、町老人クラブ連合会の事業に係る委託料、高齢者把握事業は独居高齢者への保健師による訪問に係る社会福祉協議会への委託料である。

地域介護予防活動支援事業、健康づくり運動教室事業は、介護予防教室等への講師派遣の委託料となる。

○ 地域住民グループは現在何グループあるのか。

△ 15グループである。

○ 保健指導と介護予防の一体化事業の中で、地域の集いの場を活用することを推奨しているが、15グループでは足りないのではないか。

△ 地域住民グループだけに限らず、社会福祉協議会に委託しているミニデイや同じ健康課題を持つ人をグループ化することなど、いろいろな手法が考えられる。

○ 健康づくり運動教室事業の主な実施内容は。

△ 町で行っているストレッチヨガ教室や高齢者受給者証交付時の健康講座、社会福祉協議会への委託事業内への講師派遣のほか、住民グループからの要望に基づき公民館等へ講師を派遣している。

○ 介護予防住宅改修費の件数と最高額は。

△ 対象者は要支援1または2の認定者で、件数は17件。1件当たりの給付上限が工事費20万円までで、1割負担の方であれば18万円の給付となる。

○ ショートステイ等の介護保険サービスを利用する際、施設ごとに金額が違うのはなぜか。

△ サービス内容によって介護保険制度に規定された単位数があり、施設が独自に決めているのではない。ショートステイであれば、個室と多床室、サービス内容、職員体制で単位が変わってくる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「令和元年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第42号 令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて」

議長（西沢さん） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（大森君） 去る9月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました。議案第42号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、9月11日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要についてご報告申し上げます。

<歳入・歳出>

- 収入未済額9万6,700円の内訳は。
- △ 2名分で、現在は既に完納されている。
- 徴収の方法について、収入未済は普通徴収ということでよいか。
納入に関しては、介護保険料との連動はあるのか。
- △ 収入未済額については、全て普通徴収のもの。介護保険料が特別徴収の場合は、後期高齢者医療保険料も特別徴収となっている。
- 後期高齢者医療広域連合納付金の算定方法はどのようになっているのか。
高齢者の医療費が高くなれば高くなるということか。
- △ 後期高齢者医療広域連合納付金の内訳は、保険料の軽減賦課分の財源にあてられる保険基盤安定制度に係る納付金と、被保険者から収納した保険料の全額である。
特別会計の納付金は保険料分であり、医療費の増加は保険料の改定に反映される可能性はある。
- 後期高齢者医療広域連合に配置されている医療職と専門職の配置状況は。
- △ 管理栄養士1名と保健師1名である。
以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により、原案のとおり認定することを決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告とします。

議長（西沢さん） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第7「議案第43号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第44号 坂城町犯罪被害者等支援条例の制定について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） 第7条ですが、見舞金の支給とあります。これ補正予算（第8号）で見舞金盛り込まれましたけれども、死亡者1人当たり30万円を支給するというようですが、その30万円の根拠です。

それと、傷害を受けた方を見舞金の支給、どんな設定でありましょうか。その辺をお聞かせください。

それから、第8条の居住の安定ということで、これ必要な支援とあるんですが、これどのような支援をお考えか。町営だとかあるいは公営、県営の公営住宅などの公的施設というのも上げられますけれども、県外、その例えば、東京に住みたいとかという希望があれば、そういうのも考えるのかどうか、考えられるのかどうか、その辺もお聞きをいたします。

以上。

企画政策課長（臼井君） まず、見舞金の額についてでございます。見舞金の額の検討にあたりましては、まず全国の既に制度を設けている市町村の状況について確認をいたしたところでございます。見舞金制度を設けております303の市町村のうち、9割を超えるほとんどの市町村におきまして、被害者死亡の場合は見舞金30万円、傷害の場合は10万円という運用をしていた状況でございます。当町におきましてもそうした全国の状況を踏まえる中で、被害者が死亡した場合の遺族へを見舞金については30万円、傷害の場合の見舞金については10万円を設定したところでございます。

また、傷害見舞金の支給につきましては、犯罪行為により傷害を受けた被害者本人を対象とするもので、治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断をされた方に支給するものでございます。

続いて、第8条の考え方でございますが、住居の安定の状況につきましては、犯罪等による被害の状況等によりその住宅に居住し続けることが困難となって、移住先にあてがない場合などにおいて早期に一時的、また新たな住居に居住ができますように町内での対応のほか、必要に応じて警察や県、近隣市町村等と連携して適切な支援を行うことにより住居の安定を図るという考え方でございます。

なお、町外に住みたい等々の希望につきましては、そこに身寄りがある場合などにつきましては、ご本人の意思によりお住まいをいただくということを考えておりますけれども、町といたしましては基本的には県、または近隣市町村の範囲内で支援をしていくということを想定しているところでございます。

議長（西沢さん） ほかに。

12番（塩野入君） 町長の挨拶で、見舞金は要綱を定めて4月からの適用の方向ということで述べられましたけれども、例規類の施行というのは公布の日からの適用が普通であります、4月

に遡るといふ、そのお考え、それがよい、悪いということではなくて、遡及に対してのお考えをお聞きをしたいと思ひます。

それから、見舞金はどこでだれに支給するのか。家族や遺族等に渡すというふうにあるんですが、国の犯罪被害者等見舞給付金の支給支援に関する法律のその第5条には遺族の範囲及び順位というのがうたわれているのですが、これもやっぱりそういったものに準拠するのかどうか。その辺をお聞きをしたいと思ひます。

それから、各地のこのこうした犯罪行為に関する記事には、複雑な家庭環境も見られる中で、家族や遺族の存在が交錯する場面があるわけであります。そうしたことから、これは人を対象にではなくて事件を対象とする見舞金制度も頭に浮かぶわけですが、そうすると死傷者は何人かというのを調べる必要がなくて、1件単位で予算も組みやすいメリットもあるわけですが、その辺の人のほかに事件を対象としたというような考えについてはどうなんでしょうか。その辺もお聞きします。

以上。

企画政策課長（臼井君） 2回目の質問にお答えいたします。

まず、見舞金の遡及についてでございますけれども、例規の適用のつきましては公布日以降の適応が原則となるということは認識する中で、本条例の制定の1つの大きな契機にもなりました5月の事件につきまして、ご遺族の心中もお察しする中で、何とか支援ができないものかということをお考えたところでございます。

そうした中で、法的な部分も含めた対応について、弁護士にもご相談する中で、本件については町民利益につながることであり、その適応について対応が可能であることが確認できましたことから、別立ての要綱による対応する形を整えたところでございます。

続いて、犯罪によって不幸にも亡くなられた被害者のご遺族に対する遺族の見舞金の支給順位ということでございますけれども、配偶者の方がいらっしゃる場合には、死亡した被害者の配偶者が第1順位ということにしております。配偶者がいない場合はその子どもさん、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹と、そういった順で支給者を決めるという運用を考えております。こちらは、国の給付金におきます遺族の範囲と順位、こちらの考え方に準拠したものでございます。

また、見舞金の支払いにつきましては、口座への振り込みを原則としているところでございます。

次に、被害者の数に応じた見舞金支給の考え方についてであります。犯罪被害者等への見舞金につきましては、支給の対象が犯罪行為の件数に対してではなく、犯罪行為により死亡した者の第1順位の遺族、または犯罪行為により傷害を負ったものに対して申し上げるものということでございます。国の制度である犯罪被害者等給付金につきましても、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、こちらに基づきまして、犯罪行為の件数ではなく、

犯罪被害者、人の数、人に対する支給ということを考えているところでございますので、町の見舞金につきましてもそちらの形と併せたものというふう考えたところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） これ今、SNSなどネット社会、情報化社会にあつて、町内だけでなく、全国レベルで二次的被害というのが懸念されるわけでありまして、そうした中でやっぱり、この本条例の果たす役割というのは、ある程度その役割や効果は限定されることにもなるわけでございますけれども、やっぱりこの本条例等の政令とあいまつた、町という範囲を超えた取り組みも重要と思うんですが、その辺あたりはどうでしょうか。お聞きをいたします。

企画政策課長（臼井君） 今回の条例を制定するにあたりましては、県警本部や千曲警察署、先ほど申しあげました弁護士さんなどにもご相談をさせていただくとともに、様々なご指導をいただいた経過がございます。そうした中では、情報の連携や専門的な相談への対応など、様々な面でご協力いただける旨、お話をいただいているところであり、町といたしましても大変心強く思っているところでございます。

実際に、被害者となられる方が置かれた環境や求める支援は様々であるということが想定され、より広い範囲に連携できることは、犯罪被害者等への迅速な支援につながるものと考えております。被害者やご遺族が1日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、町はもちろん、県警本部、犯罪被害者支援室や千曲警察署のほか、必要に応じて他市町村とも連携をとりながら、より有効な支援につなげてまいりたいと考えております。

また、本条例では、町民の皆さんや事業者の皆さんにも、被害者やそのご家族の名誉ですとか生活の平穏を害することがないように人権に配慮をいただくこと、また無責任な噂話や中傷などによる被害者の精神的な苦痛など、二次的被害が生じないように、地域や職場でご配慮いただくことなどをお願いをしているところでございます。

14番（大森君） 質問させていただきます。

犯罪被害ということで、犯罪、相手があることなんですが、この犯罪もいろんな犯罪があつて、無差別に車を運転して横断歩道、歩行者をはねていくという方法もあれば、いろんなトラブルの中、そのトラブルも一般の皆さん、あるいはご近所も知らない中でのトラブルがあつての被害と、加害者と被害者の関係です。この辺のところはどういうふう判断されるのかという点が1つ明確ではないのかなというふうに思います。

それから、その判断をどうされるのかということと、犯人と疑われる方が逮捕されるという段階で、この見舞金をお出しになるのか。あるいは裁判があつて結審した後にお渡しするのか。その辺の出す出さないの判断はどなたが行うのか、この点についてお尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） この条例で対象といたします犯罪行為といった部分につきましては、日本国内を基本とした日本国内にある日本船舶ですとか飛行機の中ですとか、そういうところで行

われた人の生命、または身体を害する行為ということを対象としている部分でございます。そこで規定しております犯罪等につきましては、殺人、傷害、傷害致死、強盗致傷といった刑法で刑罰を科される行為ですとか、またはそれに準じた行為ということでございます。

それで今、議員さんからもありましたけれども、いろいろな犯罪の背景ですとか状況というのがあると思いますけれども、そういった基本的な事項につきましては警察のほうとも情報の連携をいただけるということを確認させていただいております。そういう状況を確認する中で、町において見舞金の支給を決定していきたいというふうに思っております。

また、支給の時期ということでございますけれども、そういったことが確認でき次第、できるだけ早く、国の給付金の交付の後ですとか、裁判の結審の後ですとかそういうことではなくて、状況が確認できたところで書類を審査いたしまして、できるだけ早めに給付をしていきたいというふうに考えているところでございます。（発言の声あり）それは町で判断をさせていただきます。

14番（大森君） たまたま犯罪者というか、その方が、犯罪者を方というわけにいかないけど、この人が現場にいるということであればいいんですが、もしこれ逃げたということになった場合には、実況見分とかいろんなことで、冤罪という可能性も中にある可能性幾らでもあると思うんです。こういう状況の中でも、それがはっきりしないわけです。その関係者上、2人がトラブルに遭ったかどうかについてもはっきりしない、片方はもう亡くなっている、片方は冤罪だということで、やっていませんということはずっと裁判でも主張していると。このような状況も当然生まれる可能性あると思うんですが、この辺の判断はどうされるのか。

それと、もう一つは今、見舞金の支給について町が判断するということですが、それを支給する委員会とか、そういうのを作ってやるということなんでしょうか。あるいは、例えば町長が1人の判断で決めていくということになるのか。その辺はどうでしょう。

企画政策課長（臼井君） まず、犯罪の背景ですとか、例えば犯人、犯罪者ですね、そちらの方が実際に犯罪行為を行ったかどうかという部分につきましては、内容によりましてはかなり時間を要するというところも考えられるところでございます。そうした中で、町におきまして状況を、先ほど申し上げましたように警察ですとか、そういったところから提供を受ける中で、交付しない事例に当たらないとすれば、できるだけ早めに交付をしていきたいという考え方でございます。

決定の組織というところでありましてけれども、今のところではちょっと組織というところまでは考えておりませんが、必要があれば検討してまいりたいという状況でございます。

14番（大森君） 出すか出さないか判断するのは、もう当然、これ条例を作るときに決めておかなければ、そして今も訴追して支払うというお話し、今出てましたから、それについてやっぱり、ここの条例出した段階で明確になっているべきだと思うんですが、その点は今、あやふやな状態なんでしょうか。

企画政策課長（臼井君） 基本的には、先ほどから申し上げておりますとおり、警察のほうから情

報の提供をいただけるという部分について確認をさせていただいておりますので、それに基づいて支給対象になるかどうかを判断していくということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第45号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

10番（朝倉君） 1点、お聞きをしたいと思います。

補正予算書12ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目5人権同和推進費、節18犯罪被害者等見舞金について、100万円が計上されております。これは、5月の事件に対するものと理解をするものでございますが、その内容について伺いたいと思います。

また、条例の制定と運用にあたりましては、大変センシティブな問題を含むことから、慎重な対応が私ども議員はもちろん、町民の皆様も含めて、大変重要と考えるところでございます。この点について、何か気づく点があればお伺いをしたいと思います。

企画政策課長（臼井君） 犯罪被害者等見舞金の内訳というご質問でございます。5月の事件に対するご遺族への見舞金について、まず60万円を計上しております。併せまして、起きてはならないことでございますけれども、万一該当する事案が出てきた際に、迅速な対応ができますよう遺族に対します見舞金30万円と傷害に対する見舞金10万円について、それぞれ1件分を計上したものでございます。

続いて、住民の皆様への対応という部分につきましては、先ほどお認めをいただきました犯罪被害者等支援条例の中にも盛り込んでおりますけれども、不幸にして犯罪の被害に遭われた方が再び平穏な生活を取り戻すためには、地域や職場における気配りや理解ある行動が大変重要と考えているところでございます。不確実な情報発信や誹謗中傷などによる二次的な被害を防止するためにも、そうしたデリケートな部分のご配慮をお願いしたいと考えているところでございます。

議長（西沢さん） ほかにございませんか。

12番（塩野入君） まず歳入の3ページであります。

地方交付税、今回これではほぼ固まったと思うんですけれども、これ昨年の、現在の状況を見ても多少増加していると。それから合わせてページですが、款21町債、9の臨時財政対策債、これも増えているわけで、これは当然、交付税と連動しているわけでございますけれども、この辺のところ、どのように見ているのかどうか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、同じく歳入の6ページであります。款18繰入金、目1基金繰入金であります。これコロナの新型コロナウイルスの関係で、出し入れ大変激しい中で、これで今回、4億5,798万4千円を戻したということでありましてけれども、今年度全体合わせて財調からどのくらい使われて、今現在、どのくらい使われて、出したり入れたりして、今回これまた入れてありま

すので、現在どのくらいでしょうか、財調の基金残高、どのくらいでしょうか。その辺をお聞き
をいたしたいと思います。

それから、歳出であります、9ページ。款2総務費、目6企画費の中でスマートエネルギー
設備の設置補助金が300万円出ております。この状況をお聞きをいたします。

それから、15ページ。款4衛生費、目2予防費の中で19001未満児養育保育医療という
ことで488万円、もうこれ当初100万円さらに追加でこの額が出ております。入院を必要と
する1歳児未満の未満児に医療を給付するというではありませんけど、その状況をお聞きを
いたしたいと思います。

続いて、19ページであります。

款7商工費、目2商工振興費、010704中心市街地の中で、これ用地代と仲介手数料それ
ぞれ盛り込まれています。場所は分かっているわけですが、この仲介手数料の状況。用
地はちなみに単価等、面積も併せてお願いしたと思います。

あと一つ。21ページ。8土木費、目1道路新設改良費、用地設定委託料等から道路改良工事
に1,800万円、付け替えになっていると思うんですが、この辺の内容をお聞きします。

以上。

財政係長（細田さん） はじめに、歳入のほうの普通交付税とあと臨時財政対策債の増額の内容に
つきまして、お答えいたします。

普通交付税につきましては、令和2年度交付額がここで決定したことによりまして、今回決定
額に合わせまして増額補正したものとなっております。交付税の増額となった内容ですけれども、
今年度の基準財政需要額につきまして、新たに算定費目となりました幼児教育、保育の無償化に
係る経費及び会計年度任用職員に係る経費について、補正係数単位費用等が確定してきたこと
による増額、または人口が減少し少子高齢化が進行している団体や、人口密度が低く持続可能性へ
の懸念が生じている地域が多い団体に重点的に配分される地域社会再生事業費が新規に加わった
ことなどによりまして、当初見込みよりも基準財政需要額が増額算定されまして、需要額と収入
額の差が大きくなったことから、普通交付税の交付決定額につきまして、当初見込額よりも約
4億2千万円の増額となっております。

なお、普通交付税の交付が国の交付税特別会計で賄えない額につきましては、その振り替え財
源といたしまして、それぞれの市町村等において臨時財政対策債の発行により賄う仕組みとなっ
ていますことから、普通交付税の交付決定に伴い、併せまして臨時財政対策債発行可能額も算定
されたことによりまして、款10の地方交付税及び款21町債のうち目9臨時財政対策債につい
て、今回補正を計上したものでございます。

続きまして、財政調整基金の繰り入れ状況でございます。

令和2年度においては、当初予算から8月11日に専決いたしました第7号補正予算までで約

5億2,257万3千円の繰り入れをしたところですが、今回、普通交付税や臨時対策債、前年度の繰越金といった一般財源が見込まれたことから4億798万9千円の繰り戻しをしたものでございます。基金残高でございますけれども、こちらの繰り戻しによりまして、利子等の積み立ても見込みまして現在、基金残高約23億4千万円となります。

企画調整係長（宮下君） 9ページにいきまして、目6企画費、スマートエネルギー設備設置補助金、こちらの状況はということでございますが、こちら令和2年度におきましては太陽光発電設備の申請が15件、106万5千円、また蓄電池の申請が16件、320万円、HEMSにつきまして7件、33万3千円の合計459万8千円が交付決定しているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 15ページ、目2予防費、乳幼児健診事業、未熟児養育医療ですけれども、当初1名の利用の見込みで計上させていただいておりましたが、今年度6名が利用されているため不足分を計上させていただいたものでございます。

商工農林課長（竹内君） 中心市街地活性化事業の中の仲介手数料と用地代についてのご質問にお答えをいたします。

まず、仲介手数料でございますけれども、今回、取得をする物件に関する調査費ということで不動産業者に仲介手数料を支払うものでございます。それから、取得する面積でございますけれども、土地につきましては、宅地で1,272.72平方メートルでございます。それから、取得額の関係でございますけれども、こちらにつきましては、現所有者からは、当該土地建物の取得をした金額と同額でということでご提示を頂いております。近隣の公示価格等々を参考とした評価について妥当であるということから、現所有者からの提示額により取得額を予定するものでございます。

建設課長（大井君） 21ページ、道路新設改良費の道路改良事業（A01号線）の委託料と工事請負費の予算額の組替えの理由のご質問でございますけれども、A01号線の若草橋周辺の酒玉工区の道路改良事業ができるだけ工期を短くできるよう、例年、国の交付金の交付額に応じて酒玉工区内の工事箇所をやりくりをして工事を発注してまいりました。今回、委託料と工事請負費の組替えは測量設計委託としてA01号線の金井工区と酒玉工区の中間の保地工区の詳細設計を予定し、1,800万円を計上しておりましたけれども、酒玉工区、若草橋から約60メートル南側の大口の交差点に設置をしております防火水槽が、酒玉工区の道路改良に伴い移設工事の工期が確定したことにより、年度内にさらに道路改良工事を進めることが見込めました。

また、A01号線は、南条小学校の児童の通学路ともなっておりますが、現在、酒玉工区の工事のため迂回をして通学をさせていただいております。このような状況を少しでも早い時期に解消できるよう設計委託料として計上しておりました1,800万円を工事請負費に組替えをお願いするものでございます。

12番（塩野入君） 今回、私どもも町村会の議会議長会から提出されました意見書が出るわけで

あります。委員会でも採択しました。その中に一般財源額を確保・充実すること、そして、その際に臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保することということが1つ。それから、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。こういうものを入れた、これから追加議案で、今も承認されましたが、出るわけであり。実際に、いつまでも本来の交付税の仕組みを持ってこないで、臨時財政対策債で賄っているというようなことが続けば、これやっぱりしつかりした地方財政の確立はできないわけであり。私どもはこういう意見書を出すわけであり。私どもは、町のほうでは、その辺のところどんなお考えでしょうか、お聞きをいたします。

それから、基金繰入金でありますけれども、これから第二、第三波が出れば別ですけれども、地方創生臨時交付金などその他の対応がなければ大体これで――9月補正でも、今、181万9千円ほど出してはいますけれども、大体安定した形で、この状況で推移するのかな、その辺がどうなんでしょうか、お聞きをいたします。

それから、歳出のほうにまいります。

まず、スマートエネルギー関係でありますけれども、内容は分かりました459万円使った。あと今回300万円を追加しているんですが、その300万円を追加したのは、当初予算でどのくらいでしたっけ、460万円ほど積んだわけですね。で、今459万、これ不足になるから、見越して新たにここで300万円も入れたのかどうか、ちょっとその辺ですね、お聞きをしたいと思います。

それから、未熟児の関係であります。これ国で2分の1、県と町で4分の1かな、というような補助仕組みだと思っておりますけれども、そのほかに未熟児の自己負担金94万も載っているんですが、ちょっとこの辺の仕組みといいますか、どうなっているのか、その内容をお聞きをしたいと思います。

それから、商工振興費の中で仲介手数料、いろんなその中で105万6千円ってこと、今、お答えを頂きましたけれども、仲介手数料として、どんな内容をしているのかその状況ですね、それをお聞かせください。

それから、最後、A01号線の関係であります。9月でこの時期に組替えをするということになりますけれども、こちらのほうのほかのを替えたということですが、この用地測量設計委託料というのは、これからどうなるんでしょう、また、次年度以降にと、こういうことになるんですかね。その辺内容をお聞きをしたいと思います。

以上です。

総務課長（柳澤君） 地方交付税と臨時財政対策債の在り方という部分でございます。塩野入議員おっしゃられるように、本来、満額地方交付税で交付されることが一番望ましい状況であろうかと考えるところであります。そうしていただければ、臨時財政対策債というような借入れが行わ

ずに運用ができるということで、一般財源の確保にもつながるということで、できればそういった姿が一番いいのかなというふうには考えるところでございます。

ただ一方で、現段階では、国のほうでそういった仕組みになっていないというところを考えると、これもやむを得ない状況であるのかなというところでございます。この状況が続いたときに、どうなのかというところでございますが、国の制度設計の中で臨時財政対策債につきましては、100%交付税算入、基準財政需要額の中に含まれるというような状況で算定がされてまいりますので、町の将来的な負担というようなところには響いてこないような状況でございますので、この制度が続いたとしても、財政的には大丈夫なのかなというふうには考えているところでございます。今の制度が変わってしまうと、また話は別なんですけども、あと起債の残高というところでは、どうしても臨財債が借入れを起こすということであれば残高が大きくなってしまいうところが、目に見えたところではやや心配なところではありますが、財政運営上は、その部分については、将来的な負担はクリアされるというふうに考えておりますので、この制度が続いたとしてもやっていけるのではないかなというふうに考えるところでございます。

財政係長（細田さん） 財政調整基金の今後の残高の見込みでございますけれども、財政調整基金につきましては、年度間の不均衡を調整するとともに、予期せぬ災害などの緊急の財政需要等への備え等として積立てを行っているものとなっております。

昨年度におきましては、東日本台風災害による復旧事業や、今年度は、また新型コロナウイルス感染症予防等に係る事業等、早急な対応が必要であったことから、財政調整基金からの繰入れにより実施してきたところでございます。

今後ですけれども、新型コロナウイルスの影響により世界的に社会情勢が不安定な中、緊急で事業実施が必要となる可能性もまだ秘めておりますので、急な財政需要への備えとして、引き続き運用してまいりたいと考えております。

企画調整係長（宮下君） スマートエネルギー設備設置補助金の補正額300万円ということですが、今年度、昨年度末ぐらいから蓄電池に関する需要というものが急激に伸びている状況にございます。そういった中で、今年度のこれまでの申請の状況というところを見た中で、見込んで300万円というふうにさせていただいたところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 未熟児養育費自己負担金でございますが、保護者の所得に応じた基準額により決定される負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 仲介手数料の内容でございますけれども、土地取得に関しまして、土地の評価、また境界の確定、登記に係る事務に対する手数料を予定しているところでございます。

建設課長（大井君） A01号線の測量設計についてのご質問でございますけれども、社会資本整備総合交付金を活用しての事業につきましては、来年度以降も実施してまいりますので、測量設計については、来年度以降実施してまいりたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

8番（玉川君） 21ページの先ほどのA01号線の防火水槽の件なんですけど、場所が移るのでしょうか。埋めちゃう、蓋をしちゃうような形になるのでしょうか。そこ1つと、それと、22ページの目3消防施設費の消防施設一般経費に、2つ内容があるんですけど、これについての説明をお願いします。

建設課長（大井君） A01号線の大口の交差点付近の防火水槽についてのご質問でございますけれども、こちらは移設ということで、なくすことではなくて移動するというところでございます。

住民環境課長（関君） 非常用備蓄資機材の関係でございますけれども、これにつきましては、防災活動車に積載をしようと考えておりますLEDバルーン投光器について購入をしたいというふうに考えております。工事の関係ですが、これにつきましては、先ほどの防火水槽でございますが、それを耐震化を図る工事をしたいということで、さきに契約させていただきました。それにつきましては、表面を舗装をかけまして、路盤から作りまして舗装しまして車が安全に入れるようにということで増嵩させていただきたいというふうに考えております。併せてそちらにごみの収集庫をちょっと設けさせていただきまして、そちらに、あそこの場所につきましては、道路のところで車を止めるという形で危険だということも地元の方からお聞きしておりますので、そういった皆さんがご利用いただければというふうに考えておるところでございます。

8番（玉川君） 移設する場所というのはどれくらい離れるのでしょうかということと、このLEDバルーンの予算が49万5,000円ということで、前回の決算よりも随分安いと思うんですが、違いがあるのでしょうか。

住民環境課長（関君） 金井の防火水槽につきましては、今、開渠で開いているところになっております。移設っていう話になってしまっただけでちょっとあれなんですけど、その場所に蓋をかけて有蓋化したものをそのまま設置するという形で考えております。

それから、非常用発電機LEDバルーンでございますが、昨年決算で答弁させていただきましたものにつきましては、発電機付きのLEDバルーンとなっております。災害時、暗い現場に行ったときに周りを明るくしたいということが目的でございます。

今回のLEDバルーン投光器につきましては、現地本部を設置したいというところに明るくしたいために設置したいということで、電源につきましては、消防活動車から取りたいということで発電機につきましてはありませんので、その分が安価となっているということでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員より）可決」

議長（西沢さん） ここで、テープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時34分～再開 午後 2時44分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第10「議案第46号 令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第47号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第48号 令和2年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第49号 令和2年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」
「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「議案第50号 令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について」から追加日程第5「発委第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

最初に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、議案第50号、第51号についてご説明申し上げます。

まず、議案第50号「令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結」についてご説明申し上げます。

本案は、G I G Aスクール構想における児童・生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを整備するために必要となる、町立小学校情報機器等の購入契約について、坂城町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

契約内容としましては、児童・生徒及び教員用のG I G Aスクールパッケージ端末等附属品1,186台、家庭学習のための通信機器としてW i - F iモバイルルーター230台、学校からの遠隔学習通信装置として、教員用のカメラ、マイク53セットの購入と各種設定やセットアップ、設置作業一式などとなっております。

契約につきましては、補助対象で構成されるG I G Aスクールパッケージ端末を取り扱う業者

5社による指名競争入札を行った結果、落札した富士電機ITソリューション株式会社信越支店と契約するものであります。契約金額は8,250万円。事業期間としましては、関連情報機器の早期導入を目指し、議決をいただいた日から令和3年3月31日までとしております。

続きまして、議案第51号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第9号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億6,521万2千円とするものであります。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金181万9千円を増額し、歳出につきましては、坂城保育園及び町保健センター空調設備取替工事費131万9千円、商業店舗リフォーム補助金50万円をそれぞれ増額するものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 次に、趣旨説明を求めます。

14番（大森君） 私からは、発委第4号から第5号の2件につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第4号「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められている。

令和3年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等と地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

次に、発委第5号「国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務

標準法改正)に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校まで順次改正することを検討し、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は、加配で小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、それ以降国の35人学級推進は進んでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

また、新たに導入された小学校での外国語活動への加配教員は、長野県で60人であり、全355校での授業時間増に対して、不十分な配置状況となっている。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5月22日、文部科学省は学校の新しい生活様式を公表した。ここで示された身体的な距離の確保を実施するためには、現行の学級定員のままでは困難な状況である。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、行き届いた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方公共団体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においても行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

1、国の責任において計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員の定数改善計画を策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 続いて、趣旨説明を求めます。

9番（滝沢君） 私からは、発委第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」について趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに償還財源を確保すること。2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続にあたっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。5、特に固定資産税は、市町村の重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋、償却資産を含め断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等に対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時03分～再開 午後 3時13分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎追加日程第1 「議案第50号 令和2年度坂城町立小中学校情報機器等購入契約の締結について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

3番（山城君） すみません、この議案第50号の件なのですが、以前全協の資料等で頂いたのから比べると安く契約が締結されたのかなと思って、その部分に関してはとてもよかったのかなと思っています。

ただ、1点ちょっと確認なのですが、全協の資料にも頂いたところによると、もちろん3月末までに整備完了というふうになっております。このコロナの状況で、このタブレット千台以上、Wi-Fi230台、カメラの関係53セット、これは全部3月までにそろそろ見込みが今当然立っていると思うんですが、その点の詳細なスケジュールをもう一度確認させていただけたらと

思うんですが、その点どうなっているかお願いします。

教育文化課長（堀内君） ご質問いただきました機器の購入のスケジュールにつきましてでございます。

こちらは一般質問のほうでもお答えをさせていただきましたけれども、この事業につきましては、全国一斉に行っている事業ということでもあります。ご指摘いただいております端末、ルーター、こちら機器の調達が大変難しい状況と、全国的に動いている中でそういった状況をお聞きしているところがございますけれども、現在のところ、来年の3月末、こちらの整備完了を目指し、機器の調達、導入、そして設定を終わらせていきたいと考えているところがございます。

3番（山城君） 今担当課長からお答えいただきました。3月の完了を目指すということなんですが、これに対する再質問なんですが、間に合わない場合っていうのも当然それでは考えているということでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

現在のところ、3月末の整備完了を目指して取り組んでまいります。

3番（山城君） その答弁だろうなと思っただけでしたが、もちろん遅れがないことを議会としても私としても願うばかりなんですが、こういう状況、不確定な要素がたくさん今の状況はあると思うので、遅れがないように教育委員会としても進めていただきたいと意見を述べさせて、以上です。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 1点だけお尋ねいたします。

入札に際して最高額を提示した企業と、最低額が恐らく富士通さんだろうかと思うんですが、もし違うのであればその金額を教えてください。

教育文化課長（堀内君） まず富士電機ITソリューション、落札者でございますが、こちらが8,250万円、最低落札者でございます。そして最高につきましては8,415万円となっております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2 「議案第51号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） 1点だけお尋ねします。

基金繰入れですが、これで財政調整基金の現在高は幾らになるのでしょうか。

財政係長（細田さん） 財政調整基金の現在高についてお答えいたします。

今回、第9号の補正予算を含めまして23億4,197万8千円になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3 「発委第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4 「発委第5号 国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5 「発委第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6 「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（西沢さん） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和2年第3回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月1日に開会されました本定例会は、本日までの18日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、町名誉町民の推挙、人事案件、令和元年度一般会計及び特別会計決算の認定、規約の変更、条例の制定、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算、また追加でお願いいたしました契約の締結、一般会計補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り誠にありがとうございました。

今議会では、長野県下で初めてとなります「坂城町犯罪被害者等支援条例」を議決いただきました。本条例により、犯罪被害に遭われた方やご家族の被害の軽減や回復を支援し、安心して暮

らすことができる地域の実現につなげてまいりたいと考えております。

さて、一昨日9月16日に臨時国会が召集され、同日夜、新たに菅内閣が発足いたしました。国においては、喫緊の新型コロナウイルス感染症対応や経済回復の政策展開と一層の地方創生の政策をお願いするところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関し、町では、去る9月9日、私と長野地域振興局長、町の商工会長なども加わり、感染症拡大防止へ一層の取り組みを呼びかけるため、町内の飲食店など23店舗を巡回し、感染拡大予防ガイドラインに沿った対策の徹底や「新型コロナ対策推進宣言」への参加をお願いしたところでございます。

県内の感染動向は、7月の終わりから今月初めにかけて連日感染者の報道がなされましたが、9月中旬以降、ここ最近は落ち着きを見せており、当町を含む長野圏域について、また、感染の拡大が大変心配された隣接の上田圏域についても、県が独自に定める感染警戒レベルが順次引き下げられ、現在は県下全域がレベル1となりました。

全国的にも新規感染者数は減少傾向にあります。イベントの収容人数の緩和やGo To Eatキャンペーンも開始される中、人の動きが活発になりますと、感染動向につきましてはこの先も一進一退が続くものと思われ、今後も油断せずに感染症と向き合っていく必要があると考えております。

町では、4月以降、新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた町民生活や地域経済を支えるべく、様々な支援策を実行してまいりました。しかしながら、世界的に感染の収束が見通せない中、特に経済に及ぼす影響はさらに続くことが予想され、町としても、引き続き皆様方の暮らしや健康をしっかりと支えていかなければならないというふう考えているところがあります。また、これからの季節はインフルエンザにも注意が必要となってまいりますので、町民の皆様には新しい生活様式を実践していただく中で、健康には十分留意いただくようお願い申し上げます。

さて、11月に延期としておりました町の成人式につきましては、成人者の皆様にアンケート調査を実施したところ、半数を超える方からこのタイミングでの参加は難しい旨の回答がありました。この結果を受け、成人式実行委員会で協議し、来年8月14日土曜日、この予定で再度延期することといたしました。成人者をはじめ、保護者、関係する皆さんには再度の大変残念ながらものお知らせとなりましたが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

さて、9月21日は敬老の日です。例年ですと、この時期は各地区で敬老の祝賀行事が行われるところですが、今年は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、祝賀行事に代えてお祝いの品をお送りする地区がほとんどとお聞きしております。こうした状況に鑑み、町では今年度に限り、例年の祝賀行事を祝い品の配付に代えた場合の経費についても補助をすることといたしますのでご活用いただきたいと思います。

また、去る9月5日に、99歳の白寿の方と100歳以上の皆様を訪問いたしました。ご都合等で全ての方とお会いすることはできませんでしたが、お会いできた皆さんはまだまだお元気で、中には家の外まで出て私を迎えてくださる方もいらっしゃいました。今後もますますお元気で過ごされることをご祈念申し上げます。

さて、町内保育園の運動会につきましては、明日19日と20日にかけてプログラムの変更と時間短縮により実施し、小学校の運動会は10月の平日、体育の学習発表会として保護者の授業参観として行う計画で、いずれも新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底して行っています。

また、あさって20日、日曜日ですが、さかき地場産直売所「あいさい」において、ぶどう直売市が開催されます。3密回避のための売場レイアウトや接客方法の見直しなど、新型コロナウイルスの感染防止対策に努め、旬を迎えたぶどうが販売されますので、多くの皆様にお出かけいただきたいと思えます。

また、9月12日から11月23日まで鉄の展示館では、「お守り刀特別展～願いを込めて～」を開催しております。お守り刀は、魔を除け、邪を祓うための祈りや世の中の禍を断ち切る願いなど、平穏な毎日が送れるよう思いが込められた刀であります。新型コロナウイルス感染症が早期に収束されるよう願いを込めた本展覧会に多くの方にお越しいただきたいと考えております。

さて、令和2年は5年に1度の国勢調査の年であり、10月1日を基準日として全国一斉に調査が実施されます。今回の国勢調査では、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し、調査員と調査対象者の接触をできる限り減らすということを目的に、インターネットによる回答を特に推奨しております。今月から来月にかけて調査員が伺いますので、町民の皆様のご協力をお願いいたします。

さて、10月2日、3日に、インターネットを介した「2020さかきオンラインモノづくり展」をさかきテクノセンターを主体とする実行委員会により、関係機関と連携して開催いたします。大学の教授による「Webセミナー」や町内企業経営者による「パネルディスカッション」などのほか、町内企業の事業概要や技術力の紹介、また、連携大学、坂城高校などの学校情報も発信しますので、多くの方にご覧いただきたいと思えます。

また、10月24日土曜日には、今議会で議決をいただきました高見澤 正氏の坂城町名誉町民称号贈呈式並びに本年度の町表彰式を行い、永年の顕著な功績を顕彰いたします。新型コロナウイルス感染症に十分配慮し、ご列席の皆様の人数を一定程度に限らせていただいて執り行う予定でございます。

また、同日午後には、町の特命大使の信州大学名誉教授中村浩志先生と「信州山の達人」に選ばれている中嶋 豊先生を講師にお迎えし、「山と私たちの生活」をテーマに、さかきふれあい

大学教養講座を開催いたします。これも感染症拡大防止のため定員70名の事前申込制として、
今月23日から受付を行ってまいります。

さて、9月も半ばを過ぎ、夕暮れもかなり早くなりました。来週21日から30日までの
10日間、「子供をはじめとする歩行者の安全と自転車・高齢運転者の安全運転や夕暮れ・夜間
の交通事故防止」等を運動の重点として、秋の全国交通安全運動が行われます。コロナ禍の中、
交通行動の変化を注視しつつ、正しい交通マナーの習慣づけなど、より一層の啓発活動を行い、
交通安全に努めてまいります。

朝夕はかなり涼しくなり、間もなく秋本番を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に
留意され、ご活躍されますことを祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて、令和2年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時32分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 大 森 茂 彦

坂城町議会議員 小宮山 定 彦

坂城町議会議員 山 城 峻 一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

| 発言順位 | 要 旨 | 通告者 | 答弁を求める者 |
|------|--|--------------|--|
| 1 | 1. withコロナの時代を迎えて イ. 事業所への支援について ロ. 日常生活での新しい生活様式について 2. 焼却施設について イ. B焼却施設について | 5 番 中島新一 | 町 長 住民環境課長 商工農林課長 |
| 2 | 1. 学生支援について イ. 現状について 2. 新型コロナウイルスと人権について イ. 感染者の情報について ロ. 人権を守る取り組みについて | 3 番 山城峻一 | 町 長 教 育 長 企画政策課長 福祉健康課長 教育文化課長 |
| 3 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策の支援事業について イ. 新型コロナウイルス感染症対策として実施している事業について ロ. 上田圏域での感染が8月に入り急増している。今後の感染防止策についてどの様に考えるか | 10番 朝倉国勝 | 町 長 総 務 課 長 企画政策課長 商工農林課長 |
| 4 | 1. 避難情報について イ. 避難勧告等の発令について ロ. ハザードマップについて 2. 地域づくり支援事業について イ. 申請数の推移について ロ. 今後の事業展開について | 2 番 小宮山定彦 | 町 長 総 務 課 長 住民環境課長 建 設 課 長 |
| 5 | 1. 新型コロナウイルス対策 イ. 町関連施設で集団感染発生の場合の対策は（PCR検査等も含めて） ロ. コロナウイルス感染症で陽性と判明した人への町の対応は 2. これからの教育について イ. 国が進めるGIGAスクール構想への町の取り組みは ロ. GIGAスクール構想推進事業の予算措置について ハ. 従来の対面式授業とICT活用授業の組み合わせの最適化への取り組みは 3. ゴミ問題 イ. 戸別収集への町の取り組みは（可燃ゴミ） ロ. 資源ゴミの分別収集の簡素化と常設ステーションの設置への取り組みは | 7 番 栗田隆 | 町 長 教 育 長 住民環境課長 福祉健康課長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通告者 | 答弁を求める者 |
|------|--|--------------|---|
| 6 | 1. スタンプラリー消費回復応援事業について イ. 取り組みの成果と課題は 2. 保育園などのコロナ対策について イ. 小学校と保育園の対応について ロ. 幼稚園と保育園の情報共有について 3. 新生児特別臨時給付金について イ. 4月28日以降に生まれた新生児にも支援を 4. 読み書きに不便を感じている住民に支援を イ. 代読・代筆サービスについて | 11番 吉川まゆみ | 町 長 教 育 長 福祉健康課長 商工農林課長 教育文化課長 子ども支援室長 |
| 7 | 1. withコロナ時代について イ. 感染防止に関する教育現場の対応について ロ. デマ拡散や誹謗中傷対策について ハ. マイナンバーカード普及について ニ. ふるさと納税について | 4番 祢津明子 | 町 長 教 育 長 企画政策課長 住民環境課長 教育文化課長 |
| 8 | 1. 防災対策について イ. 町内千曲川の被災箇所について ロ. 災害対策専門部署の設置を ハ. 災害時避難所の設備について 2. 公共施設への太陽光発電設備設置について イ. 町営住宅などの公共施設へ設置を 3. 耐震診断と耐震工事補助について イ. 補助金制度の周知について 4. 国民健康保険について イ. 新型コロナウイルス感染症での傷病手当について | 8番 玉川清史 | 町 長 総 務 課 長 住民環境課長 福祉健康課長 建設課長 |
| 9 | 1. 新工業団地造成と坂城インター先線の整備について イ. 新工業団地造成について ロ. 坂城インター先線について ハ. 町の発展に向けて | 6番 大日向進也 | 町 長 商工農林課長 建設課長 |
| 10 | 1. 新型コロナウイルス感染症対策について イ. 第1次支援について ロ. 第2次支援について ハ. 今後の対策は | 12番 塩野入猛 | 町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 福祉健康課長 商工農林課長 教育文化課長 |
| 11 | 1. 胃がんの原因ピロリ菌について イ. ピロリ菌検査を ロ. 中学生に集団検診を 2. 新型コロナウイルスについて イ. インフルエンザとコロナ検査は ロ. かかりつけ医でPCR検査を ハ. 感染症受入宿泊施設は | 13番 中嶋 登 | 町 長 教 育 長 保健センター所長 |

| 発言順位 | 要 旨 | 通告者 | 答弁を求める者 |
|------|---|-------------|--|
| 1 2 | 1. 町の新型コロナウイルス感染症の対策について第3弾 イ. PCR検査について ロ. 町内介護施設及び障害者施設の運営状況と支援は 2. 健康長寿のまちづくりは イ. 高齢者医療と介護の連携の準備状況は ロ. 介護・後期高齢医療費の現状は ハ. 国保加入者の状況は 3. 中心市街地の整備について2 イ. 多機能の空間に | 14番 大森茂彦 | 町 長 保健福祉課長 保健センター所長 |
| 1 3 | 1. 坂城町まち・ひと・しごと創生総合戦略について イ. 第2期総合戦略策定に向けて ロ. コロナ禍における人口減少対策の取り組みについて 2. コロナ禍での行事、講座について イ. 各事業の内容と感染防止策は | 9 番 滝沢幸映 | 町 長 教 育 長 企画政策課長 商工農林課長 教育文化課長 |

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきた。

しかし、昭和60年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきた。また、平成18年に「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いている。今のままでは財政規模の小さな県や市町村では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっている。

また、昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった家庭も多く、保護者負担の軽減が強く求められている。

令和3年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 武 田 良 太 殿
文部科学大臣 萩生田 光 一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西 沢 悦 子

国の責任による35人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降中学校まで順次改正することを検討し、政府は財源確保に努めると定められた。しかし、平成24年度は、加配で小学校2年生を35人学級としたものの法改正は行われず、それ以降国の35人学級推進は進んでいない。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年において35人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

また、新たに導入された小学校での外国語科・外国語活動への加配教員は長野県で60人であり、全355校での授業時間増に対して、不十分な配置状況となっている。

昨年度末から全国に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、5月22日、文部科学省は「学校の新しい生活様式」を公表した。ここで示された「身体的距離の確保」を実施するためには、現行の学級定員のままでは困難な状況である。

いじめや不登校、生徒指導上の様々な問題への対応など、多様化する学校現場に対処し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方公共団体の財政的負担は大きなものとなっている。児童・生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが重要である。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に35人学級を押し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

| | | |
|--------|-------|---|
| 衆議院議長 | 大島理森 | 殿 |
| 参議院議長 | 山東昭子 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅義偉 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻生太郎 | 殿 |
| 総務大臣 | 武田良太 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 萩生田光一 | 殿 |

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西沢悦子

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
- 5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 9月 日

| | | |
|-----------------|------|---|
| 衆議院議長 | 大島理森 | 殿 |
| 参議院議長 | 山東昭子 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅義偉 | 殿 |
| 財務大臣 | 麻生太郎 | 殿 |
| 総務大臣 | 武田良太 | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 田村憲久 | 殿 |
| 経済産業大臣 | 梶山弘志 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 加藤勝信 | 殿 |
| 経済再生担当大臣 | 西村康稔 | 殿 |
| まち・ひと・しごと創生担当大臣 | 坂本哲志 | 殿 |

長野県埴科郡

坂城町議会議長 西沢悦子